

〔軍馬〕

- 軍馬管理規則中改正 (達)陸達第七號(九) 二二
- 明治四十三年陸達第三號(軍馬補充部支部同派支部及出張所ノ名稱及位置)中改正 (達)陸達第十三號(三) 五七

〔軍法〕

- 恩赦令制定明治四十一年勅令第二百十五號(特赦及減刑ニ關スル件)、同第二百十六號(軍法會議ニ於テ刑ノ首渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件)、同第二百三十號(明治四十一年勅令第二百十五號ヲ朝鮮、臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スル件)廢止 (勅)第二十三號(九) 二六
- 大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ陸軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)陸達第二號(九) 二〇〇
- 大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ海軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)海第二號(九) 二〇〇
- 〔軍港〕
- 明治二十九年勅令第三百六十五號(橫須賀軍港増城)改正 (勅)第五十四號(三) 六五
- 軍港要港規則中改正 (省)海第三號(一〇) 五八
- 同上 (省)海第五號(三) 一九一

〔軍樂〕

- 陸軍禮式ニ依ル軍樂及喇叭ノ吹奏並禮式ノ停止ニ關スル件 (平)陸第一號(八) 一
- 陸軍戸山學校軍樂生徒召募 (告)陸第二號(三) 一四二

〔軍艦、驅逐艦〕

- 商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約 (條)第七號(二) 一三四
- 紀念軍艦規則中改正 (達)海第三十五號(一〇) 五五
- 艦隊編入中ノ軍艦驅逐艦ハ小銃教練射撃ノ外野砲小銃及拳銃射撃規則ニ依ル本教育年度ノ各種射撃ヲ施行セサルコトヲ得ル件 (達)海第六十五號(六) 一五七
- 驅逐艦信符字點附 (達)海第七號(二) 一八
- 軍艦艦旗ニ信符字點附 (達)海第二十六號(九) 三八
- 軍艦旗速帝國軍艦旗ヨリ除籍 (達)海第二號(八) 三
- 軍艦和泉帝國軍艦ヨリ、第五十號第五十二號水雷艇帝國水雷艇新ヨリ取消 (達)海第三十三號(四) 一一二
- 英國ニ於テ製造ノ伊號裝甲巡洋艦命名 (達)海第五十八號(五) 一五二
- 軍艦信符字點附 (告)海第四十二號(二) 九二
- 軍艦艦旗ニ信符字點附 (告)海第九十四號(一〇) 三六一
- 軍艦比叟進水式紀念ノタメ特殊通符日附印使用 (告)海第四百五十五號(二) 五五〇
- 〔軍用〕
- 臨時軍用氣球研究會官制中改正 (勅)第十四號(三) 一三〇

- 官廳用、軍用及私設電線ノ保守並電燈掃除依託規則中改正 (府)並第四十號(五) 三八五
- 〔軍隊〕
- 軍隊經理規程中改正 (達)陸達第三號(八) 一
- 軍隊縫紉工具定數表同附圖 (達)陸達第三號(二) 三
- 〔軍服〕
- 陸軍服制改正陸軍軍服服制及明治三十九年勅令第七十二號(陸軍軍服服制中濃縮裁ヲ以テ茶褐裁ニ代用スル件)廢止 (勅)第十號(三) 二二
- 陸軍下士以下軍靴種類及製式設定明治三十四年陸達第七十六號(陸軍下士以下ニ交付ノ軍靴ノ件)廢止 (達)陸達第八號(三) 三三

- 陸軍軍人軍屬雇員傭人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告)陸第六號(四) 五六九
- 明治三十七八年戰役ニ從事シ死歿シタル陸軍軍人軍屬雇員傭人等ノ遺族ニ對シ賜與スヘキ特別賜金支給出願期日 (告)陸第十一號(六) 二二七
- 海軍軍人軍屬雇員傭人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷病ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告)海第六號(四) 五七三
- 明治三十年陸達第四十五號(陸軍軍人軍屬日本郵船株式會社及大阪商船株式會社船員及命令帶付手續)廢止 (達)陸達第二十四號(五) 一五〇
- 陸軍軍人軍屬乘船手續 (告)陸第九號(五) 九七二
- 第七師管轄路隊區管内擇提島、新古丹島、國後島ニ寄留ノ在籍軍人ニシテ寄留地ニ於テ勤務演習ヲ爲シ又ハ簡閱點呼ヲ受ケントスル者届出方 (告)陸第三號(三) 一四二

- 〔軍人、軍人軍屬〕
- 清國事變ニ關シ騒亂地方ニ派遣シタル海軍軍人軍屬ニ對スル増給ノ件 (勅)第五號(二) 一〇
- 第七師管轄路隊區管内千島諸島及花咲郡瑤瑤瑠村ノ附屬島在籍及以上諸島寄留ノ在籍軍人ニシテ寄留地附近ノ軍隊ニ於テ勤務演習ヲ爲シ又ハ寄留地ニ於テ簡閱點呼ヲ受ケントスル者届出方 (省)陸第九號(二) 九三
- 明治四十五年勅令第五號(清國事變ニ關シ騒亂地方ニ派遣シタル海軍軍人軍屬ニ對スル増給ノ件)ニ依リ支給スル増給支給方 (達)海第八號(二) 一八

- 軍人軍屬宿直、一晝夜交替又ハ徹夜勤務ヲ命セラレタルトキ食料支給方設定明治四十年陸達第十八號(判任官以下宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)、同四十四年同第八十一號(東京各屬在勤ノ高等官判任官ニシテ宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)廢止 (達)海第八號(八) 六
- 海軍軍人軍屬鐵道乘車並物品輸送手續中改正 (告)海第一號(八) 一一



勸章

元勳勳章記章ノ受領及佩用出願書差出期限 (告)閣第一號(三) 二二九

野砲

野砲機關及小銃拳銃射擊規則 (達)海第四十二號(二) 六二  
明治四十年達第六十七號(野砲小銃及拳銃射擊規則) 廢止 (達)海第四十三號(二) 六九

養成

臨時教員養成所規程中改正 (省)文第四號(三) 七六  
臨時教員養成所卒業者服務規則設定臨時教員養成所規程中卒業者服務ニ關スル規定廢止 (省)文第八號(三) 八二  
東京帝國大學醫科大學產婆養成科、京都帝國大學醫科大學產婆養成科ヲ産婆規則第一條ニ依リ指定 (告)内第一號(八) 四  
商業教員養成所明治四十五年度生徒募集員數 (告)文第二十一號(二) 五八  
明治四十五年度工業教員養成所募集生徒員數 (告)文第三十三號(二) 一四七  
朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所規程 (府)朝第九十八號(五) 三七〇  
逓信業務傳習生養成規則 (訓)朝第十號(二) 二二〇

役場

朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所生徒手當給與規程 (府)朝第百號(五) 三七五  
臺灣總督府民政部學務部附屬工業講習所生徒養成規程 (告)第百號(七) 二五三

野砲

山形縣南置賜郡山上村戶籍役場備付ノ身分登記簿紛失ニ付キ更ニ届出及書類送付方 (告)司第二號(一) 五三  
高知縣幡多郡中筋村戶籍役場備付ノ本籍人身分登記簿ノ一部漏害ノタメ減失 (告)司第三號(一) 五三  
島根縣那賀郡雲城村戶籍役場火災ノタメ保存書類焼失ニ付キ更ニ届出及書類送付方 (告)司第九號(二) 一四三  
同戶籍役場火災ノタメ出入寄留簿焼失ニ付キ出入寄留更ニ届出方 (告)司第十號(三) 一四四  
山形縣北村山郡田邊野村戶籍役場備付ノ明治三十一年本籍人及非本籍人身分登記簿全部紛失ニ付キ更ニ届出及書類送付方 (告)司第十六號(四) 五七七  
福井縣南條郡南日野村戶籍役場火災ニ罹リ身分登記簿等焼失ニ付キ更ニ届出及書類送付方 (告)司第二十一號(五) 九八四  
同村役場火災ニ罹リ出入寄留簿焼失ニ付キ出入寄留更ニ届出方 (告)司第二十二號(五) 九八五  
東京府南葛飾郡寺島村戶籍役場備付ノ身分登記簿中減失 (告)司第二十三號(五) 九八五  
東京府南葛飾郡吾妻村戶籍役場備付ノ明治三十二年分本籍人及非本籍人身分登記簿全部減失 (告)司第二十五號(六) 二二九

沖繩縣宮古郡平真村戶籍役場備付ノ戶籍簿中減失 (告)司第二十六號(六) 二二九  
大分縣東國東郡武藏町戶籍役場火災ノタメ身分登記簿等保存書類焼失ニ付キ更ニ届出及書類送付方 (告)司第一號(八) 二  
同役場火災ノタメ出入寄留簿焼失ニ付キ出入寄留更ニ届出方 (告)司第二號(八) 二  
滋賀縣愛知郡西小椋村戶籍役場備付ノ明治四十五年本籍人身分登記簿正本紛失 (告)司第九號(九) 二〇〇  
山形縣北村山郡大倉村戶籍役場備付ノ明治三十一年本籍人身分登記簿全部減失ニ付キ更ニ届出及書類送付方 (告)司第十六號(二) 三三六  
山形縣北村山郡戸澤村戶籍役場同上 (告)司第十七號(二) 三三六  
山形縣西田川郡念珠關村戶籍役場備付ノ明治四十一年本籍人身分登記簿正本紛失 (告)司第三十號(三) 七三六  
秋田縣山形郡小出村戶籍役場保存ノ明治三十六年本籍人身分登記簿出生ノ部減失 (告)司第三十三號(三) 七三七  
德島縣名東郡新居村戶籍役場水害ノタメ明治三十一年本籍人身分登記簿減失 (告)司第三十二號(三) 二四〇  
東京府三宅島坪田村戶籍役場火災ノタメ身分登記簿等焼失ニ付キ更ニ届出及書類送付方 (告)司第三十四號(三) 七三七  
東京府三宅島坪田村役場火災ノタメ出入寄留簿焼失ニ付キ出入寄留更ニ届出方 (告)司第三十五號(三) 七三六

明治四十三年告示第三號(區ノ名稱及其ノ區域内ノ街庄社名數區區長役場ノ位置)中追加 (告)第百七號(三) 二二〇  
同上中改正 (告)第百二十四號(二) 四九  
秋田縣北秋田郡花岡村役場火災ノタメ書類焼失ニ付キ願、伺、照會等應答未済ノモノ更ニ手續方 (告)第百七十一號(三) 八六一

約定

エチオピア帝國羅馬締結價格表記書狀及前物交換約定ニ加入 (告)逓第六百七十八號(七) 二四六

藥劑

海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中改正 (勅)第百四十七號(七) 二七三  
海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生規則中改正 (省)海第八號(七) 一八一  
海軍中軍醫海軍少軍醫海軍中藥劑士海軍少藥劑士海軍少軍醫候補生海軍少藥劑士候補生採用規則中改正 (省)海第七號(七) 一八一  
醫藥劑師名簿編成並加除訂正規程廢止 (省)内第二號(八) 三  
監獄醫、教師、醫師、藥劑師、看守及女監取締ノ定員中改正 (省)司第四號(三) 七五  
明治四十五年第二回藥劑師試驗同上 (告)文第百七十二號(六) 二五八



○明治四十五年告示第七十二號(明治四十五年第二回藥劑師試驗施行地及期日等)中改正 (告)文第七號八 一五

○大正二年第一回藥劑師試驗施行地及期日等 (告)文第五十二號(三) 七四〇

〔藥局〕

○日本藥局方中改正 (省)內第四號(五) 一一五

〔藥種〕

○藥種商、製藥者行政處分ノ件及赤痢腸炎扶、ハハラチノス、痘疹五日報告告ニ及ハス (訓)內第二號(二) 九七

〔藥品〕

○藥品及藥品營業取締令 (制)第二十二號(四) 七六

○藥品營業取締令取扱い規則第三十五條ニ據ル毒藥劇藥ノ品目制定明治三十九年省令第三十六號(同件)廢止 (省)內第二號(三) 五三

○藥品及藥品營業取締令施行規則 (府)第五十五號(四) 三〇〇

○藥品及藥品營業取締令第十三條ニ依ル毒藥、劇藥品目 (府)第六十六號(四) 三〇八

○私立九州藥學專門學校藥品營業取締規則第四十六條第一項ニ依リ指定 (告)文第四十二號(二) 四六四

マノ部

〔埋葬〕

○明治十七年途乙第四十號(墓地及埋葬取締規則第八條ニ依ル施行方法細目標準)中改正 (訓)內第二十二號(二) 一〇九

○墓地、火葬場埋葬及火葬取締規則 (府)朝第百二十三號(六) 四八七

〔眞綿〕

○臺灣ニ於テ生産スル眞綿生絲又ハ眞綿ノ買入又ハ賣拂ニ關スル隨意契約ノ件 (勅)第七號(八) 九

〔蘭〕

○臺灣ニ於テ生産スル蘭生絲又ハ眞綿ノ買入又ハ賣拂ニ關スル隨意契約ノ件 (勅)第七號(八) 九

〔滿洲〕

○滿洲國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正 (勅)第百號(四) 三三

○滿洲朝鮮樺太駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸第百十八號(四) 九八

○滿洲內郵便規則中改正 (府)關第一號(八) 四〇

○日滿鐵路運輸旅客及手荷物貨率規則中改正 (告)鐵第九號(二) 一一九

ケノ部

〔刑〕

○恩赦令制定明治四十一年勅令第二百五十五號(特赦及減刑ニ關スル件)、同第二百十六號(軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件)、同第二百三十號(明治四十一年勅令第二百五十五號ヲ朝鮮、臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スル件)廢止 (勅)第二十三號(九) 二六

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ言渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスル者申出方 (告)司第十號(九) 二〇〇

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ陸軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)陸第二號(九) 二〇〇

○大赦令ニ依リ赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ海軍軍法會議ニ於テ刑ノ宣告ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ得ントスルトキ申出方 (告)海第二號(九) 二〇〇

○刑ノ執行猶豫ニ關スル取扱規程 (訓)朝第十五號(四) 八七

〔刑罰〕

○縣中地方法院管内ニ於ケル匪徒刑罰令ニ掲ケタル犯罪被告事件ヲ審判セシムルタメ臨時法院ヲ南投廳林圪堆ニ開設 (府)臺第三十號(四) 三四七

○同上 (府)臺第三十三號(四) 三四七

〔刑法〕

○朝鮮刑事令制定刑法大全鐵道事項犯罪人處斷例、刑事裁判費用規則廢止 (制)第十一號(三) 三〇

〔刑事〕

○刑事訴訟法中改正 (法)第十九號(四) 四〇

○明治三十八年省令第十號(區裁判所刑事事務ノ取扱ニ關スル件)中改正 (省)司第五號(四) 九七

○朝鮮刑事令制定刑法大全、鐵道事項犯罪人處斷例、刑事裁判費用規則廢止 (制)第十一號(三) 三〇

○朝鮮刑事令制定刑法大全、鐵道事項犯罪人處斷例、刑事裁判費用規則廢止 (制)第十一號(三) 三〇

○民事令、刑事令、不動產登記令、不動產證明令竝ニ其施行上必要ノ規定發布ニ付キ趣旨貫徹方 (訓)朝第十七號(四) 九五

○刑事判決ノ正本、謄本及抄本ノ手数料 (府)朝第三號(八) 四

○朝鮮、内地間ニ於テ明治四十四年勅令第二百六十八號ニ依リ受刑者及刑事被告人護送ノ場合ニ送致スルキ地點ヲ定ム (訓)朝第七十二號(六) 三三八

○囚人及刑事被告人押送規則中改正 (府)關第二號(二) 一五

〔競馬〕

○競馬規程中改正 (省)陸第六號(四) 九七

〔警報〕

○阿蘇廳下覽變身燈臺ニ建設ノ警報信號機破損ノタメ信號掲揚停止 (告)臺第二十八號(一〇) 四三〇

○警報信號機信號掲揚停止中ノ處置前ノ通揭示 (告)臺第三十六號(一〇) 四三三

○基隆港水上警察官吏派出所構内ニ設置ノ警報信號機信號掲揚停止 (告)臺第三十七號(一〇) 四三四

〔警務〕

○衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及水雪營業取締規則ニ依ル警務總長、警務部長ノ職權中警察署長、警察分署長及警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊、憲兵分遣所ノ長ノ執行事項 (府)朝第百八號(六) 三九九



- 朝鮮總督府警務總監部事務分掌規程中改正 (訓) 朝第十八號(四) 九七
- 明治四十四年府令第百三十七號(警務部及警察署名稱位置及管轄區域表)中改正 (府) 朝第二號(一) 一
- 同上 (府) 朝第二十五號(三) 七九
- 同上 (府) 朝第四十二號(四) 二六八
- 同上 (府) 朝百三十三號(七) 五六五
- 同上 (府) 朝第十二號(九) 四
- [警部]**
- 朝鮮總督府警務部特別任用ニ關スル考試規程 (府) 朝第九十二號(五) 三六三
- 地方法院支廳所在地ニ在勤ノ朝鮮總督府警視、警部其地方法院支廳檢事ノ職務取扱方 (訓) 朝第十三號(四) 八五
- 長野縣市町村立小學校教員、警部補、巡查退隱料及遺族扶助料受領手續同縣知事ヨリ通知 (告) 警第六十八號(五) 二四八
- [警察]**
- 朝鮮總督府警察官署官制中改正 (勅) 第二十八號(三) 一四三
- 臺灣總督府警察官署官制ニ關スル件 (勅) 第百四十五號(七) 二七
- 藩地ニ於ケル討伐搜索及警戒ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スル件制定明治三十八年勅令第二百八十七號(蕃地警察事務ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スル件)廢止 (勅) 第三十二號(一〇) 四〇
- 警察官及消防官服制中改正 (勅) 第三十三號(一〇) 四一
- 警察禮式中改正 (訓) 內第二十一號(二) 一〇八
- 鑛業警察規則中改正 (省) 農第十九號(二) 一六
- 司法警察事務命令執行ニ關スル件 (制) 第二十六號(七) 八七
- 臺灣警察官署規程中改正 (府) 警第二十八號(一〇) 一一五
- 警察犯處罰規則 (府) 朝第四十號(四) 二六一
- 衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及氷雪營業取締規則ニ依ル警務部長、警務部長ノ職權中警察署長、警察分署長及警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊憲兵分遣所ノ長ノ執行事項 (府) 朝百八號(六) 三九九
- 司法警察官職務規程 (訓) 朝第四十六號(四) 一七三
- 司法警察事務報告ニ關スル件 (訓) 朝第四號(九) 七八
- 警察官署所屬船舶乘組員及定備人被服給與規程 (訓) 朝第二號(九) 二
- 明治四十四年訓令第三十六號(司法警察事務報告ニ關スル件)中改正 (訓) 朝第十四號(四) 八六
- 森林山野ノ取締ニ關シ警察官吏タル者地方官ヲ補助シ其保護保育ニ努メシム (訓) 朝第二十二號(二) 一四二
- 國有林野ノ管理保護ニ關シ警察官吏ヲシテ地方官ヲ補助シ其任ニ關ラシム (訓) 朝第二十三號(三) 一四三
- 警察官憲ハ常ニ道路ノ保全ヲ監視シ其築造及維持修繕ニ關シ地方官ニ援助ヲ與ヘ交通機關ノ整備ニ遺憾ナカラシム (訓) 朝第二十六號(二) 一四六

- 明治四十四年府令第百三十六號(警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊憲兵分遣所名稱、位置、管轄區域表)中改正 (府) 朝第五號(一) 三
- 同上 (府) 朝第八十號(四) 三三六
- 同上 (府) 朝第九十五號(五) 三六八
- 同上 (府) 朝百三十二號(七) 五六四
- 明治四十四年府令第百三十七號(警務部及警察署名稱、位置及管轄區域表)中改正 (府) 朝第二號(一) 一
- 同上 (府) 朝第二十五號(三) 七九
- 同上 (府) 朝第四十二號(四) 二六八
- 同上 (府) 朝百三十三號(七) 五六五
- 同上 (府) 朝第十二號(九) 四
- 郡市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域表(兵庫縣)中改正 (告) 內第二十五號(四) 五六〇
- 同上(富山縣) (告) 內第三十七號(五) 九四〇
- 同上(滋賀縣) (告) 內第二十八號(八) 五
- 同上(兵庫縣) (告) 內第二十一號(一〇) 三〇三
- 基隆港水上警察官吏派出所構内ニ設置ノ警報信號標信號掲揚停止 (告) 警第三十七號(一〇) 四三四
- 明治四十二年告示第五十號(經費ノ渡切ヲ爲スヘキ警察官署及其細目)中追加 (告) 關第四十八號(四) 六九六
- [警旗]**
- 鴨綠江開閉橋開閉ニ關スル警旗及標旗掲揚方 (告) 朝第二百七十八號(七) 二四九七
- 防疫職員官制制定明治三十三年勅令第九十七號(廳府縣ニ臨時防疫官設置)、同三十六年同第二號(警視廳ニ臨時防疫職員設置)、同第七十八號(神奈川縣同上)、同三十八年同第二百四十三號(大阪府及兵庫縣同上)、同第二百八十二號(山口縣同上)廢止 (勅) 第百二號(四) 三三三
- [警守]**
- 陸軍監獄看守、陸軍監獄看守長、陸軍監獄看守及陸軍警守服制中改正 (勅) 第十三號(三) 一一七
- 陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍備人被服給與規則中改正 (達) 陸達第十八號(一〇) 四八
- [警備]**
- 明治四十二年告示第四號(聯隊區司令部警備隊司令部及警備隊區司令部位置)中改正 (告) 陸第五號(三) 三九〇
- [挂燈]**
- 東京府品川沖へ隅田川筋淺瀬區域極端ノ位置ヲ示スタメ挂燈浮標設置 (告) 遞第六百九號(六) 三三八
- 神奈川縣濱濱港口本牧挂燈浮標設置 (告) 遞百十五號(九) 二二六
- 神奈川縣濱濱港口本牧挂燈浮標設置 (告) 遞百十五號(九) 二二六
- 神奈川縣濱濱港口本牧挂燈浮標設置 (告) 遞百十五號(九) 二二六
- 神奈川縣濱濱港口本牧挂燈浮標設置 (告) 遞百十五號(九) 二二六



- 長崎縣下縣郡豆飯掛燈立標點火休止ノ處從前ノ通點火 (告) 遞第六十七號(八) 八八
- 福井縣敦賀港假設掛燈浮標修繕ノタメ點火休止 (告) 遞第六十四號(八) 八七
- 山口縣宇部御所ノ南方木山掛燈浮標光線距離變更 (告) 遞第二百七十六號(二〇) 三九四
- 山口縣下關市觀音崎町ノ南方觀音崎掛燈浮標撤去 (告) 遞第三百四十八號(二〇) 四一六
- 下關海峽門司港外ヘ沈船(ウチノ香丸)ノ位置ヲ示ス(告) 遞第三百三十九號(二〇) 四一三
- 下關海峽門司港外沈船掛燈浮標撤去 (告) 遞第三百六十四號(二) 五九
- 下關海峽西口廢流島掛燈浮標移轉 (告) 遞第六百七十號(二) 二八四
- 北海道廳ニ於テ渡島函館港防砂堤築設工事中掛燈浮標撤去ノ旨同廳ヨリ報告 (告) 遞第五百五十九號(九) 二五三
- 鴨綠江東水道第一號掛燈浮標及同西水道第二號掛燈浮標撤去ノ處撤去 (告) 朝第四百九十八號(四) 六七三
- 朝鮮西岸大同江鐵島掛燈浮標點火停止 (告) 朝第七十四號(一) 六三三
- 〔經理〕
- 臨時海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦政試驗所海軍工廠海軍經理部並ニ臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手設置 (勅) 第十七號(三) 一三三
- 專賣局作業費豫算經理規程中改正 (訓) 大第十號(五) 二七九
- 軍隊經理規程中改正 (達) 陸第三號(八) 一
- 艦需品經理規程改正 (達) 海第二十七號(九) 三八
- 治療品經理規程中改正 (達) 海第三十七號(二〇) 五六
- 港灣防禦用品艦船警備用品經理規程中改正 (達) 海第三十二號(二〇) 五四
- 〔經濟〕
- 明治二十三年勅令第六十六號(府縣委託金ヲ地方稅經濟ニ移ス件) 廢止 (勅) 第四十六號(二) 五
- 明治四十三年勅令第三百七號(商務官ノ給與及經費等ニ關スル件) 中改正 (勅) 第四百九十九號(七) 二七五
- 明治四十三年勅令第四百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件) 中改正 (勅) 第五百五號(五) 三三七
- 明治四十三年勅令第三百八十八號(交通至難ノ場所ニ在動スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル件) 同第四百八號(朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル歳入歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件) 及同第四百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件) 中改正 (勅) 第四百九號(三) 一七〇
- 明治三十一年訓令第七號(內務省所管經費決算報告書書式) 改正 (訓) 內第七號(二) 一〇二
- 明治三十六年遞第三百三十四號(海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕拂命令官、歳入徴收官、收入官吏ニ關スル件) 廢止 (達) 海第六號(八) 五

- 農商務省所管經費取扱手續中改正 (訓) 農第一號(三) 一六
- 同上 (訓) 農第八號(二) 一四二
- 朝鮮總督府所屬官署經費渡切規則中改正 (府) 朝第八十一號(四) 三三七
- 同上 (府) 朝第一百一十一號(六) 四〇一
- 同上 (府) 朝第七號(八) 一三
- 明治四十年告示第二百二十三號(通信官署ノ經費ハ渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スル件) 中追加 (告) 遞第二百九十三號(三) 四七五
- 同上 (告) 遞第三百八十六號(四) 六一八
- 同上 (告) 遞第四百五十三號(五) 一〇四八
- 同上 (告) 遞第二百五號(八) 六二
- 明治四十三年告示第十三號(渡切ヲ以テ經費ヲ交付スル朝鮮總督府通信官署名指定) 中追加 (告) 朝第二十號(二) 二〇九
- 同上 (告) 朝第四百七十七號(四) 六五九
- 朝鮮總督府通信官署經費渡切交付區分 (告) 朝第六號(八) 二一八
- 明治四十二年告示第五十號(經費ノ渡切ヲ爲スヘキ警察官署及其細目) 中追加 (告) 關第四十八號(四) 六九六
- 〔契約〕
- 豫算ニ於テ生産スル繭生絲又ハ真綿ノ買入又ハ賣拂ニ關スル隨意契約ノ件 (勅) 第七號(八) 九
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スラ要スル件 (豫外契) 三月十六日官報(三) 一
- 同上 (豫外契) 三月二十八日官報(三) 二八
- 契約上ノ債務回收ノ爲ニスル兵力使用ノ制限ニ關スル條約 (條) 第二號(二) 三六
- 土地ノ產物、貯材及生産品ノ賣拂ニシテ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル場合ニ關スル件 (省) 宮第七號(七) 一七三
- 同上中改正 (省) 宮第七號(二〇) 五五
- 明治二十三年訓令第五十八號(工事及物件買入札手續同契約心得隨意契約心得) 廢止 (訓) 農第五號(七) 三四三
- 地方費區所屬市區改正地及同附屬地ハ其地上ニ建物ヲ所有スル者又ハ建物ヲ建設セントスル者ニ限り隨意契約ニ依リ賣拂又ハ貸付スルコトヲ得 (府) 發第七十號(七) 五七一
- 東亞火災保險相互會社ノ保險契約新締結停止 (告) 農第九十六號(二) 四六六
- 〔計算〕
- 計算帳簿規程中改正 (達) 海第七號(八) 五
- 停年計算規則中改正 (達) 海第十四號(二) 三五
- 會計檢査院法第十六條ニ依リ委託ヲ受ケタル物品出納計算ノ檢査及責任解除ノ所掌ヲ定ム (達) 海第七十一號(六) 一六〇
- 明治三十五年陸達第六十三號(明治三十五年度以降計算ノ檢査及責任解除委託ノ件) 中改正 (達) 陸第一號(八) 一
- 公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則ニ依リ調製スヘキ年額計算書式 (訓) 朝第四十八號(四) 二〇六



○和歌山線和歌山、和歌山市兩停車場間貨物運賃計算ノ場合ニ限ル哩程 (告) 鐵第十六號九 一八三

〔計器〕

○明治四十四年告示第七百七十三號ニ依リ承認セル型式第一號ノ電氣計器ノ型式使用方承認 (告) 遞第四十一號(一) 九二

○電氣計器ノ型式承認

- 同上 (告) 遞第七十六號(三) 四二二
- 同上 (告) 遞第二百八十五號(三) 四七三
- 同上 (告) 遞第三百七十四號(四) 六〇四
- 同上 (告) 遞第三百七十五號(四) 六一〇
- 同上 (告) 遞第四百二號(四) 六二六
- 同上 (告) 遞第四百十二號(四) 六三五
- 同上 (告) 遞第四百十三號(四) 六三六
- 同上 (告) 遞第四百十四號(四) 六三六
- 同上 (告) 遞第四百十五號(四) 六三七
- 同上 (告) 遞第四百六十九號(五) 一〇五七
- 同上 (告) 遞第五百一號(五) 一〇八〇
- 同上 (告) 遞第五百九號(五) 一〇八七
- 同上 (告) 遞第五百十號(五) 一〇八九
- 同上 (告) 遞第五百十一號(五) 一〇九五
- 同上 (告) 遞第五百十二號(五) 一〇九五
- 同上 (告) 遞第五百八十七號(七) 一四六六
- 同上 (告) 遞第五百七十六號(七) 一四七六

○同上 (告) 遞第五十二號八 七二

○同上 (告) 遞第五十三號八 七八

○同上 (告) 遞第九十三號(一〇) 三九九

○同上 (告) 遞第三百五十七號(一) 五〇四

○同上 (告) 遞第三百五十八號(一) 五〇八

○同上 (告) 遞第三百五十九號(一) 五二二

○同上 (告) 遞第四百五十八號(一) 五五二

○同上 (告) 遞第五百三十九號(三) 七六九

○指示電力計ノ型式承認及檢定申請手数料 (省) 遞第三十八號七 一九一

○明治四十四年告示第七百七十三號ニ依リ承認セル型式第一號ノ電氣計器ノ型式使用方承認 (告) 遞第四十一號(一) 九二

- 電氣計器ノ型式承認 (告) 遞第七十六號(三) 四二三
- 同上 (告) 遞第二百八十五號(三) 四七三
- 同上 (告) 遞第三百七十四號(四) 六〇四
- 同上 (告) 遞第三百七十五號(四) 六一〇
- 同上 (告) 遞第四百二號(四) 六二六
- 同上 (告) 遞第四百十二號(四) 六三五
- 同上 (告) 遞第四百十三號(四) 六三六
- 同上 (告) 遞第四百十四號(四) 六三六
- 同上 (告) 遞第四百十五號(四) 六三七
- 同上 (告) 遞第四百六十九號(五) 一〇五七
- 同上 (告) 遞第五百一號(五) 一〇八〇
- 同上 (告) 遞第五百九號(五) 一〇八七
- 同上 (告) 遞第五百十號(五) 一〇八九
- 同上 (告) 遞第五百十一號(五) 一〇九五
- 同上 (告) 遞第五百十二號(五) 一〇九五
- 同上 (告) 遞第五百八十七號(七) 一四六六
- 同上 (告) 遞第五百七十六號(七) 一四七六

○同上 (告) 遞第四百六十九號(五) 一〇五七

○同上 (告) 遞第五百一號(五) 一〇八〇

○同上 (告) 遞第五百九號(五) 一〇八七

○同上 (告) 遞第五百十號(五) 一〇八九

○同上 (告) 遞第五百十一號(五) 一〇九五

○同上 (告) 遞第五百十二號(五) 一〇九五

○同上 (告) 遞第五百八十七號(七) 一四六六

○同上 (告) 遞第五百七十六號(七) 一四七六

○同上 (告) 遞第五十二號(八) 七一

○同上 (告) 遞第五十三號(八) 七六

○同上 (告) 遞第九十三號(一〇) 三九九

○同上 (告) 遞第三百五十七號(一) 五〇四

○同上 (告) 遞第三百五十八號(一) 五〇八

○同上 (告) 遞第三百五十九號(一) 五二二

○同上 (告) 遞第四百五十八號(一) 五五二

○同上 (告) 遞第五百三十九號(三) 七六九

〔決算〕

○明治三十一年訓令第七號(内務省所管經費決算報告書書式)改正 (訓) 内第七號(二) 一〇三

○第二回國庫平和會議最終決議書 (告) 外第二號(一) 三

○結數連名簿規則中改正 (府) 朝第七十三號(四) 三二七

○結數連名簿取扱手續中改正 (訓) 朝第三十八號(四) 一五一

○教育總監部條例中改正 (軍) 陸第六號九 一一

○小學校教育教員規程中改正 (省) 文第十一號(五) 一三一

○陸軍衛生部下士候補者及看護學修業兵、看護學教育規則中改正 (達) 陸第二十二號(五) 一四三

○教育ニ關スル勅諭ヲ朝鮮總督ニ下付 (訓) 朝第一號(一) 六

〔教員〕

○教員檢定ニ關スル規程中改正 (省) 文第七號(三) 七六

○臨時教員養成所規程中改正 (省) 文第四號(三) 七六

○臨時教員養成所卒業生服務規則設定臨時教員養成所規程中卒業生服務ニ關スル規定廢止 (省) 文第八號(三) 八一

○朝鮮公立小學校、朝鮮公立簡易實業專修學校ノ囑託教員、朝鮮公立高等女學校、朝鮮公立實業專修學校ノ講師ニ關スル件 (府) 朝第七十號(四) 三二四

○官公立學校教員、講師學術ノ講習ヲ受クルタメ又ハ看守長、看守監獄官練習所(入所)タメ若クハ監獄醫官、帝國大學醫科大學國家醫學講習科ノ講習ヲ受クルタメ内地(出張)トキ日額旅費支給方 (訓) 朝第七十三號(六) 三三八

○明治三十六年告示第三十號(教員無試驗檢定ニ關スル指定ノ件)中追加 (告) 文第四百十號(四) 五八五

○明治四十四年告示第三百三十四號(教員試驗檢定受驗者資格指定)中追加 (告) 文第三百三十九號(四) 五八四



- 明治四十四年告示第五百一十一號(教員試驗檢定受驗者資格指定ノ件)中追加 (告)文第三十九號(二) 四六三
- 同改正 (告)文第四十號(二) 四六三
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行ニ付キ受驗者願書差出方 (告)文第五十九號(三) 三九三
- 明治四十五年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第一回講習會講習學科目等 (告)文第二百二號(三) 四〇一
- 明治四十五年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第二回講習會講習學科目等 (告)文第六十七號(六) 二四三
- 明治四十五年開設スヘキ實業學科教員夏期講習會ノ要項 (告)文第六十八號(六) 二五五
- 大正元年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第三回講習會講習學科目、講習會場、開會期限、講師、講習員資格及講習要目 (告)文第二十二號(九) 二〇三
- 商業教員養成所明治四十五年度生徒募集員數 (告)文第二十一號(二) 一五八
- 明治四十五年度工業教員養成所募集生徒員數 (告)文第三十三號(三) 一四七
- 廣島縣ニ於ケル市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助助料受領手續 (告)文第八號(三) 一三〇
- 宮城縣市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助助料請求手續 (告)文第五十六號(四) 六八七

- 佐賀縣市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助助料受領手續同縣知事ヨリ通知 (告)文第六十七號(五) 二四七
- 長野縣市町村立小學校教員、警部補、巡查退隱料及遺族扶助助料受領手續同縣知事ヨリ通知 (告)文第六十八號(五) 二四八
- 師範學校高等女學校教員試驗檢定施行ニ付キ受驗者願書差出方 (告)文第三十六號(四) 六九三
- 明治二十一年陸軍第十四號(射擊教範ニ掲ケル射擊ノ要領(徵章)、同二十八年同第六號(戰時補助憲兵將校下士上等兵上衣及外套ノ胸部徵章)、同二十九年同第六十五號(要領砲兵照準、觀測、通信發等章)、同三十一年同第三十九號(野戰砲兵照準發等章)、同三十四年同第五十七號(工兵ノ年度射擊要領徵章)廢止 (達)陸軍第二十五號(五) 一五〇
- 海軍小銃射擊教範(附小銃保存取換法)改正 (達)海軍第五十九號(二) 八五
- 明治三十六年達第四十六號(海軍小銃射擊教範)廢止 (達)海軍第六十號(二) 八六
- 明治四十一年陸軍第七號(教導隊下士兵卒分班時期)中改正 (達)陸軍第十三號(九) 二七
- 諸學校學生及教導隊分遣下士卒取換規則中改正 (達)陸軍第十四號(九) 二八

〔教科〕

- 教科用圖書檢定規程 (府)朝第百十二號(六) 四〇三
- 朝鮮總督府出版教科用圖書發賣規程 (府)朝第百十號(六) 四〇〇
- 關東州小學校ニ加フヘキ教科目改正 (府)關第八號(三) 一五〇
- 小學校教科用圖書翻刻發行ニ關スル規程中改正 (告)文第六十一號(六) 二二四
- 小學校教科用圖書中定價改正 (告)文第十七號(九) 二〇一
- 翻刻發行ヲ許可スル小學校教科用圖書定價 (告)文第二十號(一) 一五八
- 同上 (告)文第六十號(五) 九九一
- 同上 (告)文第十三號(八) 一六
- 同上 (告)文第四十六號(二) 七三
- 臺灣小學校規則ニ依リ小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書指定明治四十四年告示第二十二號(同件)廢止 (告)文第十六號(二) 二二五
- 明治四十三年告示第六十一號(小學校ニ於テ使用スヘキ教科用圖書)中追加 (告)關第二十五號(三) 五二六
- 監獄醫、教師、藥劑師、看守及女監取締ノ定員中改正 (省)司第四號(三) 七五
- 明治四十三年勅令第五百五十四號(文部省直轄諸學校教員俸給ノ支給ニ關スル件)中改正 (勅)第六十八號(三) 一八八

〔境界〕

○キノ部ニ載ス

〔協議〕

○而長協議會規程 (訓)朝第十四號(二) 二二七

〔劇藥〕

- 藥品營業並藥品取扱規則第三十五條ニ據ル毒藥劇藥品ノ品目制定明治三十九年省令第三十六號(同件)廢止 (省)內第二號(三) 五三
- 藥品及藥品營業取締令第十三條ニ依ル毒藥、劇藥品目 (府)朝第六十六號(四) 三〇八
- 毒藥、劇藥品目設定明治四十二年府令第一號(同件)廢止 (府)登第五十六號(六) 五三七

〔劇物〕

- 毒物劇物營業取締規則 (省)內第五號(五) 一一五
- 毒物劇物營業取締規則第一條ニ據ル毒物劇物品目指定 (省)內第六號(五) 一一九
- 毒物劇物營業取締規則第八條ノ毒物劇物指定 (省)內第七號(五) 一二二
- 同上中改正 (省)內第十號(七) 一七五

〔下水〕

- 關東州下水規則施行地域改正 (告)關第十一號(八) 二二九

〔檢印〕

- 砂糖包裝ニ押捺スル檢印ノ雜形 (告)登第三十八號(一〇) 四三四



〔檢糖〕  
○ 臺灣總督府民政部殖産局附屬檢糖所分析檢糖試驗出願規則 (府) 臺第十三號(八) 二九

〔檢疫〕  
○ 防疫職員官制制定明治三十三年勅令第九十七號(廳) 府縣ニ臨時防疫官設置(同) 第三十六年同第二號(警視廳) 臨時防疫職員設置(同) 第七十八號(神奈川縣) 同上(同) 第三十八年同第二十四十三號(大阪府及兵庫縣) 同上(同) 第二十八十二號(山口縣) 同上(廢止) (勅) 第百二號(四) 二二三

○ 海港檢疫手續中改正 (訓) 朝第五十四號(五) 二八五  
○ 海港檢疫法、同法施行規則ニ依リ 上海地方ヲ虎列刺流行地ト指定ノ件 (告) 丙第五號(八) 五  
○ 同上(廢止) (告) 丙第二十六號(一〇) 三〇三

○ 明治四十四年告示第十一號(新義州稅關支署檢疫開始) 同第十三號(元山稅關船檢疫開始) 同第十八號(滿洲其他北滿地方ヲ「ベスト」流行地ト指定) 同第二十一號(「ベスト」豫防ノタメ新義州稅關支署管内輸入手續中止並ニ旅客上陸場所) 同第二十二號(滿洲其他北滿地方ヨリ 群山、木浦ニ來航ノ船舶檢疫ノ上入港方) 同第二十八號(「ベスト」豫防ノタメ 鎮南浦稅關及仁川稅關管内各監視所ニ於ケル輸出入手續取扱停止及戎克船入港禁止) 同第七十三號(新義州稅關支署管内ニ於ケル輸出入手續開始出張所名並ニ上陸許可方) 廢止 (告) 朝第二十二號(五) 二二八  
○ 臺灣海港檢疫規則及臺灣海港檢疫施行規則ニ依リ 上海地方ヲ虎列刺流行地ト指定 (告) 臺第三十號(一〇) 四三

○ 香港ヲ肺「ベスト」流行地ト認定シ同港ヨリ天津及秦皇島(入港ノ船舶檢疫ヲ施行ノ旨) 在天津領事ヨリ電報 (告) 關第六十八號(六) 二三五

〔檢定〕

○ 教員檢定ニ關スル規程中改正 (省) 文第七號(三) 七八  
○ 電氣事業主任技術者資格檢定規則中改正 (省) 遞第三十六號(七) 一九一  
○ 指示電力計ノ型式承認及檢定申請手数料 (省) 遞第三十八號(七) 一九一  
○ 教科用圖書檢定規程 (府) 朝百十二號(六) 四〇二  
○ 明治四十四年告示第二百四十二號(明治三十二年省) 令第二十五號第一條ニ依リ同年七月以後卒業者ニ對シ無試験檢定ノ取扱ヲ許可シタル公立私立學校及檢定學科目等) 中廢止認可 (告) 文第八號(八) 一五  
○ 明治三十六年告示第三十號(教員無試験檢定ニ關スル指定ノ件) 中追加 (告) 文第四百號(四) 五八五  
○ 明治四十四年告示第三百三十四號(教員試驗檢定受檢者資格指定) 中追加 (告) 文第三百三十九號(四) 五八四  
○ 明治四十四年告示第三百五十一號(教員試驗檢定受檢者資格指定ノ件) 中追加 (告) 文第三百九十九號(一) 四六三  
○ 同改正 (告) 文第四百號(二) 四六三  
○ 明治四十四年告示第三百三十七號(專門學校入學者檢定規程ニ依リ私立同志社專門學校經濟科ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモ) 指定 (告) 文第二十八號(三) 一四五

○ 專門學校入學者檢定規程ニ依リ私立關西學院高等學部商科ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモ) 指定 (告) 文第五十號(三) 三九二

○ 專門學校入學者檢定規程ニ依リ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモ) 指定 (告) 文第六十四號(三) 三九四

○ 專門學校入學者檢定規程ニ依リ專門學校ノ入學ニ關シ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモ) 指定 (告) 文第九十一號(三) 三九九

○ 同上 (告) 文第九十四號(三) 四〇〇

○ 專門學校入學者檢定規程ニ依リ私立高千穂高等商業學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモ) 指定 (告) 文第四百四十五號(五) 九八六

○ 專門學校入學者檢定規程ニ依リ東京府私立女子聖學院普通學部卒業者ヲ專門學校ノ入學ニ關シ高等女學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモ) 指定 (告) 文第五號(八) 一五

○ 專門學校入學者檢定規程ニ依リ東洋協會大連商業學校卒業者ヲ甲種商業學校卒業者ノ入學ニ得ル專門學校ノ入學ニ關シ中學校卒業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモ) 指定 (告) 文第三十七號(二) 四六二

○ 明治四十四年告示第二百四十二號(明治三十二年文部省令第二十五號第一條ニ依リ同年七月以後卒業者ニ對シ無試験檢定ノ取扱ヲ許可シタル公立私立學校及檢定學科目等) 中追加 (告) 文第四十八號(三) 三九二

○ 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行ニ付キ受檢者願書差出方 (告) 文第五十九號(三) 三九三

○ 師範學校高等女學校教員試驗檢定施行ニ付キ受檢者願書差出方 (告) 關第三十六號(四) 六九三

○ 內地官廳ノ檢定シタル度量衡器移入販賣特許者同上 (告) 朝第三十八號(九) 二七九

○ 內地官廳檢定度量衡器移入販賣特許者同上 (告) 朝第六十一號(四) 六六二

〔檢査〕  
○ 間接國稅ノ檢査ニ從事スル官吏ノ服制ニ關スル件 (勅) 第一號(一) 一

○ 種牡馬檢査法施行規則改正 (省) 陸第二號(九) 四二

○ 陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體檢査規則中改正 (省) 陸第三號(三) 二五

○ 明治三十九年勅令第三百十八號ニ依リ徵兵身體檢査ニ關スル規程中改正 (省) 陸第八號(二) 九一

○ 陸軍身體檢査手續中改正 (達) 陸第五號(三) 二七

○ 明治三十五年陸軍第六十三號(明治三十五年度以降計算ノ檢査及責任解除委託ノ件) 中改正 (達) 陸第一號(八) 一

○ 兵器造修試驗檢査規則中改正 (達) 海第五號(一) 一六

○ 兵器造修試驗檢査規則中追加 (達) 海第三十一號(三) 七一

○ 兵器造修試驗檢査規則中追加 (達) 海第五十二號(四) 二二五

○ 兵器造修試驗檢査規則中追加 (達) 海第二十號(九) 三六

○ 兵器造修試驗檢査規則中追加 (達) 海第五十四號(二) 八四



○ 艦船造修試験検査規則中改正	(達)海第三號(二)	三
○ 同上	(達)海第二十一號(三)	三九
○ 同上	(達)海第五十號(四)	一二五
○ 同上	(達)海第十九號(九)	三六
○ 會計検査院法第十六條ニ依リ委託ヲ受ケタル物品出納計算ノ検査及責任解除ノ所掌ヲ定ム	(達)海第七十一號(六)	一六〇
○ 學生生徒身體検査規則中改正	(省)文第一號(一)	一六
○ 輸出羽二重検査所規程中改正	(省)農第十五號(一〇)	七三
○ 種牡牛検査法施行規則中改正	(省)農第十七號(二)	一一一
○ 輸出羽二重検査規程中改正	(訓)農第七號(三)	一四一
○ 船舶検査法施行細則中改正	(省)遞第十九號(三)	二四九
○ 船舶検査規程中改正	(省)遞第二十號(三)	二五三
○ 漁船検査規程中改正	(省)遞第二十二號(三)	二六三
○ 機關検査規程中改正	(省)遞第二十一號(三)	二六三
○ 臺灣小學校兒童身體検査規程中改正	(府)警第四十二號(五)	三八六
○ 臺灣公學校兒童身體検査規程中改正	(府)警第五十號(三)	二五三
○ 明治四十三年府令第三十一號(臺灣總督府附屬學校、同附屬學校ニ於テ生徒兒童身體検査施行ノ件)改正	(府)警第五十一號(三)	二五三
○ 明治四十三年府令第三十二號(臺灣總督府中學校ニ於テ生徒身體検査施行ノ件)改正	(府)警第五十二號(三)	二五四
○ 明治四十三年府令第三十三號(臺灣總督府高等女學校ニ於テ生徒身體検査施行ノ件)改正	(府)警第五十三號(三)	二五四
○ 臺灣總督府民政部學務部附屬工業講習所ニ於テ生徒身體検査施行方	(府)警第五十四號(三)	二五五
○ 臺灣米穀検査規則設定内地移出米検査規則廢止	(府)警第六十二號(六)	五五四
○ 明治三十九年陸軍省令第十六號ニ依ル關東州、南滿洲及其附近ニ於ケル大正二年度徵兵身體検査ニ關スル件	(府)關第九號(三)	二六三
○ 海軍經理學校生徒志願者身體検査日割	(告)海第三號(三)	一四二
○ 海軍機關學校生徒志願者身體検査日割及學術試驗開始期日	(告)海第四號(四)	五七二
○ 海軍兵學校生徒志願者身體検査日割	(告)海第七號(五)	九八一
○ 明治四十三年告示第四百五十五號(船舶検査執行地)中改正	(告)遞第五百二十四號(二)	六二八
○ 靜岡縣志太郡燒津町ヲ船舶検査臨時執行地ニ指定	(告)遞第四十三號(一)	九二
○ 羽後國酒田町ヲ臨時船舶検査執行地ニ指定	(告)遞第五百十五號(三)	一九〇
○ 根室國根室郡根室町ヲ船舶検査臨時執行地ニ指定	(告)遞第八十三號(三)	四四一
○ 越後國直江津ヲ船舶検査臨時執行地トス	(告)遞第二百十九號(三)	四五一

○ 信濃國諏訪郡湊村ヲ船舶検査臨時執行地トス	(告)遞第五百三十號(六)	二九三
○ 船舶検査執行地追加	(告)遞第五百八十四號(六)	三三八
○ 岩代國耶麻郡山湯ヲ船舶検査臨時執行地ニ指定	(告)遞第六百八十四號(七)	四六六
○ 甲斐國南都留郡大石村ヲ船舶検査臨時執行地ニ指定	(告)遞第六十九號(八)	八八
○ 贈振國有珠郡壯瞥村ヲ船舶検査臨時執行地ニ指定	(告)遞第五百五十四號(九)	二五六
○ 遠江國鷺津ヲ船舶検査臨時執行地トス	(告)遞第二百九十號(一〇)	三九九
○ 大正元年府令第四十三號ニ依リ検査消滅ヲ行フヘキ税關又ハ税關支署名	(告)朝第三百三十一號(二)	八三六
○ 全羅北道郡山ニ於ケル本年度船舶検査執行期日	(告)朝第三百號(七)	一五〇六
○ 臺灣米穀検査規則第一條第三項ニ依ル米穀ノ搬出地及移出港指定	(告)警第一百號(七)	一五二八
○ 臺灣總督府民政部殖産局附屬米穀検査所及出張所ノ名稱、位置、管轄區域	(告)警第二百二號(七)	一五二九
○ 米穀検査手数料	(告)警第三百三號(七)	一五三二
○ 明治四十一年告示第五十八號(臺灣總督府民政部殖産局附屬内地移出石花菜検査所ノ名稱位置)中追加	(告)警第一百四號(七)	一五二六
○ 明治四十一年告示第六十四號(基隆澎湖兩内地移出石花菜検査證印ノ肉色區別)中追加	(告)警第一百五號(七)	一五二六
(検査)		
○ 朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢事官等給與令改正	(勅)第四十六號(三)	一六六
○ 判事檢事登用試験規則中改正	(省)司第六號(七)	一八三
○ 朝鮮總督府裁判所及檢事局事務章程	(府)朝第二十八號(四)	一五三
○ 朝鮮總督府裁判所及檢事局處務規程	(訓)朝第二十八號(四)	一五六
○ 同上中改正	(訓)朝第二十一號(二)	一三三
○ 朝鮮總督府各裁判所及檢事局定員表	(訓)朝第二十三號(四)	一〇四
○ 朝鮮總督府裁判所及檢事局書類保存規程	(訓)朝第三號(二)	七
○ 地方法院支廳所在地ニ在勤ノ朝鮮總督府警視、警部其地方法院支廳檢事ノ職務取扱方	(訓)朝第十三號(四)	八五
(憲兵)		
○ 憲兵隊就職志願者タル豫備役後備役憲兵下士上等兵採用規程	(省)陸第四號(三)	六一
○ 明治二十一年陸軍第十四號(射擊教範ニ掲ケル射擊ノ褒賞徽章)同二十八年同第六號(戰時補助憲兵將校下士上等兵上衣及外套ノ胸部徽章)同二十九年同第六十五號(要緊砲兵照準、觀測、通信優等章)同三十一年同第三十九號(野戰砲兵照準優等章)同三十四年同第五十七號(工兵ノ年度射擊優等章)廢止	(達)陸第二十五號(五)	一五〇



○憲兵補助員規程中改正 (府)朝第百七號(五) 三八二	○衛生上有害飲食物及有害物品取締規則、清涼飲料水及冰雪營業取締規則ニ依ル警察總長、警務部長ノ職權中警察署長、警察分署長及警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊憲兵分遣所ノ長ノ執行事項 (府)朝第百八號(六) 三九九	○明治四十四年府令第百三十五號(朝鮮駐節憲兵隊管區及配置表)中改正 (府)朝第百四號(二) 三	○同上 (府)朝第百七十九號(四) 三三五	○同上 (府)朝第百九十四號(五) 三六七	○同上 (府)朝第百三十一號(七) 五六三	○明治四十四年府令第百三十六號(警察署ノ事務ヲ取扱フ憲兵分隊憲兵分遣所名稱、位置、管轄區域表)中改正 (府)朝第百五號(二) 三	○同上 (府)朝第百八十號(四) 三三六	○同上 (府)朝第百九十五號(五) 三六八	○同上 (府)朝第百三十二號(七) 五六四	○遼海憲兵隊配置及憲兵分隊管區表制定明治四十一年府令第七號(遼海憲兵隊管區表)廢止 (府)朝第百六十一號(六) 五五三	○關東憲兵隊配置及憲兵分隊管區表改正 (府)朝第百三號(二) 一五	○遼海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦艇試驗所海軍工廠海軍經理部及臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手設置 (勅)第百十七號(三) 一三三	○建築、土木及官有財産調査ノ事務ニ從事セシムルヲ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第百二十三號(三) 一三九	○明治四十年府令第百二十八號(臺北、臺南、臺東各郵便局電信電話建築事務兼掌)廢止 (府)朝第百三十八號(五) 三八四	○臨時陸軍建築部東京支部千葉出張所閉鎖 (告)陸第百四號(三) 一四二	○臨時陸軍建築部東京支部津田沼出張所閉鎖 (告)陸第百八號(五) 九七二	○臨時陸軍建築部東京支部閉鎖 (告)陸第百十三號(六) 二三八	○大喪儀ノ用ニ供シタル建造物及其附屬物ノ讓與ニ關スル件 (勅)第百五十五號(三) 六七	○古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ノ資格アル建造物指定 (告)內第百十號(三) 一三九	○元號ノ稱呼 (告)內第一號(七) 二	○縣令 (府)朝第百五號(七) 六九	○明治三十一年臺南縣令第十一號廢止 (府)朝第百五號(七) 六九	○縣社 (府)朝第百五號(七) 六九	○明治四十一年勅令第百十五號(特赦及減刑ニ關スル件)中改正 (勅)第百四十二號(六) 二六七	○恩赦令制定明治四十一年勅令第百十五號(特赦及減刑ニ關スル件)、同第百六十號(軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件)、同第百三十三號(明治四十一年勅令第百十五號ヲ朝鮮、遼海、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ準用スル件)廢止 (勅)第百二十三號(九) 二六
--------------------------------	--	--	--------------------------	--------------------------	--------------------------	---	-------------------------	--------------------------	--------------------------	--	--------------------------------------	---	--	--	--	---	------------------------------------	--	--	------------------------	-----------------------	----------------------------------	-----------------------	---	--

○明治四十四年府令第三十三號(朝鮮總督府鐵道局職員ノ現業從事者略服ノ件)中改正 (府)朝第百二十七號(七) 五六二	○明治四十三年訓令第二十六號(共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬職員以下ノ現業員指定ノ件)中改正 (訓)朝第百二十七號(三) 一四六	○陸軍六週間現役兵條例中改正 (勅)第百十六號(三) 一三三	○陸軍六週間現役兵條例施行細則中改正 (省)陸第百五號(三) 六三	○朝鮮總督府通信官署職員特別任用令及明治四十三年勅令第百八十一號(朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件)中改正 (勅)第百五十一號(三) 一七二	○明治四十三年徵集ノ現役步兵及同上等看護卒ニシテ臨時朝鮮派遣隊ニ屬スル者及樺太守備隊ニ屬スル者在營期間延期 (省)陸第百五號(三) 五七	○第三師團步兵第六聯隊同第六十八聯隊ヨリ北清ニ派遣シタル部隊ニ屬スル明治四十三年徵集ノ現役步兵及現役上等看護卒在營期間延期 (省)陸第百六號(三) 五七	○明治三十七年陸軍第百五十六號(戰時又ハ事變ニ際シ戰時職務ニ就キタル陸軍現役將校同相當官以下ノ兵籍所管ノ件)廢止 (選)陸第百二號(二) 三	○明治四十三年勅令第百八十八號(交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル件)、同第百八十八號(朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル歳入歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件)及同第百九十九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件)中改正 (勅)第百四十九號(三) 一七〇	○保管金規則及明治三十三年法律第五十號(官設鐵道、郵便、電信、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅)第百十四號(八) 一五	○朝鮮總督府通信官署現金受拂規則中改正 (省)大第百一號(二) 一	○同上 (省)大第百十號(四) 九六	○行政裁判所ノ判決ノ結果發行スル豫高整理公債及端數現金ノ給付ニ關スル規程 (省)大第百十六號(六) 一四六	○明治四十三年訓令第二十四號(朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル金庫ノ取扱方)中改正 (訓)大第百九號(四) 七五	○郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省)選第百十七號(二) 二二六	○朝鮮總督府鐵道局出納員現金取扱規則中改正 (府)朝第百二十六號(七) 五六一	○朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル歳出金繰替拂證書等盜難亡失ノ場合ニ關スル取扱手續 (府)朝第百六號(三) 一七
--	---	-----------------------------------	--------------------------------------	---	---	---	---	--	--	--------------------------------------	-----------------------	--	---	--	--	---



○朝鮮總督府現金取扱規程 (訓)朝第五十六號(五) 二八六  
○關東都督府通信官署現金受拂規則中改正 (府)關第九號(四) 三四八

○第四十一次勸業債券ハ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ現金ト引換ニ賣渡ヲ取扱フ (告)遞第五五五號(五)一〇八六  
○株式會社勸業銀行發行第四十二回勸業債券ハ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ現金ト引換ニ賣渡ヲ取扱フ (告)遞第八十三號(八) 九三

〔原蠶種〕  
○原蠶種製造所官制中改正 (勅)第九十七號(四) 二六六  
○原蠶種製造所移轉 (告)農第五十八號(三) 四〇九  
○福島縣廳内ニ設置ノ原蠶種製造所福島支所假事務所閉鎖 (告)農第一百十五號(四) 五九九

○原蠶種製造所前橋支所假事務所閉鎖 (告)農第四百四十號(五)一〇一〇  
○原蠶種製造所綾部支所假事務所(京都府)閉鎖 (告)農第六百六十七號(五)一〇四〇

〔研究〕  
○臨時軍用氣球研究會官制中改正 (勅)第十四號(三) 一三〇  
〔拳銃〕  
○野砲機砲及小銃拳銃射擊規則 (達)海第四十二號(一〇) 六一  
○明治四十年達第六十七號(野砲小銃及拳銃射擊規則) (達)海第四十三號(一〇) 六九

○健全證書交付手續 (府)朝第八十七號(四) 三三五  
○同上 (府)臺第四十五號(五) 三九三

○關東都督府府報ハ滿洲日日新聞社ヲシテ發行セシム (告)關第四號(八) 二二八

〔府令〕  
○關東洲民政署令及關東都督府令ニ規定セル禁錮罰金拘留及科料ニ關スル件 (府)關第四號(九) 五二

〔府縣〕  
○市制第六十九條及町村制第四十九條ニ依ル命令ノ件制定明治三十三年勅令第三百二十三號(市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件)廢止 (勅)第十八號(八) 二〇

○府縣行政及郡行政ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ要セサル事項ニ關スル件制定明治三十二年勅令第三百十五號(同件)廢止 (勅)第四十九號(二) 五八

○明治三十二年勅令第二百七十六號(府縣稅家屋稅ニ關スル件)中改正 (勅)第四十七號(二) 五七  
○明治三十三年勅令第六十六號(府縣委託金ヲ地方稅經濟ニ移スル件)廢止 (勅)第四十六號(二) 五六

○府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則中改正 (省)遞第三十九號(七) 一九二

〔浮標〕  
○東京府品川沖へ隅田川筋淺瀬區域極端ノ位置ヲ示スタメ掛燈浮標設置 (告)遞第六百九號(三)一三八  
○神奈川縣橫濱須賀港口中根浮標及同港外佐久根浮標打鏡裝置撤去ノ旨橫須賀鎮守府ヨリ報告 (告)遞第七百號(七)一四七〇

○神奈川縣橫濱港日本牧掛燈浮標流轉 (告)遞第五百十五號(九) 二二六  
○神奈川縣橫濱港口日本牧掛燈浮標流轉ノ處從前ノ通碇置 (告)遞第二百三十六號(一〇) 三八一  
○對馬國嚴原港内水底電線標識假浮標設置ノ處本浮標碇置 (告)遞第五百六十四號(六) 一三二

○福井縣改賀港假設掛燈浮標修繕ノタメ點火休止 (告)遞第六十四號(八) 八七  
○秋田縣船川灣船川浮標流失ノ旨同縣ヨリ報告 (告)遞第八十一號(九) 二六四  
○秋田縣船川灣船川浮標流失ノ處從前ノ通碇置 (告)遞第三百十二號(一〇) 四〇五

○山口縣宇部御崎ノ南方本山掛燈浮標光遠距離變更 (告)遞第二百七十六號(一〇) 三九四  
○下關海峽門司港外へ沈船(ウカ)ノ位置ヲ示スタメ掛燈浮標碇置ノ豫告 (告)遞第三百三十九號(一〇) 四一三

○明治三十三年省令第七號(府縣制部制ニ依ル費目流用並財務ニ關スル件)中改正 (省)內第一號(三) 二五  
○同上 (省)內第十一號(二) 八六  
○明治三十三年省令第十四號(府縣部ヨリ給料給與ヲ受クル吏員職員ノ退職料退職給與金遺族扶助料支給ニ關スル規定ノ件)中改正 (省)內第十九號(三) 一七五  
○明治三十九年省令第二十號(府縣社鄉社村社ノ神饌幣帛料ニ關スル件)中追加 (省)內第十五號(二) 八八  
○明治二十九年省令第三十號(沖繩縣ニ於ケル直接稅間接稅類別)同三十二年同第六十九號(府縣制及郡制規定ノ直接稅ノ種類)同第九十六號(北海道區制第一百十七條北海道一級町村制第二百二十三條及北海道二級町村制第七十條直接稅間接稅ノ類別)同三十四年同第二十六號(北海道會法第十五條直接稅ノ種類)同四十二年同第二十六號(沖繩縣及島嶼町村制第一百二條ノ直接稅種類)中追加 (省)內第四十二號(五) 九四三

○明治二十三年訓令第六號(道廳府縣立諸學校外國人傭入傭費)附備文部省ニ報告方)廢止 (訓)文第七號(七) 三四三  
○府縣水產試驗場規程及府縣水產講習所規程中削除 (省)農第十一號(一〇) 七一  
○道廳府縣種畜場規程中削除 (省)農第十三號(一〇) 七二  
○府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程中削除 (省)農第十四號(一〇) 七二  
○府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程中追加 (省)農第十六號(五) 一三三

明治三十五年 索引 (府縣) (浮標) 二〇一



- 山口縣下關市觀音崎町ノ南方觀音崎掛燈浮標撤去 (告) 遞第三百四十八號(一〇) 四一六
- 山口縣下關市觀音崎町ノ南方觀音崎掛燈浮標一時撤去ノ處從前ノ通碇置 (告) 遞第四百九十一號(一) 六〇八
- 下關海峽西口廢流島掛燈浮標移轉 (告) 遞第六百七十號(三) 八二四
- 香川縣鹽飽瀬戸沖ノ洲掛燈浮標流轉ノ處從前ノ通碇置 (告) 遞第六百五十三號(七) 四五四
- 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島浮標修繕工事中撤去 (告) 遞第二百七十四號(三) 四六九
- 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島浮標撤去ノ處從前ノ通碇置 (告) 遞第三百七十三號(四) 六〇四
- 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島浮標修繕工事中撤去ノ旨同縣ヨリ報告 (告) 遞第二百十六號(一〇) 三七一
- 鹿兒島縣鹿兒島港鹿兒島浮標修繕工事中撤去ノ處從前ノ通碇置 (告) 遞第四百四十二號(一) 五〇六
- 釧路港假設打鐵浮標碇置ノ旨北海道廳ヨリ報告 (告) 遞第六百四十號(七) 四四九
- 北海道廳ニ於テ渡島國函館港防砂堤築設工事中掛燈浮標碇置ノ旨同廳ヨリ報告 (告) 遞第五百十號(九) 二五三
- 北海道釧路國釧路泊地知人瀬ノ北西方釧路港沈船浮標流轉 (告) 遞第七十六號(九) 二六二
- 北海道釧路港防砂堤頭假設打鐵浮標流失 (告) 遞第三百六十號(二) 五二七
- 北海道釧路國釧路泊地知人瀬ノ北西方釧路港沈船浮標流轉ノ處從前ノ通碇置 (告) 遞第三百六十九號(一) 五二二
- 北海道函館港港天眉洲ノ北方函館浮標撤去 (告) 遞第三百八十八號(一) 五二七
- 鴨綠江東水道第一號掛燈浮標及同西水道第二號掛燈浮標撤去ノ處碇置 (告) 朝第四百九十八號(四) 六七三
- 朝鮮西岸榮山江航路ヲ示スル立標及浮標建設 (告) 朝第四百三十三號(四) 六七六
- 朝鮮西岸大同江及廣梁海浮標結水ノタメ撤去ノ處碇置 (告) 朝第二百五十五號(五) 一三三
- 釜山港釜山稅關棧橋繫船用第一號、第二號浮標撤去 (告) 朝第六十八號(一〇) 四一九
- 朝鮮西岸大同江鐵島掛燈浮標點火停止 (告) 朝第七十四號(二) 六三三
- 鴨綠江航路結氷ノタメ船舶ノ航行不能ト爲ルヲ以テ該航路ノ浮標全部撤去 (告) 朝第七十六號(二) 六三四
- 漢江ニ於ケル浮標撤去 (告) 朝第一百十號(三) 八二四
- 大同江及廣梁海ノ浮標撤去 (告) 朝第二百一十一號(三) 八三二
- 朝鮮西岸群山港口ノ水路變更ニ付半該水路ニ碇置ノ第二號掛燈浮標、第一號、第三號、第五號、第六號浮標撤去航路標識碇置及變更 (告) 朝第三百七十七號(三) 八四三
- 淡水港口ニ碇置ノ南門洲浮標流失 (告) 遞第十三號(三) 二二四
- 宜開廳下蘇灣灣ニ於ケルニ等標ノ位置ヲ示スル浮標碇置 (告) 遞第五十四號(四) 六八六
- 基隆港淡濱區域識別用且浮標水面上ノ高サ變更 (告) 遞第五十八號(四) 六九〇
- 南門洲浮標碇置ニ碇置 (告) 遞第九十二號(七) 一五〇

- 基隆外港ニ碇置ノ淡濱區域識別用且浮標撤去同位置ニ「アセチレン」瓦斯小形浮標碇置並ニ名稱 (告) 遞第四百四號(七) 五二二
- 基隆港ニ淡濱區域識別用浮標碇置 (告) 遞第一號(八) 二二四
- 明治四十五年告示第四百四號基隆港淡濱區域識別用且浮標撤去掛燈浮標碇置 (告) 遞第十四號(九) 二六〇
- 淡水港口ニ碇置ノ「ハーポール」浮標流失 (告) 遞第十六號(九) 二八〇
- 碇ニ流失ノ旨告示セル淡水港口「ハーポール」浮標碇置位置ニ碇置 (告) 遞第五十號(一) 六四七
- 淡水港口ニ碇置ノ北門洲浮標流失 (告) 遞第七十七號(三) 八二二
- 臺灣浮浪者取締規則施行細則中改正 (府) 遞第四十六號(五) 三九四
- 明治四十年告示第四百十九號(浮浪者取締所名稱位置) 中追加 (告) 遞第六十號(四) 六九〇
- 朝鮮不動產登記令 (制) 第九號(三) 二八
- 朝鮮不動產登記令施行規則 (府) 朝第三十六號(四) 二二七
- 不動產其他ノ登記簿ノ謄本、抄本ノ請求第二關スル手數料及私署證書確定日附ノ手數料ニ關スル件 (府) 朝第三十八號(四) 二六〇
- 朝鮮不動產證明令 (制) 第十五號(四) 四一
- 朝鮮不動產證明令施行規則 (府) 朝第三十七號(四) 二四八
- 同上中改正 (府) 朝第二百二十二號(六) 四八七
- 朝鮮總督府所管ニ係ル不動產證明又ハ登記ノ囑託ニ關スル件 (府) 朝第四十四號(二) 一七四
- 民事令刑事令、不動產登記令、不動產證明令並ニ其施行上必要ノ規定發布ニ付キ趣旨貫徹方 (訓) 朝第十七號(四) 九五
- 明治三十五年省令第十號(不動產ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件) 中追加 (省) 大第一號(八) 三
- 農商務省所管不動產登記ノ囑託ニ關シ農商務大臣ノ代理官指定明治四十年省令第十四號(同件) 廢止 (省) 農第六號(九) 五三
- 振替 (府) 朝第三十三號(三) 一七〇
- 明治四十三年勅令第三百八十八號(交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル件)、同第四百八號(朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル歳入歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件) 及同第四百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件) 中改正 (勅) 第四十九號(三) 一七〇
- 郵便振替貯金規則中改正 (省) 遞第七號(三) 四二
- 市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則中改正 (省) 遞第二十七號(三) 二六六
- 郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂並貸付事務特別取扱規則 (省) 遞第二十六號(五) 一三三
- 郵便振替貯金規則中改正 (府) 朝第十號(三) 三



- 地方費賦課金收納郵便振替貯金特別取扱規則 (府) 朝第二號(八) 二
- 郵便振替貯金規則中改正 (府) 朝第十八號(三) 八四
- 郵便振替貯金小切手拂込規則中改正 (府) 朝第三十一號(二) 一三〇
- 郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ハ當分整理ニ適用セス (府) 朝第五十四號(六) 五三
- 郵便振替貯金規則中改正 (府) 朝第六號(三) 一四四
- 郵便振替貯金ノ局待拂ヲ取扱フ郵便局名 (告) 選第八十五號(二) 一八〇
- 熊本市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス (告) 選第三百三十六號(三) 四八六
- 東京市公金ニ對スル郵便振替貯金ノ特別取扱郵便局名 (告) 選第三百三十九號(三) 四八八
- 同上 (告) 選第二百八號(一〇) 三六七
- 兵庫縣放馬郵便局神戸市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス (告) 選第四百二十九號(四) 六四七
- 德島縣藏木郵便局ニ於テ德島市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特設取扱ヲ爲ス (告) 選第四百三十一號(四) 六四七
- 郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱ニ關スル料金 (告) 選第四百七十五號(五) 一〇六六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ勸業債券及貯蓄債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 選第五百六號(一〇) 一〇八六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社神奈川縣農工銀行發行第九回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 選第三號(八) 五三
- 群馬、栃木、埼玉、長野、新潟、各縣及東京府下ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社群馬縣農工銀行發行第九回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 選第四十二號(八) 六七
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社群馬縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 選第四十三號(八) 六八
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社大阪農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 選第七十六號(八) 九〇
- 株式會社勸業銀行發行第四十二回勸業債券ハ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ現金ト引換ニ賣渡ヲ取扱フ (告) 選第八十三號(八) 九二
- 滋賀縣ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社滋賀縣農工銀行發行第七回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 選第七號(九) 二二三
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社北海道拓殖銀行發行拓殖債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 選第三百三十五號(九) 二四七

- 熊本縣内ニ在ル各郵便局ヲシテ府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則ニ依リ當該府縣ノ歲入金ニ對シ特別取扱ヲ爲サシム (告) 選第四百四十一號(九) 二四九
- 同上追加 (告) 選第三百五十五號(一) 五〇三
- 滋賀縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社滋賀縣農工銀行發行債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 選第四百十六號(九) 二五〇
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社兵庫縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 選第二百五十四號(一〇) 三六六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社北海道拓殖銀行發行第十六回拓殖債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 選第二百五十九號(一〇) 三八七
- 長野縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社長野銀行發行第十六回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 選第二百八十九號(一〇) 三九八
- 奈良、和歌山、德島、高知、滋賀、各縣及大阪、京都ノ二府内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社奈良縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 選第三百十五號(一〇) 四〇六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社水勸業銀行發行第四十三回勸業債券ハ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ買受人ノ請求ニ依リ現金ト引換ニ賣渡ヲ取扱フ (告) 選第四百五十四號(二) 五五〇
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社京都府農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 選第四百八十六號(二) 六〇五
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社尾三農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 選第四百八十七號(二) 六〇五
- 第四十一回勸業債券ハ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ現金ト引換ニ賣渡ヲ取扱フ (告) 選第五百五號(五) 一〇八六



○明治四十三年告示第四百八十九號(京都市公金ニ對スル郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名)中追加 (告)選第三百八十二號(一) 五二五

○明治四十四年告示第千號(大阪市公金ニ對スル郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名)中追加 (告)選第三百八十一號(一) 五二五

○郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ指定スル銀行名 (告)選第四百二十二號(一) 六四五

○同上追加 (告)選第六十二號(三) 八五七

○臺北郵便局ニ於テ郵便振替貯金ノ局符號ヲ取扱フ (告)選第十九號(三) 五八

○臺北基隆、臺中、嘉義、臺南、打狗、阿緞郵便局ノ各郵便局市内ニ在ル各郵便局所ヲシテ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ同市内ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ受入ヲ爲サシム (告)選第四十三號(一) 六四五

○符號

○清國內本邦郵便局所在地ニ於テ寶劍夕郵便切手及郵便葉書ニ「支那」ノ二字ヲ符號トシテ印刷シ其使用方決定明治四十二年省令第六十一號(同件)廢止 (省)選第六號(三) 四一

○勃爾瓦利

○戰爭ノタメ勃爾瓦利、土耳其間ノ電信不通ト爲リタル旨電信聯合總局ニ通知 (告)選第三百十一號(一〇) 四〇五

○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (豫外契)三月十六日官報(三) 一

○同上 (豫外契)三月二十八日官報(三) 二八

○朝鮮登錄稅令ニ依リ選定タル評價人ノ手當及旅費支給方決定申請人ノ負擔スヘキ費用 (府)選第三十一號(一) 一三〇

○物件、物品

○遺失物其ノ他ノ物件ニ關スル件 (制)第二十三號(五) 八

○遺失物其ノ他ノ物件ニ關スル制令施行ニ關スル件 (府)選第九十七號(五) 三六九

○古社寺保存法ニ依リ國寶ノ資格アル物件指定 (告)選第九號(九) 一八六

○同上 (告)選第十一號(三) 一三五

○陸軍院寄附金錢物件取扱手續改正 (告)選第七號(四) 五六九

○明治二十三年訓令第五十八號(工事及物件買入札手續同契約心得留意契約心得)廢止 (訓)選第五號(七) 三三四

○陸軍四年内部告示第二十八號中龍山、元山間鐵道用地ニ當リ各坊内ニ在ル土地地上物件ノ賣買、典質及峰巒墳墓ノ新造等禁止ノ區域中解除 (告)選第四十四號(三) 二二八

○金銀木杯金圓賜與手續ニ依リ金五圓未満又ハ價格五圓未満ノ物件寄附者ニ對スル表彰ハ其住所地ノ郵便ニ掲載シ發狀ニ代フ (告)選第四號(一) 一三三

○内務省及所管縣物品取扱規程中改正 (訓)選第五號(一) 一〇〇

○明治三十三年訓令第七九四號(飲食物其他ノ物件取締ニ關シ同年法律第十五號ノ職權ヲ行フ規定ヲ設ケタル場合ノ件)廢止 (訓)選二十七號(一) 一三三

○海軍通常物品會計規程設定明治二十八年選第百十七號(同件)及同三十六年選第百三十一號(通常物品出納命令會計官吏)廢止 (選)海第十號(一) 一九

○海軍通常物品會計規程中改正 (選)海第十七號(三) 三六

○同上 (選)海第三十四號(一〇) 五五

○海軍通常物品會計規程第一號丙丙式造船造兵材料物品出納原簿樣式 (選)海第十三號(一) 二六

○會計検査院法第十六條ニ依リ委託ヲ受ケタル物品出納計算ノ検査及責任解除ノ所掌ヲ定ム (選)海第七十一號(六) 一六〇

○海軍軍人軍國鐵道乘車物品輸送手續中改正 (告)海第一號(八) 一一

○朝鮮關稅定率令ニ依リ輸出貨物ノ容器ニ供スルタメ輸入スル物品ニ關スル件 (府)選第七十四號(四) 三二八

○朝鮮關稅定率令第七條第七號及第八條ノ規定ニ依リ輸入又ハ移入ヲ禁止スル物品指定 (府)選第四十三號(三) 一七四

○大連重要物產取引市場規則施行期日 (府)選第七號(三) 一五〇

○朝鮮總督府通信官寄附物品出納規程中改正 (訓)選第二十五號(四) 一〇七

○明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中刪除 (告)選第三十三號(二) 八九

○同上 (告)選第二百三十三號(三) 四九七

○同上 (告)選第四百四號(四) 六三三

○物件、物品 (佛蘭西)

○日佛通商航海條約 (條)第十三號(三) 二〇七

○同上 (告)選第四百五十九號(五) 一〇三

○同上 (告)選第六百號(六) 一三三

○同上 (告)選第六百八十六號(七) 四六六

○同上 (告)選第三百八十號(二) 五五

○明治四十二年告示第六百六十四號(通常又ハ小包郵便ニ依リ清國ヨリ輸出シ若シハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若シハ移入スルコトヲ得サル物品表)中追加 (告)選第七十七號(一) 一〇一

○同上 (告)選第四百八十五號(五) 一〇七

○通常郵便ニ依リ諸外國へ發送スルヲ得サル物品名指定明治三十三年告示第六十四號(外國へ發送シ得サル物品ノ件)、同三十六年同第四百十號(英國宛發送ノ小切手帳ハ倍額トシテ差出スヲ要スル件)、同三十七年同第三百八號(清國宛發送ニ於テ外國來信書中返送ニ關スル件)廢止 (告)選第五百十四號(二) 六二四

○臨時禁制品ト看做スヘキ物品ニシテ土耳其、希臘、シチリア、ポロ、及勃爾瓦利ニ宛テハキモノヲ包行スル小包郵便物ハ管分ノ内地地利ヨリ海路ニ依リ發送スルコトヲ得サル旨同上 (告)選第五百五十四號(三) 七七四

○希臘、歐羅巴、土耳其、亞細亞、土耳其宛小包郵便物ニシテ戰時禁制品ト看做スヘキ物品ヲ包行スルモノハ管分ノ内地經由及佛船ニ依リ發送スルヲ得サル旨同國郵便聯合總局ヨリ通知 (告)選第四百九十二號(一) 六〇八



同上實施期日

(告)外第三號(三) 二四四

〔武官〕

○陸軍武官等表中改正

(勅)第八號(三) 一九

○陸軍武官増俸給與規程中改正

(達)陸達第十二號(三) 五二

○海軍高等武官補充條例中改正

(勅)第四百六十六號(七) 二七一

○海軍武官増俸規則中改正

(達)海第二十三號(三) 四〇

○海軍武官考課規則中改正

(達)海第二十四號(三) 四三

○海軍武官待命休職停職者心得中改正

(達)海第九號(一) 一八

○海軍高等武官補充條例ニ依ル各候補生ノ勤務報告方

設定明治三十六年達第五十四號(同件)廢止

(達)海第四十三號(四) 一三三

〔服役〕

○衛士長、衛士副長、衛士服務規則中改正

(省)丙第五號(一) 八三

○明治二十年勅令第三十九號官吏服務紀律、第六條、第

十一條、第十三條、同二十二年閣令第十八號第二項ニ

依ル許可事項並神宮大宮司ヲ除クノ外神宮職員除服

出仕及宮城内枯損木、除害木、危險木ノ伐採大宮司限

處分報告セシム

(訓)丙第三十號(二) 一三三

○明治三十一年訓第七九五號(衛士長、衛士副長、衛士

ノ服務規定認可稟請ノ件)廢止

(訓)丙第九號(一) 一〇四

○海軍軍醫官服務規則中改正

(達)海第二十七號(三) 五八

同上

(達)海第五十六號(五) 一五〇

○臨時教員養成所卒業者服務規則設定臨時教員養成所

規程中卒業者服務ニ關スル規定廢止 (省)文第八號(三) 八一

〔服役〕

○廢朝中服役特免等ニ關スル件

(勅)第二號(七) 六二

○七月三十日附勅令第二號ヲ以テ廢朝中八個人ノ服役

ヲ特免シ死刑及笞刑ノ執行並歌舞音曲ヲ停止シ大正

元年七月三十一日ヨリ施行スル旨公布セラル

(告)朝同上(七) 六七

〔服喪〕

○大喪ニ於ケル臣民ノ服喪期間及喪期中服裝心得

(告)關第一號(七)六二六

〔服裝〕

○陸軍服裝規則改定

(軍)陸第一號(三) 一

○理事軍事試補及陸軍監獄長服裝規則改定

(達)陸達第九號(三) 三三

〔服制〕

○神官神職服制改正

(勅)第五十三號(三) 六三

○警察官及消防官服制中改正

(勅)第三十三號(一〇) 四一

○間接國稅ノ検査ニ從事スル官吏ノ服制ニ關スル件

(勅)第一號(一) 一

○陸軍服制改正陸軍軍服服制及明治三十九年勅令第七

十二號(陸軍軍服服制中澁絹織ヲ以テ茶絹織ニ代用

スル件)廢止

(勅)第十號(三) 三三

○陸軍服制中改正

(勅)第二十六號(九) 三四

○理事軍事試補及陸軍監獄長服制中改正

(勅)第十二號(三) 一一二

○陸軍録事、陸軍監獄看守長、陸軍監獄看守及陸軍警守

服制中改正

(勅)第十三號(三) 一二七

○明治四十四年府令第六十九號(朝鮮總督府及其所屬

官署職員禮章ノ件)中改正

(府)朝第七十八號(四) 三三四

○明治四十四年府令第三十三號(朝鮮總督府鐵道局職

員ノ現業從事者略服ノ件)中改正

(府)朝第二百二十七號(七) 五六二

○關東都督府巡捕服制

(府)關第十號(二) 二六五

○明治四十一年陸達第五十五號(陸軍臂章)中改正

(達)陸達第十號(三) 三四

〔復權〕

○恩赦令第十五條ニ依ル復權出願方

(告)關第三十號(一〇) 四三六

〔副狀〕

○明治四十五年法律第十三號ニ依リ運送狀及運送狀ノ

副狀ニ關スル(キ事項等)ニ關スル件

(勅)第七十九號(四) 一九七

〔扶助〕

○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサ

ル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル

件

(法)第十一號(三) 一一三

○明治四十五年法律第十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員

ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ

退隱料及遺族扶助料ニ關スル件)施行ニ關スル件

(勅)第七十號(三) 一九〇

○公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則

(府)朝第八十二號(四) 三二八

○同上中改正

(府)朝第二十一號(一〇) 六〇

○公立學校職員退隱料及遺族扶助料支給規則ニ依リ調

製スヘキ年額計算書式

(朝)朝第四十八號(四) 二〇六

○明治三十三年省令第十四號(府縣郡ヨリ給料給與ヲ

受クル吏員職員ノ退隱料退職給與金遺族扶助料支

給ニ關スル規定ノ件)中改正

(省)丙第十九號(二) 一七五

○恩給扶助料取扱手續中改正

(達)海第二十八號(三) 五九

○官役職工人夫扶助令施行細則中改正

(府)達第六十四號(七) 五六六

○漢口明治小學校ヲ在外指定學校職員退隱料及遺族扶

助料法ニ依リ指定

(告)文第十五號(九) 二〇一

○廣島縣ニ於ケル市町村立小學校教員退隱料及遺族扶

助料受領手續

(告)縣第八號(三) 三三〇

○宮城縣市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料請求

手續

(告)縣第五十六號(四) 六八七

○佐賀縣市町村立小學校教員退隱料及遺族扶助料受領

手續同縣知事ヨリ通知

(告)縣第六十七號(五) 二四七

○長野縣市町村立小學校教員、警部補、巡查退隱料及遺

族扶助料受領手續同縣知事ヨリ通知

(告)縣第六十八號(五) 二四八



○退隱料遺族扶助料及給助料請求手續設定ノ旨富山縣  
ヨリ通知アリタルニ付キ證明出願方  
(告) 縣百十一號(七) 一五三

○南滿洲鐵道株式會社設立本溪湖尋常高等小學校及橋  
頭、鶴冠山兩尋常小學校在外指定學校職員退隱料及  
遺族扶助料法ニ依リ指定  
(告) 關第三十七號(四) 六九四

○南滿洲鐵道株式會社設立鐵嶺尋常高等小學校在外指  
定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定  
(告) 關第八十六號(七) 一五二八

〔伏見桃山陵〕  
○橋殿及伏見桃山陵ノ祭事ヲ掌ラシムルタメ臨時職員  
設置  
(省) 宮第十號(二) 七九

〔敷設〕  
○鐵道敷設法中改正  
(法) 第二號(三) 一  
○自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約 (條) 第八號(八) 一五二  
○艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則廢止  
(達) 海第五十六號(二) 八五

〔解船〕  
○基隆港内解船營業取締規則  
(府) 報第三十號(二) 一七  
○電話呼出ニ要スル解船料  
(告) 關第四十六號(四) 六九五

〔墳墓〕  
○官祭招魂社社官修墳墓ノ修繕及建物模樣替其關係  
適宜處分セシム  
(訓) 內第十一號(二) 一〇五

○多嘉王妃殿下御分施王男子御誕生 (告) 宮第三號(五) 九七

○博善王妃殿下御分施王男子御誕生 (告) 宮第十二號(二) 三〇一  
○鳩彦王妃殿下御分施王男子御誕生 (告) 宮第十三號(二) 三〇二

〔分監〕  
○明治三十六年告示第十八號(監獄分監設置)中改正  
(告) 司第十一號(二) 三三〇

〔分限〕  
○宮内官分限令中改正  
(皇) 第四號(七) 六三  
○同上 (皇) 第十五號(二) 一一

〔分析〕  
○臺灣總督府民政部殖産局附屬檢糖所分析檢糖試驗出  
願規則  
(府) 報第十三號(八) 二九

〔文學〕  
○英國及丁扶國ニ於テ一九〇八年十一月十三日附文學  
的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ヲ批准シタ  
ル旨瑞西聯邦政府ヨリ通牒 (告) 內第十一號(九) 一九〇  
○和蘭國政府ニ於テ一九〇八年十一月十三日ノ文學的  
及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ニ加入ノ旨瑞西  
國政府ヨリ通牒 (告) 內第四十八號(二) 六九四

〔文官〕  
○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサ  
ル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル  
(法) 第十一號(三) 一三

○明治四十五年法律第十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員  
ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ  
退隱料及遺族扶助料ニ關スル件)施行ニ關スル件  
(勅) 第七十號(三) 一九〇

○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ  
受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關ス  
ル件  
(勅) 第七十一號(三) 一九一

○明治四十五年勅令第七十一號(朝鮮ニ於ケル學校職  
員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以  
上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件)第二條及第三  
條ニ依リ納ムヘキ金員取扱方 (訓) 朝第六十三號(六) 三〇〇

○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ  
受ケサル文官判任以上ノ者ヨリ國庫ニ納付スル收入  
金取扱方 (訓) 朝第七十一號(六) 三三八

○海軍文官履歷書及身上取扱規則改正  
(達) 海第三十號(三) 六九

○海軍武官文官考課表規則中改正 (達) 海第二十四號(三) 四三

○試補及見習ニ關スル件設定明治四十四年府令第四百  
十二號(文官採用ニ關スル件)廢止 (府) 朝第三百三號(五) 三七八

○群馬縣立工業學校徵兵令及文官任用令ニ依リ認定  
(告) 文第四十六號(三) 一四九

○大阪府市立大阪甲種商業學校徵兵令及文官任用令ニ  
依リ認定 (告) 文第六十號(三) 三九三

○明治三十八年告示第十五號(福島縣立工業學校染織  
科ヲ徵兵令及文官任用令ニ依リ認定)中削除  
(告) 文第十六號(九) 二〇一

○富山縣立商船學校文官任用令ニ依リ認定  
(告) 文第十八號(二) 五七

○千葉縣立園藝專用學校同上 (告) 文第六十一號(三) 三九四

○千葉縣立鏡子商業學校同上 (告) 文第七十六號(三) 三九六

○三重縣立鳥羽商船學校同上 (告) 文第九十五號(三) 四〇〇

○栃木縣立商業學校同上 (告) 文第五十三號(二) 七四一

○兵庫縣立神戸商業學校ニ對スル徵兵令上及文官任用  
令上認定ノ效力 (告) 文第六十二號(三) 三九四

○兵庫縣立工業學校同上 (告) 文第六十三號(三) 三九四

○神奈川縣立農業學校同上 (告) 文第四十五號(二) 七三八

コノ部

〔雇員〕  
○雇員傭人給料支給規則中改正 (達) 陸第三十號(七) 一六一

○同上 (達) 陸第十七號(二) 四八

○雇員傭人規則中改正 (達) 海第十四號(八) 三三

○同上 (達) 海第四十五號(二) 七〇

○同上 (達) 海第六十五號(二) 一〇五

○海軍各屬所屬雇員傭人及職工等ノ間ニ於テ相互ノ便  
宜ヲ計リ若クハ福利ヲ増進スル目的ヲ以テ團體ヲ組  
織シ又ハ病院等ノ設備ヲ爲スニ當リ當該官廳ノ職員  
ヲ其役員又ハ會員ニ推薦シ若クハ現金出納診療其他  
ノ事務取扱ノ依頼ヲ爲サントストキ各廳長ノ承認  
ヲ受クヘキ件 (達) 海第五十七號(五) 一五一



○陸軍軍人軍醫補員儲人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死没シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告) 陸軍第六號(四) 五九九

○明治三十七八年戰役ニ從事シ死没シタル陸軍軍人軍醫補員儲人等ノ遺族ニ對シ賜與スル特別賜金支給出願期日 (告) 陸軍第十一號(六) 二二二七

○海軍軍人軍醫補員儲人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死没シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告) 海軍第六號(四) 五七三

○朝鮮總督府及所屬官署職員採用規程 (府) 朝鮮第四號(五) 三七九

○朝鮮總督府見習及雇員銜給與規程 (訓) 朝鮮第五十九號(五) 二八九

○警察官署所屬船舶組員及定備人被服給與規程 (訓) 朝鮮第二號(九) 一一

○明治四十三年訓令第二十六號(共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬職員以下ノ現業員指定ノ件) 中改正 (訓) 朝鮮二十七號(三) 一四六

○臺灣總督府雇員儲員死没傷疾病者規程施行細則 中改正 (府) 臺灣第六十三號(七) 五六六

○雇託員、雇員、儲人ニシテ大正元年七月三十日以前ノ所爲ニ付キ懲戒ノ處分ヲ受ケタル者懲戒免除 (告) 關第四十號(一〇) 四三六

○明治三十七年告示第四百八十八號(託送手荷物小荷物、死體貴重品、小動物ノ運賃、保管料及其ノ取扱手續) 中改正 (告) 鐵第三十九號(四) 五五九

○長崎、博多兩小荷物取扱所ニ於テ迅速取扱貨物ノ受付ヲ爲ス (告) 鐵第十號(三) 一三三

○總武本線新生停車場ニ於テ小荷物受託開始 (告) 鐵第三十七號(四) 五五八

○中央本線萬世橋停車場ニ於テ小荷物ノ受託開始 (告) 鐵第四十三號(五) 九一九

○明治四十四年告示第十一號(手荷物及小荷物特別配達開始ノ件) 中改正 (告) 鐵第十七號(九) 一八三

○小包郵便物交換條約施行規則中改正 (告) 鐵第八十五號(八) 九三

○小包郵便物交換條約施行規則第二條各國貨幣備付相當額表 中改正 (告) 鐵第三百七十二號(四) 六〇四

○外國股本邦宛代金引換小包郵便物ニ對スル代金引換金額ノ表示符號及制限 (告) 鐵第四百八十九號(二) 六〇六

○明治四十四年告示第二百二十一號(外國小包郵便料金表) 中改正 (告) 鐵第三百十四號(三) 四八一

○同上 (告) 鐵第三百三十七號(三) 四八七

○同上 (告) 鐵第四百三十九號(五) 一〇四一

○同上 (告) 鐵第四百六十號(五) 一〇五三

○同上 (告) 鐵第四百八十一號(五) 一〇六九

○同上 (告) 鐵第六百二十四號(六) 一三四四

○同上 (告) 鐵第六百七十一號(七) 一四六一

○同上 (告) 鐵第七百二十二號(七) 一四八四

○同上 (告) 鐵第二百五十七號(一〇) 三八七

○外國宛小包郵便物料金設定明治四十四年告示第四百一十一號(同件) 廢止 (告) 鐵第四百五十九號(二) 五五七

○同上 中改正 (告) 鐵第五百十號(二) 六一四

○同上 (告) 鐵第五百十二號(二) 六一四

○明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表) 中別除 (告) 鐵第三十三號(二) 八九

○同上追加 (告) 鐵第二百三十三號(三) 四九七

○同上 (告) 鐵第四百四號(四) 六三三

○同上 中改正 (告) 鐵第四百五十九號(五) 一〇五三

○同上 (告) 鐵第六百號(六) 一三三二

○同上 (告) 鐵第六百八十六號(七) 一四六六

○同上 (告) 鐵第三百八十號(二) 五二四

○明治四十二年告示第六百三十二號(外國宛小包郵便物ノ取扱若クハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若クハ其金額ノ低減ヲ許スル及該請求書ヲ宛テヘキ外國官署名) 中改正 (告) 鐵第三百一號(一〇) 四〇二

○同上 (告) 鐵第五百七十二號(三) 七八〇

○明治四十二年告示第六百六十四號(通常又ハ小包郵便ニ依リ清國ヨリ輸出シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物品表) 中追加 (告) 鐵第七十七號(二) 一〇一

○同上 (告) 鐵第四百八十五號(三) 一〇七四

○長崎、博多兩小荷物取扱所ニ於テ迅速取扱貨物ノ受付ヲ爲ス (告) 鐵第十號(三) 一三三

○總武本線新生停車場ニ於テ小荷物受託開始 (告) 鐵第三十七號(四) 五五八

○中央本線萬世橋停車場ニ於テ小荷物ノ受託開始 (告) 鐵第四十三號(五) 九一九

○明治四十四年告示第十一號(手荷物及小荷物特別配達開始ノ件) 中改正 (告) 鐵第十七號(九) 一八三

○小包郵便物交換條約施行規則中改正 (告) 鐵第八十五號(八) 九三

○小包郵便物交換條約施行規則第二條各國貨幣備付相當額表 中改正 (告) 鐵第三百七十二號(四) 六〇四

○外國股本邦宛代金引換小包郵便物ニ對スル代金引換金額ノ表示符號及制限 (告) 鐵第四百八十九號(二) 六〇六

○明治四十四年告示第二百二十一號(外國小包郵便料金表) 中改正 (告) 鐵第三百十四號(三) 四八一

○同上 (告) 鐵第三百三十七號(三) 四八七

○同上 (告) 鐵第四百三十九號(五) 一〇四一

○同上 (告) 鐵第四百六十號(五) 一〇五三

○同上 (告) 鐵第四百八十一號(五) 一〇六九

○同上 (告) 鐵第六百二十四號(六) 一三四四

○同上 (告) 鐵第六百七十一號(七) 一四六一

○同上 (告) 鐵第七百二十二號(七) 一四八四

○明治四十三年告示第八十七號(通常又ハ小包郵便ニ依リ内地運賃及掛太ニ移入シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物品) 中改正 (告) 鐵第三十二號(三) 一一二

○同上 (告) 鐵第二百十九號(五) 一一四〇

○清國張家口へ小包郵便物ヲ運送シ得サル越萬國郵便聯合總局ヨリ通知 (告) 鐵第三十二號(二) 八九

○清國四川、陝西、甘肅三省宛小包郵便物當分ノ内運送スルヲ得サル件設定明治四十四年告示第千二百四十二號(湖南、湖北、貴州、四川ノ各省ニ於ケル清國郵便局宛在地宛小包郵便物當分ノ内運送スルヲ得サル件) 廢止 (告) 鐵第七十六號(二) 一〇〇

○甘肅省宛ノモノヲ除キ清國宛小包郵便物總テ運送シ得ル件設定明治四十五年告示第七十六號(清國四川、陝西、甘肅三省宛小包郵便物當分ノ内運送スルヲ得サル件) 廢止 (告) 鐵第二百三十四號(三) 四五七

○露西亞宛及同國媒介小包郵便物包裝方設定明治四十四年告示第百三十六號(同件) 廢止 (告) 鐵第三百九十九號(四) 六二五

○露西亞宛ハ當分ノ内運送及小包郵便ニ依リ各種ノ兵器及軍需品ノ輸入ヲ許ササル旨該國郵政總局ヨリ通牒ノ件設定明治四十四年告示第千二百五號(露西亞宛ニ於テ向テ六月間通常及小包郵便ニ依リ各種ノ兵器及軍需品ノ輸入ヲ許ササル旨該國郵政總局ヨリ通牒ノ件) 廢止 (告) 鐵第四百一號(四) 六二五

○支那宛小包郵便物ハ甘肅省宛ノモノモ運送シ得ルニ明治四十五年告示第百三十四號(甘肅省宛ノモノヲ除キ清國宛小包郵便物總テ運送シ得ル件) 廢止 (告) 鐵第六百三十三號(六) 一三三三



○希臘、歐羅巴土耳其亞細亞土耳其宛小包郵便物ニシテ戰時禁制品ト看做スヘキ物品ヲ包有スルモノハ當分ノ内佛國經由及佛船ニ依リ遞送スルヲ得サル旨萬國郵便聯合總局ヨリ通知  
(告)遞第四百九十二號(一) 六〇八

○歐羅巴土耳其ノ總テノ土耳其郵便局ハコンスタンチノープルニ於ケルモノヲ除ク外一時小包郵便業務ヲ停止シタル旨萬國郵便聯合總局ヨリ通知  
(告)遞第五百五十三號(三) 七七四

○戰時禁制品ト看做スヘキ物品ニシテ土耳其、希臘、モンテネグロ及勃爾牙利ニ宛ツヘキモノヲ包有スル小包郵便物ハ當分ノ内境地利ヨリ海路ニ依リ轉送スルコトヲ得サル旨同上  
(告)遞第五百五十四號(三) 七七四

○明治三十七年告示第二百八號(露西亞宛小包郵便物ニ添付スヘキ稅關告知書記載方)中追加  
(告)遞第六百七十二號(七) 一四六一

**〔小賣人〕**

○煙草元賣捌人及煙草小賣人ニ關スル件  
(省)大第十二號(五) 一二五

○度量衡器小賣價格  
(告)朝第四百十二號(四) 六五六

○同上改正  
(告)朝第四百十三號(四) 六五六

**〔小切手〕**

○郵便振替貯金小切手拂込規則中改正  
(府)憲第三十一號(一) 一三〇

○通常郵便ニ依リ諸外國へ發送スルヲ得サル物品名指定明治三十三年告示第六十四號(外國へ郵送シ得サル物品ノ件)、同三十六年同第四百十號(英國宛發送ノ小切手帳ハ信書トシテ差出スル要スル件)、同三十七年同第三百八號(露國稅關ニ於テ外國來信書中返送ニ關スル件)廢止  
(告)遞第五百十四號(一) 六一四

○兵庫縣敏馬郵便局神戸市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス  
(告)遞第四百二十九號(四) 六四七

○金澤市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス  
(告)遞第五百二十六號(六) 六五二

○廣島市ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ受入ヲ爲ス郵便局名  
(告)遞第五百九十九號(六) 三二一

○郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ指定スル銀行名  
(告)憲第四十二號(二) 六四五

○同上中追加  
(告)憲第六十二號(三) 八五七

○臺北、基隆、臺中、嘉義、臺南、打狗、阿猴郵便局ノ各郵便區市内ニ在ル各郵便局所ヲシテ郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ同市内ヲ支拂地トスル小切手ニ限リ受入ヲ爲サシム  
(告)憲第四十三號(二) 六四五

**〔小商人〕**

○小商人ノ定義及人事訴訟手續法第三章ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告等ノ件  
(府)朝第三十一號(四) 一四二

**〔互認〕**

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル條規  
(省)遞第三十三號(六) 一五四

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル效力  
(告)遞第五百七十號(六) 一三三

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル條規  
(府)朝第二百二十五號(七) 五六一

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル效力  
(告)朝第二百六十九號(七) 一四九〇

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル條規  
(府)憲第六十五號(七) 五六七

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル效力  
(告)憲第九十六號(七) 一五一一

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル條規  
(府)關第十七號(七) 五七四

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル效力  
(告)關第七十六號(七) 一五二七

**〔水〕**

○臺灣水營業取締規則  
(府)憲第九號(八) 二三

**〔戶長〕**

○明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長戶長及之ニ準スヘキ者指定)中追加  
(省)遞第十九號(四) 一〇九

○同上削除  
(省)遞第二十五號(三) 二六五

**〔御陵〕**

○明治天皇ノ御陵名  
(告)宮第六號(九) 一八五

○嵯峨天皇皇后御陵御治定  
(告)宮第二號(九) 九二七

**〔虎列刺〕**

○宮内省傳染病豫防令ニ依リ清國上海地方ヲ以テ虎列刺有病地ト指定  
(告)宮第三號(八) 四

○海港檢疫法、同法施行規則ニ依リ上海地方ヲ虎列刺流行地ト指定ノ件  
(告)內第五號(八) 五

○大正元年告示第五號(海港檢疫法、同法施行規則ニ依リ上海地方ヲ虎列刺流行地ト指定ノ件)廢止  
(告)內第二十六號(一〇) 三〇三

○上海地方ヲ虎列刺流行地ト指定  
(告)朝第二十號(九) 二七二

○上海地方ノ虎列刺流行地指定解除  
(告)朝第九十三號(二) 六四三

○上海及日本内地ニ於テ虎列刺病流行ニ付キ流業者及一般居住者攝生留意方  
(告)諭關第二號(一〇) 三

○臺灣海港檢疫規則及臺灣海港檢疫施行規則ニ依リ上海地方ヲ虎列刺流行地ト指定  
(告)憲第三十號(一〇) 四三一

○上海地方虎列刺流行終熄ニ付キ大正元年告示第三十號ニ依リ指定解除  
(告)憲第四十一號(二) 六四五

**〔公有〕**

○公有水面ノ埋立及使用ニ關スル處分報告ニ及ハス  
(訓)內第二十三號(二) 一〇九



○ 關東都督府公布式改正 〔公文書〕 (府) 關第二號(八) 四一	○ 朝鮮總督府公文書規程 〔訓〕 朝第三十六號(四) 一四四	○ 朝鮮總督府公文書規程中改正 〔訓〕 朝第十二號(二) 一二六	○ 公文書ニ用フル森林樹木ノ名稱記載方設定明治四十四年農商工部告示第九號廢止 〔告〕 朝第十八號(九) 二六五	○ 小商人ノ定義及人事訴訟手續法第三章ノ規定ニ依リ爲スヘキ公告等ノ件 〔府〕 朝第三十一號(四) 一九二	○ 公益法人ノ指導監督ニ關スル件 〔訓〕 內第二十號(二) 二〇八	○ 禁獄公債規程 〔省〕 大第八號(三) 一八一	○ 行政裁判所ノ判決ノ結果發行スル高整理公債及端數現金ノ給付ニ關スル規程 〔省〕 大第十六號(六) 一四六	○ 臨時事件公債償還金額 〔告〕 大第四十二號(三) 三六六	○ 大日本帝國政府五分利公債證書利札見本配發 〔告〕 大第四十一號(二) 四九九	○ 明治四十五年度大藏省所管朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮森林、朝鮮事業公債金、朝鮮醫院及濟生院各特別會計歲入歲出科目表 〔訓〕 朝第四十九號(四) 二〇九	○ 明治四十五年訓令第四十九號(明治四十五年大藏省所管朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮森林、朝鮮事業公債金、朝鮮醫院及濟生院各特別會計歲入歲出科目表) 中追加 〔訓〕 朝第十九號(二) 二一九	○ 公共團體ニ於テ使用料手数料等徵收上便宜ノタメ收入證紙ヲ發行スルモ經何ニ及ハス(訓) 內第十七號(二) 一〇七	○ 市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則中改正 〔省〕 遞第三十七號(七) 一九一	○ 同上 〔省〕 遞第二十七號(三) 二六六	○ 東京市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名 〔告〕 遞第三百三十九號(三) 四八八	○ 明治四十五年告示第三百三十九號(東京市公金ニ對スル郵便振替貯金ノ特別取扱郵便局名) 中追加 〔告〕 遞第二百八十八號(二) 三六七	○ 明治四十三年告示第四百八十九號(京都市公金ニ對スル郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名) 中追加 〔告〕 遞第三百八十二號(二) 五五五	○ 明治四十四年告示第千號(大阪市公金ニ對スル郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス郵便局名) 中追加 〔告〕 遞第三百八十一號(二) 五二五	○ 兵庫縣政馬郵便局神戸市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス 〔告〕 遞第四百二十八號(四) 六四六
--------------------------------------	-----------------------------------	-------------------------------------	--	---	--------------------------------------	-----------------------------	--	-----------------------------------	---	---	--	--	--	---------------------------	---	--	---	---	---

○ 德島市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲サシム 〔告〕 遞第三百五十五號(四) 五九九	○ 德島縣職本郵便局ニ於テ德島市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス 〔告〕 遞第四百三十一號(四) 六四七	○ 熊本市内ニ在ル各郵便局ニ於テ同市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲ス 〔告〕 遞第三百三十六號(三) 四八六	○ 廣島地方裁判所管内竹原區裁判所ニ於テ公證人ノ職務執行 〔告〕 司第二十四號(六) 二二九	○ 勸業債券購買媒介郵便規則廢止期日 〔省〕 遞第二十七號(五) 一三五	○ 陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體檢查規則中改正 〔省〕 陸第三號(三) 二二五	○ 陸軍衛生部下士候補者及看護學修業兵、看護卒教育規則中改正 〔達〕 陸第二十二號(五) 一四三	○ 海軍中主計海軍少主計候補生採用規則中改正 〔省〕 海第五號(六) 一五二	○ 海軍中軍醫海軍少軍醫海軍中藥劑士海軍少藥劑士海軍少軍醫候補生海軍少藥劑士候補生採用規則中改正 〔省〕 海第七號(七) 一八一	○ 海軍少尉候補生實務練習規則中改正 〔達〕 海第六十號(六) 一五〇	○ 海軍少主計候補生實務練習規則 (達) 海第七十六號(七) 一六三	○ 海軍高等武官補充條例ニ依ル各候補生ノ勤務報告方設定明治三十六年達第五十四號(同件) 廢止 〔達〕 海第四十三號(四) 一三三	○ 陸軍砲兵工科學校砲兵工長候補者召集 〔告〕 陸第一號(三) 一四一	○ 砲兵工長候補者召集試驗開始期日 〔告〕 陸第一號(八) 一一一	○ 大正二年召集スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 〔告〕 陸第五號(二) 三三六	○ 海軍中少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付志願者出願方 〔告〕 海第九號(七) 一四一八	○ 明治二十一年陸達第十四號(射擊教範ニ掲グル射擊ノ褒賞徽章) 同二十八年同第六號(戰時補助憲兵將校下士上等兵上衣及外套ノ胸部徽章) 同二十九年同第三百六十五號(裝束砲兵照準、觀測、通信等章) 同三十一年同第三十九號(野戰砲兵照準徽章等章) 同三十四年同第五十七號(工兵ノ年度射擊褒賞徽章) 廢止 〔達〕 陸第二十五號(五) 一五〇	○ 陸軍砲兵工科學校砲兵工長候補者召集 〔告〕 陸第一號(三) 一四一	○ 砲兵工長候補者召集試驗開始期日 〔告〕 陸第一號(八) 一一一
--	--	--	---	---	---	---	---	---	--	------------------------------------	---	--	--------------------------------------	--	---	---	--	--------------------------------------



○工場抵當法ヲ轉本ニ施行 (勅)第百十七號(五) 二四二	○同上實施期日 (告)外第一號(二) 四四〇
○明治四十四年達第百十九號(海軍工作總以外ノ工場ニ於テ常時使役スル職工人夫ノ給與ニ關スル件)中追加 (達)海第六十八號(三) 一〇七	○清國ニ於ケル工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條)第二號(二) 四
〔工務〕	○同上實施期日 (告)外第二號(二) 四五〇
○海軍工務規則中改正 (達)海第三十二號(三) 七二	○府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程中削除 (省)農第十四號(〇) 七二
○同上 (達)海第四十一號(〇) 六一	○府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程中追加 (省)農第十六號(五) 一三三
○同上 (達)海第六十七號(三) 一〇六	○臺灣總督府民政部學務部附屬工業講習所ニ於テ生徒身體檢査施行方 (府)議第五十四號(三) 二五五
○海軍機噐製造所工務規則設定海軍機噐製造所採炭及煉炭製造規程廢止 (達)海第三十九號(四) 一一九	○明治四十五年度工業教員養成所募集生徒員數 (告)文第三十三號(二) 一四七
〔工科學堂〕	○臺灣總督府民政部學務部附屬工業講習所生徒養成規程 (告)農百號(七) 二五三
○旅順工科學堂官制中改正 (勅)第九十五號(四) 二四	〔工作〕
○旅順工科學堂規則中改正 (府)關第一號(二) 一四	○明治四十四年達第百十九號(海軍工作總以外ノ工場ニ於テ常時使役スル職工人夫ノ給與ニ關スル件)中追加 (達)海第六十八號(三) 一〇七
〔工業〕	〔工事〕
○工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正 (法)第二號(八) 三	○明治二十三年勅令第五十八號(工事及物件賣買入札手續同契約心得隨意契約心得)廢止 (訓)農第五號(七) 三四三
○工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法施行規則中改正 (勅)第十號(八) 一一	○地方廳ニ於テ河川堤防水利港灣其他海面竝ニ上水及下水ニ關スル工事ヲ施行セントスルトモ認可ヲ受クヘキ件 (訓)朝第十五號(二) 二二七
○朝鮮總督府中央試驗所官制制定朝鮮總督府工業傳習所官制廢止 (勅)第三十六號(三) 一五五	
○工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條)第一號(二) 一	

○砂防法ニ依リ砂防工事施行ノ區域 (告)內第二十七號(四) 五六	○憲兵隊就職志願者タル候補役後備役憲兵下士上等兵採用規程 (省)陸第四號(三) 六一
○砂防法ニ依リ明治四十五年度以降砂防工事ヲ施行スル土地區域 (告)內第三十五號(五) 九三九	○海軍卒進級規則改正 明治二十七年達第百七十一號 (達)海第五十四號(四) 一三三
○砂防工事施行地中地番更正 (告)內第九號(二) 三三	〔講座〕
○河川法第八條ニ依リ明治三十三年度以降施行ノ九頭龍川改良工事中支川日野川筋下流部ノ工事本年度終了 (告)內第四十六號(三) 六九三	○明治二十六年勅令第九十三號(東京帝國大學各分科大學講座ノ種類及其數ニ關スル件)中改正 (勅)第百二十四號(五) 二四九
○慶尚南道釜山港内波除堤築造工事開始ニ付附近航行ノ船舶注意方 (告)朝第二十四號(三) 二二〇	○明治三十六年勅令第六十八號(京都帝國大學法科大學醫學科大學文科大學及理工科大學ノ講座ニ關スル件)中改正 (勅)第百二十五號(五) 二四九
〔工廠〕	○明治四十年勅令第二百四十號(東北帝國大學農科大學ノ講座ニ關スル件)中改正 (勅)第百二十六號(五) 二五〇
○臨時海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦型試驗所海軍工廠海軍經理部並ニ臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手設置 (勅)第十七號(三) 一三三	○明治四十四年勅令第四十七號(東北帝國大學理科大學ノ講座ニ關スル件)中改正 (勅)第百二十七號(五) 二五二
〔拘留〕	○九州帝國大學醫科大學ノ講座ニ關スル件 (勅)第百二十九號(五) 二五三
○三月以下ノ懲役、百圓以下ノ罰金、拘留、科料ノ處罰ヲ受クヘキ事犯ノ件 (府)朝第四十一號(四) 二六七	○明治四十四年勅令第四十八號(九州帝國大學工科大學ノ講座ニ關スル件)中改正 (勅)第百二十八號(五) 二五三
○關東洲民政署令及關東都督府令ニ規定セル禁錮罰金拘留及科料ニ關スル件 (府)關第四號(九) 五一	〔講師〕
〔後納〕	○朝鮮公立小學校、朝鮮公立簡易實業專修學校ノ囑託教員、朝鮮公立高等女學校、朝鮮公立實業專修學校ノ講師ニ關スル件 (府)朝第七十號(四) 三四
○新聞電報料金豫納及後納規則中改正 (省)遞第二號(八) 三〇	
○電報料金後納規則中改正 (府)關第八號(二) 一四二	



○官公立學校教員、講師學術ノ講習ヲ受クルタメ又ハ  
看守長、看守監獄官練習所へ入所ノタメ若クハ監獄  
醫帝國大學醫科大學國家醫學講習科ノ講習ヲ受クル  
タメ内地へ出張ノトキ日額旅費支給方  
(訓)朝第七十三號六 三三八

○大正元年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女  
學校教員等第三回講習會講習科目、講習會場、開會  
期限、講師、講習員資格及講習要目  
(告)文第二十二號五 二〇三

〔講習〕

○蠶業講習所官制中改正 (勅)第九十六號四 二二五  
○私立蠶業學校蠶業講習所指定規則 (省)丙第九號六 一三七  
○産業試驗費講習費國庫補助法施行規則中改正 (省)農第十號一〇 七〇  
○府縣水産試驗場規程及府縣水産講習所規程中削除 (省)農第十一號一〇 七一  
○地方農事試驗場及地方農事講習所規程中削除 (省)農第十二號一〇 七一  
○府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程中削  
除 (省)農第十四號一〇 七一  
○府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程中追  
加 (省)農第十六號五 一三三  
○朝鮮總督府附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督  
府附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府)朝第三十七號二 一四五

○官公立學校教員、講師學術ノ講習ヲ受クルタメ又ハ  
看守長、看守監獄官練習所へ入所ノタメ若クハ監獄  
醫帝國大學醫科大學國家醫學講習科ノ講習ヲ受クル  
タメ内地へ出張ノトキ日額旅費支給方  
(訓)朝第七十三號六 三三八

○臺灣總督府民政部學務部附屬工業講習所ニ於テ生徒  
身體檢查施行方 (府)原第五十四號二 二五五  
○明治四十五年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高  
等女學校教員等第一回講習會講習科目等 (告)文第百二號三 四〇一  
○明治四十五年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高  
等女學校教員等第二回講習會ノ要項 (告)文第百六十七號六 二四三  
○明治四十五年開設スヘキ實業學校教員夏期講習會ノ  
要項 (告)文第百六十八號六 二四五  
○大正元年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女  
學校教員等第三回講習會講習科目、講習會場、開會  
期限、講師、講習員資格及講習要目 (告)文第二十二號五 二〇三  
○東京蠶業講習所夏秋蠶部轉移改稱 (告)農第九十號三 四三三  
○明治三十二年告示第六十六號(蠶業講習所ノ巡回講  
話蠶種配布、質問應答等ニ關スル事務取扱區域ノ件)  
(告)農第百六十八號五 一〇四〇  
○臺灣總督府民政部學務部附屬工業講習所生徒養成規  
程 (告)原第百號(七)五三

○臺灣總督府助産婦講習生規程ニ依リ臺北醫院ニ於テ  
助産婦講習開始ニ付キ志願者出願方 (告)臺第十一號(三) 二二三

〔紅參〕

○紅參專賣ニ關スル事務分掌ノタメ朝鮮總督府司稅局  
出張所設置 (府)朝第五十八號(四) 三〇四  
○紅參專賣法ニ依リ大正元年水參收穫査定期日指定 (告)朝第十四號(八) 一三二

〔薨去〕

○西班牙國皇帝陛下ノ皇姊ドニヤ、マリヤ、テレサ内親  
王殿下薨去ノタメ九月二十八日ヨリ十月五日マテ八  
日間宮中喪仰出サレ (告)宮第十號九 一八六  
○西班牙國皇帝陛下ノ皇姊ドニヤ、マリヤ、テレサ内親  
王殿下薨去ノタメ宮中喪八日間高等官有爵有位有勳  
者參内ノ節喪服用方仰出サレ (告)宮第十一號九 一八六  
○白耳義國皇帝陛下ノ皇母コンテス、ド、フランデル股  
下薨去ノタメ十一月二十八日ヨリ十二月五日マテ八  
日間宮中喪仰出サレ (告)宮第十九號(二) 四五〇  
○白耳義國皇帝陛下ノ皇母コンテス、ド、フランデル股  
下薨去ノタメ宮中喪八日間高等官有爵有位有勳者參  
内ノ節喪服用方仰出サレ (告)宮第二十號(二) 四五〇  
○勳一等李義公殿下薨去 (告)宮第五號九 一八五

〔國有〕

○明治四十五年勅令第八十二號(鑛床、林野及國有未墾  
地調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時  
職員設置)中改正 (勅)第二十五號(三) 一四一

○朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令 (勅)第六號(八) 七  
○國有森林山野保護規則 (府)朝第百五號(五) 三八一  
○朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令ニ依ル森  
林ノ綠地者及木材業者ノ資格 (府)朝第十號(九) 四三  
○森林山野及未墾地國有私有區分標準 (訓)朝第四號(三) 一七  
○國有林野ノ管理保護ニ關シ警察官吏ヲシテ地方官ヲ  
補助シ其任ニ膺ラシム (訓)朝第二十三號(三) 一四三  
○明治四十二年告示第五十四號(國有鐵道線路名稱)中  
削除 (告)鐵第七號(三) 一一九  
○(告)鐵第十八號(三) 二四一  
○(告)鐵第二十五號(三) 二四二  
○(告)鐵第二十八號(三) 二四三  
○(告)鐵第四十八號(五) 九二四  
○(告)鐵第五十七號(七) 二四二  
○(告)鐵第三號(八) 三  
○(告)鐵第六號(八) 三  
○(告)鐵第十號(九) 一三八  
○(告)鐵第十五號(九) 一八三  
○(告)鐵第十八號(九) 一八三  
○(告)鐵第二十三號(〇) 二九七  
○(告)鐵第二十八號(〇) 二九八  
○(告)鐵第三十二號(〇) 二九九  
○(告)鐵第三十五號(〇) 三〇〇



○同上 (告)鐵第四十三號(二) 四四八  
 ○同上 (告)鐵第五十號(三) 六九一  
 ○國有森林山野保護規則ニ依リ 森林保護區、森林保護區域及森林保護員駐在所指定 (告)朝第十六號(八) 一一二

〔國寶〕  
 ○古社寺保存法ニ依リ國寶ノ資格アル物件指定 (告)內第九號(九) 一八六  
 ○同上 (告)內第十一號(三) 一一五  
 ○國寶所有者大通寺移轉 (告)內第三十五號(二) 四五一

〔國防〕  
 ○臺灣國防用防禦營造物區域ニ關スル地圖取捨規程中改正 (府)察第三十五號(五) 三八三

〔國幣社〕○シノ部神社ノ項ニ載ス

〔國道〕  
 ○明治二十二年訓第三六四號(國道改修費國庫補助費請方ノ件)、同三十四年訓第七〇〇號(北海道移住民員數報告ノ件)廢止 (訓)內第三號(二) 九七

〔國庫〕  
 ○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第十一號(三) 一一三  
 ○明治四十五年法律第十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件)施行ニ關スル件 (勅)第七十號(三) 一九〇

○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件 (勅)第七十一號(三) 一九一  
 ○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ヨリ國庫ニ納付スル收入金取扱方 (訓)朝第七十一號(六) 三三八  
 ○明治四十五年勅令第七十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件)第二條及第三條ニ依リ納ムヘキ金員取扱方 (訓)朝第六十三號(六) 三〇〇  
 ○豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スル要件ニ關スル件 (豫外契)三月十六日官報(三) 一  
 ○同上 (豫外契)三月二十八日官報(三) 二八  
 ○明治二十二年訓第三六四號(國道改修費國庫補助費請方ノ件)、同三十四年訓第七〇〇號(北海道移住民員數報告ノ件)廢止 (訓)內第三號(二) 九七  
 ○瘋病豫防費國庫補助規則中創除 (省)農第二十七號(三) 一九六  
 ○産業試驗費國庫補助法施行規則中改正 (省)農第十號(二〇) 七〇  
 ○地方土木費國庫補助規程 (訓)朝第六十六號(六) 三三三  
 ○明治四十四年度北海道罹災救助基金國庫補助額 (告)大第十八號(二) 一三九  
 ○大正元年度北海道罹災救助基金國庫補助額 (告)大第四十八號(三) 六九六

〔國債〕  
 ○明治四十一年勅令第二百八十七號(政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ニ關スル件)中改正 (勅)第三百三十六號(二) 二六〇  
 ○關東州ニ於ケル國債ニ關スル件 (勅)第三十七號(二) 四四  
 ○明治三十九年法律第三十四號(國債ニ關スル件)、同四十二年同第八號(登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件)及同第九號(政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル件 (勅)第三十六號(二) 四三  
 ○國債規則中改正 (省)大第七號(三) 一七五  
 ○國債事務取扱店ノ位置及名稱中變更 (告)大第十九號(三) 一三九  
 ○國債事務取扱店中西部支店所屬豐浦派出所位置改定 (告)大第三十九號(三) 三八五  
 ○國債事務取扱店中東京九ノ内代理店廢止並ニ金澤支店所屬高濱派出所位置改定 (告)大第四十八號(三) 三八九  
 ○國債事務取扱店中小樽支店所屬札幌派出所位置變更 (告)大第五十二號(四) 五六四  
 ○國債事務取扱店中位置變更 (告)大第三號(八) 七  
 ○同上 (告)大第十二號(九) 一九六  
 ○國債事務取扱店中京部支店所屬水口派出所位置改定 (告)大第二十號(二) 三〇六  
 ○國債事務取扱店中小樽支店所屬岩見澤派出所位置改定 (告)大第三十二號(二) 三三三

○國債事務取扱店中西部支店所屬久留米派出所位置變更 (告)大第三十九號(二) 四五八  
 ○國債事務取扱店中位置變更 (告)大第五十一號(三) 六九七  
 ○明治四十四年十二月日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第二號(二) 三三  
 ○明治四十五年一月日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第十號(二) 一三六  
 ○明治四十五年二月中甲種國債登錄簿ニ登錄シ又ハ日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第二十九號(三) 三八一  
 ○明治四十五年三月中日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第五十四號(四) 五六四  
 ○明治四十五年四月中日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第六十六號(五) 九四六  
 ○明治四十五年五月中甲種國債登錄簿ニ登錄シ及日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第八十三號(六) 一一二  
 ○明治四十五年六月一日ヨリ大正元年七月三十一日マテニ日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第四號(八) 八  
 ○明治三十九年告示第七百二十八號(國債ノ種別及國債證券ノ名稱)中改正 (告)大第五十四號(三) 六九九  
 ○紛失ニ因リ失効ノ記名國債證券 (告)大第十一號(二) 一三六  
 ○同上 (告)大第二十八號(三) 三八一  
 ○減失、紛失ニ因リ失効ノ記名國債證券 (告)大第三十四號(三) 三八一



- 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券 (告) 大第四十五號(三) 三三八
- 同上 (告) 大第八十號(五) 九七二
- 同上 (告) 大第七十二號(五) 九六七
- 同上 (告) 大第八十九號(六) 二二三
- 同上 (告) 大第九十八號(七) 一四五
- 同上 (告) 大第百三號(七) 二四一七
- 減失又ハ紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券 (告) 大第十四號(九) 一九七
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第十二號(二) 一三六
- 減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告) 大第十三號(二) 一三七
- 紛失無記名國債證券ノ利札ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第十四號(三) 一三八
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第三十五號(三) 三八一
- 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告) 大第三十六號(三) 三八四
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第七十三號(五) 九六八
- 減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告) 大第七十四號(五) 九六九
- 紛失無記名國債證券ノ利札ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第七十五號(五) 九六九
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第九十號(六) 二二三
- 紛失無記名國債證券ノ利札ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第九十一號(六) 二二四
- 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告) 大第九十二號(六) 二二四
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第九十九號(七) 二四一五
- 減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告) 大第百號(七) 二四一六
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第一百一號(七) 二四一六
- 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告) 大第十五號(九) 一九七
- 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告) 大第十六號(九) 一九八
- 紛失無記名國債證券ノ利札ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第十七號(九) 一九九
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第二十二號(一〇) 三〇七
- 失紛ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告) 大第二十三號(一〇) 三〇七
- 紛失無記名國債證券ノ利札ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第二十四號(一〇) 三〇八
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告) 大第三十四號(一〇) 三二四

- 國債證券買入銷却 (告) 大第七號(二) 一三五
- 同上 (告) 大第二十六號(三) 三八〇
- 同上 (告) 大第四十六號(三) 三八九
- 同上 (告) 大第六十一號(四) 五六七
- 同上 (告) 大第六十七號(五) 九六八
- 同上 (告) 大第八十七號(六) 二二三
- 同上 (告) 大第五號(八) 八
- 同上 (告) 大第十三號(九) 一九六
- 同上 (告) 大第二十六號(一〇) 三〇八
- 同上 (告) 大第三十六號(一一) 四五四
- 同上 (告) 大第四十九號(一二) 六九六
- 同上 (告) 大第五十八號(一三) 七二二
- 〔國際〕
- 國際紛争平和の處理條約 (條) 第一號(一) 一
- 埃及國國際無線電信條約ニ加入 (告) 遞第五百十五號(五) 二一〇六
- 亞然の音國ニ於テ國際無線電信條約批准竝ニ葡萄牙國ニ於テ其殖民地及領地ノタメ同條約ニ加入 (告) 遞第四百一十一號(三) 一九七
- 明治四十年告示第五百六十九號(本邦) 國際返信切手券ヲ交換スル國名表) 中追加 (告) 遞第四百十六號(四) 六三八
- 同上 (告) 遞第五百二十一號(五) 二二三
- 明治四十三年告示第九百七十三號(萬國電信條約書) 附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項) 中改正 (告) 遞第五百十七號(二) 二〇二
- 同上 (告) 遞第四百五十號(五) 二〇四七
- 同上 (告) 遞第四百八十號(五) 二〇六九
- 同上 (告) 遞第六百六十一號(二) 八〇七
- 〔國旗〕
- 大農中國旗揚揚方 (閣) 第一號(七) 一
- 七月三十日附閣令第一號ヲ以テ國旗揚揚方發布セラル (告) 朝號外(七) 六一七
- 〔極印〕
- 極印使用規程 (訓) 第七號(三) 四四
- 官有森林原野產物資源渡及官有森林原野資源極印規則 中改正 (府) 第四十九號(六) 五〇〇
- 〔告示〕
- 北海道區制第四百十四條北海道一級町村制第二百二十條ノ最終ノ人口ハ每年十二月末日現在ニ依リ北海道廳長官ノ調査告示シタルモノニ依ル件設定明治三十年拓殖務省令第八號(北海道區制) 第一百一條北海道一級町村制第九條同級町村制第四百二條最終人口官報ヲ以テ告示方) 廢止 (省) 內第十二號(二) 八六
- 明治四十四年訓令第四號(漁業監督吏員ヲ命シタルトキ報告並ニ告示方) 中改正 (訓) 第六號(二) 一一九
- 〔古物商〕
- 古物商ノ取締ニ關スル件 (制) 第二號(三) 七



○古物商取締ニ關スル制令施行規則 (府)朝第二十二號三 六四

〔古社寺〕

○古社寺保存法ニ依リ國寶ノ資格アル物件指定 (告)内第九號九 一八六

○同上 (告)内第十一號三 二二五

○古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物ノ資格アル建造物指定 (告)内第十號三 二二四

〔米〕

○關稅定率法第六條ニ依ル米及羽ノ輸入稅率ニ關スル件 (勅)第百十九號五 二四四

〔權殿〕

○權殿及伏見桃山陵ノ祭事ヲ掌ラシムルタメ臨時職員設置 (省)官第十號二 七九

工ノ部

〔衛兵〕

○艦内衛兵規則中改正 (達)海第三十六號一〇 五五

〔衛戍〕

○衛戍病院患者轉地療養規則設定陸軍入院患者轉地療養規則及陸軍轉地療養所患者取締規則 (達)陸第十一號三 四九

○衛戍病院患者轉地療養規則附表中追加 (達)陸第二十七號六 一五三

○衛戍病院看護卒派遣規則中改正 (達)陸第五號九 九

○明治四十三年陸軍第四十二號(衛戍病院分院ノ名稱及位置)中追加 (達)陸第四號三 二七

○同上 (達)陸第二十六號六 一五三

〔衛士〕

○衛士長、衛士副長、衛士俸給支給規則 (省)内第三號四 九五

○陸軍中央衛生會規則中改正 (府)第百四十一號五 三八五

○陸軍衛生部及獸醫部士官學生、依託學生、依託生徒規則中改正 (達)陸第六號三 三三

○陸軍衛生部下士候補者及看護學修業兵、看護卒教育規則中改正 (達)陸第二十二號五 一四三

○衛生材料取扱規則中改正 (達)陸第十六號一〇 四七

○明治四十三年陸軍第九十八號(水路部、海軍大學校ニ於テ醫務衛生上處理ヲ要スヘキ事項發生シタルトキ處置方)中改正 (達)海第四十一號四 一三三

〔衛士〕

○明治三十一年勅令第百八十九號(神宮衛士長、衛士副長、衛士ニ關スル件)中改正 (勅)第九十號四 二二〇

○衛士長、衛士副長、衛士服務規則中改正 (省)内第五號二 八三

○明治三十一年勅令第七九五號(衛士長、衛士副長、衛士)服務規定認可(稟請ノ件)廢止 (訓)内第九號一 一〇四

〔營業〕

○明治三十七年勅令第百九號(私設保稅倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手数料徵收ノ件)中改正 (勅)第百五十二號七 二七八

○毒物劇物營業取締規則 (省)内第五號五 一一五

○毒物劇物營業取締規則第一條ニ依ル毒物劇物品目指定 (省)内第六號五 一一九

○毒物劇物營業取締規則第八條ノ毒物劇物品目指定 (省)内第七號五 一二二

○同上中改正 (省)内第十號七 一七五

○藥品營業並藥品取扱規則第三十五條ニ據ル毒藥劇藥ノ品目制定明治三十九年省令第三十六號(同件)廢止 (省)内第二號三 五三

○水雪營業取締規則中改正 (省)内第十四號二 八八

○明治三十七年省令第十號(私設保稅倉庫ノ營業等ニ關スル特許手数料)中改正 (省)大第十九號七 一八〇

○藥品及藥品營業取締令 (制)第二十二號四 七六

○藥品及藥品營業取締令施行規則 (府)朝第五十五號四 三〇〇

○藥品及藥品營業取締令第十三號ニ依ル毒藥、劇藥品目 (府)朝第六十六號四 三〇八

○鐵道、輕便鐵道及軌道ノ營業ニ關スル件 (制)第二十四號六 八三

○同上施行期日 (府)朝第百十六號六 四四四

○臺灣鹽業營業取締規則 (府)第百十六號八 三四

○臺灣鹽業類似品營業取締規則 (府)第百十七號八 三九

○臺灣鹽業營業取締規則 (府)第百八號八 二〇

○臺灣水營業取締規則 (府)第百九號八 二三

○基隆港内解船營業取締規則 (府)第百三十號一〇 二一七

○營業取締規則中改正 (府)第百五號三 五九

○銀行營業取締規則中改正 (府)第百十五號七 五七二

○倉庫營業者村松倉庫合名會社ノ指定取消 (告)司第三十號六 二四〇

○倉庫營業者供託法ニ依リ指定 (告)司第三號八 一一

○指定倉庫營業者中央倉庫株式會社解散ノ旨橫濱地方裁判所長ヨリ報告 (告)司第七號八 一一

○指定倉庫營業者松本倉庫株式會社ノ營業所變更ノ旨長野地方裁判所長ヨリ報告 (告)司第十四號一〇 三三五

○指定倉庫營業者上田倉庫株式會社解散ノ旨同上 (告)司第十五號一〇 三三六

○指定倉庫營業者廢業 (告)司第二十二號一 四六一

○供託法第五條第一項ニ依リ倉庫營業者指定 (告)司第二十三號二 四六一

○指定倉庫營業者營業所中廢止ノ旨樺太地方裁判所長ヨリ報告 (告)司第二十五號二 四六二

○私立九州藥學專門學校藥品營業並藥品取扱規則第四十六條第一項ニ依リ指定 (告)文第四十二號二 四六四

○大正元年制令第一號ニ依リ倉庫營業者並ニ金庫及倉庫營業者ニ代ハルヘキ供託所指定 (告)朝第百十三號二 八二四



○京元線ノ内閣政府運川開鐵道運輸營業開始延期 (告) 朝第二百九十二號(七) 一五〇四

〔營造〕

○臺灣國防用防禦營造物區域ニ關スル地圖取縮規程中改正 (府) 登第三十五號(五) 三八三

〔警備〕

○官國幣社警備ニ關スル規程中改正 (訓) 内第十四號(二) 一〇六

○明治二十三年訓令第九號(招魂社費招魂社警備費取扱順序)中改正 (訓) 内第十二號(一) 一〇五

〔英國〕○イノ部英吉利ノ項ニ載ス

〔繪葉書〕○ハノ部葉書ノ項ニ入ル

〔エチオピア〕

○エチオピア帝國羅馬締結價格表記書狀及箱物交換約定ニ加入 (告) 遞第六百七十八號(七) 一四六四

〔開覽〕

○永代借地及永代借地ノ上ニ存スル建物ノ登記簿ノ附本、抄本ノ交付ノ請求又ハ登記簿若クハ其附屬書類ノ開覽ノ請求ニ關スル手續料ノ件 (府) 登第十九號(三) 八九

〔要港〕

○要港部條例改定 (軍) 海第一號(一〇) 一三

○軍港要港規則中改正 (省) 海第三號(一〇) 五八

○同上 (省) 海第五號(三) 一九二

○要港部處務規程改正 (達) 海第二十九號(一〇) 四九

〔要塞〕

○明治二十一年陸軍第十四號(射擊教範ニ掲クル射擊ノ發賞徽章)、同二十八年同第六號(戰時補助憲兵將校下士上等兵上衣及外套ノ胸部徽章)、同二十九年同第六十五號(要塞砲兵照準、觀測、通信優等章)、同三十一年同第三十九號(野戰砲兵照準優等章)、同三十四年同第五十七號(工兵ノ年度射擊發賞徽章)廢止 (達) 陸第二十五號(五) 一五〇

○明治三十四年告示第九號(各要塞地ニ於ケル禁止制限解除事項及區域表)中改正 (告) 陸第十二號(六) 二三八

〔驛屯土〕

○驛屯土特別處分令 (勅) 第三十九號(一〇) 四五

○驛屯土特別處分令施行規則 (府) 朝第四十號(三) 一六四

○驛屯土置帳及同集計簿様式 (訓) 朝第二十四號(三) 一四三

〔埃及〕

○埃及及國際無線電信條約ニ加入 (告) 遞第五百十五號(五) 二〇六

〔鹽務〕

○鹽務分掌ノタメ朝鮮總督府司稅局出張所設置 (府) 朝第六十號(四) 三〇五

〔煙火〕

○煙火取締規則 (府) 朝第四十一號(三) 一六七

〔遠洋〕

○遠洋漁業獎勵法施行細則中改正 (省) 農第八號(一〇) 六六

〔演習〕

○第七師管劍路聯隊區管内千島諸島及花咲郡瑠璃瑠村ノ附屬島在籍及以上諸島寄留ノ在郷軍人ニシテ寄留地附近ノ軍隊ニ於テ勤務演習ヲ爲シ又ハ寄留地ニ於テ簡閱點呼ヲ受ケントスル者願届出方 (省) 陸第九號(二) 九二

○明治四十三年遼第四百九十九號(定期及小演習消耗兵器年額表)中改正 (達) 海第二十號(三) 三八

○明治四十三年遼第四百九十九號(定期及小演習用消耗兵器年額表)廢止 (達) 海第七十四號(七) 一六三

○天皇陛下下御出陣ニ於テ海軍大演習觀艦式御親閱アラセラルヘキ旨仰出サル (告) 宮第十七號(二) 四四九

○天皇陛下特別大演習御統裁ノタメ東京御發着場玉縣下行幸仰出サル (告) 宮第十八號(二) 四四九

○第七師管劍路聯隊區管内擇提島、斜古丹島、國後島ニ寄留ノ在郷軍人ニシテ寄留地ニ於テ勤務演習ヲ爲シ又ハ簡閱點呼ヲ受ケントスル者願届出方 (告) 陸第三號(二) 一四二

○陸軍特別大演習紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告) 遞第四百二十四號(二) 一五四

テノ部

〔定員〕

○文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅) 第三百三十號(五) 二五四

○朝鮮總督府裁判所職員定員令中改正 (勅) 第四百四號(三) 一六四

○臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正 (勅) 第三百三十一號(五) 二五五

○宮内判任官ノ定員中改正 (省) 宮第二號(三) 五二

○同上 (省) 宮第四號(七) 一五五

○同上 (省) 宮第一號(七) 六一

○同上 (省) 宮第五號(一〇) 五五

○同上 (省) 宮第八號(二) 七九

○主殿察仕人定員 (省) 宮第二號(八) 一

○明治三十五年省令第一號(官國幣社主典及宮學ノ定員等ニ關スル件)中改正 (省) 内第六號(二) 八四

○神宮神部署官制第二條ニ依ル主事主事補定員 (告) 内第三十九號(五) 九四二

○明治四十四年告示第十七號(銃砲販賣業者、火藥類販賣業者定員)中改正 (告) 内第二十四號(一〇) 三〇三

○監獄醫、教誨師、教師、藥劑師、看守及女監取締ノ定員中改正 (省) 司第四號(三) 七五

○奏任及判任待遇朝鮮總督府監獄職員定員中改正 (府) 朝第六十二號(四) 三〇六



朝鮮公立小學校職員定員規程 (府)朝第六十七號(四) 三三三	朝鮮公立高等女學校職員定員規程 (府)朝第六十八號(四) 三三三	朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校職員定員規程 (府)朝第六十九號(四) 三三四	朝鮮總督府各裁判所及檢察局定員表 (訓)朝第二十三號(四) 一〇四	各道憲醫院職員定員 (訓)朝第五十號(四) 二七四	[定率]	關稅定率法中改正 (法)第八號(三) 一〇	關稅定率法輸入稅表中改正 (法)第九號(三) 一一	關稅定率法第六條ニ依ル米及粉ノ輸入稅率ニ關スル件 (勅)第百十九號(五) 二四四	明治三十九年勅令第二百六十五號(關稅定率法ニ依リ製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅)第六十號(三) 一八〇	明治四十四年勅令第九十七號(關稅定率法ニ依ル製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅)第百十六號(五) 二四一	明治三十九年省令第四十四號(關稅定率法ニ依リ輸入稅ヲ免除セラルヘキ輸出貨物ノ容器指定)中追加 (省)大第五號(三) 五八	朝鮮關稅定率令 (制)第二十號(四) 五六	朝鮮關稅定率令ニ依リ輸出貨物ノ容器ニ供スルタメ輸入スル物品ニ關スル件 (府)朝第七十四號(四) 三三八	朝鮮關稅定率令第七條第七號及第八號ノ規定ニ依リ輸入又ハ移入ヲ禁止スル物品指定 (府)朝第四十三號(三) 一七四	關稅令、噸稅令、保稅倉庫令及關稅定率令並ニ附屬法令發布ニ付キ總旨貫徹方 (訓)朝第五十一號(四) 二七五	[定數]	讚岐丸無線電信局ノ定數變更 (告)遞第六十五號(二) 九八	明治四十二年省令第五十四號(所得稅法施行規則ニ依ル所得調查委員ノ定數)中改正 (省)大第四號(二) 二	軍隊縫靴工具定數表同附圖 (達)陸達第三號(二) 三	裝飾及別毛器械制式並定數表改正(達)陸達第十一號(九) 二七	[抵當]	工場抵當法ヲ樺太ニ施行 (勅)第百十七號(五) 二四二	輕便鐵道抵當ニ關シ軌道抵當取扱規則運用方 (關)第一號(五) 一	[停年]	陸軍將校同相當官實役停年名簿及服役停年名簿編纂規則中改正 (達)陸達第十四號(四) 七五	停年計算規則中改正 (達)海第十四號(三) 三五	[停職]	海軍武官待命休職停職者心得中改正 (達)海第九號(二) 一八
--------------------------------	----------------------------------	--	-----------------------------------	---------------------------	------	-----------------------	---------------------------	--	---	--	--	-----------------------	---	---	--	------	-------------------------------	---	----------------------------	--------------------------------	------	-----------------------------	----------------------------------	------	--	--------------------------	------	--------------------------------

[停止]	七月三十日附勅令第二號ヲ以テ廢朝中八個人ノ服役ヲ特免シ死刑及管刑ノ執行並テ歌舞音曲ヲ停止シ大正元年七月三十一日ヨリ施行スル旨公布セラル (告)朝同上(七)六二七	[蹄鐵]	蹄鐵及附屬品制式改正 (達)陸達第二十八號(六) 一五三	蹄鐵術教程設定明治三十二年陸達第六十二號(陸軍蹄鐵術教程)同三十二年同第四十七號(陸軍蹄鐵術教程)中心得方ノ件)廢止 (達)陸達第二十九號(六) 一五三	第四十六回歐戰、第三十六回蹄鐵工各免許試驗舉行地及期日 (告)農第三號(二) 六〇	[帝室]	帝室林野管理局臨時職員官制中改正 (皇)第二十一號(二) 一七	[遞信]	朝鮮總督府遞信官署官制制定朝鮮總督府遞信官署官制廢止 (勅)第三十號(三) 一四六	遞信管理局ハ其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル件設定明治四十一年省令第十二號(同件)廢止 (省)遞第三十二號(六) 一五四	遞信官吏練習所規則中改正 (告)遞第六十六號(三) 一〇四	遞信管理局海軍部用摺旗章 (告)遞第五百號(五)一〇八〇	朝鮮關稅定率令第七條第七號及第八號ノ規定ニ依リ輸入又ハ移入ヲ禁止スル物品指定 (府)朝第四十三號(三) 一七四	關稅令、噸稅令、保稅倉庫令及關稅定率令並ニ附屬法令發布ニ付キ總旨貫徹方 (訓)朝第五十一號(四) 二七五	[定數]	讚岐丸無線電信局ノ定數變更 (告)遞第六十五號(二) 九八	明治四十二年省令第五十四號(所得稅法施行規則ニ依ル所得調查委員ノ定數)中改正 (省)大第四號(二) 二	軍隊縫靴工具定數表同附圖 (達)陸達第三號(二) 三	裝飾及別毛器械制式並定數表改正(達)陸達第十一號(九) 二七	[抵當]	工場抵當法ヲ樺太ニ施行 (勅)第百十七號(五) 二四二	輕便鐵道抵當ニ關シ軌道抵當取扱規則運用方 (關)第一號(五) 一	[停年]	陸軍將校同相當官實役停年名簿及服役停年名簿編纂規則中改正 (達)陸達第十四號(四) 七五	停年計算規則中改正 (達)海第十四號(三) 三五	[停職]	海軍武官待命休職停職者心得中改正 (達)海第九號(二) 一八
------	--	------	------------------------------	--	---	------	---------------------------------	------	---	---	-------------------------------	------------------------------	---	--	------	-------------------------------	---	----------------------------	--------------------------------	------	-----------------------------	----------------------------------	------	--	--------------------------	------	--------------------------------



○朝鮮總督府選信局事務分掌規程 (訓)朝第二十號(四) 一〇二	○明治四十三年勅令第三百八十八號(交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル件)同第四百八號(朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル諸入歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件)及同第四百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件)中改正 (勅)第四十九號(三) 一七〇
○朝鮮總督府選信官署經費渡切交付區分 (告)朝第六號(八) 一一八	○交通至難ノ場所ニ在勤シ無線電信業務ニ從事スル駐海總督府郵便局職員ニ手當給與ノ件 (勅)第二十號(九) 二四
○日滿聯絡運送旅客及手荷物貨率規則中改正 (告)鐵第九號(三) 一一九	○船舶内ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅)第七十五號(四) 一九四
○明治四十四年告示第十一號(手荷物及小荷物特別配達開始ノ件)中改正 (告)鐵第十七號(九) 一八三	○交通至難ノ場所ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅)第七十六號(四) 一九五
○明治三十七年告示第四百八十八號(託送手荷物小荷物死體貴重品小動物ノ運賃保管料及其ノ取扱手續)中改正 (告)鐵第三十九號(四) 五九九	○朝鮮總督府郵便所長手當金年額 (府)朝第八十九號(四) 三三六
○朝鮮民事令制定統監府裁判所司法事務取扱令、明治四十二年勅令第二百三十八號(韓國人ニ係ル司法ニ關スル件)、手形條例、民事訴訟規則、民事訴訟期限規則民事訴訟費用規則、陸軍三年法律第十五號、非訟事件手續規則廢止 (制)第七號(三) 一一三	○朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術養成所生徒手當給與規程 (府)朝第九號(五) 三七五
○明治四十四年省令第二十四號(商法第五百三十四條ノ二ノ規定ニ依リ手形交換所指定ノ件)中追加 (省)司第二號(八) 五	○朝鮮登錄稅令ニ依リ選定シタル評價人ノ手當及旅費支給方並證明申請人ノ負擔スヘキ費用 (府)朝第三十一號(二) 一一〇
○同上改正 (省)司第六號(〇) 六四	○交通至難ノ場所ニ設置ノ燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓)朝第二十六號(四) 一〇八

○交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓)朝第五十五號(五) 二八六	○指示電力計ノ型式承認及檢定申請手数料 (省)遞第三十八號(七) 一九一
○交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓)朝第二十八號(三) 一四七	○朝鮮民事訴訟印紙令制定民事訴訟手数料規則廢止 (制)第八號(三) 二四
○釜灣總督府職員備員死歿傷疾疾病手續規則施行細則中改正 (府)第六十三號(七) 五六六	○刑事判決ノ正本謄本及抄本ノ手数料 (府)朝第三號(八) 四
○樺太ニ於ケル鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル手数料ノ件 (勅)第四百十號(六) 二六五	○朝鮮關稅令施行規則ニ依ル手数料及收容貨物敷料 (府)朝第五十二號(四) 二九六
○明治三十七年勅令第九號(私設保險倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手数料徵收ノ件)中改正 (勅)第五百十二號(七) 二七八	○明治四十五年府令第五十二號(朝鮮關稅令施行規則ニ依ル手数料及收容貨物敷料)中改正 (府)朝第五號(八) 四
○公共團體ニ於テ使用料手数料等徵收上便宜ノタメ收入證紙ヲ發行スルモ經伺ニ及ハス (訓)內第十七號(二) 一〇七	○不動産其他ノ登記簿ノ謄本、抄本ノ請求等ニ關スル手数料及私署證書確定日附ノ手数料ニ關スル件 (府)朝第三十八號(四) 二六〇
○明治三十七年省令第十號(私設保險倉庫ノ營業等ニ關スル特許手数料)中改正 (省)大第十九號(七) 一八〇	○民事訴訟法第三百六條ニ依リ郵便ヲ以テ訴訟書類ノ送達ヲ爲ストキ送達手数料納付方 (府)朝第七十五號(四) 三一九
○明治三十二年訓令第五號(司法省管理ニ屬スル事項ノ登録稅及手数料ノ件)中改正 (訓)司第一號(三) 三三	○同上 (府)朝第四十四號(三) 二四二
○明治四十三年省令第六號(明治四十三年勅令第二百十九號(實業部外品ノ免許手数料等ニ關スル件)第二條ノ規定ニ關スル件)中改正 (省)農第七號(〇) 六五	○同上 (府)朝第五十八號(六) 五四七
○明治四十二年省令第五十二號(特許意匠商標ニ關スル請求書申請書手数料及實用新案ニ關シ差出ス請求書ニ要スル手数料)中改正 (省)農第八號(二) 四〇	○永代借地及永代借地ノ上ニ存スル建物ノ登記簿ノ謄本、抄本ノ交付ノ請求又ハ登記簿若クハ其附屬書類ノ閲覧ノ請求ニ關スル手数料ノ件 (府)朝第十九號(三) 八九
	○登河漁業規則及同施行規則ニ依ル出願、申請、届出手
	○米穀検査手数料 (告)登第四百十五號(二) 二四三



○ 旅順及大連居歐場居畜手敷料設定明治四十一年告示 第二十號(旅順居歐場居畜手敷料)廢止 (告)關第二十七號(三) 五二七	○ 明治四十二年省令第二十三號(帝國鐵道會計貸借對照表損益計算科目)中追加 (省)大第四號(九) 四一
○ 鐵道敷設法中改正 (法)第二號(三) 一	○ 鐵道、輕便鐵道及軌道ノ營業ニ關スル件 (制)第二十四號(六) 八三
○ 鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル件 (法)第十三號(四) 一五	○ 明治四十五年制令第二十四號(鐵道、輕便鐵道及軌道ノ營業ニ關スル件)施行期日 (府)朝第百十六號(六) 四四四
○ 明治四十五年法律第十三號(鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル件)施行期日 (勅)第七十八號(四) 一九七	○ 輕便鐵道及軌道ノ建設、運轉其ノ他業務ニ關スル件 (府)朝第百十九號(六) 四七〇
○ 明治四十五年法律第十三號ニ依リ運送狀及運送狀ノ副狀ニ記載スヘキ事項等ニ關スル件 (勅)第七十九號(四) 一九七	○ 朝鮮輕便鐵道令 (制)第二十五號(六) 八三
○ 朝鮮總督府鐵道局官制中改正 (勅)第二十九號(三) 一四五	○ 朝鮮輕便鐵道令施行規則 (府)朝第百十七號(六) 四四四
○ 臺灣總督府鐵道部官制中改正 (勅)第百十四號(五) 二四〇	○ 朝鮮刑事令制定刑法大全、鐵道事項犯罪人處斷例、刑事裁判費用規則廢止 (制)第十一號(三) 三〇
○ 廣軌鐵道改革準備委員會官制廢止 (勅)第三號(二) 九	○ 專用ノ輕便鐵道及軌道ニ關スル件 (府)朝第百二十號(六) 四八四
○ 明治三十九年勅令第百四十二號(南滿洲鐵道株式會社ニ關スル件)中改正 (勅)第百三十三號(五) 二五七	○ 朝鮮總督府鐵道局出納員現金取扱規則中改正 (府)朝第百十八號(六) 四九五
○ 保管金規則及明治三十三年法律第五十號(官設鐵道、郵便、電信、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅)第十四號(八) 一五	○ 朝鮮總督府鐵道局大貨物賃金表 (府)朝第百十四號(六) 四二三
○ 輕便鐵道抵當ニ關シ軌道抵當取扱規則準用方 (關)第一號(五) 一	○ 明治四十五年府令第百十四號(朝鮮總督府鐵道局大貨物賃金表)中改正 (府)朝第百二十八號(二) 二二九
○ 帝國鐵道會計法ニ依リ發行スル證券ノ名稱及額面種別 (省)大第六號(三) 五八	

○ 新義州安東縣間鐵道旅客及荷物特定運賃表 (府)朝第百十五號(六) 四四一	○ 明治四十一年告示第五號(鐵道管理局ノ名稱位置及管理區域)中追加 (告)關第二號(三) 二二九
○ 新義州安東縣間鐵道運送ニ於ケル貴重品高價品、獸類運送ニ對スル増賃金ヲ徵收セス (府)朝第百十九號(三) 六二	○ 同上 (告)關第三號(三) 二二九
○ 朝鮮總督府鐵道局事務分掌規程改正 (訓)朝第十九號(四) 九八	○ 同上 (告)關第五號(三) 二二九
○ 同上中改正 (訓)朝第十八號(二) 二二九	○ 同上 (告)關第六號(四) 五五七
○ 朝鮮總督府鐵道局倉庫事務規程中改正 (訓)朝第七十五號(七) 三四五	○ 同上 (告)關第七號(五) 九一九
○ 朝鮮總督府鐵道局會計事務章程中改正 (訓)朝第七十四號(七) 三四五	○ 同上 (告)關第八號(六) 二
○ 明治四十三年訓令第二十六號(共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬職員以下ノ現業員指定ノ件)中改正 (訓)朝第二十七號(二) 一四六	○ 同上 (告)關第九號(七) 二九七
○ 朝鮮總督府鐵道局出納官吏ニ於テ手許ニ保管シ得ヘキ金額 (訓)朝第一號(六) 五	○ 同上 (告)關第十號(八) 一三九
○ 外國貨物鐵道運送手續 (訓)朝第三十一號(四) 二二六	○ 同上 (告)關第十一號(九) 二二三
○ 明治四十五年大藏省所管朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品賃金、朝鮮森林、朝鮮醫藥、朝鮮醫院及濟生院各特別會計歳入歳出科目表 (訓)朝第四十九號(四) 二〇九	○ 同上 (告)關第十二號(一〇) 二二四
○ 明治四十五年 訓令第四十九號(明治四十五年大藏省所管朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品賃金、朝鮮森林、朝鮮醫藥、朝鮮醫院及濟生院各特別會計歳入歳出科目表)中追加 (訓)朝第十九號(二) 二二九	○ 同上 (告)關第十三號(一〇) 一三八
○ 臺灣私設鐵道運轉規程 (府)朝第四十八號(六) 四九一	○ 同上 (告)關第十四號(九) 一八三
○ 臺灣私設鐵道規則施行細則中改正 (府)朝第十號(三) 四四	○ 同上 (告)關第十五號(一〇) 二九七
○ 臺灣總督府鐵道部職員救濟組合規則中改正 (府)朝第十號(六) 二七	○ 同上 (告)關第十六號(一〇) 二九八



- 同上追加 (告)鐵第三十二號(一〇) 二九九
- 同上改正 (告)鐵第三十五號(一〇) 三〇〇
- 同上 (告)鐵第四十三號(一〇) 四四八
- 同上 (告)第五十號(一〇) 六九一
- 明治四十一年告示第四號(鐵道管理局內各事務所) 名稱位置及所管區域)中改正 (告)鐵第三十一號(四) 五五七
- 同上追加 (告)鐵第三十二號(四) 五五七
- 同上 (告)鐵第五號(八) 三
- 同上 (告)鐵第九號(九) 一三八
- 同上改正 (告)鐵第十四號(九) 一八二
- 同上追加 (告)鐵第二十號(九) 一八四
- 同上改正 (告)鐵第二十五號(一〇) 一九八
- 同上 (告)鐵第二十七號(一〇) 一九八
- 同上 (告)鐵第三十四號(一〇) 三〇〇
- 同上 (告)鐵第三十七號(一〇) 三〇一
- 同上追加 (告)鐵第四十五號(一〇) 四四八
- 同上改正 (告)鐵第四十九號(一〇) 六九一
- 明治四十一年告示第五號(鐵道管理局所屬工場名稱及位置)中改正 (告)鐵第三十九號(一〇) 三〇一
- 明治四十一年告示第二號(鐵道院建設事務所名稱位置及所管區域)中追加 (告)鐵第二十一號(三) 二四一
- 同上改正 (告)鐵第二十二號(三) 二四二
- 同上削除 (告)鐵第二十六號(一〇) 二九八
- 同上追加 (告)鐵第二十七號(三) 二四三
- 同上改正 (告)鐵第三十八號(一〇) 三〇一
- 同上 (告)鐵第四十六號(一〇) 四四九
- 明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車內及船艙內ニ於ケル郵便現業事務)ノ所掌郵便局線路區域及管轄通信管理局)中改正 (告)鐵第三百六十五號(三) 二〇四
- 同上 (告)鐵第三百六十五號(四) 六〇二
- 同上 (告)鐵第五百二十二號(五) 二二三
- 同上 (告)鐵第六十號(八) 八七
- 同上追加 (告)鐵第二百五十五號(一〇) 三六六
- 同上改正 (告)鐵第十三號(九) 一三九
- 鐵道院大貨物等級及運賃表並ニ連絡航路運賃表設定 明治三十四年通告省告示第三十七號外二十七告示ニ依ル鐵道院大貨物運賃手數料及等級表、火藥類運賃手數料並ニ大貨物連絡航路運賃廢止 (告)鐵第十三號(九) 一三九
- 明治四十一年告示第一號(鐵道院出張所名稱位置及所管區域)中米子出張所及同年同第二號(鐵道院建設事務所名稱位置及所管區域)中藤知山建設事務所廢止 (告)鐵第二十號(三) 二四一
- 明治四十四年告示第二十六號(鐵道院建設部派出所設置)中改正 (告)鐵第二十三號(三) 二四二
- 同上追加 (告)鐵第四十號(四) 五五九
- 中央本線昌平橋停車場廢止同線萬世橋停車場ニ於テ旅客取扱開始 (告)鐵第二十六號(三) 二四二
- 藤知山線神崎尼ヶ崎間ニ金樂寺停車場設置旅客取扱開始 (告)鐵第三十八號(四) 五五八
- 櫻ノ宮線四條原住道間及住道徳庵間ニ野崎池新田兩停車場設置旅客取扱開始 (告)鐵第四十一號(四) 五五九
- 片町線放出片町間ニ新喜多停車場設置四條原片町間各驛發着旅客取扱開始 (告)鐵第四十五號(五) 九一九
- 關西線志紀久寶寺加美百濟汽動車專用乘降場ヲ停車場ニ改メ和原湊町間及桃谷大阪間各驛並ニ網島驛ニ發着スル旅客ノ取扱ヲ爲ス (告)鐵第五十三號(六) 二〇九

- 九州筑豐本線勝野停車場ニ於テ旅客手小荷物及一般貨物同桐野線桐野停車場ニ於テ旅客ノ取扱開始 (告)鐵第五十九號(七) 二四二
- 九州香月線新平岩崎間ニ楠橋停車場設置中間及香月停車場ニ發着スル三等旅客ノ取扱開始 (告)鐵第四十一號(一) 四四七
- 信越線隈ノ平停車場手小荷物取扱開始 (告)鐵第二號(一) 一
- 播但線京口停車場一般貨物取扱開始 (告)鐵第四號(一) 二
- 東海道本線名古屋港停車場ニ於テ毎年必要ノ時期ニ限リ旅客手荷物及附隨小荷物ヲ取扱フ (告)鐵第十四號(三) 二四〇
- 總武本線龜戶停車場級外品第一種生鮮貨物取扱開始 (告)鐵第十六號(三) 二四〇
- 兩毛線山前停車場ニ於テ一般貨物取扱開始 (告)鐵第三十三號(四) 五五七
- 總武本線新生停車場ニ於テ小荷物受託開始 (告)鐵第三十七號(四) 五五八
- 中央本線萬世橋停車場ニ於テ小荷物ノ受託開始 (告)鐵第四十三號(五) 九一九
- 西成線野田西九條兩停車場取扱貨物制限 (告)鐵第四十四號(五) 九一九
- 總武本線本所停車場ニ於テ一般貨物取扱開始 (告)鐵第五十號(五) 九二四
- 房總線三門停車場ニ於テ到着小荷物ノ取扱開始 (告)鐵第五十四號(七) 二四一
- 九州鹿兒島本線球磨川荷扱所ヲ球磨川停車場ニ改定發着小荷物ノ受託開始 (告)鐵第五十五號(七) 二四一
- 北海道手宮線手宮停車場ニ於テ旅客手荷物並ニ小荷物取扱開始 (告)鐵第一號(八) 二
- 鹿兒島本線那良口停車場ニ於テ一般貨物取扱開始 (告)鐵第八號(八) 四
- 北海道室蘭本線知床停車場ニ於テ一般大貨物取扱開始 (告)鐵第二十二號(一〇) 二九七
- 和歌山線和歌山、和歌山市兩停車場間貨物運賃計算ノ場合ニ限ル哩程 (告)鐵第十六號(九) 一八三
- 西成線野田停車場ニ於ケル貨物取扱貨物取扱品目追加 (告)鐵第五十三號(三) 六九二
- 九州香月線中間岩崎間ニ新手停車場設置 (告)鐵第一號(一) 一
- 山陰本線江御來屋間ニ名和假停車場設置 (告)鐵第六號(一) 二
- 信越線坂城屋代間ニ月倉停車場設置 (告)鐵第八號(三) 一一九
- 山陰本線豐岡城崎間ニ玄武洞停車場設置 (告)鐵第十三號(三) 二四〇
- 山陰本線倉吉停車場改稱 (告)鐵第十五號(三) 二四〇
- 東海道本線小山停車場改稱 (告)鐵第十七號(三) 二四〇
- 明治四十五年告示第十七號(東海道本線小山停車場改稱)中改正 (告)鐵第四十二號(四) 五六〇
- 同上 (告)鐵第五十二號(五) 九二七



- 山陽本線新川分岐點和田御間ニ鐵道前停車場設置旅  
客取扱開始 (告)鐵第三十六號(四) 五五八
- 東北本線上野日暮里間ニ鶯谷停車場設置 (告)鐵第五十六號(七)二四二
- 九州桐野線野桐野間菅平田分岐點ニ磯光停車場設  
置 (告)鐵第五十八號(七)二四二
- 北陸本線松任金澤間ニ野々市停車場設置 (告)鐵第六十號(七)二四二
- 北海道手宮線小樽手宮間ニ色内假停車場設置 (告)鐵第二號(八) 二
- 岩越線本流假停車場廢止 (告)鐵第五十四號(三) 六九三
- 九州唐津線山本岸嶺間鐵道貨物運輸營業開始 (告)鐵第三號(二) 一
- 九州唐津線山本鹿ノ口間鐵道運輸營業廢止 (告)鐵第五號(二) 二
- 山陰本線香住濱坂間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第十二號(三) 二二三
- 水更津線蘇我姉ヶ崎間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第十九號(三) 二四二
- 北海道室蘭本線知床停車場一般運輸營業開始 (告)鐵第二十四號(三) 二四二
- 真岡輕便線下館真岡間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第二十九號(三) 二四三
- 東海道本線野洲津間ニ守山停車場設置一般運輸營  
業開始 (告)鐵第三十四號(四) 五五七
- 山陽本線島田下松間ニ虹ヶ濱停車場設置一般運輸營  
業開始 (告)鐵第三十五號(四) 五五八
- 大社線出雲今市大社間及倉吉輕便線上井倉吉間鐵道  
運輸營業開始 (告)鐵第四十九號(五) 九二四
- 黑石輕便線川部黒石間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第四號(八) 三
- 水更津線姉ヶ崎木更津間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第七號(八) 三
- 信越線新津新發田間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第十一號(九) 一三八
- 九州宮崎線吉松小林町間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第十九號(九) 一八四
- 倉吉輕便線上井倉吉間ニ上灘停車場設置一般運輸營  
業開始 (告)鐵第二十一號(九) 一八四
- 北海道網走線野付牛瀨走間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第二十四號(一〇) 二九七
- 北陸本線泊青海間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第二十九號(一〇) 二九八
- 東北本線浦和大宮間ニ與野停車場設置一般運輸營業  
開始 (告)鐵第三十號(一〇) 二九九
- 九州鹿兒島本線大牟田長洲間ニ萬田停車場設置一般  
運輸營業開始 (告)鐵第三十一號(一〇) 二九九
- 北海道岩内輕便線小澤岩内間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第三十三號(一〇) 三〇〇
- 北海道宗谷線恩根内音威子府間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第三十六號(一〇) 三〇〇

- 大社線出雲今市大社間ニ朝山停車場設置一般運輸營  
業開始 (告)鐵第四十二號(一) 四四八
- 北海道湧別輕便線野付牛留邊葉間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第四十四號(一) 四四八
- 信越線名立糸魚川間鐵道運輸營業開始 (告)鐵第五十一號(三) 六九二
- 北陸本線小松小舞子間ニ寺井停車場設置一般運輸營  
業開始 (告)鐵第五十二號(三) 六九三
- 大日本帝國政府鐵道證券發行 (告)大第三十三號(三) 三三二
- 同上 (告)大第六十號(四) 五六七
- 大日本帝國政府鐵道證券見本配置 (告)大第三十一號(三) 三三二
- 舊總武鐵道株式會社第二回社債ノ内償還 (告)大第四十三號(三) 三八六
- 海軍軍人軍團鐵道乘車物品輸送手續中改正 (告)海第一號(八) 一一
- 鐵道停車場内ニ在ル電報配線事務ヲ取扱ハサル電信  
取扱所ニ於テ汽車中ニ在ル者宛ノ電報交付ヲモ取扱  
フ (告)遞第三百八十七號(四) 六二九
- 電報規則第四百八十八條ノ二ニ依ル停車場揭示電報ヲ  
揭示スル鐵道停車場指定 (告)遞第四百三十八號(四) 六四九
- 明治四十五年告示第四百三十八號(停車場揭示電報  
揭示ノ鐵道停車場名)中追加 (告)遞第四百七十九號(五)二〇六八
- 山陰線鐵道開通紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告)遞第四百九十三號(五)二〇七六
- 隆熙四年内部告示第二十八號中龍山、元山間鐵道用  
地ニ當ル各坊面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質  
及家屋墳墓ノ新造等禁止ノ區域中解除 (告)朝第四十四號(三) 二二八
- 隆熙四年内部告示第二十八號中大田木浦間鐵道用地  
ニ當ル各坊面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及  
家屋墳墓ノ新造等禁止ノ區域中解除 (告)朝第三十六號(四) 六五二
- 隆熙四年内部告示第二十八號中大田、木浦間鐵道用  
地ニ當ル各坊面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質  
及家屋墳墓ノ新造等禁止ノ區域中解除 (告)朝第二十一號(五)二一三八
- 隆熙四年内部告示第二十八號中龍山、元山間鐵道用地  
ニ當ル各坊面内ニ在ル土地、地上物件ノ賣買、典質及  
家屋墳墓ノ新造等禁止ノ區域中解除 (告)朝第二十五號(五)二二四二
- 龍山新發田停車場間鐵道哩程改正 (告)朝第七號(一) 一〇九
- 湖南線江景群山間鐵道運輸營業開始 (告)朝第二十九號(三) 二二一
- 京元線ノ内閣政府澁川間鐵道運輸營業開始 (告)朝第二百六十八號(七)二四九〇
- 同上延期 (告)朝第二百九十二號(七)二五〇四
- 湖南線ノ内裡里金堤間鐵道運輸營業開始 (告)朝第三十號(九) 二七五
- 京元線ノ内澁川鐵道運輸營業開始 (告)朝第五十三號(一〇) 四二四



- 湖南線ノ内金堤井色間鐵道運輸營業開始 (告) 朝第九十五號(二) 六四三
- 湖南線成悅、地境兩停車場ニ於テ大小荷物取扱開始 (告) 朝第三十三號(九) 二七七
- 湖南線佳水院停車場大小荷物取扱廢止 (告) 朝第二十八號(三) 二二一
- 京義線碧淵渡ニ於ケル臨時特約貨物輸送廢止 (告) 朝第四十九號(三) 四五六
- 電報規則第四百八十八條ニ依リ停車場揭示電報ノ揭示ヲ請求シ得ル鐵道停車場名 (告) 朝第二百八號(五) 一三六
- 明治四十五年告示第二百八號(電報規則第四百八十八條ニ依リ停車場揭示電報ノ揭示ヲ請求シ得ル鐵道停車場名)中改正 (告) 朝第十七號(九) 二六四
- 平塚停車場前郵便所移轉 (告) 朝第八十七號(四) 六六九
- 花蓮港海岸ニ停車場設置 (告) 朝第一號(二) 一一一
- 北港製糖株式會社鐵道嘉義線榮公厝ニ乘降場設置可 (告) 朝第十二號(三) 一三四
- 斗六製糖株式會社鐵道斗六線運輸營業開始許可 (告) 朝第十五號(三) 一三四
- 明治製糖株式會社鐵道將軍線運輸營業開始許可 (告) 朝第六十四號(四) 六九一
- 明治製糖株式會社鐵道崙仔線蒜頭厝間運輸營業開始許可 (告) 朝第七十八號(六) 二五九
- 花蓮港廳下溪口鳳林間鐵道運輸營業開始 (告) 朝第八十七號(六) 二六三
- 北港製糖株式會社鐵道大甲線運輸營業開始許可 (告) 朝第九十八號(七) 五二二
- 臺中廳下七塊厝庄ニ大安溪停車場設置運輸營業開始 (告) 朝第四十九號(二) 六四七
- 新高製糖株式會社鐵道快官線貨物運輸營業開始許可 (告) 朝第五十二號(二) 六五五
- 新高製糖株式會社鐵道彰化和美線間運輸營業開始許可 (告) 朝第五十三號(二) 六五六
- 鹽水港製糖株式會社鐵道旗尾竹頭角間運輸營業開始 (告) 朝第六十一號(三) 八五七
- 林本源製糖株式會社鐵道溪洲二林間運輸營業開始許可 (告) 朝第六十三號(三) 八五七
- 水堀頭停車場移轉 (告) 朝第三十五號(三) 五二五
- 北港製糖株式會社鐵道嘉義北門支線運輸營業開始許可並ニ哩程變更 (告) 朝第五十五號(四) 六八六
- 臺灣製糖株式會社鐵道鳳山線運輸營業哩程變更 (告) 朝第五十九號(三) 八五一
- 臺灣製糖株式會社鐵道東港線阿里港線及潮州線運輸營業哩程變更 (告) 朝第六十四號(三) 八五八
- 花蓮港廳下花蓮港海岸間輕便鐵道車貨下營業廢止 (告) 朝第二十三號(三) 五三三
- 溪口鳳林間輕便鐵道車貨下營業廢止 (告) 朝第八十六號(六) 二六三
- 明治製糖株式會社鐵道將軍線北浦ニ乘降場設置許可 (告) 朝第九十七號(七) 五二二

- 停車場揭示電報ヲ揭示スル鐵道停車場指定 (告) 朝第九十九號(七) 二五三
- 明治製糖株式會社鐵道東甲線降場位置變更許可 (告) 朝第七號(八) 一一五
- 鹿吧鹿吧輕便鐵道停車場移轉 (告) 朝第九十號(七) 二五〇
- 電報規則第四百八十八條ノ二ニ依リ停車場揭示電報ノ揭示開始鐵道停車場名 (告) 朝第五十四號(五) 二五二
- 國際紛爭平和的處理條約 (條) 第一號(一) 一
- 契約上ノ債務回收ノ爲ニスル兵力使用ノ制限ニ關スル條約 (條) 第二號(二) 三六
- 開戦ニ關スル條約 (條) 第三號(三) 五三
- 陸戦ノ法規慣例ニ關スル條約 (條) 第四號(四) 六九
- 陸戦ノ場合ニ於ケル中立國及中立人ノ權利義務ニ關スル條約 (條) 第五號(五) 九七
- 開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約 (條) 第六號(六) 一二七
- 商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約 (條) 第七號(七) 一三四
- 自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約 (條) 第八號(八) 一五一
- 戰時海軍力ヲ以テスル砲擊ニ關スル條約 (條) 第九號(九) 一六七
- 「ジエネヴァ」條約ノ原則ヲ海戰ニ應用スル條約 (條) 第十號(一〇) 一八五
- 海戰ニ於ケル捕獲權行使ノ制限ニ關スル條約 (條) 第十一號(一一) 二〇八
- 海戰ノ場合ニ於ケル中立國ノ權利義務ニ關スル條約 (條) 第十二號(一二) 二二六
- 日佛通商航海條約 (條) 第十三號(一三) 二四七
- 同上實施期日 (告) 外第三號(三) 二四四
- 日丁通商航海條約 (條) 第十四號(一四) 二六五
- 日丁特別相互關稅條約 (條) 第十五號(一五) 二七四
- 日丁通商航海條約及日丁特別相互關稅條約實施期日 (告) 外第四號(一四) 九二八
- 工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條) 第一號(一) 一
- 同上實施期日 (告) 外第一號(一) 四五〇
- 清國ニ於ケル工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條) 第二號(二) 四
- 同上實施期日 (告) 外第二號(二) 四五〇
- 英國殖民地ニユイフオランダ日英通商航海條約ニ加入スヘキ旨本邦駐劄英國特命全權大使ヨリ通告 (告) 外第一號(一) 三
- 英國及丁抹國ニ於テ一九〇八年十一月十三日附文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ヲ批准シタル旨瑞西兩邦政府ヨリ通牒 (告) 內第十一號(九) 一九〇
- 和蘭國政府ニ於テ一九〇八年十一月十三日ノ文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ニ加入ノ旨瑞西國政府ヨリ通牒 (告) 內第四十八號(三) 六九四
- 亞然的音國ニ於テ國際無線電信條約批准並ニ葡留牙國ニ於テ其殖民地及領地ノタメ同條約ニ加入 (告) 遞第四百一十一號(三) 一九七



- 地地利利約利國ボスニア、ヘルツェゴヴィナノタメ國際無線電信條約ニ加入 (告) 遞第四百二十七號(四) 六四六
- モロッコ國萬國電信條約ニ加入 (告) 遞第四百四十三號(五) 一〇四六
- 英領南亞非利加聯邦萬國電信條約ニ加入 (告) 遞第四百九十號(五) 二〇七六
- 埃及國國際無線電信條約ニ加入 (告) 遞第五百十五號(五) 二一〇六
- 亞米利加合衆國ハ國際無線電信條約批准、西班牙國ハギニア灣沿岸領地ノタメ同條約ニ加入 (告) 遞第六百三十二號(六) 三三四六
- 伊太利國ハ國際無線電信條約批准、羅馬國ハ同條約ニ加入 (告) 遞第六百四十三號(七) 三四五〇
- サン、マリノ國國際無線電信條約ニ加入 (告) 遞第六百五十五號(七) 三四五五
- ウルグアイ國國際無線電信條約批准 (告) 遞第六百七十九號(七) 三四六四
- 希臘國ニ於テ國際無線電信條約批准 (告) 遞第七百二十四號(七) 三四八五
- 萬國郵便條約施行規則第四條各國貨幣相當額表 (告) 遞第八百八號(二) 一八七
- 同上 (告) 遞第三百七十一號(四) 六〇三
- 萬國郵便條約施行規則中追加 (告) 遞第四百九十五號(五) 二〇七六
- 同上改正 (告) 遞第八十四號(八) 九三

- 明治四十三年告示第九百七十三號(萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管職ニ於テ定ムル隨意規定事項) 中改正 (告) 遞第五百五十七號(三) 二〇二
- 同上 (告) 遞第四百五十七號(五) 一〇四七
- 同上 (告) 遞第四百八十號(五) 二〇六九
- 同上 (告) 遞第六百六十一號(三) 八〇七
- 小包郵便物交換條約施行規則中改正 (告) 遞第八十五號(八) 九三
- 〔調査〕
- 衆議院議員選舉法改正調査會官制廢止 (勅) 第五百五十七號(七) 二七六
- 臨時治水調査會官制廢止 (勅) 第四百號(二) 一〇
- 朝鮮總督府高等土地調査委員會官制 (勅) 第三百號(八) 三
- 朝鮮總督府道地方土地調査委員會官制 (勅) 第四百號(八) 五
- 朝鮮總督府臨時土地調査局官制中改正 (勅) 第三百一十一號(三) 一四九
- 明治三十九年勅令第八十七號(關稅率調査ニ關スル職員ノ件) 中改正 (勅) 第六十一號(三) 一八一
- 建築、土木及官有財產調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅) 第二百三十三號(三) 一三九
- 鐵道臨檢、水産試験及灌漑事業調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅) 第二百四十四號(三) 一四〇
- 明治四十四年勅令第八十二號(鐵床、林野及園有未墾地調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置) 中改正 (勅) 第二百五號(三) 一四二
- 朝鮮總督府臨時土地調査局職員特別任用令中改正 (勅) 第五十二號(三) 一七三
- 臺灣林野調査規則ヲ阿羅漢ニ施行 (府) 臺第十八號(九) 四八
- 臺灣林野調査規則ヲ桃園屬ニ施行 (府) 臺第三十四號(二) 一三三
- 市街地ノ土地調査開始ニ付キ該地域内ノ土地所有者土地調査法施行規則ニ依リ申告書提出方 (告) 朝第二百三十一號(五) 二四九
- 土地所有者臨時土地調査局ニ土地申告期間 (告) 朝第二百九十號(七) 二五〇
- 慶尚北道安東、義城兩郡内土地所有者臨時土地調査局ニ土地申告期間 (告) 朝第二十七號(九) 二七五
- 慶尚北道青松郡外四郡内ノ土地所有者臨時土地調査局ニ土地申告期間 (告) 朝第四十八號(一〇) 四三三
- 忠清南道公州郡内土地所有者臨時土地調査局ニ土地申告期間 (告) 朝第五十七號(一〇) 四三五
- 慶尚南道馬山府領海面土地所有者臨時土地調査局長ニ土地申告期間 (告) 朝第八十五號(二) 六三九
- 京畿道、忠清南道平安南道ニ於ケル土地所有者臨時土地調査局長ニ土地申告期間 (告) 朝第二百二十五號(二) 八三三
- 〔調停〕
- 民事争訟調停ニ關スル件 中改正 (制) 第十號(三) 二九
- 明治三十七年律令第三號(廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル件) 中改正 (制) 第二號(七) 三
- 明治四十五年律令第二號(廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル件) 中改正(施行期) (府) 臺第七十二號(七) 五七二
- 廳長ヲシテ民事争訟調停等ヲ取扱ハシムル令施行細則中改正並ニ民事争訟調停費用規則及明治三十七年府令第五十四號(郵便ニ依リ民事争訟調停ニ關スル書類送達方) 廢止 (府) 臺第一號(七) 六一
- 北海道區制第十四條北海道一級町村制第二百二十條ノ最終ノ人口ハ毎年十二月末日現在ニ依リ北海道廳長官ノ調査告示シタルモノニ依リ件設定明治三十年拓殖務省令第八號(北海道區制第一條北海道一級町村制第九條同二級町村制第二百二條最終人口官報ヲ以テ告示方) 廢止 (省) 內第十二號(二) 八六
- 地方行政事務ノ刷新ヲ圖リ整理委員ヲ設ケ調査ヲ爲シ實績ヲ擧クルニ勉メシム (訓) 內第一號(二) 一
- 明治四十二年省令第五十三號(所得税法ニ依リ特ニ所得調査委員會ヲ置クヘキ市區指定) 中追加 (省) 大第三號(二) 二
- 明治四十二年省令第五十四號(所得税法施行規則ニ依ル所得調査委員ノ定數) 中改正 (省) 大第四號(二) 二
- 土地調査令 (制) 第二號(八) 一
- 土地調査令施行規則 (府) 朝第六號(八) 五
- 朝鮮總督府臨時土地調査局事務員及技術員養成所生徒手當給與規程 (府) 朝第六號(五) 三七五
- 朝鮮總督府道地方土地調査委員手當及旅費支給規程 (府) 朝第三十四號(二) 一四四
- 朝鮮總督府臨時土地調査局事務員及技術員養成所規程 (府) 朝第九十八號(五) 三七〇
- 朝鮮總督府臨時土地調査局事務分掌規程中改正 (訓) 朝第六十八號(六) 三三六
- 同上 (訓) 朝第六十七號(二) 二二八
- 臺灣總督府河川調査委員會規則 (府) 臺第六十九號(七) 五七〇
- 臺灣林野調査規則ヲ新竹廳ニ施行 (府) 臺第二十四號(三) 一四四
- 臺灣林野調査規則ヲ臺南廳ニ施行 (府) 臺第四十七號(五) 三九四



〔調製〕

- 沖繩縣ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿調製ニ關スル件 (勅)第五十九號(三) 一七九
- 市町村歳入出豫算外四件調製方 (省)内第十八號(二) 一三三
- 明治四十一年省令第十三號(水利組合法ニ依ル豫算調製ノ式及費目流用其他財務ニ關スル件)中改正 (省)内第十號(二) 八六
- 明治四十四年省令第十七號ノ規定ニ依リ市町村吏員事務引繼ノ際調製スヘキ書類帳簿物件又ハ財産ノ目錄ニ關スル件 (訓)内第十九號(二) 一〇八
- 明治四十四年訓令第四號(稅務統計彙帳調製規程中改正)中追加 (訓)大第七號(四) 六四
- 稅務統計彙帳調製規程稅務統計彙帳樣式中改正 (訓)大第五號(四) 六一
- 歳入歳出豫算調製順序中改正 (達)海第二十六號(三) 五七
- 稅務統計彙帳調製規程 (訓)朝第三號(九) 二二
- 〔弔旗〕
- 廢朝中竝ニ大葬儀ノ當日ハ一般ニ弔旗ヲ掲揚セシム (告)朝第三號(八) 一七
- 大喪ニ付キ弔旗ハ廢朝中竝ニ大葬儀ノ當日掲揚セシム (告)關第三號(八) 二六
- 〔朝鮮〕
- 朝鮮總督府判事ノ恩給ニ關スル件 (法)第十二號(四) 一五
- 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件 (法)第十一號(三) 二三

- 明治四十五年法律第十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件)施行ニ關スル件 (勅)第七十號(三) 一九〇
- 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件 (勅)第七十一號(三) 一九一
- 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ヨリ國庫ニ納付スル收入金取扱方 (訓)朝第七十一號(六) 三三八
- 朝鮮醫院及濟生院特別會計法 (法)第六號(三) 七
- 朝鮮醫院及濟生院特別會計規則 (勅)第八十三號(四) 二二
- 朝鮮醫院及濟生院特別會計ニ要スル諸書類帳簿等ノ樣式 (省)大第九號(四) 九六
- 朝鮮醫院及濟生院特別會計金庫出納事務規程 (訓)大第八號(四) 六五
- 朝鮮總督府官制中改正 (勅)第二十二號(三) 一三六
- 朝鮮總督府取調局官制、朝鮮總督府專賣局官制及朝鮮總督府印刷局官制廢止 (勅)第二十六號(三) 一四二
- 朝鮮總督府中樞院官制中改正 (勅)第二十七號(三) 一四三
- 朝鮮總督府警察官署官制中改正 (勅)第二十八號(三) 一四三
- 朝鮮總督府鐵道局官制中改正 (勅)第二十九號(三) 一四五
- 朝鮮總督府通信官署官制制定朝鮮總督府通信官署官制廢止 (勅)第三十號(三) 一四六
- 朝鮮總督府臨時土地調查局官制中改正 (勅)第三十一號(三) 一四九

- 朝鮮總督府稅關官制中改正 (勅)第三十二號(三) 一五〇
- 朝鮮總督府監獄官制中改正 (勅)第三十三號(三) 一五二
- 朝鮮總督府平壤鐵業所官制中改正 (勅)第三十四號(三) 一五三
- 朝鮮總督府勸業模範場官制中改正 (勅)第三十五號(三) 一五四
- 朝鮮總督府中央試驗所官制制定朝鮮總督府工業傳習所官制廢止 (勅)第三十六號(三) 一五五
- 朝鮮總督府地方官制中改正 (勅)第三十七號(三) 一五六
- 朝鮮總督府中學校官制中改正 (勅)第三十八號(三) 一五八
- 朝鮮公立小學校官制 (勅)第三十九號(三) 一五八
- 朝鮮公立高等女學校官制 (勅)第四十號(三) 一五九
- 朝鮮公立實業專修學校官制 (勅)第四十一號(三) 一六〇
- 朝鮮總督府濟生院官制 (勅)第四十三號(三) 一六二
- 朝鮮總督府裁判所職員定員令中改正 (勅)第四十四號(三) 一六四
- 朝鮮關稅廳審查委員會官制 (勅)第八十四號(四) 二〇四
- 朝鮮總督府高等土地調查委員會官制 (勅)第三號(八) 三
- 朝鮮總督府道地方土地調查委員會官制 (勅)第四號(八) 五
- 建築、土木及官有財産調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第二十三號(三) 一三九
- 鐵區臨檢、水産試験及灌漑事業調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第二十四號(三) 一四〇
- 明治四十四年勅令第八十二號(嶺床、林野及國有未墾地調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置)中改正 (勅)第二十五號(三) 一四一

- 朝鮮總督府書記官及事務官ノ特別任用ニ關スル件 (勅)第四十八號(二) 五八
- 朝鮮總督府及其所屬官署職員ノ特別任用ニ關スル件 (勅)第五十號(三) 一七二
- 朝鮮總督府通信官署職員特別任用令及明治四十三年勅令第三百八十一號(朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件)中改正 (勅)第五十一號(三) 一七三
- 朝鮮總督府臨時土地調查局職員特別任用令中改正 (勅)第五十二號(三) 一七三
- 朝鮮總督府稅關書記及監視特別任用令 (勅)第五十三號(三) 一七四
- 朝鮮公立高等女學校長特別任用ニ關スル件 (勅)第五十四號(三) 一七四
- 明治四十三年勅令第三百九十六號(朝鮮人タル官吏ノ特別任用ニ關スル件)中改正 (勅)第五十五號(三) 一七五
- 朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢察官等給與令改正 (勅)第四十六號(三) 一六六
- 朝鮮人ノ試補及見習ニ關スル件 (勅)第五號(八) 六
- 明治四十三年勅令第三百八十八號(交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル件)、同第四百八號(朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル歳入歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件)及同第四百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件)中改正 (勅)第四十九號(三) 一七〇



○ 恩赦令制定明治四十一年勅令第二百十五號(特赦及減刑ニ關スル件)、同第二百十六號(軍法會議ニ於テ刑ノ言渡ヲ受ケタル者ノ特赦及減刑ニ關スル件)同第二百三十號(明治四十一年勅令第二百十五號ヲ朝鮮臺灣、關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スル地域ニ於ケル特赦及減刑ニ適用スル件)廢止 (勅)第二十三號(九) 二六	○ 朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令 (勅)第六號(八) 七	○ 明治四十三年勅令第四百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署ノ經費減切ニ關スル件)中改正 (勅)第百五號(五) 二二七	○ 法例ヲ朝鮮ニ施行 (勅)第二十一號(三) 一三六	○ 明治三十九年法律第三十四號(國債ニ關スル件)、同四十二年同第八號(登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件)及同第九號(政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル件 (勅)第三十六號(一〇) 四三	○ 明治四十五年法律第二十一號(麻虎鳳凰獸類禁止ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行 (勅)第百三十五號(六) 二五九	○ 朝鮮總督府裁判所令中改正 (制)第四號(三) 七	○ 朝鮮總督府裁判所令第四條第一項ノ各號ニ該當スル民事、刑事ノ訴訟ハ各地方法院ノ外新義州外四地方法院支廳ニ於テ裁判ヲ爲スノ件 (府)朝鮮第四十三號(四) 二八八	○ 朝鮮民事令制定統監府裁判所司法事務取扱令、明治四十二年勅令第二百三十八號(韓國人ニ係ル司法ニ關スル件)、手形條例、民刑訴訟規則民事訴訟規則規則民事訴訟費用規則、民國三年法律第十五號(非訟事件手續規則廢止) (制)第七號(三) 一三	○ 朝鮮民事訴訟印紙令制定民事訴訟手續規則廢止 (制)第八號(三) 二四	○ 朝鮮不動產登記令施行規則 (府)朝鮮第三十六號(四) 二二七	○ 朝鮮不動產證明令施行規則中改正 (府)朝鮮第二百二十二號(六) 四八七	○ 朝鮮總督府所管ニ係ル不動產證明又ハ登記ノ囑託ニ關スル件 (府)朝鮮第四十四號(三) 一七四	○ 朝鮮刑罰令制定刑法大全、鐵道事項犯罪人處罰例、刑事裁判費用規則廢止 (制)第十一號(三) 三〇	○ 朝鮮答判令 (制)第十三號(三) 三八	○ 朝鮮答判令施行規則 (府)朝鮮第三十二號(四) 一九五	○ 朝鮮監獄令 (制)第十四號(三) 四〇	○ 朝鮮監獄令施行規則 (府)朝鮮第三十四號(四) 二〇四	○ 朝鮮不動產證明令 (制)第十五號(四) 四一	○ 朝鮮不動產證明令施行規則 (府)朝鮮第三十七號(四) 二四八	○ 朝鮮登錄稅令 (制)第十六號(四) 四八	○ 朝鮮登錄稅令ニ依リ選定シタル評價人ノ手當及旅費支給方並證明申請人ノ負擔スル手當 (府)朝鮮第三十一號(二) 一三〇	○ 朝鮮關稅令 (制)第十七號(四) 五三	○ 朝鮮關稅令施行規則 (府)朝鮮第四十八號(四) 二七七
---	--------------------------------------	--	-------------------------------	--	--	-------------------------------	--	--	---	-------------------------------------	--	--	--	--------------------------	----------------------------------	--------------------------	----------------------------------	-----------------------------	-------------------------------------	---------------------------	--	--------------------------	----------------------------------

○ 朝鮮關稅令施行規則ニ依ル手数料及收容貨物敷料 (府)朝鮮第五十二號(四) 二九六	○ 朝鮮關稅令施行規則ニ依リ輸出貨物ノ容器ニ供スルタメ輸入スル物品ニ關スル件 (府)朝鮮第七十四號(四) 三三八	○ 朝鮮關稅令 (制)第十八號(四) 五四	○ 朝鮮關稅令施行規則 (府)朝鮮第四十九號(四) 二八八	○ 朝鮮保稅倉庫令 (制)第十九號(四) 五五	○ 朝鮮保稅倉庫令施行規則 (府)朝鮮第五十號(四) 二八九	○ 朝鮮保稅倉庫令施行規則 (制)第二十號(四) 五六	○ 朝鮮關稅令及明治四十四年制令第二號ニ基テ新設ニ關スル件 (制)第二十一號(四) 七六	○ 朝鮮關稅令第七條第七號及第八條ノ規定ニ依リ輸入又ハ移入ヲ禁止スル物品指定 (府)朝鮮第四十三號(二) 一七四	○ 朝鮮關稅令、朝鮮關稅令施行規則及朝鮮總督府稅關貨物取扱人ニ關スル制令施行規則ニ基キ稅關ノ保管スル供託受領證整理方 (制)第二十五號(六) 八三	○ 朝鮮輕便鐵道令 (制)第二十七號(六) 八四	○ 朝鮮輕便鐵道令施行規則 (府)朝鮮第十七號(六) 四四四	○ 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則中改正 (省)大第一號(二) 一	○ 同上 (省)大第十號(四) 九六	○ 明治四十三年徵集ノ現役歩兵及同上若看護卒ニシテ臨時朝鮮派遣隊ニ屬スル者及樺太守備隊ニ屬スル者在營期間延期 (省)陸第五號(二〇) 五七	○ 明治四十三年省令第百十二號(内地、臺灣及樺太朝鮮トノ間ニ發着スル郵便物ニ關シ規定準用方)中追加 (省)遞第二十九號(五) 一三五	○ 滿洲朝鮮樺太駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸連第十八號(四) 九八	○ 明治四十三年達第百三十二號(海軍艦船ト朝鮮總督府、關東都督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電報通信取扱方)中改正 (達)海第七十三號(二) 一一〇	○ 明治四十五年府令第五十二號(朝鮮關稅令施行規則ニ依ル手数料及收容貨物敷料)中改正 (府)朝鮮第五號(八) 四	○ 委任及判任待遇朝鮮總督府監獄職員定員中改正 (府)朝鮮第六十二號(四) 三〇六	○ 朝鮮總督府及所屬官署雇員採用規程 (府)朝鮮百四號(五) 三七九	○ 朝鮮總督府警部特別任用ニ關スル考試規程 (府)朝鮮第九十二號(五) 三六三	○ 朝鮮總督府通信官署出納員充當方 (府)朝鮮第六十四號(四) 三〇七	○ 朝鮮總督府稅關監吏ノ特別任用ニ關スル件 (府)朝鮮第十六號(三) 六一	○ 朝鮮貴族ニ關スル審査委員會規程 (府)朝鮮第十七號(三) 六一	○ 朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所規程 (府)朝鮮第九十八號(五) 三三〇	○ 朝鮮總督府郵便所長手當金年額 (府)朝鮮第八十九號(四) 三三六	○ 朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所生徒手當給與規程 (府)朝鮮百號(五) 三七五	○ 朝鮮總督府及所屬官署雇員宿舍料支給規則中改正 (府)朝鮮八十四號(四) 三三四	○ 朝鮮總督府巡査、巡査補採用及給與令中改正 (府)朝鮮百二十八號(七) 五六二
---	---	--------------------------	----------------------------------	----------------------------	-----------------------------------	--------------------------------	---	---	--	-----------------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	-----------------------	--	---	---	--	---	--	---------------------------------------	--	--	--	--------------------------------------	---	---------------------------------------	--	--	---



- 朝鮮總督府道地方土地調査委員手當及旅費支給規程 (府)朝第三十四號(三) 一四四
- 朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府)朝第三十七號(三) 一四五
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル鐵出金總督拂證書等盜難亡失ノ場合ニ關スル取扱手續 (府)朝第六號(三) 一七
- 朝鮮總督府鐵道局出納員現金取扱規則中改正 (府)朝第二十六號(七) 五六一
- 朝鮮總督府鐵道局所管線路旅客賃金改定 (府)朝第一號(一) 一
- 朝鮮總督府所屬官署經費渡切規則中改正 (府)朝第八十一號(四) 三三七
- 同上 (府)朝第一百十一號(六) 四〇一
- 同上 (府)朝第七號(八) 一三
- 朝鮮總督府道慈惠醫院名稱及位置 (府)朝第六號(五) 三八一
- 明治四十四年府令第六十九號(朝鮮總督府及其所屬官署職員襟章ノ件)中改正 (府)朝第七十八號(四) 三三四
- 明治四十四年府令第三十三號(朝鮮總督府鐵道局職員ノ現業從事者略服ノ件)中改正 (府)朝第二十七號(七) 五六二
- 明治四十四年府令第五十四號(朝鮮總督府及所屬官署執務時間)中改正 (府)朝第三十九號(四) 二六一
- 朝鮮ニ於ケル保稅地域間ノ運送通路 (府)朝第五十一號(四) 二九六
- 明治四十三年府令第四十二號(朝鮮總督府所屬官署ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル件)中改正 (府)朝第九十六號(五) 三六八
- 明治四十四年府令第三百三十五號(朝鮮駐荷憲兵隊管區及配置表)中改正 (府)朝第四號(二) 三
- 同上 (府)朝第七十九號(四) 三三五
- 同上 (府)朝第九十四號(五) 三六七
- 同上 (府)朝第三十一號(七) 五六三
- 朝鮮總督府裁判所及檢事局事務章程 (府)朝第二十八號(四) 一五三
- 明治四十三年府令第九號(朝鮮總督府裁判所ノ名稱、位置及管轄區域表)中改正 (府)朝第二十六號(四) 一五三
- 同上 (府)朝第二十二號(二〇) 六一
- 京城府孔德里ニ京城監獄設置從來ノ京城監獄改稱並ニ明治四十三年府令第十一號(朝鮮總督府監獄及監獄分監設置及名稱位置)中改正 (府)朝第十一號(九) 四四
- 朝鮮總督府中學校規則中改正 (府)朝第三號(二) 二
- 朝鮮公立小學校規則設定小學校規則廢止 (府)朝第四十四號(四) 二九九
- 朝鮮公立高等女學校規則 (府)朝第四十五號(四) 二七三
- 朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校規則 (府)朝第四十六號(四) 二七五
- 朝鮮總督府出版教科用圖書發賣規程 (府)朝第一百十號(六) 四〇〇
- 朝鮮總督府通信官署徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則中改正 (府)朝第六十三號(四) 三〇七

- 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙發賣規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、電報電話規則、私設電報電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信講習試驗規則中改正 (府)朝第八十六號(四) 三三五
- 朝鮮下内地、臺灣樺太及濟南間郵便規則中改正 (府)朝第一號(五) 三七六
- 朝鮮總督府測測所及同附屬測候所名稱及位置 (府)朝第五十六號(四) 三〇三
- 朝鮮總督府官房土木局出張所名稱及位置 (府)朝第五十七號(四) 三〇四
- 江麥專賣ニ關スル事務分掌ノタメ朝鮮總督府司稅局出張所設置 (府)朝第五十八號(四) 三〇四
- 煙草事務分掌ノタメ朝鮮總督府司稅局出張所設置明治四十三年告示第二十六號(朝鮮總督府度支部釀造試驗所及煙草試驗場名稱、位置)廢止 (府)朝第五十九號(四) 三〇五
- 鹽務分掌ノタメ朝鮮總督府司稅局出張所設置 (府)朝第六十號(四) 三〇五
- 海軍ニ關スル事務分掌ノタメ朝鮮總督府遞信局出張所設置 (府)朝第六十一號(四) 三〇六
- 朝鮮總督府鐵道局大貨物賃金表 (府)朝第一百四號(六) 四三三
- 同上中改正 (府)朝第二十八號(二) 二二〇
- 朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令ニ依ル森林ノ緣故者及木材業者ノ資格 (府)朝第十號(九) 四三
- 朝鮮總督府始政二周年紀念ノタメ紀念郵便發給手續行 (府)朝第十四號(九) 四七
- 朝鮮總督府公文書規程中改正 (訓)朝第十二號(二) 二二六
- 朝鮮總督府通信官署會計事務章程中改正 (訓)朝第六號(三) 一八
- 同上 (訓)朝第二十四號(四) 一〇七
- 朝鮮總督府裁判所及檢事局處務規程 (訓)朝第二十八號(四) 一一六
- 朝鮮總督府裁判所書記課處務規程 (訓)朝第二十九號(四) 一一八
- 朝鮮總督府所屬官廳會計事務章程中改正 (訓)朝第四十五號(四) 一六六
- 同上 (訓)朝第七十號(六) 三三〇
- 朝鮮總督府鐵道局會計事務章程中改正 (訓)朝第七十四號(七) 三四五
- 朝鮮總督府鐵道局倉庫事務規程中改正 (訓)朝第七十五號(七) 三四五
- 朝鮮總督府裁判所及檢事局處務規程中改正 (訓)朝第二十一號(二) 一三二
- 朝鮮總督府統計事務取扱方中改正 (訓)朝第六十二號(五) 二九二
- 朝鮮總督府警務總監部事務分掌規程中改正 (訓)朝第十八號(四) 九七
- 朝鮮總督府鐵道局事務分掌規程中改正 (訓)朝第十九號(四) 九八
- 朝鮮總督府遞信局事務分掌規程 (訓)朝第二十號(四) 一〇一
- 朝鮮總督府郵便爲替貯金管理所分掌規程中改正 (訓)朝第二十一號(四) 一〇二
- 朝鮮總督府稅關事務分掌規程中改正 (訓)朝第二十二號(四) 一〇二



- 朝鮮總督府事務分掌規程改正 (訓) 朝鮮第二十七號(四) 一〇八
- 朝鮮總督府觀測所事務分掌規程 (訓) 朝鮮第三十七號(四) 一四九
- 朝鮮總督府濟生院事務分掌規程 (訓) 朝鮮第四十四號(四) 一六六
- 朝鮮總督府勸業模範場事務分掌規程中改正 (訓) 朝鮮第五十二號(四) 二七七
- 朝鮮總督府臨時土地調查局事務分掌規程中改正 (訓) 朝鮮第六十八號(六) 三三六
- 朝鮮總督府事務分掌規程中改正 (訓) 朝鮮第十一號(一) 一一五
- 朝鮮總督府臨時土地調查局事務分掌規程中改正 (訓) 朝鮮第十七號(一) 二二八
- 朝鮮總督府鐵道局事務分掌規程中改正 (訓) 朝鮮第十八號(一) 二二九
- 地方法院支廳所在地ニ在勤ノ朝鮮總督府警視、警部 其地方法院支廳檢事ノ職務取扱方 (訓) 朝鮮第十三號(四) 八五
- 明治四十五年勅令第七十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ支給シ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件) 第二條及第三條ニ依リ納ムヘキ金員取扱方 (訓) 朝鮮第六十三號(六) 三〇〇
- 朝鮮總督府各裁判所及檢事局定員表 (訓) 朝鮮第二十三號(四) 一〇四
- 朝鮮總督府公文書規程 (訓) 朝鮮第三十六號(四) 一四四
- 朝鮮總督府現金取扱規程 (訓) 朝鮮第五十六號(五) 二六六
- 朝鮮關稅課願審查委員會審査規程 (訓) 朝鮮第五十七號(五) 二八七
- 朝鮮總督府臨時防疫豫防委員會部規則 (訓) 朝鮮第五十八號(五) 二八八
- 朝鮮總督府見習及履員銓衡委員會規程 (訓) 朝鮮第五十九號(五) 二八九
- 朝鮮總督府減額旅費規程 (訓) 朝鮮第六十五號(六) 三〇九
- 明治四十三年訓令第二十六號(共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬雇員以下ノ現業員指定ノ件) 中改正 (訓) 朝鮮第二十七號(三) 一四六
- 朝鮮總督府報告例 (訓) 朝鮮第二十號(二) 一二九
- 朝鮮總督府裁判所及檢事局書類保存規程 (訓) 朝鮮第三號(一) 七
- 教育ニ關スル勅語ヲ朝鮮總督ニ下付 (訓) 朝鮮第一號(一) 六
- 明治四十三年訓令第二十四號(朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル金庫ノ取扱方) 中改正 (訓) 大第九號(四) 七五
- 朝鮮總督府通信官署物品出納規程中改正 (訓) 朝鮮第二十五號(四) 一〇七
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓) 朝鮮第二十六號(四) 一〇八
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓) 朝鮮第五十五號(五) 二八六
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓) 朝鮮第二十八號(三) 一四七
- 朝鮮總督府鐵道局出納官吏ニ於テテ手許ニ保管シ得ヘキ金額 (訓) 朝鮮第一號(八) 五
- 朝鮮總督府巡查部長ニ關スル件 (訓) 朝鮮第六十七號(六) 三三五
- 朝鮮、内地間ニ於テ明治四十四年初令第二百六十八號ニ依リ受刑者及刑事被告人護送ノ場合ニ送致スルキ地點ヲ定ム (訓) 朝鮮七十二號(六) 三三八

- 明治四十五年大藏省所管朝鮮總督府、朝鮮醫院及濟生院各特別會計課出科目表中追加 (訓) 朝鮮第二十九號(三) 一四七
- 明治四十五年訓令第四十九號(明治四十五年大藏省所管朝鮮總督府朝鮮鐵道用品資金、朝鮮森林、朝鮮事業公債金、朝鮮醫院及濟生院各特別會計課入課出科目表中追加) (訓) 朝鮮第十九號(二) 二二九
- 大正元年度朝鮮總督府所屬各特別會計課入課出科目表中追加 (訓) 朝鮮第十六號(二) 二二八
- 明治四十五年大藏省所管朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮森林、朝鮮事業公債金、朝鮮醫院及濟生院各特別會計課入課出科目表 (訓) 朝鮮第四十九號(四) 二〇九
- 明治四十五年大藏省所管朝鮮總督府特別會計課朝鮮醫院及濟生院特別會計課出科目表中追加 (訓) 朝鮮第五十三號(五) 二八三
- 明治四十五年訓令第四十九號別紙(明治四十五年大藏省所管朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮森林、朝鮮醫院及濟生院各特別會計課出科目表) 中追加 (訓) 朝鮮第六號(一〇) 八六
- 明治四十二年告示第六百六十四號(通常又ハ小包郵便ニ依リ清國ヨリ輸出シ若ハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若ハ移入スルコトヲ得サル物品) 中改正 (告) 遞第四百八十五號(五) 二〇七四
- 明治四十三年告示第九號(朝鮮總督府郵便局所取扱事務ノ件) 中改正 (告) 朝鮮第二百十八號(五) 二一四〇
- 明治四十三年告示第十二號(朝鮮總督府通信官署徽章及航路標識管理場所屬船旗章) 中改正 (告) 朝鮮第四百十六號(四) 六五八
- 朝鮮總督府減額旅費規程 (訓) 朝鮮第六十五號(六) 三〇九
- 明治四十三年訓令第二十六號(共濟組合ヲ組織スル朝鮮總督府鐵道局所屬雇員以下ノ現業員指定ノ件) 中改正 (訓) 朝鮮第二十七號(三) 一四六
- 朝鮮總督府報告例 (訓) 朝鮮第二十號(二) 一二九
- 朝鮮總督府裁判所及檢事局書類保存規程 (訓) 朝鮮第三號(一) 七
- 教育ニ關スル勅語ヲ朝鮮總督ニ下付 (訓) 朝鮮第一號(一) 六
- 明治四十三年訓令第二十四號(朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル金庫ノ取扱方) 中改正 (訓) 大第九號(四) 七五
- 朝鮮總督府通信官署物品出納規程中改正 (訓) 朝鮮第二十五號(四) 一〇七
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓) 朝鮮第二十六號(四) 一〇八
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓) 朝鮮第五十五號(五) 二八六
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在勤スル朝鮮總督府通信技手及航路標識看守月手當金給與細則中改正 (訓) 朝鮮第二十八號(三) 一四七
- 朝鮮總督府鐵道局出納官吏ニ於テテ手許ニ保管シ得ヘキ金額 (訓) 朝鮮第一號(八) 五
- 朝鮮總督府巡查部長ニ關スル件 (訓) 朝鮮第六十七號(六) 三三五
- 朝鮮、内地間ニ於テ明治四十四年初令第二百六十八號ニ依リ受刑者及刑事被告人護送ノ場合ニ送致スルキ地點ヲ定ム (訓) 朝鮮七十二號(六) 三三八
- 明治四十三年告示第十三號(渡切ヲ以テ經費ヲ交付スル朝鮮總督府通信官署名指定) 中追加 (告) 朝鮮第二十號(三) 二〇九
- 同上中改正 (告) 朝鮮第四十七號(四) 六五九
- 明治四十三年告示第八十七號(通常又ハ小包郵便ニ依リ内地、臺灣及樺太ニ移入シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物品) 中改正 (告) 朝鮮第三十二號(三) 二二二
- 同上 (告) 朝鮮第二百十九號(五) 二四〇
- 朝鮮關稅令ニ依リ關稅法第四十六條ノ期間ヲ七十二時間トス (告) 朝鮮第四百十四號(四) 六五七
- 朝鮮總督府通信官署經費渡切交付區分 (告) 朝鮮第六號(八) 一一八
- 朝鮮ニ船籍港ヲ有スル船舶ニシテ明治四十三年四月一日以後交付シタル船舶國籍證書、假船舶國籍證書又ハ船籍札ヲ有スルモノ英吉利國外六箇國ニ於テ取扱方 (告) 朝鮮第四十七號(一〇) 四二〇
- 朝鮮總督府官報廣告掲載ノ件改正 (告) 朝鮮第七十三號(二) 六三三
- 新興製糖株式會社鐵道運輸營業規程竝ニ停車場位置變更許可 (告) 遞第三百四號(一〇) 四三三
- 朝鮮總督府始政二周年紀念ノタメ特種通信日附印便用 (告) 朝鮮第三十二號(九) 二七六
- 裝蹄及剔毛器械制式並定數表改正 (達) 陸達第十一號(九) 二七







○同上改正	(告) 遞第六十一號(八)	八二	
○同上	(告) 遞第四百九十九號(五)	二五二	
○同上	(告) 遞第四百八十八號(〇)	三五二	
○明治四十三年告示第四百五十二號(料金受信人拂外國新聞電報ヲ取扱フ通信官署)中追加	(告) 遞第五百二號(九)	二三三	
○同上	(告) 遞第二百二十八號(九)	二四四	
○同上	(告) 遞第二百四十號(〇)	三三二	
○明治四十四年告示第五百二號(清國漢口宛電報中私報受付方清國電信主管廳ヨリ通知ノ件)廢止	(告) 遞第六百六十四號(三)	二〇四	
○明治四十四年告示第五百三十一號(上海、廈門、福州、香港、汕頭、威海衛、青島ヲ除ク外清國各地宛外國電報ハ發信人ノ危險ニ於テ受付クヘキ旨清國電信主管廳ヨリ通知ノ件)廢止	(告) 遞第四百十號(九)	二四八	
○伊太利國政府ハローソ島發着隱語、秘語ノ電報ヲ萬國電信條約ニ依リ停止スル旨電信聯合總管理局ヨリ通知	(告) 遞第六百八十三號(七)	二四六	
○サン、ドミンゴ 共和國 プエルトリタ及サン、ドミンゴ 間陸上電信線動亂ノタメ全部不通ニ付キサン、ドミンゴ 市 キューラサオ及ヴェネズエラニ發着スル電報運送スヘキ旨電信聯合總管理局ヨリ通知	(告) 遞第二百七十四號(〇)	三九三	
○大正元年告示第二百七十四號(サン、ドミンゴ 共和國 プエルトリタ及サン、ドミンゴ 間陸上電信線動亂ノタメ全部不通ニ付キサン、ドミンゴ 市 キューラサオ及ヴェネズエラニ發着スル電報運送スヘキ旨電信聯合總管理局ヨリ通知)廢止	(告) 遞第五百九十七號(三)	七八七	
○鐵道停車場内ニ在ル電報配達事務ヲ取扱ハサル電信取扱所ニ於テ汽車中ニ在ル者宛ノ電報交付ヲ取扱フ	(告) 遞第三百八十七號(四)	六一九	
○電報規則第四百八條ノ二ニ依ル停車場告示電報ヲ	(告) 遞第四百三十八號(四)	六四九	
○明治四十五年告示第四百三十八號(停車場告示電報	(告) 遞第四百七十九號(五)	一〇六八	
○明治四十三年告示第三十八號(電報規則第十條ノ一市内ト稱スル地域)中改正	(告) 朝第六十二號(三)	四九九	
○電報規則第四百八條ニ依リ停車場告示電報ノ揭示ヲ請求シ得ル鐵道停車場名	(告) 朝第二百八號(五)	一一三六	
○明治四十五年告示第二百八號(電報規則第四百八條ニ依リ停車場告示電報ノ揭示ヲ請求シ得ル鐵道停車場名)中改正	(告) 朝第十七號(九)	二六四	
○和文電報ト同一ノ制限ニ依リ歐文電報ヲ取扱フ電信取扱所名	(告) 朝第二百七十七號(五)	一一四〇	
○電報配達事務ヲ取扱ハサル電信取扱所ニ於テ汽車中ニ在ル者ニ宛タル電報ノ交付ヲ取扱フ	(告) 朝第二百九號(五)	一一三七	

○電報取扱種別指定ノ郵便局及郵便出張場所名	(告) 遞第四十二號(四)	六七八	○同上	(告) 遞第八十二號(一)	一〇六
○停車場告示電報ヲ揭示スル鐵道停車場指定	(告) 遞第九十九號(七)	一一三三	○同上	(告) 遞第八十九號(二)	一八一
○成廣海郵便出張所ニ於ケル電報取扱種別	(告) 遞第九號(七)	一一五三	○同上	(告) 遞第九十九號(二)	一八三
○電報規則第四百八條ノ二ニ依ル停車場告示電報ノ揭示開始鐵道停車場名	(告) 遞第五十四號(五)	一一五二	○同上	(告) 遞第六十六號(二)	一八五
○官廳用、軍用及私設電線ノ保守並電池撤除依託規則中改正	(府) 達第四十號(五)	三三五	○同上	(告) 遞第六十一號(三)	二〇三
○指示電力計ノ型式承認及檢定申請手数料	(省) 遞第三十八號(七)	一九一	○同上	(告) 遞第六十九號(三)	二〇六
○明治三十九年告示第二百六十四號(電話料及電話呼出料)中改正	(告) 遞第十八號(二)	八五	○同上	(告) 遞第七十三號(三)	二〇七
○同上	(告) 遞第二十五號(二)	八七	○同上	(告) 遞第七十九號(三)	二〇九
○同上	(告) 遞第三十八號(二)	九〇	○同上	(告) 遞第八十九號(三)	二〇八
○同上	(告) 遞第四十九號(二)	九三	○同上	(告) 遞第九十九號(三)	二〇五
○同上	(告) 遞第五十四號(二)	九五	○同上	(告) 遞第二百二十三號(三)	四四三
○同上	(告) 遞第六十一號(二)	九七	○同上	(告) 遞第二百二十七號(三)	四四五
○同上追加	(告) 遞第六十六號(二)	九八	○同上	(告) 遞第二百三十二號(三)	四五六
○同上	(告) 遞第七十一號(二)	九九	○同上	(告) 遞第二百三十七號(三)	四五八
			○同上	(告) 遞第二百四十一號(三)	四五九



○同上	(告)選第二百五十四號(三)	四六四	○同上	(告)選第四百四十二號(五)	四〇五
○同上	(告)選第二百五十七號(三)	四六五	○同上	(告)選第四百四十六號(五)	四〇六
○同上	(告)選第二百五十八號(三)	四六五	○同上	(告)選第四百五十五號(五)	四〇五
○同上	(告)選第二百六十四號(三)	四六七	○同上	(告)選第四百六十二號(五)	四〇三
○同上	(告)選第二百七十號(三)	四六八	○同上	(告)選第四百七十四號(五)	四〇六
○同上	(告)選第二百八十一號(三)	四七二	○同上	(告)選第四百八十七號(五)	四〇七
○同上	(告)選第二百八十八號(三)	四七四	○同上	(告)選第四百九十一號(五)	四〇七
○同上	(告)選第三百二號(三)	四七七	○同上	(告)選第四百九十七號(五)	四〇八
○同上	(告)選第三百三號(三)	四七八	○同上	(告)選第五百十四號(五)	四〇五
○同上	(告)選第三百九號(三)	四七九	○同上	(告)選第五百二十五號(五)	四〇二
○同上	(告)選第三百十三號(三)	四八一	○同上	(告)選第五百三十七號(五)	四〇五
○同上	(告)選第三百二十四號(三)	四八三	○同上	(告)選第五百四十二號(五)	四〇七
○同上	(告)選第三百四十二號(三)	四九〇	○同上	(告)選第五百六十八號(五)	四〇二
○同上	(告)選第三百五十二號(三)	四九五	○同上	(告)選第五百八十號(五)	四〇三
○同上	(告)選第三百五十三號(三)	四九六	○同上	(告)選第五百九十三號(五)	四〇三
○同上	(告)選第三百五十六號(四)	四九九	○同上	(告)選第六百五號(六)	三三六
○同上	(告)選第三百六十一號(四)	五〇一	○同上	(告)選第六百十六號(六)	三三〇
○同上	(告)選第三百七十六號(四)	五〇六	○同上	(告)選第六百三十號(六)	三三六
○同上	(告)選第三百八十三號(四)	五〇七	○同上	(告)選第六百三十九號(七)	三四八
○同上	(告)選第三百八十四號(四)	五〇八	○同上	(告)選第六百五十四號(七)	三四四
○同上	(告)選第三百九十八號(四)	五二四	○同上	(告)選第六百六十一號(七)	三四六
○同上	(告)選第四百七號(四)	六三三	○同上	(告)選第六百九十三號(七)	三四九
○同上	(告)選第四百十一號(四)	六三五	○同上	(告)選第七百二十九號(七)	四八九

○同上	(告)選第十九號(八)	六〇	○同上	(告)選第九十六號(〇)	三六二
○同上	(告)選第二十二號(八)	六一	○同上	(告)選第九十九號(〇)	三六三
○同上	(告)選第二十四號(八)	六二	○同上	(告)選第二百二十二號(〇)	三七二
○同上	(告)選第三十五號(八)	六五	○同上	(告)選第二百二十七號(〇)	三七八
○同上	(告)選第三十九號(八)	六六	○同上	(告)選第二百三十號(〇)	三七九
○同上	(告)選第四十一號(八)	六七	○同上	(告)選第二百三十五號(〇)	三八〇
○同上	(告)選第四十七號(八)	六九	○同上	(告)選第二百三十九號(〇)	三八一
○同上	(告)選第七十一號(八)	八八	○同上	(告)選第二百四十六號(〇)	三八三
○同上	(告)選第九十號(八)	九六	○同上	(告)選第二百四十九號(〇)	三八四
○同上	(告)選第一百五號(九)	二二三	○同上	(告)選第二百五十二號(〇)	三八五
○同上	(告)選第一百九號(九)	二三四	○同上	(告)選第二百六十八號(〇)	三九一
○同上	(告)選第一百十號(九)	二三四	○同上	(告)選第二百七十號(〇)	三九二
○同上	(告)選第二百五號(九)	二四三	○同上	(告)選第二百七十七號(〇)	三九四
○同上	(告)選第三十一號(九)	二四五	○同上	(告)選第二百七十八號(〇)	三九四
○同上	(告)選第三十四號(九)	二四七	○同上	(告)選第二百八十一號(〇)	三九五
○同上	(告)選第四十五號(九)	二五〇	○同上	(告)選第二百八十七號(〇)	三九七
○同上	(告)選第五十三號(九)	二五五	○同上	(告)選第二百八十八號(〇)	三九七
○同上	(告)選第七十七號(九)	二六二	○同上	(告)選第二百九十三號(〇)	三九九
○同上	(告)選第八十號(九)	二六三	○同上	(告)選第三百十號(〇)	四〇四
○同上	(告)選第二百二號(〇)	二六四	○同上	(告)選第三百十八號(〇)	四〇六
○同上	(告)選第二百七號(〇)	二六六	○同上	(告)選第三百二十二號(〇)	四〇七
○同上	(告)選第二百一十一號(〇)	二六七	○同上	(告)選第三百二十九號(〇)	四一〇
○同上	(告)選第二百九十一號(〇)	二五八	○同上	(告)選第三百三十號(〇)	四一一



○同上	(告) 遞第三百三十一號(一) 四二一	○同上	(告) 遞第四百七十一號(一) 六〇〇
○同上	(告) 遞第三百三十五號(一) 四二二	○同上	(告) 遞第四百七十五號(一) 六〇一
○同上	(告) 遞第三百四十四號(一) 四二五	○同上	(告) 遞第四百八十號(一) 六〇三
○同上	(告) 遞第三百五十二號(一) 四二七	○同上	(告) 遞第四百八十五號(一) 六〇五
○同上	(告) 遞第三百六十五號(一) 五二〇	○同上	(告) 遞第四百九十六號(一) 六〇九
○同上	(告) 遞第三百六十八號(一) 五二一	○同上	(告) 遞第五百一號(一) 六一〇
○同上	(告) 遞第三百七十九號(一) 五二三	○同上	(告) 遞第五百八號(一) 六一三
○同上	(告) 遞第三百八十六號(一) 五二六	○同上	(告) 遞第五百二十二號(一) 六一七
○同上	(告) 遞第三百九十一號(一) 五二八	○同上	(告) 遞第五百二十八號(一) 六一六
○同上	(告) 遞第三百九十七號(一) 五二九	○同上	(告) 遞第五百三十二號(一) 七六六
○同上	(告) 遞第四百號(一) 五三一	○同上	(告) 遞第五百四十四號(一) 七七一
○同上	(告) 遞第四百四號(一) 五三五	○同上	(告) 遞第五百四十七號(一) 七七三
○同上	(告) 遞第四百七號(一) 五三六	○同上	(告) 遞第五百四十八號(一) 七七三
○同上	(告) 遞第四百十二號(一) 五三八	○同上	(告) 遞第五百五十六號(一) 七七五
○同上	(告) 遞第四百十七號(一) 五三九	○同上	(告) 遞第五百六十六號(一) 七七八
○同上	(告) 遞第四百二十二號(一) 五四〇	○同上	(告) 遞第五百七十一號(一) 七七九
○同上	(告) 遞第四百二十三號(一) 五四一	○同上	(告) 遞第五百八十四號(一) 七八三
○同上	(告) 遞第四百三十一號(一) 五四三	○同上	(告) 遞第五百九十二號(一) 七八五
○同上	(告) 遞第四百三十四號(一) 五四四	○同上	(告) 遞第五百九十六號(一) 七八七
○同上	(告) 遞第四百四十一號(一) 五四六	○同上	(告) 遞第六百一號(一) 七八八
○同上	(告) 遞第四百四十七號(一) 五四七	○同上	(告) 遞第六百七十七號(一) 七九〇
○同上	(告) 遞第四百五十一號(一) 五四九	○同上	(告) 遞第六百九十九號(一) 七九二
○同上	(告) 遞第四百七十七號(一) 五九九	○同上	(告) 遞第六百一十一號(一) 七九二

○同上	(告) 遞第六百十四號(一) 七九二	○大坂中央電話局電話通話事務廢止	(告) 遞第四百三十六號(四) 六四八
○同上	(告) 遞第六百十五號(一) 七九二	○西山鑛業特設電話所(新潟縣)設置	(告) 遞第三百五十七號(四) 六〇〇
○同上	(告) 遞第六百十八號(一) 七九三	○大嶺鑛業特設電話所(新潟縣)設置	(告) 遞第三百六十六號(四) 六〇二
○同上	(告) 遞第六百二十號(一) 七九四	○浦瀨鑛業特設電話所(新潟縣)設置	(告) 遞第四百三十號(四) 六四七
○同上	(告) 遞第六百二十八號(一) 七九六	○録田鑛業特設電話所(新潟縣)設置	(告) 遞第六百七十一號(一) 八一四
○同上	(告) 遞第六百三十一號(一) 七九七	○久根鑛業特設電話所(静岡縣)設置	(告) 遞第十一號(一) 八四
○同上	(告) 遞第六百三十五號(一) 七九九	○峰ノ澤鑛業特設電話所(静岡縣)設置	(告) 遞第百號(一) 一八四
○同上	(告) 遞第六百三十六號(一) 八〇〇	○日立鑛業特設電話所(茨城縣)設置	(告) 遞第二百七十二號(一) 四六九
○同上	(告) 遞第六百四十四號(一) 八〇一	○津谷金山鑛業特設電話所(宮城縣)設置	(告) 遞第六百九十九號(一) 七四七〇
○同上	(告) 遞第六百四十五號(一) 八〇三	○田ノ上鑛業特設電話所(巖手縣)設置	(告) 遞第五百九十四號(一) 三三〇
○同上	(告) 遞第六百四十九號(一) 八〇四	○八葦鑛山特設電話所(福島縣)設置	(告) 遞第二百四號(一) 三六六
○同上	(告) 遞第六百五十六號(一) 八〇六	○増田鑛業特設電話所(秋田縣)設置	(告) 遞第七百十三號(一) 七二四七七
○同上	(告) 遞第六百五十九號(一) 八〇七	○土崎鑛業特設電話所(秋田縣)設置	(告) 遞第三百四號(一) 四〇三
○同上	(告) 遞第六百六十八號(一) 八〇九		
○同上	(告) 遞第六百七十四號(一) 八一五		
○同上	(告) 遞第六百七十五號(一) 八一六		
○明治四十五年度ニ於ケル電話至急開通ノ申請受付局名、豫定箇數、受付期間及至急開通料	(告) 遞第四百九十二號(五) 二〇七六		
○明治三十二年告示第九十三號(電話加入區域ニ屬スル地ノ區劃變更ノ場合告示セサルトキ編入方ノ件)廢止	(告) 遞第五百九十七號(六) 三三二		
○京都中央電話局中分局(京都市)設置	(告) 遞第九十號(一〇) 三五八		



○筑後嶺山鑛業特設電話所(福岡縣)廢止 (告)遞第三百號(三) 四七七	○郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則改正 (府)朝第九號(三) 二〇
○峰地鑛業特設電話所(福岡縣)設置 (告)遞第六百五十一號(七)一四五四	○電話加入區域中改正 (告)朝第十號(八) 二二〇
○高田鑛業特設電話所(福岡縣)設置 (告)遞第九號(八) 五六	○同上 (告)朝第十五號(八) 二二二
○杵島炭坑鑛業特設電話所(佐賀縣)設置 (告)遞第七十五號(三) 四三三	○同上 (告)朝第四十四號(三) 八四八
○石狩鑛業特設電話所(北海道)設置 (告)遞第一百八號(三) 一九一	○電話呼出地域中改正 (告)朝第十六號(二) 一一一
○新夕張鑛業特設電話所(北海道)設置 (告)遞第四百二十一號(四) 六三九	○明治四十一年統監府告示第五百五十九號(電話呼出地域)中改正 (告)朝第十九號(三) 二〇八
○奔別鑛業特設電話所(北海道)設置 (告)遞第八號(八) 五六	○同上 (告)朝第三十六號(三) 二二五
○幌別鑛業特設電話所(北海道)設置 (告)遞第十一號(八) 五六	○同上 (告)朝第四十三號(三) 二二八
○奥尻鑛業特設電話所(北海道)設置 (告)遞第五十五號(八) 七九	○同上 (告)朝第七十九號(三) 五〇二
○新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙賣捌規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、警備電話規則、私設電信規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補、試驗規則中改正 (府)朝第八十六號(四) 三三五	○同上 (告)朝第八十三號(三) 五〇六
○私設電信電話規則中改正 (府)朝第二百二十四號(六) 四九一	○同上 (告)朝第九十一號(八) 二二〇
○官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則中改正 (府)朝第九十一號(五) 三六三	○同上 (告)朝第二十三號(九) 二二二
	○同上 (告)朝第四十五號(一〇) 四二〇
	○同上 (告)朝第六十號(一〇) 四二五

○同上 (告)朝第八十九號(二) 六四〇	○同上 (告)朝第八號(三) 八二二
○同上 (告)朝第七號(三) 八二〇	○同上 (告)朝第十九號(三) 八二八
○同上 (告)朝第一百八號(三) 八三八	○同上 (告)朝第三十五號(三) 八三八
○同上 (告)朝第三百三十四號(三) 八三七	○同上 (告)朝第四十二號(三) 八四六
○同上 (告)朝第四百一十一號(三) 八四五	○明治四十四年告示第二百八十九號(電話規則第四十九條第一項第五號以外ノ通話區域及其ノ電話料、同第十七條第四號ニ該當スル專用電話通話ノ附加使用料)中改正 (告)朝第十二號(二) 一一〇
○同上 (告)朝第十八號(三) 二〇八	○水底電信線路及水底電話線路保護區域標識建設 (告)朝第九十號(四) 六七二
○同上 (告)朝第三十五號(三) 二二三	○臺灣電話交換規則中改正 (府)朝第三號(二) 八
○同上 (告)朝第四十二號(三) 二二六	○電話交換規則中改正 (府)朝第二十五號(一〇) 二二
○同上 (告)朝第五十一號(三) 四五六	○臺灣特設電話加入規則中改正 (府)朝第五號(二) 一〇
○同上 (告)朝第八十二號(三) 五〇四	○臺灣電話交換規則ニ依ル電話線專用ニ關スル條件及料金 (府)朝第六號(二) 一一
○同上 (告)朝第九十九號(三) 五二四	○明治三十七年府令第八十五號(臺灣電話交換規則及電話呼出規程ノ料金額)中追加 (府)朝第四號(二) 九
○同上 (告)朝第二百二十三號(五)一四一	○同上 (府)朝第二十三號(三) 一四三
○同上 (告)朝第二百五十號(六)二三五	○同上 (府)朝第二十六號(四) 三三七
○同上 (告)朝第二十四號(九) 二七三	○同上 (府)朝第三十二號(四) 三四七
○同上 (告)朝第四十四號(一〇) 四一九	○同上 (府)朝第二十六號(一〇) 二二三
○同上 (告)朝第六十一號(一〇) 四二六	○明治三十九年府令第四十五號(臺灣特設電話加入規則第十六條ノ料金額)中追加 (府)朝第三十七號(五) 三八四
○同上 (告)朝第七十五號(二) 六三三	○同上 (府)朝第二十七號(一〇) 二二四
○同上 (告)朝第九十號(二) 六四〇	○同上 (府)朝第五十八號(三) 二六二



- 明治三十八年府令第四十一號(公衆通信用電信線電  
話線ノ移轉出願方)中改正 (府) 第三十九號 五三六四
- 明治四十年府令第二十八號(臺北、臺南、臺東各郵便局  
電信電話建築事務兼掌)廢止 (府) 第三十八號 五三八四
- 明治三十七年告示第四百十五號(電話呼出地域)中追  
加 (省) 第三十三號 三三三四
- 同上 (省) 第四十五號 四六七九
- 同上 (省) 第六十二號 四六六一
- 明治三十九年告示第五十一號(特設電話事務取扱  
爲メ郵便局所ノ名稱並其ノ位置及指定區域)中追加  
(省) 第七十號 五二一五一
- 同上 (省) 第七十五號 三三八二
- 臺灣總督府民政部通信局ニ於テ一、二等郵便局ノ電  
信電話建築事務承繼 (省) 第七十一號 五二一五一
- 電話規則中改正 (府) 關第十二號 四三三八
- 明治四十一年告示第六十三號(電話加入區域)中追加  
(省) 關第五十一號 二二六五八
- 明治四十年告示第一號(電話加入登記料等ニ關スル  
土地種別)中追加 (省) 關第五十號 二二六五八
- 明治四十年告示第十號(電話呼出地域)中追加  
(省) 關第四十五號 四六九五
- 明治四十一年告示第十七號(電話料及電話呼出料)  
中追加 (省) 關第十號 三二二六
- 同上 (省) 關第四十四號 四六九四
- 同上 (省) 關第七十四號 六三六六
- 同上 (省) 關第十六號 二九〇
- 同上 (省) 關第四十三號 二六五六
- 電話呼出ニ要スル解船料 (省) 關第四十六號 四六九五
- 老成雜電話取扱所設置 (省) 關第四十三號 四六九四
- 熊岳城、湯岡子兩溫泉場電話取扱所設置 (省) 關第十五號 二八八九
- 電話規則中改正 (省) 關第十五號 三九〇
- 市內專用電話規則 (省) 關第十四號 三八五
- 豫約新開電話規則中改正 (省) 關第四號 三三三
- 郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省) 關第十七號 二二二六
- 郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則中改正 (省) 關第一號 一九
- 明治三十年告示第三百五十七號(電話加入區域)中追  
加 (省) 關第九號 八三
- 同上 (省) 關第十九號 八六
- 同上 (省) 關第三十九號 九一
- 同上 (省) 關第六十號 九七
- 同上 (省) 關第七十四號 二〇七
- 同上 (省) 關第二百十四號 三〇四九
- 同上 (省) 關第二百七十一號 三〇四九
- 同上 (省) 關第三百二十五號 三〇四九
- 同上 (省) 關第三百二十七號 三〇四九

- 同上 (省) 關第四百八號 四六三四
- 同上 (省) 關第四百六十八號 五二〇五六
- 同上 (省) 關第五百二號 五二〇八四
- 同上 (省) 關第五百十八號 五二一〇六
- 同上 (省) 關第五百八十一號 五二一三七
- 同上 (省) 關第十四號 八五七
- 同上 (省) 關第九十七號 九二二七
- 同上 (省) 關第四百三十三號 九二四九
- 同上 (省) 關第六十三號 九二五九
- 同上 (省) 關第六十七號 九二六〇
- 同上 (省) 關第七十五號 九二六二
- 同上 (省) 關第二百五十六號 三三八六
- 同上 (省) 關第二百七十九號 三三九五
- 同上 (省) 關第二百八十二號 三三九六
- 同上 (省) 關第二百九十六號 四〇〇一
- 同上 (省) 關第二百九十八號 四〇〇一
- 同上 (省) 關第三百三十七號 四二一三
- 同上 (省) 關第三百六十三號 四二一八
- 同上 (省) 關第四百五十二號 五五〇
- 同上 (省) 關第六百五十號 二三八〇
- 明治四十一年告示第九十號(特設電話加入區域)中  
追加 (省) 關第五十號 九四
- 同上 (省) 關第五十九號 九六
- 同上 (省) 關第九十九號 三〇四四
- 同上 (省) 關第二百十八號 三〇四二
- 同上 (省) 關第二百七十八號 三〇七一
- 同上 (省) 關第三百六十三號 三〇六一
- 同上 (省) 關第三百七十號 三〇六三
- 同上 (省) 關第四百五十二號 三〇八八
- 同上 (省) 關第五百二十四號 三〇九二
- 同上 (省) 關第五百五十五號 三〇九六
- 同上 (省) 關第六百二十三號 三〇九三
- 同上 (省) 關第六百三十五號 三〇九六
- 同上 (省) 關第七百二號 三〇九七
- 同上 (省) 關第七百六號 三〇九七
- 同上 (省) 關第十六號 三〇九八
- 同上 (省) 關第十八號 三〇九九
- 同上 (省) 關第三十二號 三〇九四
- 同上 (省) 關第五十一號 三〇七〇
- 同上 (省) 關第五十八號 三〇八〇
- 同上 (省) 關第八十號 三〇九一
- 同上 (省) 關第九十八號 三〇九七
- 同上 (省) 關第一百二十二號 三〇九五
- 同上 (省) 關第二百一十一號 三〇九一
- 同上 (省) 關第三百三十三號 三〇九六



○同上	(告)遞第百三十七號(九)	二四七	○同上	(告)遞第百五十一號(二)	九四
○同上	(告)遞第百四十四號(九)	二四九	○同上	(告)遞第百五十三號(一)	九四
○同上	(告)遞第百五十九號(九)	二五九	○同上	(告)遞第百七十號(二)	九九
○同上	(告)遞第百七十號(九)	二六一	○同上	(告)遞第百八十一號(二)	一〇六
○同上	(告)遞第百七十三號(九)	二六一	○同上	(告)遞第百八十八號(二)	一八〇
○同上	(告)遞第百三十三號(一〇)	三六八	○同上	(告)遞第百九十八號(二)	一八三
○同上	(告)遞第百三十三號(一〇)	三八〇	○同上	(告)遞第百九十二號(二)	一八九
○同上	(告)遞第百九十七號(一〇)	四〇一	○同上	(告)遞第百二十二號(二)	一九二
○同上	(告)遞第百三十四號(一〇)	四〇三	○同上	(告)遞第百二十四號(二)	一九三
○同上	(告)遞第百三十四號(一〇)	四〇八	○同上	(告)遞第百二十七號(二)	一九四
○同上	(告)遞第百九十三號(一)	五二八	○同上	(告)遞第百三十七號(二)	一九六
○同上	(告)遞第百六十三號(一)	五九八	○同上	(告)遞第百四十三號(二)	一九八
○同上	(告)遞第百五十五號(一)	六一	○同上	(告)遞第百六十號(二)	二〇二
○同上	(告)遞第百五十八號(二)	六二五	○同上	(告)遞第百八十一號(三)	四四〇
○同上	(告)遞第百六十四號(二)	七七七	○同上	(告)遞第百八十八號(三)	四四二
○同上	(告)遞第百七十六號(二)	七八一	○同上	(告)遞第百二十七號(三)	四四六
○同上	(告)遞第百三十三號(三)	七八九	○同上	(告)遞第百二十七號(三)	四四七
○同上	(告)遞第百四十二號(三)	八〇二	○同上	(告)遞第百二十二號(三)	四四五
○同上	明治三十三年告示第三百十四號(電話呼出區域)中改		○同上	(告)遞第百三十一號(三)	四五六
○同上	(告)遞第百八號(一)	八三	○同上	(告)遞第百三十六號(三)	四五八
○同上	(告)遞第百十七號(一)	八五	○同上	(告)遞第百四十四號(三)	四九九
○同上	(告)遞第百二十四號(一)	八七	○同上	(告)遞第百五十三號(三)	四六三
○同上	(告)遞第百三十七號(一)	九〇			

○同上	(告)遞第百六十七號(三)	四六七	○同上	(告)遞第百七十一號(六)	三三三
○同上	(告)遞第百七十九號(三)	四七一	○同上	(告)遞第百九十一號(六)	三三九
○同上	(告)遞第百八十七號(三)	四七四	○同上	(告)遞第百四號(六)	三三六
○同上	(告)遞第百八十八號(三)	四七九	○同上	(告)遞第百二十號(七)	三四四
○同上	(告)遞第百八號(三)	四八〇	○同上	(告)遞第百二十一號(八)	六〇
○同上	(告)遞第百三十三號(三)	四八五	○同上	(告)遞第百三十四號(八)	六五
○同上	(告)遞第百三十四號(三)	四八九	○同上	(告)遞第百三十八號(八)	六六
○同上	(告)遞第百四十一號(三)	四九三	○同上	(告)遞第百四十六號(八)	六九
○同上	(告)遞第百四十六號(三)	四九五	○同上	(告)遞第百七十五號(八)	八九
○同上	(告)遞第百五十一號(三)	四九五	○同上	(告)遞第百八十九號(八)	九五
○同上	(告)遞第百六十號(四)	六〇〇	○同上	(告)遞第百四號(九)	二二二
○同上	(告)遞第百八十二號(四)	六一七	○同上	(告)遞第百二十四號(九)	二四二
○同上	(告)遞第百九十四號(四)	六二三	○同上	(告)遞第百三十號(九)	二四四
○同上	(告)遞第百九十七號(四)	六二四	○同上	(告)遞第百五十二號(九)	二五四
○同上	(告)遞第百三十七號(四)	六四八	○同上	(告)遞第百七十九號(九)	二六三
○同上	(告)遞第百四十一號(五)	一〇四五	○同上	(告)遞第百八十五號(一〇)	三五二
○同上	(告)遞第百四十五號(五)	一〇四六	○同上	(告)遞第百九十八號(一〇)	三六二
○同上	(告)遞第百四十七號(五)	一〇四六	○同上	(告)遞第百二十一號(一〇)	三六七
○同上	(告)遞第百四十八號(五)	一〇四七	○同上	(告)遞第百二十六號(一〇)	三七二
○同上	(告)遞第百八十二號(五)	一〇七〇	○同上	(告)遞第百二十六號(一〇)	三七七
○同上	(告)遞第百八十八號(五)	一〇七五			
○同上	(告)遞第百八十六號(五)	一〇七四			
○同上	(告)遞第百三十六號(六)	二九四			
○同上	(告)遞第百四十一號(六)	二九六			



○同上	(告) 遞第二百二十九號(一)	三七八	○同上	(告) 遞第四百三十五號(一)	五四五
○同上	(告) 遞第二百三十四號(一)	三八〇	○同上	(告) 遞第四百四十號(一)	五四六
○同上	(告) 遞第二百三十八號(一)	三八一	○同上	(告) 遞第四百四十六號(一)	五四七
○同上	(告) 遞第二百四十三號(一)	三八二	○同上	(告) 遞第四百五十號(一)	五四八
○同上	(告) 遞第二百四十五號(一)	三八三	○同上	(告) 遞第四百六十四號(一)	五四八
○同上	(告) 遞第二百四十八號(一)	三八四	○同上	(告) 遞第四百六十八號(一)	五九九
○同上	(告) 遞第二百五十一號(一)	三八五	○同上	(告) 遞第四百六十九號(一)	五九九
○同上	(告) 遞第二百六十七號(一)	三九〇	○同上	(告) 遞第四百七十四號(一)	六〇一
○同上	(告) 遞第二百八十五號(一)	三九六	○同上	(告) 遞第四百七十九號(一)	六〇三
○同上	(告) 遞第二百八十六號(一)	三九七	○同上	(告) 遞第四百八十四號(一)	六〇五
○同上	(告) 遞第二百九十二號(一)	三九九	○同上	(告) 遞第五百號(一)	六一〇
○同上	(告) 遞第三百九號(一)	四〇四	○同上	(告) 遞第五百三號(一)	六一一
○同上	(告) 遞第三百十七號(一)	四〇六	○同上	(告) 遞第三百六十二號(一)	五一八
○同上	(告) 遞第三百二十一號(一)	四〇七	○同上	(告) 遞第三百六十七號(一)	五二〇
○同上	(告) 遞第三百二十八號(一)	四〇九	○同上	(告) 遞第三百八十五號(一)	五二六
○同上	(告) 遞第三百三十四號(一)	四一二	○同上	(告) 遞第三百九十九號(一)	五三〇
○同上	(告) 遞第三百四十三號(一)	四一四	○同上	(告) 遞第四百零六號(一)	五三六
○同上	(告) 遞第三百五十一號(一)	四一七	○同上	(告) 遞第四百九十五號(一)	六〇九
○同上	(告) 遞第四百一十一號(一)	五三七	○同上	(告) 遞第五百七號(一)	六一三
○同上	(告) 遞第四百十六號(一)	五三九	○同上	(告) 遞第五百二十一號(一)	六一七
○同上	(告) 遞第四百二十一號(一)	五四〇	○同上	(告) 遞第五百二十七號(一)	七六六
○同上	(告) 遞第四百三十號(一)	五四三			
○同上	(告) 遞第四百三十三號(一)	五四四			

○同上	(告) 遞第五百三十一號(一)	七六七	○電氣計器ノ型式承認	(告) 遞第七十六號(一)	四三三
○同上	(告) 遞第五百四十三號(一)	七七二	○同上	(告) 遞第二百八十五號(一)	四七三
○同上	(告) 遞第五百四十六號(一)	七七二	○同上	(告) 遞第三百七十四號(一)	六〇四
○同上	(告) 遞第五百七十號(一)	七七九	○同上	(告) 遞第三百七十五號(一)	六一〇
○同上	(告) 遞第五百九十一號(一)	七八四	○同上	(告) 遞第四百零二號(一)	六二六
○同上	(告) 遞第五百九十五號(一)	七八六	○同上	(告) 遞第四百十三號(一)	六三三
○同上	(告) 遞第六百號(一)	七八八	○同上	(告) 遞第四百十四號(一)	六三六
○同上	(告) 遞第六百十三號(一)	七八九	○同上	(告) 遞第四百十五號(一)	六三七
○同上	(告) 遞第六百十七號(一)	七九三	○同上	(告) 遞第四百六十九號(一)	五〇七
○同上	(告) 遞第六百二十七號(一)	七九六	○同上	(告) 遞第五百一號(一)	五〇八
○同上	(告) 遞第六百三十號(一)	七九七	○同上	(告) 遞第五百九號(一)	五〇八
○同上	(告) 遞第六百三十四號(一)	七九八	○同上	(告) 遞第五百九十三號(一)	五〇九
○同上	(告) 遞第六百三十九號(一)	八〇〇	○同上	(告) 遞第三百五十七號(一)	五〇四
○同上	(告) 遞第六百四十四號(一)	八〇三	○同上	(告) 遞第三百五十八號(一)	五〇八
○同上	(告) 遞第六百五十五號(一)	八〇五	○同上	(告) 遞第三百五十九號(一)	五一二
○同上	(告) 遞第六百五十八號(一)	八〇六			
○同上	(告) 遞第六百六十七號(一)	八〇九			
○同上	(告) 遞第六百七十三號(一)	八一五			

〔電氣〕

○電氣事業主任技術者資格檢定規則中改正 (省) 遞第三十六號(一) 一九二

○明治四十四年告示第七百七十三號ニ依リ承認セル型式第一號ノ電氣計器ノ型式使用方承認 (告) 遞第四十一號(一) 九三



- 同上 (告) 遞第四百五十八號(二) 五五二
- 同上 (告) 遞第五百三十九號(三) 七六九
- 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、電報電話規則、私設電信規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補試驗規則中改正 (府) 朝第八十六號(四) 三三五
- 臺灣總督府電氣使用規則中改正 (府) 察第十七號(三) 八三
- 同上 (府) 察第五十一號(六) 五〇八
- 旅順電氣使用規則中改正 (府) 關第十三號(五) 三九五
- 同上 (府) 關第十六號(七) 五七三
- 同上 (府) 關第三號(九) 四九
- 〔電信〕
- 交通至難ノ場所ニ在動シ無線電信業務ニ從事スル駐滯總督府郵便局職員ニ手當給與ノ件 (勅) 第二十號(九) 二四
- 船舶内ニ設置シタル無線電信局ニ在動スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅) 第七十五號(四) 一九四
- 交通至難ノ場所ニ設置シタル無線電信局ニ在動スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅) 第七十六號(四) 一九五
- 保管金規則及明治三十三年法律第五十號(官設鐵道、郵便、電信、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅) 第十四號(八) 一五
- 同報電信規則中改正 (省) 遞第十一號(三) 八四
- 私設電信規則中改正 (省) 遞第二十四號(四) 一一四
- 私設電信ニ依ル公衆通信取扱規則中改正 (省) 遞第二十一號(四) 一一二
- 郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則中改正 (省) 遞第一號(一) 一九
- 郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省) 遞第十七號(二) 一一六
- 明治四十一年省令第四十六號(無線電報規則ヲ通信官署帝國海軍艦船間ノ無線電信ニ依リ發受スル電報ニ準用)中追加 (省) 遞第二十二號(四) 一一三
- 同上 (省) 遞第三十四號(七) 一八九
- 明治四十三年 達第三百三十二號(海軍艦船ト朝鮮總督府、關東都督府及臺灣總督府所屬無線電信所間ノ無線電報通信取扱方)中改正 (達) 海第七十三號(三) 一一〇
- 明治四十三年告示第九百七十三號(萬國電信條約書附屬國際業務規則ニ基キ外國電信主管廳ニ於テ定ムル隨意規定事項)中改正 (告) 遞第五百五十七號(三) 二〇二
- 同上 (告) 遞第四百五十七號(三) 二〇二
- 同上 (告) 遞第四百五十七號(三) 二〇二
- 鐵道停車場内ニ在ル電報配送事務ヲ取扱ハサル電信取扱所ニ於テテ汽車中ニ在ル者宛ノ電報交付ヲモ取扱フ (告) 遞第三百八十七號(四) 六一九
- 長崎淡水間及鹿兒島那霸間海底電信線不通ニ付キ和文至急官報ニ限リ大瀬崎無線電信局富基角無線電信局間無線電信ノ連絡ニ依リ取扱フ (告) 遞第四百四十八號(二) 五四八

- 亞然の音國ニ於テ國際無線電信條約批准效ニ葡葡牙國ニ於テ其殖民地及領地ノタメ同條約ニ加入 (告) 遞第四百四十一號(二) 一九七
- 埃地利洪島利頓ボスニ、(ルゼゴウイヌ)ノタメ國際無線電信條約ニ加入 (告) 遞第四百二十七號(四) 六四六
- モロッコ國萬國電信條約ニ加入 (告) 遞第四百四十三號(五) 二〇四
- 英領南亞弗利加聯邦萬國電信條約ニ加入 (告) 遞第四百九十號(五) 一〇七六
- 埃及國國際無線電信條約ニ加入 (告) 遞第五百十五號(五) 二〇六
- 亞米利加合衆國ハ國際無線電信條約批准、西班牙國ハバニヤ灣沿岸領地ノタメ同條約ニ加入 (告) 遞第六百三十二號(六) 三三四
- 伊太利國ハ國際無線電信條約批准、遊羅國ハ同條約ニ加入 (告) 遞第六百四十三號(七) 一四五〇
- サン、マリノ國際無線電信條約ニ加入 (告) 遞第六百五十五號(七) 一四五五
- ウルゲ一國國際無線電信條約批准 (告) 遞第六百七十九號(七) 一四六四
- 希臘國ニ於テ國際無線電信條約批准 (告) 遞第七百二十四號(七) 一四八五
- サン、ドミンゴ共和國、プエルト、プラタ及サン、ドミンゴ間陸上電信線動亂ノタメ全部不通ニ付キサン、ドミンゴ市キエラサオ及ヴェネズエラニ發著スル電報遲延スヘキ旨電信聯合總管理局ヨリ通報 (告) 遞第二百七十四號(一〇) 三九三
- 大正元年告示第二百七十四號サン、ドミンゴ共和國、プエルト、プラタ及サン、ドミンゴ間陸上電信線動亂ノタメ全部不通ニ付キサン、ドミンゴ市キエラサオ及ヴェネズエラニ發著スル電報遲延スヘキ旨電信聯合總管理局ヨリ通報 (告) 遞第二百七十四號(一〇) 三九三
- 合總理局ヨリ通報ノ件及同第三百十三號(希臘、土耳其古間ノ電報通信線不通ト爲リタル旨電信聯合總管理局ヨリ通報)ノ件)發止 (告) 遞第五百九十七號(二) 七八七
- 希臘、土耳其古間ノ電報通信線不通ト爲リタル旨電信聯合總管理局ヨリ通報 (告) 遞第三百十三號(一〇) 四〇五
- 塞爾維ノ國境ニ達スル土耳其古國電信線不通ト爲リタル旨電信聯合總管理局ヨリ通報 (告) 遞第二百九十五號(一〇) 四〇〇
- 大正元年告示第二百九十五號(塞爾維ノ國境ニ達スル土耳其古國電信線不通ト爲リタル旨電信聯合總管理局ヨリ通報)ノ件)發止 (告) 遞第六百六十號(二) 三八七
- 戰爭ノタメ勃爾瓦利、土耳其古間ノ電信不通ト爲リタル旨電信聯合總管理局ヨリ通報 (告) 遞第三百一十一號(一〇) 四〇五
- 福生電信取扱所(東京府)電報配送事務廢止 (告) 遞第五十六號(二) 九六
- 立川電信取扱所(東京府)同上 (告) 遞第四百二十八號(二) 五四三
- 新舞鶴、大原、上夜久野電信取扱所(京都府)設置 (告) 遞第五百四十號(二) 七七〇
- 玉出電信取扱所(大阪府)設置 (告) 遞第五百四十號(二) 七七〇
- 大阪中央電信局(大阪市)同報電信取扱開始 (告) 遞第三百四十八號(三) 四九三



- 居組電信取扱所設置 (告) 遞第四百八十一號(一) 六〇四
- 城崎電信取扱所設置 (告) 遞第四百八十二號(一) 六〇四
- 龍野電信取扱所(兵庫縣)電報配達事務廢止 (告) 遞第五百九十號(二) 七八四
- 見附電信取扱所(新潟縣)設置 (告) 遞第五百九十九號(二) 六二二
- 羽生田電信取扱所(新潟縣)電報配達事務廢止 (告) 遞第六百六十二號(九) 二五九
- 郡電信取扱所(千葉縣)同上 (告) 遞第六百三十一號(三) 一九五
- 蒲川沖電信取扱所(茨城縣)廢止 (告) 遞第三百八十號(四) 六二七
- 岩間電信取扱所(茨城縣)電報配達事務廢止 (告) 遞第六百六十八號(三) 二〇六
- 葛生電信取扱所(栃木縣)同上 (告) 遞第三百三號(一) 八二
- 烏羽電信取扱所設置 (告) 遞第四百四十三號(一) 五四六
- 小山電信取扱所(靜岡縣)改稱 (告) 遞第四百十九號(四) 六三九
- 六合電信取扱所(靜岡縣)改稱 (告) 遞第五百六十七號(六) 三三二
- 富士電信取扱所(靜岡縣)電報配達事務廢止 (告) 遞第三百三十六號(一〇) 四一三
- 稻荷山、小諸兩電信取扱所設置 (告) 遞第四百四十三號(一) 五四六
- 柏原電信取扱所(長野縣)電報配達事務廢止 (告) 遞第六百六十六號(九) 二六〇
- 篠ノ井電信取扱所(長野縣)同上 (告) 遞第二百五十號(三) 四六三
- 北白川、山崎、大寺、鏡石電信取扱所(宮城縣)設置 (告) 遞第五百八十六號(二) 七八三
- 鹽竈電信取扱所(宮城縣)設置 (告) 遞第六百六十三號(三) 八〇八
- 本宮電信取扱所(福島縣)設置 (告) 遞第五百八十七號(三) 七八四
- 廣野電信取扱所(福島縣)電報配達事務開始 (告) 遞第六百六號(一) 八二
- 能豆部電信取扱所(石川縣)廢止 (告) 遞第六百七十七號(六) 三三〇
- 七尾、津幡兩電信取扱所(石川縣)電報配達事務廢止 (告) 遞第四百二十號(四) 六三九
- 一宮電信取扱所設置 (告) 遞第四百八十一號(一) 六〇四
- 瀨戶電信取扱所(岡山縣)電報配達事務廢止 (告) 遞第三百五十五號(一) 九〇
- 宇野電信取扱所(岡山縣)同上 (告) 遞第四百二十六號(三) 一九三
- 馬場電信取扱所設置 (告) 遞第四百五十七號(二) 五五一
- 宇部電信取扱所設置 (告) 遞第四百五十七號(二) 五五一
- 西麻植電信取扱所(徳島縣)設置 (告) 遞第五百四十號(三) 七七〇
- 多度津電信取扱所設置 (告) 遞第四百八十二號(二) 六〇四
- 田窪電信取扱所設置 (告) 遞第四百五十七號(二) 五五一

- 大牟田、室水電信取扱所(福岡縣)設置 (告) 遞第五百六十五號(二) 七七八
- 伊田電信取扱所(福岡縣)電報配達事務廢止 (告) 遞第五百三十三號(六) 二九四
- 中間電信取扱所(福岡縣)同上 (告) 遞第五百四十號(六) 二九六
- 大分、別府、日出各電信取扱所(大分縣)設置 (告) 遞第二百一號(三) 四四五
- 杵築電信取扱所(大分縣)設置 (告) 遞第二百二號(三) 四四五
- 牛津、上石田、小城電信所(佐賀縣)設置 (告) 遞第五百三十四號(三) 七六八
- 磁宿電信取扱所(佐賀縣)廢止 (告) 遞第二百七十二號(一〇) 三九三
- 大畑電信取扱所(熊本縣)設置 (告) 遞第五百六十五號(三) 七七八
- 窪別、足寄兩電信取扱所(北海道)設置 (告) 遞第二百六十號(三) 四六六
- 置戸、訓子府、恩根内、大和田、仙美里、恵比島、桔梗、庶路、山崎各電信取扱所設置 (告) 遞第四百七十七號(一) 六〇二
- 音別電信取扱所(北海道)廢止 (告) 遞第七十二號(一) 一〇〇
- 比布電信取扱所(北海道)廢止 (告) 遞第四百七十六號(一) 六〇三
- 明治四十五年告示第四百十九號小山電信取扱所改稱期日變更 (告) 遞第四百四十九號(五) 二〇四七
- 臺南丸無線電信局設置 (告) 遞第六十三號(一) 九八
- 信濃丸無線電信局設置 (告) 遞第三百三十三號(三) 一九五
- 横濱丸無線電信局設置 (告) 遞第五百二十三號(六) 二九一
- 靜岡丸無線電信局設置 (告) 遞第四百八十八號(二) 六〇六
- 霧丸無線電信局設置 (告) 遞第五百九十三號(二) 七六八
- 讚岐丸無線電信局/定繁港變更 (告) 遞第六十五號(一) 九八
- 線介丸無線電信局廢止 (告) 遞第四百七十三號(五) 二〇六六
- 讚岐丸無線電信局廢止 (告) 遞第五百五十二號(六) 三〇五
- 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙賣捌規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、警備電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補試驗規則中改正 (府) 朝第八十六號(四) 三三五
- 私設電信電話規則中改正 (府) 朝第二百二十四號(六) 四九一
- 官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則中改正 (府) 朝第九十一號(五) 三六三
- 郵便電信、電話ニ關スル滯納料金徵收規則改正 (府) 朝第九號(三) 二〇
- 新設電信取扱所名 (府) 朝第八十號(三) 五〇三
- 永登浦電信取扱所設置 (府) 朝第二百十號(五) 二一三七
- 新設電信取扱所名 (府) 朝第七號(八) 一一八
- 裡里、清道兩電信取扱所電報取扱制限改正 (府) 朝第九號(二) 八三



- 兼二浦電信取扱所ノ電報取扱ニ關スル制限改正 (告)朝第百六十三號(四) 六六二
- 電報取扱制限改正ノ電信取扱所名 (告)朝第百二十號(三) 八三〇
- 同上 (告)朝第百三十六號(三) 八四二
- 三浪津電信取扱所電報取扱制限改正 (告)朝第百四十三號(三) 八四八
- 和文電報ト同一ノ制限ニ依リ歐文電報ヲモ取扱フ電信取扱所名 (告)朝第百二十七號(五) 二二四〇
- 電報配達事務ヲ取扱ハサル電信取扱所ニ於テ汽車中ニ在ル者ニ宛タル電報ノ交付ヲ取扱フ (告)朝第百二十九號(五) 二二七
- 長崎淡木間及鹿兒島那覇間水底電信線不通ニ付キ和文至急官報ニ限リ大瀬崎無線電信局基角無線電信局間無線電信ノ連絡ニ依リ取扱フ (告)朝第百四號(三) 八一九
- 水底電信線路及水底電話線路保護區域標識建設 (告)朝第百九十號(四) 六七一
- 明治四十年府令第二十八號(臺北、臺南、臺東各郵便局電信電話建築事務兼掌)廢止 (府)登第三十八號(五) 三八四
- 明治三十八年府令第四十一號(公衆通信用電信線、電話線ノ移轉出願方)中改正 (府)登第三十九號(五) 三八四
- 明治四十年府令第八十七號(本島外國郵便局爲警交換局ニ於テ外國電信爲替ヲ取扱ハサル件)廢止 (府)登第七號(八) 二〇
- 大南林電信取扱所設置 (告)登第五十二號(四) 六八五
- 大南林電信取扱所ニ於ケル電報取扱事項 (告)登第五十三號(四) 六八六
- 臺灣總督府民政部通信局ニ於テ一、二等郵便局ノ電信電話建築事務兼掌 (告)登第七十一號(五) 二二五
- 二八水電信取扱所廢止 (告)登第三十二號(三) 五三三
- 水堀頭電信取扱所廢止 (告)登第七十五號(五) 二二五
- 島日電信取扱所廢止 (告)登第八十五號(六) 二二六
- 安平鎮具堀南電信取扱所廢止 (告)登第七十四號(三) 八六二
- 新設電信取扱所名 (告)關第一號(一) 一一三
- 新設府內電信取扱所設置 (告)關第二十七號(三) 四三三
- 新設電信取扱所名 (告)關第六十七號(三) 八六四
- 安東縣電信取扱所改稱 (告)關第七十八號(七) 二二七
- 鳳凰城鐵道山雨電信取扱所電報配達事務開始 (告)關第九號(三) 二一九
- 大連海無線電信局ニ於テ内國及日清和歐文電報並ニ外國電報ノ受付事務取扱開始 (告)關第八號(三) 二三八
- 官廳用、軍用及私設電線ノ保守並電池掃除依託規則中改正 (府)登第四十號(五) 三八五
- 長門國豐浦郡神田下村字附野ト同國同郡角島村字田無手間ニ水底電線布設 (告)登第四百二十二號(四) 六三九
- 長門國豐浦郡角島村字後田無手間同國阿武郡見島村字砂見田間ニ水底電線布設 (告)登第四百二十三號(四) 六四一

- 長門國豐浦郡角島村字田無手ト筑前國宗像郡大島村字沖ノ島間ニ水底電線布設 (告)登第四百二十四號(四) 六四二
- 長門國豐浦郡角島村字田ノ首ト筑前國企救郡柳ヶ浦村字島居元ニ至ル水底電線路變更等 (告)登第五百四十四號(六) 二二九九
- 長門國豐浦郡長府町大字豐浦字黒門ト豐前國門司市大字田ノ浦字藤ヶ山間ニ水底電線路建設 (告)登第五百四十七號(六) 二三〇一
- 長門國豐浦郡西上村大字吉見下字中園ト朝鮮慶尙南道釜山府沙下前嶺南洞岩南員登字間ニ海底電線布設 (告)登第六百四十四號(七) 二四二二
- 筑前國宗像郡大島村字沖ノ島ト對馬國下縣郡鷓知村大字鷓知字砂見間ニ水底電線布設 (告)登第四百二十五號(四) 六四三
- 豐前國安岐郡初山村ト對馬國下縣郡與良村大字豆蔵字淺瀬間ニ水底電線布設 (告)登第四百二十六號(四) 六四五
- 豐前國三島郡野村ト對馬國下縣郡與良村ニ至ル水底電線ノ位置方面變更等 (告)登第五百四十三號(六) 二二九七
- 琉球國八重山郡石垣間切崎村大字大崎ヨリ同國同郡石垣間切新川村字幸堂ニ至ル同上 (告)登第五百四十五號(六) 二二九九
- 豐前國木田郡麻治村字竹居ト同國小豆郡土庄町字水香間ニ水底電線路建設明治三十六年告示第五百六十九號(豐前國木田郡麻治村字竹居ト同國小豆郡土庄町字水香間ニ水底電線路建設)廢止 (告)登第五百四十八號(六) 二三〇二
- 備前國兒島郡日比村大字淺川ト豐前國綾歌郡王越村大字乃生間ニ水底電線路建設 (告)登第五百四十九號(六) 二三〇三
- 攝津國武庫郡須磨村ノ内字須磨村ト淡路國津名郡浦村ノ内楠木村字ニスノ水間ニ水底電線布設 (告)登第五百六十號(六) 二三〇七
- 周防國玖珂郡神代村字成若ト同國大島郡浦野村大字掠野字大西間ニ水底電線路建設明治三十年告示第十八號(周防國玖珂郡神代村ト大島郡浦野村ト)間ニ海底電線布設)廢止 (告)登第五百六十三號(六) 二三一一
- 淡路國三原郡阿萬村大字阿萬浦字吹上組字前濱ト阿波國板野郡里浦村大字里浦字平松間同上 (告)登第六百二十號(六) 二三三三
- 鹿兒島縣、沖繩縣及臺灣ニ於ケル水底電線路區域改定並明治三十年告示第二百六十號(鹿兒島縣及沖繩縣ニ於ケル水底電線路ノ件)及同四十四年同第四百九十六號(沖繩縣八重山郡石垣間切崎村大字大崎ヨリ豐前國下縣郡與良村八尺門ニ至ル海底電線ノ位置方面變更等)廢止 (告)登第六百二十一號(六) 二三三四
- 播磨國飾磨郡家島村ノ内眞浦字相手濱ト同國同郡家島村ノ内坊勢浦坊崎間同上 (告)登第五百六十一號(六) 二三〇九
- 肥前國西彼杵郡七釜村中浦南浦ト同國同郡崎戸村浦浦字西中戸間同上 (告)登第五百六十二號(六) 二三〇九
- 播磨國明石郡東垂水村字南川西ト淡路國津名郡岩屋町字若屋浦小字鹽坪間ニ水底電線路建設等 (告)登第六百十八號(六) 二三三〇



○肥前國東松浦郡呼子村大字小友ト盛岐國壹岐郡初山村間同上 (告) 遞第六百十九號(六)二三三	○對馬國下縣郡小茂田村大字下ノ原、朝鮮釜山間在來海底電線ノ釜山方面陸揚地變更等 (告) 遞第六百四十五號(七)二四五二	○明治四十四年告示第千五百九十三號(長崎縣西彼杵郡茂木村字小立石ト臺灣臺北縣淡水沙崙庄間海底電線線路區域) 改定 (告) 遞第十號(八) 五六	○廣島縣安藝郡坂村字鯛尾ト同縣同郡仁保島村字金輪島間ニ海底電線敷設 (告) 陸第四號(一〇) 三二四	○慶尚南道釜山府沙下面慶南洞南員登字ヨリ長門國豐浦郡豐西上村大字吉見下字中園及對馬國下縣郡小茂田村大字下ノ原ニ至ル水底電信線路區域 (告) 朝第二百九十六號(七) 一五〇四	○標津江外一箇所ニ水底電線布設ニ其線路區域 (告) 朝第百二十四號(三) 八三三	〔轉任〕	○明治三十九年勅令第百八十七號(神宮司廳職員ト神部署職員トノ間ノ轉任ニ關スル件) 中改正 (勅) 第八十九號(四) 二二〇	〔轉地〕	○衛戍病院患者轉地療養規則設定陸軍入院患者轉地療養規則及陸軍轉地療養所患者取締規則廢止 (達) 陸達第十一號(三) 四五	○衛戍病院患者轉地療養規則附表追加 (達) 陸達第二十七號(六) 一五三	〔轉學〕	○朝鮮公立小學校兒童及卒業者他ノ學校へ入學轉學ニ關シ取扱方 (省) 文第十二號(五) 一三一	○朝鮮公立高等女學校生徒及卒業者同上 (省) 文第十三號(五) 一三一	○朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校生徒及卒業者同上 (省) 文第十四號(五) 一三一	○旅順高等女學校生徒及卒業者他ノ學校へ入學轉學ニ關スル取扱方 (告) 文第一號(二) 五四	〔天皇節〕	○本月三十一日天皇節ノ處大喪中ニ付キ宮中ニ於テ御祝典行ハセラレサルニ付キ登賀賀ニ賀表奉呈ニ及ハス (告) 宮第二號(八) 四	〔天皇〕	○大行天皇ノ追號仰出サル (告) 八月二十七日(八) 一	○大行天皇ノ陵所ヲ定メラル (告) 同上(八) 一	○明治天皇ノ御陵名 (告) 宮第六號(九) 一八五	○九月十三日、十四日、十五日大行天皇ノ大喪儀ヲ行ハセラル (告) 八月六日(八) 一	○明治天皇御大喪儀ニ付キ九月十三日ヨリ十五日マテ各官廳事務休停並ニ諸學校授業休課スヘキ旨仰出サ (告) 閣第四號(九) 一三五	○大行天皇崩御ニ付キ海軍懲罰令ニ依リ懲罰ニ處セラレ大正元年七月三十日其執行中ノ者ハ特ニ懲罰ヲ免セラル (達) 海第一號(八) 二
---	--	--	---	---	---	------	--	------	---	---	------	---	--	--	--	-------	---	------	---------------------------------	------------------------------	------------------------------	---	--	---

○明治天皇ノ大喪儀ヲ行ハセラル、ニ付キ九月十三日、十四日、十五日廢朝仰出サル (告) 宮第四號(九) 一八五	○明治天皇御大喪儀行ハセラル、ニ付キ九月十三日暨海軍總督府所屬郵便局所ニ於ケル郵便爲替、郵便貯金及郵便取立金ノ受拂事務ヲ取扱ハス (告) 宮第二十號(九) 二八九	○明治天皇大喪ニ付キ本島慈善救濟ノ資ニ充ツルタメ御内帑金下賜 (告) 宮第二十二號(一〇) 四二九	○嵯峨天皇皇后御陵御治定 (告) 宮第二號(五) 九二七	〔畫當舖〕	○質屋ノ取締ニ關スル件設定典當舖規則廢止 (制) 第三號(三) 七	〔展覽會〕	○美術展覽會規程中改正 (告) 文第五百十九號(五) 九八九	○第六回美術展覽會期日、會場及出品出願期限等 (告) 文第六百六十五號(六) 二四一	〔丁抹〕	○日丁通商航海條約 (條) 第十四號(五) 二六五	○日丁特別相互關稅條約 (條) 第十五號(五) 二七四	○日丁通商航海條約及日丁特別相互關稅條約實施期日 (告) 外第四號(五) 九二八	○英國及丁抹國ニ於テ一九〇八年十一月十三日附文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ヲ批准シタル旨瑞西聯邦政府ヨリ通牒 (告) 內第十一號(九) 一九〇	〔傳習〕	○朝鮮總督府中央試驗所官制制定朝鮮總督府工業傳習所官制廢止 (勅) 第三十六號(三) 一五五	○通信業務傳習生養成規則 (訓) 朝第十號(二) 一一〇	〔傳染〕	○陸軍傳染病預防規則中改正 (省) 陸第七號(五) 一二六	○陸軍傳染病預防ニ關スル消毒方法設定明治三十九年陸達第七十九號(陸軍傳染病預防ニ關スル消毒方法及消毒方法) 廢止 (達) 陸達第二十一號(五) 一三七	○學生傳染病預防及消毒方法中改正 (省) 文第二號(二) 一八	○宮内傳染病預防令ニ依リ清國上海地方ヲ以テ虎列刺有病地ト指定 (告) 宮第三號(八) 四	アノ部	〔阿片〕	○臺灣阿片令施行規則中改正 (府) 臺第七號(二) 一三	〔亞然的音〕	○亞然的音國ニ於テ國際無線電信條約批准並ニ葡萄牙國ニ於テ其殖民地及領地ノタメ同條約ニ加入 (告) 遞第四百一十一號(三) 一九七	〔亞米利加〕	○明治四十三年省令第八十三號(本邦通貨ノ外北米合衆國通貨ヲ以テ郵便切手類ノ賣捌ヲ爲ス郵便局名) 中追加 (省) 遞第三十號(五) 一三六
---	--	--	---------------------------------	-------	--------------------------------------	-------	-----------------------------------	---	------	------------------------------	--------------------------------	---	--	------	---	---------------------------------	------	----------------------------------	--	------------------------------------	---	-----	------	---------------------------------	--------	---	--------	---



- 同上 (省) 遞第三十一號(六) 一五三
- 同上 (省) 遞第三十五號(七) 一九〇
- 亞米利加合衆國ハ國際無線電信條約批准、西班牙國ハギニア灣沿岸領地ノタメ同條約ニ加入 (告) 遞第六百三十二號(六) 三四六
- 鴨綠江開閉橋開閉時刻 (告) 朝第百八十九號(四) 六七〇
- 同上 (告) 朝第百二十四號(六) 三三四九
- 鴨綠江開閉橋開閉ニ關スル警旗及標旗掲揚方 (告) 朝第百七十八號(七) 二四九七
- 押送 (府) 關第二號(一) 一五
- 囚人及刑事被告人押送規則中改正 (府) 關第二號(一) 一五
- 押捺 (案) 議院議員選舉法第三十九條ニ依リ假ニ爲サシムル投票ノ封筒ニ印章捺捺記入方 (訓) 內第十八號(一) 一〇七
- 砂糖包裝ニ押捺スル檢印ノ難形 (告) 海第三十八號(一〇) 四三四
- 網 (明) 治四十二年省令第五十六號(瀬戸内海ニ於ケル漁業禁止網ノ件) 中改正 (省) 農第十六號(一) 一一〇
- 暗礁 (朝鮮) 南岸慶尙南道龍南郡蘆臺群島中島ノ西方ニ於テ海面ニ記載ナキ暗礁發見 (告) 朝第百五十六號(六) 三三五
- 朝鮮西岸大同江猪島北西端猪島角西方ニ於テ海面ニ記載ナキ暗礁發見 (告) 朝第八十號(一) 六三七

- 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正 (法) 第七號(三) 八
- 朝鮮總督府裁判所職員定員令中改正 (勅) 第四十四號(三) 一六四
- 行政裁判所ノ判決ノ結果發行スル豫高整理公債及端數現金ノ給付ニ關スル規程 (省) 大第十六號(六) 一四六
- 明治三十八年省令第十號(區裁判所刑事事務ノ取扱ニ關スル件) 中改正 (省) 司第五號(四) 九七
- 高知地方裁判所管内高知區裁判所移出票所移轉改稱及明治二十六年省令第十號(登記管轄區域表) 中改正 (省) 司第十號(二) 一九三
- 橫濱地方裁判所管内橫濱區裁判所神奈川出張所ノ管轄ニ關スル商業登記事務ヲ同裁判所ニ於テ取扱フ件 (省) 司第二號(三) 七五
- 橫濱地方裁判所管内橫濱區裁判所神奈川出張所所屬商業登記事務取扱方 (省) 司第八號(一〇) 六四
- 朝鮮總督府裁判所令中改正 (制) 第四號(三) 七
- 朝鮮總督府裁判所令第四條第一項ノ各號ニ該當スル民事、刑事ノ訴訟ハ各地方法院ノ外新義州外四地方法院支廳ニ於テ裁判ヲ爲スノ件 (府) 朝第四十三號(四) 二六八
- 明治四十五年制令第四號施行ノ際裁判所ニ勤務ノ書職ノ通譯生ニシテ別ニ辭令書ヲ交付セラレサル者補職ノ件 (訓) 朝第四十三號(四) 一六二

- 朝鮮民事令制定統監府裁判所司法事務取扱令、明治四十二年勅令第二百三十八號(韓國人ニ係ル司法ニ關スル件)、手形條例、民刑訴訟規則、民事訴訟期限規則、民事訴訟費用規則、隆熙三年法律第十五號(非訟事件手續規則) 廢止 (制) 第七號(三) 三
- 明治四十三年府令第九號(朝鮮總督府裁判所ノ名稱位置及管轄區域表) 中改正 (府) 朝第二十六號(四) 一五三
- 同上 (府) 朝第二十二號(一〇) 六二
- 明治四十三年府令第十號(地方裁判所支部設置) 廢止 (府) 朝第二十七號(四) 一五三
- 朝鮮總督府、裁判所及檢事局事務章程 (府) 朝第二十八號(四) 一五三
- 朝鮮總督府裁判所及檢事局處務規程中改正 (訓) 朝第二十一號(一) 一三三
- 朝鮮總督府各裁判所及檢事局定員表 (訓) 朝第二十三號(四) 一〇四
- 朝鮮總督府裁判所及檢事局處務規程 (訓) 朝第二十八號(四) 一六二
- 朝鮮總督府裁判所書記課處務規程 (訓) 朝第二十九號(四) 一七八
- 朝鮮總督府裁判所及檢事局書類保存規程 (訓) 朝第三號(一) 七
- 水戸地方裁判所管内太田區裁判所移轉 (告) 司第一號(一) 五三
- 函館地方裁判所管内函館區裁判所備付ノ登記申請書滅失 (告) 司第四號(一) 五三

- 安濃津地方裁判所管内山田區裁判所野後出張所備付ノ簿冊所登記簿中滅失ノ虞アルモノノ轉寫 (告) 司第五號(一) 五四
- 同出張所備付ノ舊建物登記簿舊地所登記簿中登記用紙滅失ニ付キ申請、通知、囑託方 (告) 司第六號(一) 五四
- 山形地方裁判所管内鶴岡區裁判所移轉 (告) 司第七號(三) 一四三
- 大津地方裁判所管内長濱區裁判所移轉 (告) 司第八號(三) 一四三
- 札幌地方裁判所管内浦河區裁判所札幌出張所廳舎風雪ノタメ倒潰ニ付キ登記事務停止 (告) 司第十一號(三) 三九〇
- 札幌地方裁判所管内浦河區裁判所札幌出張所備付ノ帳簿書類暴風雨ノタメ滅失ニ付キ申請、通知、囑託方 (告) 司第十三號(四) 五七三
- 同所備付ノ登記簿中滅失ノ虞アルモノノ轉寫 (告) 司第十四號(四) 五七六
- 同所備付ノ漁業組合登記簿同上 (告) 司第十五號(四) 五七七
- 札幌地方裁判所管内浦河區裁判所札幌出張所備付ノ建物登記簿第一冊ノ内第一號用紙暴風雪ノタメ滅失ニ付キ申請、通知、囑託方 (告) 司第十八號(五) 九八二
- 明治四十五年告示第十三號(札幌地方裁判所管内浦河區裁判所札幌出張所備付ノ帳簿書類暴風雪ノタメ滅失ニ付キ申請、通知、囑託方) 中削除 (告) 司第十九號(五) 九八三
- 札幌地方裁判所管内浦河區裁判所札幌出張所備付ノ登記簿中滅失ノ虞アルモノノ轉寫 (告) 司第二十號(五) 九八三



- 廣島地方裁判所管内竹原區裁判所ニ於テ公證人ノ職務執行 (告) 司第二十四號(六) 三三九
- 大津地方裁判所管内今津區裁判所備付ノ高島郡今津町大字今津地所登記簿第一册中登記第一號用紙滅失ノ虞アルヲ轉寫 (告) 司第二十七號(六) 三三九
- 鳥取地方裁判所管内米子區裁判所改築工事中移轉 (告) 司第二十八號(六) 三三九
- 福岡地方裁判所管内柳河區裁判所移轉 (告) 司第二十九號(六) 三三九
- 山形地方裁判所及山形區裁判所移轉 (告) 司第三十一號(六) 三三九
- 千葉地方裁判所管内木更津區裁判所中川出張所備付ノ舊公證簿謄寫ノタメ滅失 (告) 司第三十三號(七) 三三八
- 札幌地方裁判所及札幌區裁判所移轉 (告) 司第三十四號(七) 三三八
- 札幌地方裁判所管内浦河區裁判所帳簿出張所備付ノ帳簿福島村大字福島村舊地所登記簿第十册及第十二册中登記用紙暴風雪ノタメ滅失ニ付キ申請ノ通知ノ囑託方 (告) 司第四號(八) 一三三
- 明治四十五年告示第十三號(札幌地方裁判所管内浦河區裁判所帳簿出張所備付ノ帳簿福島村大字福島村舊地所登記簿第七册滅失ノ虞アルニ因リ轉寫) (告) 司第五號(八) 一三三
- 福島地方裁判所管内平區裁判所改築工事中假廳舎ノ移轉 (告) 司第十二號(一〇) 三三五
- 横濱地方裁判所管内小田原區裁判所松田出張所備付ノ足柄上郡酒田村金井島土地登記簿第十八册中登記第八九五號乃至第八九八號用紙等滅失ノ虞アルヲ轉寫 (告) 司第十三號(一〇) 三三五
- 佐賀地方裁判所管内武雄區裁判所六角出張所備付ノ枋島郡福富村大字福富土地登記簿第四册及第五册滅失ノ虞アルヲ轉寫 (告) 司第十八號(一〇) 三三六
- 高知地方裁判所管内安藝區裁判所田野出張所備付ノ登記簿中滅失ノ虞アルヲ轉寫 (告) 司第十九號(一〇) 三三七
- 水戸地方裁判所管内土浦區裁判所備付ノ土地及建物登記簿中滅失ノタメ滅失ニ付キ申請ノ通知ノ囑託方 (告) 司第二十號(一〇) 三三七
- 高知地方裁判所管内安藝區裁判所田野出張所備付ノ登記簿及舊類暴風雨ノタメ滅失ニ付キ申請ノ通知ノ囑託方 (告) 司第二十一號(一〇) 三三八
- 仙臺地方裁判所管内大河原區裁判所村田出張所備付ノ舊公證簿滅失 (告) 司第二十四號(一) 四六一
- 名古屋地方裁判所及名古屋區裁判所移轉 (告) 司第二十六號(二) 七三五
- 千葉地方裁判所管内松戸區裁判所備付ノ地所登記簿及建物登記簿中滅失ノ虞アルヲ轉寫 (告) 司第二十九號(二) 七三六
- 那霸地方裁判所管内那霸區裁判所具志川出張所ノ登記簿取換場所 (告) 司第三十一號(二) 七三七

- 盛岡地方裁判所管内花巻區裁判所十二箇出張所備付ノ和賀郡十二箇村大字東晴山土地登記簿第三册滅失ノ虞アルヲ轉寫 (告) 司第三十二號(二) 七三七
- 〔歳入、歳出〕
- 明治四十五年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件 (勅) 第九百九號(五) 二二〇
- 明治四十三年勅令第三百八十八號(交通至難ノ場所ニ在勤スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル件)、同第四百八號(朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル歳入歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件)及同第四百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件)中改正 (勅) 第四百九號(三) 一七〇
- 市町村歳入出豫算外四件調製方 (省) 丙第十八號(二) 一三三
- 朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル歳出金繰替機票等盜難亡失ノ場合ニ關スル取扱手續 (府) 第六號(二) 一七
- 臺灣公學校歳入取扱規則中改正 (府) 第二十九號(四) 三四六
- 歳入歳出取扱規程中改正 (達) 海第四號(六) 三
- 歳入歳出豫算調製順序中改正 (達) 海第二十六號(三) 五七
- 明治三十六年邊第百三十四號(海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕拂命令官、歳入徴收官、歳入官吏ニ關スル件)廢止 (達) 海第六號(八) 五
- 明治四十四年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月一日官報(三) 一
- 同上 (豫) 三月一日官報(三) 二
- 明治四十四年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月一日官報(三) 六
- 明治四十四年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月一日官報(三) 七
- 明治四十四年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月一日官報(三) 八
- 明治四十五年度歳入歳出總豫算追加(明治四十五年度各特別會計歳入歳出豫算) (豫) 三月十六日官報(三) 九
- 明治四十四年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月二十八日官報(三) 一三六
- 明治四十五年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月二十八日官報(三) 一三七
- 明治四十五年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月二十九日官報(三) 一三九
- 同上 (豫) 三月二十九日官報(三) 一四一
- 明治四十五年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫) 三月二十九日官報(三) 一四六
- 同上 (豫) 三月二十九日官報(三) 一四七
- 明治四十五年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 三月二十九日官報(三) 一四九
- 明治四十五年度歳入歳出總豫算追加 (豫) 八月二十六日官報(八) 一
- 明治四十五年度内務省所管歳入科目表 (訓) 丙第四號(四) 六一
- 明治四十五年度内務省所管歳出科目表 (訓) 丙第五號(四) 六一



○同上中増設	(訓)内第六號(五)	二七九	○同上	(訓)陸第十八號(五)	二八二
○明治四十四年度大藏省所管歳入科目表中追加	(訓)大第一號(二)	二	○同上	(訓)陸第十九號(六)	二九六
○明治四十五年度大藏省所管歳入科目表	(訓)大第三號(三)	二〇	○同上	(訓)陸第二十號(六)	二九六
○明治四十四年度陸軍省所管歳入歳出科目表中増設	(訓)陸第一號(二)	二	○同上	(訓)陸第二十一號(六)	二九七
○同上	(訓)陸第二號(二)	三	○同上	(訓)陸第二十二號(六)	二九八
○同上	(訓)陸第三號(二)	四	○同上	(訓)陸第二十三號(六)	二九八
○同上	(訓)陸第四號(三)	一三	○同上	(訓)陸第二十四號(七)	三〇一
○同上	(訓)陸第五號(三)	一四	○同上	(訓)陸第二十六號(七)	三〇二
○同上	(訓)陸第六號(三)	一五	○同上	(訓)陸第二十八號(八)	三〇二
○同上	(訓)陸第七號(三)	三〇	○同上	(訓)陸第三十號(九)	三〇七
○同上	(訓)陸第八號(三)	三〇	○同上	(訓)陸第三十二號(九)	三〇七
○同上	(訓)陸第九號(三)	三一	○同上	(訓)陸第三十四號(九)	三〇七
○同上	(訓)陸第十號(四)	七五	○同上	(訓)陸第三十六號(九)	三〇七
○同上	(訓)陸第十一號(四)	七五	○同上	(訓)陸第三十八號(九)	三〇七
○同上	(訓)陸第十二號(四)	七六	○同上	(訓)陸第四十號(九)	三〇七
○明治四十五年度陸軍省所管歳入歳出科目表	(訓)陸第十三號(四)	七七	○同上	(訓)陸第四十二號(九)	三〇七
○同上中増設	(訓)陸第十四號(四)	七七	○同上	(訓)陸第四十四號(九)	三〇七
○同上	(訓)陸第十五號(五)	二七九	○同上	(訓)陸第四十六號(九)	三〇七
○同上	(訓)陸第十六號(五)	二八一	○同上	(訓)陸第四十八號(九)	三〇七
○同上	(訓)陸第十七號(五)	二八二	○同上	(訓)陸第五十號(九)	三〇七

○同上中追加	(訓)文第四號(四)	七六	○別格官幣社靖國神社例大祭日改定	(告)陸十二月四日(二)	七二六
○同上	(訓)文第五號(五)	二八三	○大喪中恒例ノ諸祭典ニハ總テ參拜ニ及ハス	(告)宮第九號(九)	一八五
○同上	(訓)文第六號(六)	二九九	○樞密及伏見桃山陵ノ祭事ヲ榮ラシムルタメ臨時職員設置	(省)宮第十號(二)	七九
○同上	(訓)文第七號(七)	九	○樞密採用規則中改正	(訓)内第二十九號(二)	一一三
○明治四十五年度歳入歳出及森林資金歳入歳出科目表	(訓)農第三號(四)	七九	○憲兵隊就職志願者タル豫備役後備役憲兵下士上等兵採用規程	(省)陸第四號(三)	六一
○同上中増設	(訓)農第四號(四)	八五	○各兵科隊附下士隊外採用規程設定明治三十三年陸達	(達)陸達第十五號(四)	七五
○同上	(訓)農第五號(五)	八五	○海軍中主計海軍少主計海軍少主計候補生採用規則中改正	(省)海第五號(六)	一五二
○同上	(訓)農第六號(六)	三四四	○海軍中軍醫海軍少軍醫海軍中藥劑士海軍少藥劑士海軍少軍醫候補生海軍少藥劑士候補生採用規則中改正	(省)海第七號(七)	一八一
○明治四十五年度大藏省所管朝鮮總督府、朝鮮鐵道用品資金、朝鮮森林、朝鮮事業公債金、朝鮮醫院及濟生院各特別會計歳入歳出科目表	(訓)朝第四十九號(四)	二〇九	○三等郵便局長採用規則中改正	(省)遞第二號(二)	二二
○同上中増設	(訓)朝第五十三號(五)	二八三	○明治二十二年省令第五號(北海道廳管下及島地ノ三等郵便局長採用方)廢止	(省)遞第三號(二)	三三
○同上	(訓)朝第六十九號(六)	三三七	○試補及見習ニ關スル件設定明治四十四年府令第四百四十二號(文官採用ニ關スル件)廢止	(府)朝第三百三號(五)	三七八
○同上	(訓)朝第六十六號(六)	八六			
○同上	(訓)朝第十六號(二)	二二八			
○同上	(訓)朝第十九號(二)	二二九			
○同上	(訓)朝第二十九號(三)	一四七			
○熊本縣内ニ在ル各郵便局ヲシテ府縣稅納入郵便振替貯金特別取扱規則ニ依リ當該府縣ノ歳入金ニ對シ特別取扱ヲ爲サシム	(告)遞第四百四十一號(九)	二四九			
○休日ニ關スル件制定明治六年太政官布告第三百四十四號(年中祭日祝日ノ休暇日ヲ定ムル件)廢止	(勅)第十九號(九)	二三			



- 朝鮮總督府及所屬官署職員採用規程 (府)朝第百四號五 三七九
- 朝鮮總督府巡查、巡查補採用及給與令中改正 (府)朝第百二十八號七 五六一
- 關東都督府巡查採用規則中改正 (府)關第百四號三 五八
- 海軍中少主計採用ニ付々志願者出願方 (告)海第百八號六(二)三三八
- 海軍中少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付々志願者出願方 (告)海第百九號七(二)四一八
- 森林測候所練習生採用規程 (告)農第百四十四號三(一)一七三
- 〔採炭〕
- 海軍採炭所官制改正 (勅)第百六十三號三(一)一八三
- 海軍省所管新原及長門炭礦採炭所長官官制所長指定明治三十八年省令第七號(鐵道省官制指定廢止) (省)海第百六號(三)一九三
- 海軍採炭規程中追加 (海)海第百三十八號四(一)一九
- 明治三十八年海軍第四十一號(海軍採炭所ノ管轄ス) 中海軍炭山指定)中改正 (海)海第百三十七號四(一)一九
- 同上 (海)海第百六十九號(三)一〇七
- 〔採掘〕
- 樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル件 (法)第百二十三號六 四七
- 明治四十五年法律第二十三號(樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル件)ニ依ル石炭採掘ノ許可ニ關スル件 (勅)第百三十七號六(二)六一
- 明治四十五年法律第二十三號ニ依リ樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ付々採掘料ヲ徵收スヘキ區域 (附)第百二號六 三
- 〔材料〕
- 衛生材料取扱規則中改正 (達)陸第百十六號(一)〇 四七
- 海軍造船材料試驗規格中改正 (達)海第百五十八號(二) 八五
- 〔債務〕
- 契約上ノ債務回收ノ爲ニスル兵力使用ノ制限ニ關スル條約 (條)第百二號(一) 三六
- 〔債券〕
- 郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則 (省)選第百二十六號五(一)三三
- 勸業債券購買媒介郵便規則廢止即日 (省)選第百二十七號五(一)三五
- 郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ハ當分發給ニ適用セズ (府)選第百五十四號六(一)五三一
- 郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱ニ關スル料金 (告)選第百四十七號五(一)〇六六
- 第四十一回勸業債券ハ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ現金ト引換ニ兌換ヲ取扱フ (告)選第百五十五號五(一)〇八六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ勸業債券及貯蓄債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告)選第百五十六號五(一)〇八六

- 評閣縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社群島農工銀行ノ貸付ニ關スル事務ヲ取扱フ (告)選第百五十七號二(二)三二四
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社東京府農工銀行發行農工債券ノ元利金支拂ヲ取扱フ (告)選第百二十六號六(三)四五
- 愛知、岐阜、三重三縣下ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社尾三農工銀行發行第十一回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告)選第百六十八號七(一)四六四
- 山口縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社防長農工銀行發行第七回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告)選第百六十九號七(一)四六七
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社神奈川縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告)選第百七十七號七(一)四七六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社神奈川縣農工銀行發行第九回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告)選第百三號八(一)五三
- 群馬、栃木、埼玉、長野、新潟ノ各縣及東京府下ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社群馬縣農工銀行發行第九回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告)選第百四十二號八(一)六七
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社滋賀縣農工銀行發行第七回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告)選第百七號九(一)三三三
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社北海道拓殖銀行發行折殖債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告)選第百三十五號九(一)四一七
- 滋賀縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社滋賀縣農工銀行發行債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告)選第百四十六號九(一)五〇
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社兵庫縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告)選第百五十四號二〇(一)三八六



- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社北海道拓殖銀行發行第十六回拓殖債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第二百五十九號(一) 三八七
- 長野縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社長野農工銀行發行第十六回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第二百八十九號(一) 三九八
- 奈良、和歌山、徳島、高知、滋賀ノ各縣及大阪、京都ノ二府内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社奈良縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第三百十五號(一) 四〇六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社東京農工銀行發行第十一回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第三百五十四號(一) 四一八
- 奈良、和歌山、徳島、高知、滋賀ノ各縣及大阪、京都ノ二府内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ基キ株式會社奈良縣農工銀行發行第四回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第三百八十三號(一) 五二五
- 株式會社日本勸業銀行發行第四十三回勸業債券ハ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ賣渡ヲ取扱フ (告) 遞第四百五十四號(一) 五五〇
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社京都府農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百八十六號(一) 六〇五
- 大正元年告示第四百四十六號(債券元利金ノ支拂ヲ取扱フ郵便局名及債券發行銀行名)中追加 (告) 遞第五百一十一號(一) 六一四
- 明治三十三年省令第七號(府縣制郡制ニ依ル費目流用並財務ニ關スル件)中改正 (省)内第一號(三) 二五
- 同上 (省)内第十一號(一) 八六
- 明治四十一年省令第十三號(水利組合法ニ依ル豫算調製ノ式及費目流用其他財務ニ關スル件)中改正 (省)内第十號(一) 八六
- 公學校財務規程中改正 (府) 臺第二號(一) 七
- 同上 (府) 臺第三十三號(一) 一三三
- 建築、土木及官有財産調査ノ事務ニ從事セシムルヲ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅) 第二十三號(三) 一三九
- 臺灣官有財産管理規則中改正 (勅) 第七號(三) 一九

- 官有財産貸付規程 (省)内第十一號(七) 一七六
- 明治四十一年省令第十二號(神社ノ財産登錄及管理並會計ニ關スル件)中改正 (省)内第八號(一) 八五
- 内務省所管官有財産並ニ其増減異動報告様式 (訓)内第四號(一) 九七
- 明治四十四年省令第十七號ノ規定ニ依リ市町村吏員事務引繼ノ際調整スヘキ書類帳簿物件又ハ財産ノ目錄ニ關スル件 (訓)内第十九號(一) 一〇八
- 海軍財産取扱手續中改正 (達)海第四十七號(四) 一二四
- 私有財産整理規則 (府) 關第十四號(五) 三九六
- (濟生院)
  - 朝鮮醫院及濟生院特別會計法 (法) 第六號(三) 七
  - 朝鮮醫院及濟生院特別會計規則 (勅) 第八十三號(四) 二〇二
  - 朝鮮醫院及濟生院特別會計ニ要スル諸書類帳簿等ノ様式 (省) 大第九號(四) 九六
  - 朝鮮總督府濟生院官制 (勅) 第四十三號(三) 一六二
  - 朝鮮醫院及濟生院特別會計金庫出納事務規程 (訓) 大第八號(四) 六五
  - 朝鮮總督府濟生院事務分掌規程 (訓) 朝第四十四號(四) 一六六
- (砂糖)
  - 砂糖消費稅法施行規則中改正 (府) 臺第五十九號(六) 五四七
  - 同上 (府) 臺第十一號(八) 二七
- 同上 (府) 臺第三十七號(一) 一三六
- 砂糖包裝ニ押捺スル檢印ノ雛形 (告) 臺第三十八號(一〇) 四三四
- (造兵)
  - 海軍造兵廠條例中改正 (勅) 第六十二號(三) 一八二
  - 臨時海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦政試驗所海軍工廠海軍經理部並ニ臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手設置 (勅) 第十七號(三) 一三三
  - 海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中改正 (勅) 第四百七十七號(七) 二七三
  - 海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生規則中改正 (省) 海第八號(七) 一八一
  - 海軍造船生徒及造兵生徒條例中改正 (勅) 第四百八十八號(七) 二七四
  - 海軍造船造兵生徒規則中改正 (省) 海第九號(七) 一八三
  - 海軍造船造兵事業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅) 第十八號(三) 一三四
  - 海軍造兵廠處務細則中改正 (達) 海第三十五號(四) 一二二
  - (造林)
    - 臺灣造林用種苗下付及賣拂規則 (府) 臺第四十三號(五) 三九一
  - (造修)
    - 兵器造修試驗檢査規則中改正 (達) 海第五號(一) 一六
    - 同上 (達) 海第三十一號(三) 七一



○兵器造修試験検査規則中削除	(達)海第五十二號四	二五
○兵器造修試験検査規則中追加	(達)海第二十號九	三六
○兵器造修試験検査規則中削除	(達)海第五十四號(一)	八四
○艦船造修試験検査規則中改正	(達)海第三號(一)	三
○同上	(達)海第十九號九	三六
○同上	(達)海第二十一號(三)	三九
○同上	(達)海第五十號(四)	二五
<b>[造船]</b>		
○海軍造船造兵事業員ノ共濟組合ニ關スル件	(勅)第十八號三	一三四
○海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生條例中改正	(勅)第四百四十七號七	二七三
○海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造兵學生、主計學生規則中改正	(省)海第八號七	一八一
○海軍造船生徒及造兵生徒條例中改正	(勅)第四百四十八號七	二七四
○海軍造船造兵生徒規則中改正	(省)海第九號七	一八二
○海軍造船材料試驗規格中改正	(達)海第六號(一)	一八
○明治三十六年達第六十五號(海軍造船材料試驗規格)中改正	(達)海第五十一號四	二二五
○海軍造船材料試驗規格中改正	(達)海第五十八號(一)	八五
○明治二十五年訓令第二號(私立西洋形造船所及造船設備報告方)廢止	(訓)選第一號八	五
<b>[掃除]</b>		
○官廳用、軍用及私設電線ノ保守並電池掃除依託規則中改正	(府)選第四十號五	三八五
<b>[倉庫]</b>		
○明治三十七年勅令第九號(私設保稅倉庫營業ノ特許等ニ關シ特許手数料徴收ノ件)中改正	(勅)第五百五十二號七	二七八
○明治三十七年省令第十號(私設保稅倉庫ノ營業等ニ關スル特許手数料)中改正	(省)大第十九號七	一八〇
○朝鮮保稅倉庫令	(制)第十九號四	五五
○朝鮮保稅倉庫令施行規則	(府)朝第五十號四	二八九
○官設保稅倉庫敷料	(府)朝第五十三號四	二九七
○朝鮮總督府鐵道局倉庫事務規程中改正	(訓)朝第七十五號七	三四五
○關稅令、關稅令、保稅倉庫令及關稅定率令並ニ附屬法令發布ニ付キ趣旨貫徹方	(訓)朝第五十一號四	二七五
○倉庫營業者供託法ニ依リ指定	(告)司第三號八	二二
○指定倉庫營業者中央倉庫株式會社解散ノ旨橫濱地方裁判所長ヨリ報告	(告)司第七號八	一三
○指定倉庫營業者松本倉庫株式會社ノ營業所變更ノ旨長野地方裁判所長ヨリ報告	(告)司第十四號(一〇)	三二五
○指定倉庫營業者上田倉庫株式會社解散ノ旨同上	(告)司第十五號(一〇)	三二六
○指定倉庫營業者廢業	(告)司第二十二號(一)	四六一

○供託法第五條第一項ニ依リ倉庫營業者指定	(告)司第二十三號(一)	四六一
○指定倉庫營業者營業所中廢止ノ旨樺太地方裁判所長ヨリ報告	(告)司第二十五號(一)	四六二
○株式會社森田銀行倉庫運送部供託法ニ依リ指定	(告)司第二十七號(三)	七三五
○下關倉庫株式會社同上	(告)司第二十八號(三)	七三五
○倉庫營業者村松倉庫合名會社ノ指定取消	(告)司第三十號(六)	二四〇
○大正元年制令第一號ニ依リ倉庫營業者並ニ金庫及倉庫營業者二代ハルヘキ供託所指定	(告)朝第百十三號(二)	八二四
<b>[裝飾]</b>		
○裝飾及別毛器械制式並定數表改正	(達)陸達第十一號九	二七
<b>[葬喪]</b>		
○陸軍葬喪令制定陸軍會葬式及表喪式廢止	(勅)第六號(二)	二
○海軍葬喪細則中改正	(省)海第一號八	四
<b>[訴訟]</b>		
○民事訴訟調停ニ關スル件中改正	(制)第十號三	二九
○明治三十七年律令第三號(廳長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル件)中改正	(律)第二號七	三
<b>[作業]</b>		
○廳長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行細則中改正並ニ民事訴訟調停費用規則及明治三十七年府令第五十四號(郵便ニ依リ民事訴訟調停ニ關スル書類送達方)廢止	(府)選第一號七	六一四
○陸軍作業會計法中改正	(法)第十號(三)	二二
○事實局作業費豫算規程中改正	(訓)大第十號(五)	二七九
○臺灣總督府作業所職員徽章佩用規則制定明治四十三年府令第四十八號(作業所職員徽章佩用規程)廢止	(府)選第三號(七)	六二七
○明治四十四年告示第六十九號(臺灣總督府作業所出張所名)中追加	(告)選第七十六號(六)	三三八
<b>[茶業]</b>		
○明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出下戻金ニ關スル件)中改正	(法)第三號八	四
○明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出下戻金ニ關スル件)施行規則中改正	(勅)第十一號八	二二
<b>[査定]</b>		
○禁烟交付金査定委員會官制	(勅)第一百八號(五)	二四三
○私立產婆學校產婆講習所指定規則	(省)內第九號(六)	一三七



○社寺境内模倣替笠社寺 慶合跡地物處分ノ件、産運行政處分ノ件、産運試験問題試験成績及職員任免ノ件、北海道移住民汽車貨汽船賃割引券受拂表及同下附表報告ニ及ハス (訓)内第一號(二) 九七

○東京帝國大學醫科大學産運養成科、京都帝國大學醫科大學産運養成科ヲ産運規則第一條ニ依リ指定 (告)内第一號(八) 四

〔産業〕  
○産業試験費講習費國庫補助法施行規則中改正 (省)農第十號(一〇) 七〇

〔産物〕  
○朝鮮國有森林未墾地及森林産物特別處分令 (勅)第六號(八) 七  
○土地ノ産物、貯材及生産品ノ賣拂ニシテ隨意契約ニ依ルコトヲ得ル場合ニ關スル件 (省)宮第七號(七) 一七三  
○同上中改正 (省)宮第七號(一〇) 五五

○朝鮮國有森林未墾地及森林産物特別處分令ニ依ル森林ノ縁故者及木材業者ノ資格 (府)朝第十號(九) 四三  
○官有森林原野産物賣渡及官有森林原野賣渡極印規則中改正 (府)朝第四十九號(六) 五〇〇

〔産牛、産牛馬〕  
○明治四十五年度ニ於テ産牛獎勵規程ニ依ル賞金授與ノ申請ヲ爲サン・トスルモノ申請書差出方 (告)農第九十三號(四) 五八八  
○産牛馬組合法施行規則中改正 (省)農第十三號(四) 一〇八

〔山林〕  
○明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ從事セシムルタメ農商務省及林區署ニ臨時職員設置)中改正 (法)第百三十四號(六) 二五九

〔山野〕

○國有森林山野保護規則 (府)朝第五十五號(五) 三八一  
○森林山野及未墾地國有私有區分標準 (訓)朝第四號(三) 一七  
○森林山野ノ取締ニ關シ警察官吏タル者地方官ヲ補助シ其保護保育ニ努メシム (訓)朝第二十二號(三) 一四二

〔サン・マリノ〕  
○サン・マリノ國國際無線電信條約ニ加入 (告)遞第六百五十五號(七) 一四五

〔蠶業〕  
○蠶業講習所官制中改正 (勅)第九十六號(四) 二二五  
○蠶業獎勵ニ關スル事務ニ從事セシムルタメ臺灣總督府ニ臨時職員設置 (勅)第百十二號(五) 二三八  
○蠶業取締所規程中改正 (省)農第二十五號(三) 一九五

○蠶業改良獎勵ニ關スル要項 (訓)朝第十一號(三) 五三  
○臺灣蠶業獎勵規則 (府)朝第二十一號(一〇) 一〇三

○明治三十二年告示第六十六號(蠶業講習所ノ巡回講話、蠶種配布、質問應答等ニ關スル事務取扱區域ノ件)廢止 (告)農第六十八號(五) 一〇四  
○東京蠶業講習所夏秋蠶部移轉改稱 (告)農第九十號(三) 四三

〔蠶絲〕  
○蠶絲業法施行規則中削除 (省)農第二十四號(三) 一九五  
○蠶絲業改良獎勵交付規則中削除 (省)農第二十六號(三) 一九六

〔參拜〕

○明治三十二年連第百九十號、靖國神社例祭參拜等ニ關スル件)中改正 (達)海第六十六號(三) 一〇六  
○天皇皇后兩陛下東京御發駕伏見桃山陵御參拜アラセラルヘキ旨仰出サル (告)宮第十六號(一〇) 三〇二

〔參謀〕

○明治三十八年連第百七十八號(海軍參謀官タル職員ノ件)中改正 (達)海第二十二號(九) 三七

〔參賀〕

○大喪中ニ付キ大正二年一月四方拜、晴御膳、拜賀新年宴會及陸軍始ノ諸儀式行ハセラレス高等官有爵有位有勳者其他總テ參賀並ニ賀表奉呈ニ及ハス (告)宮第二十一號(三) 六九二

〔棧橋〕

○釜山稅關棧橋使用規則 (府)朝第百十三號(六) 四七

〔サン・ド・ミンゴ〕

○サン・ド・ミンゴ共和國ラエルト、プラタ及サン・ド・ミンゴ間陸上電信線動亂ノタメ全部不通ニ付キサン・ド・ミンゴ市キユーラサオ及ウエネズエラニ發着スル電報遲延スヘキ旨電信聯合總管理局ヨリ通報 (告)遞第二百七十四號(一〇) 三九三

〔蠶種〕

○蠶種配付規則廢止 (省)農第十五號(五) 一三三

〔蠶病〕

○蠶病豫防費國庫補助規則中削除 (省)農第二十七號(三) 一九六

〔生絲〕

○臺灣ニ於テ生産スル繭生絲又ハ真綿ノ買入又ハ賣拂ニ關スル隨意契約ノ件 (勅)第七號(八) 九

〔議員〕

○衆議院議員選舉法改正調査會官制廢止 (勅)第百五十號(七) 二七六  
○沖繩縣ニ衆議院議員選舉法施行 (勅)第五十八號(三) 一七八  
○沖繩縣ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿調製ニ關スル件 (勅)第五十九號(三) 一七九

○衆議院議員選舉法第三十九條ニ依リ假ニ爲サシムル投票ノ封筒ニ印章捺捺記入方 (訓)内第十八號(二) 一〇七  
○貴族院男爵議員補選選舉 (詔)二月三日(三) 三  
○貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)一月九日(二) 一  
○貴族院多額納稅者議員(石川縣)補選選舉 (詔)五月三十日(五) 七  
○衆議院議員總選舉執行期日 (詔)四月十一日(官報)四 五



〔議會〕

- 帝國議會召集 (詔)八月六日(八) 一
- 帝國議會開會 (詔)八月二十二日(八) 二
- 帝國議會召集 (詔)十一月九日(一) 五
- 帝國議會開會 (詔)十二月二十五日(三) 七
- 帝國議會開院式舉行仰出 (告)宮第二十二號(三) 六九二

〔機砲〕

- 野砲機砲及小銃拳銃射擊規則 (達)海第四十二號(〇) 六一

〔機關〕

- 機關用語中改正 (達)海第一號(一) 三
- 機關年報並機關口誌取扱及記載心得中改正 (達)海第七十號(三) 一〇七
- 機關檢査規程中改正 (省)選第二十一號(三) 二六三

〔騎兵〕

- 騎兵操典改正 (軍)陸第二號(三) 二七

〔希臘〕

- 希臘國ニ於テ國際無線電條約批准 (告)選第七百二十四號(七) 一四八五
- 希臘、土耳其間ノ郵接電信線不通ト爲リタル旨電信聯合總理局ヨリ通報 (告)選第三百十三號(一〇) 四〇五

〔器械〕

- 裝飾及別毛器械制式並定數表改正 (達)陸第十一號(九) 二七

〔居住〕

- 陸上勤務者居住規則 (達)海第六十二號(六) 一五六

〔住宅拂〕

- 明治四十四年告示第八十七號(郵便爲替規則ニ依リ爲替金ノ居住拂取扱郵便局名)中追加 (告)朝第六十三號(一〇) 四二八

- 郵便集配事務ヲ取扱フ名郵便局所ニ於テ同郵便局市内ニ居住スル者ニ宛テタル郵便爲替金及郵便振替貯金ノ居住拂取扱ニ集金郵便ニ依ル現金取立ノ事務ヲ取扱フ (告)選第十號(七) 一五三

〔魚類〕

- 明治三十八年勅令第五百五十七號ニ依ル鹽、鹽藏魚類及製成醬油ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方中改正 (訓)大第二號(一) 二四

〔漁獵〕

- 武藏國橫濱港沖ニ於ケル漁獵採藻及船舶ノ通航碇泊禁止期間及區域 (告)海第三號(一) 四六〇

〔漁業〕

- 漁業稅令 (制)第一號(三) 一
- 同上施行期日 (府)朝第十五號(三) 三九
- 漁業稅令施行規則 (府)朝第十二號(三) 二七
- 漁業取締規則中改正 (府)朝第二十七號(一) 二二七
- 漁業組合規則 (府)朝第十四號(三) 三五

○臺灣漁業規則

- 同上施行期日 (律)第一號(三) 一

○臺灣漁業規則施行規則

- 臺灣漁業規則及同施行規則ニ依ル出願申請届出書類 (府)選第四十二號(三) 二二一

○臺灣漁業取締規則

- 臺灣漁業取締規則 (府)選第四十三號(三) 二三四

○遠洋漁業獎勵法施行細則中改正

- 遠洋漁業獎勵法施行細則中改正 (省)農第八號(一〇) 六六

○明治四十二年省令第五十六號(瀬戸内海ニ於ケル漁業禁止網ノ件)中改正

- 明治四十二年省令第五十六號(瀬戸内海ニ於ケル漁業禁止網ノ件)中改正 (省)農第十六號(一) 一一〇

○明治四十四年訓令第四號(漁業監督吏員ヲ命シタルトキ報告並ニ告示方)中改正

- 明治四十四年訓令第四號(漁業監督吏員ヲ命シタルトキ報告並ニ告示方)中改正 (訓)農第六號(一) 一一九

○漁業監督吏員任命

- 漁業監督吏員任命 (告)農第七號(一) 六二

○專用漁業登錄

- 專用漁業登錄 (告)農第一號(一) 五八

○同上

- 同上 (告)農第三十五號(三) 一六二

○同上

- 同上 (告)農第三十七號(三) 一六七

○同上

- 同上 (告)農第五十一號(三) 四〇七

○同上

- 同上 (告)農第九十二號(四) 五八七

○同上

- 同上 (告)農第二百一十一號(五) 九九三

○同上

- 同上 (告)農第四百四十二號(五) 一〇一一

○同上

- 同上 (告)農第七十九號(六) 二二六

○同上

- 同上 (告)農第二百十號(六) 二八四

○同上

- 同上 (告)農第二百三十七號(七) 四四五

○同上

- 同上 (告)農第四十七號(九) 二二九

- 同上 (告)農第六十號(一〇) 三三四
- 同上 (告)農第十六號(一) 一一〇
- 同上 (告)農第七號(一) 六二
- 同上 (告)農第一號(一) 五八
- 同上 (告)農第三十五號(三) 一六二
- 同上 (告)農第三十七號(三) 一六七
- 同上 (告)農第五十一號(三) 四〇七
- 同上 (告)農第九十二號(四) 五八七
- 同上 (告)農第二百一十一號(五) 九九三
- 同上 (告)農第四百四十二號(五) 一〇一一
- 同上 (告)農第七十九號(六) 二二六
- 同上 (告)農第二百十號(六) 二八四
- 同上 (告)農第二百三十七號(七) 四四五
- 同上 (告)農第四十七號(九) 二二九
- 同上 (告)農第六十號(一〇) 三三四
- 同上 (告)農第十六號(一) 一一〇
- 同上 (告)農第七號(一) 六二
- 同上 (告)農第一號(一) 五八
- 同上 (告)農第三十五號(三) 一六二
- 同上 (告)農第三十七號(三) 一六七
- 同上 (告)農第五十一號(三) 四〇七
- 同上 (告)農第九十二號(四) 五八七
- 同上 (告)農第二百一十一號(五) 九九三
- 同上 (告)農第四百四十二號(五) 一〇一一
- 同上 (告)農第七十九號(六) 二二六
- 同上 (告)農第二百十號(六) 二八四
- 同上 (告)農第二百三十七號(七) 四四五
- 同上 (告)農第四十七號(九) 二二九
- 同上 (告)農第六十號(一〇) 三三四







○ 同上	(省) 遞第三十一號(六) 一五三	○ 海軍大觀艦式紀念ノタメ特殊通信日附印使用	(告) 遞第四百三號(二) 五三四
○ 同上	(省) 遞第三十五號(七) 一九〇	○ 軍艦比級進水式紀念ノタメ特殊通信日附印使用	(告) 遞第四百五十五號(二) 五五〇
○ 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙賣捌規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、警備電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補試驗規則中改正	(府) 朝第八十六號(四) 三三五	○ 山陰線鐵道開通紀念ノタメ特殊通信日附印使用	(告) 遞第四百九十三號(五) 二〇七六
○ 朝鮮總督府通信官署徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則中改正	(府) 朝第六十三號(四) 三〇七	○ 朝鮮總督府始政二周年紀念ノタメ紀念郵便給葉書發行	(府) 朝第十四號(九) 四七
○ 郵便切手類及收入印紙賣下賣捌規則設定明治三十八年府令第三十四號(臺灣總督府郵便切手類賣下賣捌規則)、同第五十號(收入印紙賣下賣捌規則)廢止	(府) 臺第五十三號(六) 五二二	○ 大正元年府令第十四號ニ依リ發行スル紀念郵便給葉書ノ種類、定價、發賣期日	(告) 朝第三十一號(九) 二七六
○ 郵便切手類及收入印紙賣下賣捌規則中改正	(府) 臺第五十六號(三) 二五九	○ 臺灣總督府始政紀念日ニ設置スヘキ總督官邸郵便出張所本年事務取扱方	(告) 臺第八十一號(六) 一三五九
○ 明治四十年告示第五百六十九號(本邦ト國際通信切手券ヲ交換スル兩名表)中追加	(府) 臺第五十六號(四) 六三八	○ 臺灣總督府始政第十七回紀念ノタメ特殊通信日附印使用	(告) 臺第八十二號(六) 一三六〇
○ 同上	(告) 遞第五百二十一號(五) 二二三	○ 關東都督府始政六周年紀念ノタメ特殊通信日附印使用	(告) 關第十九號(九) 二九〇
○ 韓國併合記念章制定	(勅) 第五十六號(三) 一七六	○ 元韓國勳章記章ノ受領及假用出願書差出期限	(告) 關第一號(三) 二二九
○ 紀念軍艦旗規則中改正	(達) 海第三十五號(二〇) 五五	○ 宮中喪	○ 西班牙國王皇帝陛下ノ皇姊ドニヤ、マリヤ、テレサ内親王殿下薨去ノタメ九月二十八日ヨリ十月五日マテ八日間宮中喪仰出サレ
○ 陸軍特別大演習紀念ノタメ特殊通信日附印使用	(告) 遞第四百二十四號(二) 五四一	○ 同上削除	(告) 鐵第四十八號(二) 四四九

○ 西班牙國王皇帝陛下ノ皇姊ドニヤ、マリヤ、テレサ内親王殿下薨去ノタメ宮中喪八日間高等官有爵有位有勳者參内ノ節喪服用方仰出サレ	(告) 宮第十一號(九) 一八六	○ 救護	○ 水難救護法取扱手續中改正	(訓) 遞第三號(二〇) 八四
○ 白耳義國皇帝陛下ノ皇母コンテス、ド、フランデル殿下薨去ノタメ十一月二十八日ヨリ十二月五日マテ八日間宮中喪仰出サレ	(告) 宮第十九號(二) 四五〇	○ 救濟	○ 臺灣總督府鐵道部職員救濟組合規則中改正	(府) 臺第十號(八) 二七
○ 白耳義國皇帝陛下ノ皇母コンテス、ド、フランデル殿下薨去ノタメ宮中喪八日間高等官有爵有位有勳者參内ノ節喪服用方仰出サレ	(告) 宮第二十號(二) 四五〇	○ 慈善救濟ノ資トシテ御下賜アラセラルタル金百萬圓地方頒賜額	(告) 關第五號(九) 一三五	
○ 休職、休日		○ 救助	○ 臺灣總督府救濟基金規則施行規則中改正	(府) 臺第六十六號(七) 五六七
○ 休日ニ關スル件制定明治六年太政官布告第三百四十四號(年中祭日祝日ノ休職日ヲ定ムル件)廢止	(勅) 第十九號(九) 二三	○ 明治四十四年度北海道權災救助基金國庫補助額	(告) 大第十八號(三) 一三九	
○ 諸官員著中休暇	(告) 關第八號(七) 四二一	○ 大正元年度北海道權災救助基金國庫補助額	(告) 大第四十八號(三) 六九六	
○ 宮内諸官員著中休暇	(告) 宮第五號(七) 四二三	○ 救恤		
○ 稅關休暇日	(告) 朝第八十四號(二) 六三九	○ 本島暴風雨ノタメ被害甚カラサル邊開食サレ罹災者御救恤金下賜	(告) 臺第四十六號(二) 六四六	
○ 海軍武官待命休職停職者心得中改正	(達) 海第九號(二) 一八	○ 救命具	○ 船燈、信號器救命具取締規則中改正	(省) 遞第五號(八) 三五
○ 急行列車		○ 同上	(省) 遞第二十三號(四) 一一三	
○ 急行列車券規程中追加	(告) 鐵第四十六號(五) 九二〇	○ 歸化	○ 清國人周鶴圃日本帝國へ歸化允許	(告) 內第三十三號(五) 九三七
○ 急行列車券規程設定明治三十九年告示第四百二十二號(同件)廢止	(告) 鐵第五十一號(五) 九二四			
○ 急行列車券規程中追加	(告) 鐵第十二號(九) 一三八			
○ 同上改正	(告) 鐵第四十七號(二) 四四九			



- 清國人程春寶日本帝國(歸化允許) (告)内第三號(八) 五
- 米國人エドワード、ロード日本帝國(歸化允許) (告)内第十號(九) 一九〇
- 〔境界〕
- 東京府神奈川縣境界變更ニ關スル件 (法)第五號(三) 五
- 〔行幸〕
- 天皇陛下特別大演習御統裁ノタメ東京御發着地玉臨下行幸仰出サレ (告)宮第十八號(二) 四四九
- 〔行政〕
- 市制第六十九條及町村制第四百九條ニ依ル命令ノ件制定明治三十三年勅令第三百二十三號(市町村行政ニ關シ)主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件(勅)第十八號(八) 二〇〇
- 府縣行政及郡行政ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ要セサル事項ニ關スル件制定明治三十二年勅令第三百十五號(勅)第四十九號(二) 五八
- 主務大臣ノ許可ヲ要セサル北海道地方費ノ行政ニ關スル事項制定明治四十二年省令第十一號(主務大臣ノ許可ヲ要セサル北海道地方費令ニ依ル事件)廢止 (省)内第十六號(二) 八八
- 社寺境内模様替社寺廢合跡建物處分ノ件、產婆行政處分ノ件、產婆試驗問題試驗成績及職員任免ノ件、北海道移住民汽車貨汽船賃割引券受拂表及同下附表報告ニ及ハス (訓)内第一號(二) 九七
- 藥種商、製藥者行政處分ノ件及赤痢、腸炎扶救、ハ、ラチフス、痘瘡五口報告ニ及ハス (訓)内第二號(二) 九七
- 行政裁判所ノ判決ノ結果發行スル高懸理公債及端數現金ノ給付ニ關スル規程 (省)大第十六號(六) 一四六
- 〔寄附〕
- 團體ノ費用徵收及寄附金品募集ニ關スル規則中改正 (府)第一號(一) 四
- 同上 (府)第四十八號(三) 二五〇
- 廢兵院寄附金錢物件取扱手續改正 (告)陸第七號(四) 五六九
- 金銀木杯金圓賜與手續ニ依リ金五圓未滿又ハ價格五圓未滿ノ物件寄附者ニ對シ圓未滿ノ物件寄附者ニ對スル表彰ハ其住所ノ廳報ニ掲載シ褒狀ニ代フ (告)陸第四號(二) 一一二
- 明治四十五年告示第四號(金銀木杯金圓賜與手續ニ依リ金五圓未滿又ハ價格五圓未滿ノ物件寄附者ニ對スル表彰ハ其住所ノ廳報ニ掲載シ褒狀ニ代フル件)中追加 (告)陸第六十九號(三) 八六一
- 〔給與、給料〕
- 明治四十三年勅令第三百七號(商務官ノ給與及經費等ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十九號(七) 二七五
- 陸軍給與令中改正 (勅)第九十八號(四) 二二七
- 同上 (勅)第四百十四號(二) 五四
- 陸軍給與令細則中改正 (達)陸第十六號(四) 七六
- 同上 (達)陸第四號(九) 九
- 同上 (達)陸第十九號(二〇) 四八
- 臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則中改正 (勅)第九十九號(四) 三三

- 臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則中改正 (達)陸第十七號(四) 九三
- 滿洲韓國樺太駐節陸軍部隊給與令細則中改正 (勅)第百號(四) 三三
- 滿洲朝鮮樺太駐節陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸第十八號(四) 九八
- 清國駐節陸軍部隊給與令中改正 (勅)第百一號(四) 三三
- 清國駐節陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸第十九號(四) 一〇五
- 朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢察官等給與令改正 (勅)第四十六號(三) 一六六
- 臺灣總督府廳警察醫ノ給與ニ關スル件 (勅)第四百五十五號(七) 二七
- 交通至難ノ場所ニ在勤シ無線電信業務ニ従事スル臺海總督府郵便局職員ニ手當給與ノ件 (勅)第二十號(九) 二四
- 船舶内ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅)第七十五號(四) 一九四
- 交通至難ノ場所ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅)第七十六號(四) 一九五
- 明治三十三年省令第十四號(府縣郡ヨリ給料給與ヲ受クル吏員職員ノ退職料退職給與金遺族扶助料支給ニ關スル規定ノ件)中改正 (省)内第十九號(三) 一七五
- 明治二十七八年戰役又ハ同三十三年清國事變ニ従事シ公務ノタメ死歿シ若クハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者ニ對シ賜與スヘキ特別賜金ノ給與廢止並ニ明治二十八年省令第二十號(明治二十七八年ノ戰役ニ従事シ死歿及傷疾疾病ノ者ニ係ル特別賜金取扱方)及同三十三年同第二十八號(清國事變ニ従事シ公務ノタメ死歿シ又ハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者特別賜金取扱方)廢止 (省)陸第十號(六) 一五二
- 陸軍武官俸給規程中改正 (達)陸第十二號(三) 五一
- 陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍傭人衣服給與規則中改正 (達)陸第十八號(二〇) 四八
- 雇員傭人給料支給規則中備給表改正 (達)陸第三十號(七) 一六一
- 雇員傭人給料支給規則中改正 (達)陸第十七號(二〇) 四八
- 明治二十八年陸軍第八十號(臺灣樺太其他海外派遣若クハ病院船乘組者病人ノ給料支給方)廢止 (達)陸第二號(八) 一
- 明治二十七八年戰役又ハ同三十三年清國事變ニ従事シ公務ノタメ死歿シ若クハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者ニ對シ賜與スヘキ特別賜金ノ給與廢止並ニ明治二十八年省令第四號(明治二十七八年ノ戰役ニ従事シ死歿及傷疾疾病ノ者ニ係ル特別賜金取扱方)及同三十三年同第二十一號(清國事變ニ従事シ公務ノタメ死歿シ又ハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者特別賜金取扱方)廢止 (省)海第四號(六) 一五二
- 海軍給與令施行細則中改正 (達)海第十八號(三) 三六



- 同上 (達)海第三十八號(一) 五八
- 同上 (達)海第六十四號(二) 九六
- 明治四十四年達第百十九號(海軍工作廳以外ノ工場ニ於テ常時使役スル職工、人夫ノ給與ニ關スル件)中追加 (達)海第六十八號(三) 一〇七
- 朝鮮總督府附屬醫學講習所規則中改正朝鮮總督府醫院附屬醫學講習所生徒學費給與規則廢止 (府)朝第三十七號(三) 一四五
- 朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所生徒學費給與規程 (府)朝第百號(五) 三七五
- 朝鮮總督府巡查巡查補採用及給與令中改正 (府)朝第百二十八號(七) 五六一
- 大正元年勅令第三十二號ニ依ル一時金給與細則設定明治三十九年府令第六號(明治三十八年勅令第二百八十七號ニ依ル一時金支給細則)廢止 (府)朝第三十六號(二) 一三三
- 交通至難ノ場所ニ設置ノ燈臺ニ在劬スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航海標識看守月手當金給與細則中改正 (訓)朝第二十六號(四) 一〇八
- 同上 (訓)朝第五十五號(五) 二八六
- 同上 (訓)朝第二十八號(三) 一四七
- 警察官署所屬船舶乘組員及定備人被服給與規程 (訓)朝第二號(九) 二
- 行政裁判所ノ判決ノ結果發行スル豫高整理公債及端數現金ノ給付ニ關スル規程 (省)大第十六號(六) 一四六

- 退隱料遺族扶助料及給助料請求手續設定ノ旨富山縣ヨリ通知アリタルニ付キ證明出願方 (告)第百十一號(七) 一五三
- 大連北水道給水規則中改正 (府)朝第五十七號(六) 五四六
- 同上 (府)朝第四號(七) 六一八
- 同上追加 (府)朝第三十五號(二) 一三三
- 旅順水道船舶給水取扱方 (告)關第三十四號(四) 六九二
- 大連北水道通車頭ニ於ケル船舶給水料ニ料金 (告)關第六十三號(五) 一五三
- 大連埠頭ニ於ケル船舶及大連濱町株式會社川崎造船所大連出願所船渠ノ給水取扱方 (告)關第六十五號(三) 八六四
- [氣球] 臨時軍用氣球研究會官制中改正 (勅)第十四號(三) 一三〇
- [氣象] 中央氣象官制中改正 (勅)第二十七號(九) 三四
- 氣象通知電報規則中改正 (省)達第十八號(三) 九四
- 中央氣象臺附屬潮測候所事務開始 (告)文第五十號(二) 七三九
- [基金] 臺灣罹災救助基金規則施行規則中改正 (府)朝第六十六號(七) 五六七

- [基隆] 基隆港內取締規則中改正 (府)朝第四十四號(五) 三九三
- 基隆港水先規則 (府)朝第五十號(六) 五〇一
- 基隆港內船舶營業取締規則 (府)朝第三十號(一) 一一七
- [技師、技手] 臨時海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦政試驗所海軍工廠海軍經理部及臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手設置 (勅)第十七號(三) 一三三
- 交通至難ノ場所ニ設置ノ燈臺ニ在劬スル朝鮮總督府通信技手及朝鮮總督府航海標識看守月手當金給與細則中改正 (訓)朝第二十六號(四) 一〇八
- 交通至難ノ場所ニ設置スル燈臺ニ在劬スル朝鮮總督府通信技手及航海標識看守月手當金給與細則中改正 (訓)朝第五十五號(五) 二八六
- 同上 (訓)朝第二十八號(三) 一四七
- [技術] 電氣事業主任技術者資格檢定期則中改正 (省)達第三十六號(七) 一九二
- 朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所規程 (府)朝第九十八號(五) 三七〇
- 朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所生徒學費給與規程 (府)朝第百號(五) 三七五
- [汽車、汽船] 汽船亞細亞丸信號符字點附 (告)關第四十一號(二) 六五六
- 汽船大西丸信號符字點附 (告)關第四十六號(二) 六五七

- 社寺境内模範養妓社寺廢合跡建物處分ノ件、產婆行政處分ノ件、產婆試驗問題試驗成績及職員任免ノ件、北海道移住民汽車貨汽船貨割引券受拂表及同下附表報告ニ及ハス (訓)內第一號(二) 九七
- 汽船第三佐世保丸信號符字點附 (達)海第五十五號(五) 一五〇
- 明治三十九年告示第五十七號(北海道移住民ニ對スル汽車汽船ノ特別取扱方)中改正 (告)內第三十三號(一〇) 三〇五
- 同上 (告)內第三十九號(二) 四五二
- 同上 (告)內第四十四號(三) 六九三
- 汽船トロール漁業禁止區域改正 (告)農第二十七號(八) 五一
- 海軍所屬汽船第三佐世保丸信號符字點附 (告)達第四百六十六號(五) 一〇五五
- 汽船遠海丸信號符字點附 (告)關第三十二號(四) 六九二
- 汽船營城丸信號符字點附 (告)關第五十號(四) 六九六
- 汽船寶丸信號符字點附 (告)達第五十七號(四) 六九〇
- 汽船旗山丸信號符字點附 (告)達第五十九號(四) 六九〇
- 汽船山丸信號符字點附 (告)關第六十九號(六) 三六六
- 汽船鶴丸及帆船第一開運丸信號符字點附 (告)關第二十三號(九) 二九一
- 汽船亞細亞丸信號符字點附 (告)關第四十一號(二) 六五六
- 汽船大西丸信號符字點附 (告)關第四十六號(二) 六五七



〔旗章、徽章〕

○明治二十一年陸軍第十四號(射擊教範ニ掲クル射擊ノ褒賞徽章)同二十八年同第六號(戰時補助憲兵將校下士上等兵上衣及外套ノ胸部徽章)同二十九年同第百六十五號(要塞砲兵照準機測、通信優等章)同三十一年同第三十九號(野戰砲兵照準優等章)同三十四年同第五十七號(工兵ノ年度射擊褒賞徽章)廢止 (達)陸軍第二十五號(五) 一五〇

○勅命ニ依リ制定セラレテ陸軍部内ニ於テ佩用スル徽章ノ種類、圖式及佩用位置設定明治二十八年告示第十三號(勅命ニ依リ制定セラレテ陸軍部内ニ於テ佩用スル記章ノ種類及圖式)廢止 (告)陸軍第十號(五) 九七五

○朝鮮總督府通信官署徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則中改正 (府)朝鮮第六十三號(四) 三〇七

○臺灣總督府作業所職員徽章佩用規則制定明治四十三年府令第四十八號(作業所職員徽章佩用規則)廢止 (府)臺第三號(七) 六一七

○遞信管理局海軍部用船旗章 (告)遞第五百號(五) 一〇八〇

○明治四十三年告示第十二號(朝鮮總督府通信官署徽章及航路機管理事務所船旗章)中改正 (告)朝鮮百四十六號(四) 六五八

〔儀式〕  
○大喪儀ノ際陸軍ニ於テ行フヘキ儀式ニ關スル件 (軍)陸第五號(八) 八

〔舊制〕  
○儀制ニ關スル海軍軍樂譜 (達)海第十號(八) 七

〔金員〕

○明治四十五年勅令第七十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件)第二條及第三條ニ依リ納ムヘキ金員取扱方 (訓)朝鮮第六十三號(六) 三〇〇

〔金額〕  
○明治三十一年訓令第一五九號(過年度支出ニ係ル金額等記載方ノ件)訓令第二十號(支出報告書提出方ノ件)廢止 (訓)內第六號(二) 一〇二

○朝鮮總督府鐵道局出納官吏ニ於テ手許ニ保管シ得ヘキ金額 (訓)朝鮮第一號(八) 五

〔金庫〕

○朝鮮醫院及濟生院特別會計金庫出納事務規程 (訓)大第八號(四) 六五

○明治四十三年訓令第二十四號(朝鮮總督府通信官署現金受拂規則ニ依ル金庫ノ取扱方)中改正 (訓)大第九號(四) 七五

○臺灣ニ花蓮港支金庫増設竝ニ明治三十五年告示第二十五號(金庫位置及出納區域)中改正 (告)大第七十九號(五) 九七一

○大正元年制令第一號ニ依リ倉庫營業者竝ニ金庫及倉庫營業者ニ代ハルヘキ供託所指定 (告)朝鮮百十三號(三) 八二四

〔金圓〕

○海軍所屬ノ筏船一隻流失ニ付キ届出引渡者ニ金圓贈與ノ件 (告)海第五號(四) 五七三

銀行令施行規則

○銀行營業取締規則中改正 (府)朝鮮第二十六號(二〇) 八三

○明治四十四年十二月日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第二號(二) 三三

○明治四十五年一月日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第十號(三) 一三六

○明治四十五年三月日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第五十四號(四) 五六四

○明治四十五年四月日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第六十六號(五) 九四六

○明治四十五年五月甲種國債證券ノ額面高 (告)大第八十三號(六) 二二一

○明治四十五年六月一日ヨリ大正元年七月三十一日マテニ日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第四號(八) 八

○日本銀行臺北代理店所屬花蓮港派出所設置 (告)大第八十四號(六) 二二一

○株式會社森田銀行倉庫運送部供託法ニ依リ指定 (告)司第二十七號(三) 七三五

○靜岡縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社靜岡農工銀行ノ貸付ニ關スル事務ヲ取扱フ (告)遞第五百七十二號(六) 二三四

○同上中改正 (告)遞第六百八十八號(七) 二四六七

〔金銀木杯〕

○金銀木杯金圓賜與手續ニ依リ金五圓未滿又ハ價格五圓未滿ノ物件寄附者ニ對スル表彰ハ其住所ノ屬報ニ掲載シ褒狀ニ代フ (告)臺第四號(二) 一一二

○明治四十五年告示第四號(金銀木杯金圓賜與手續ニ依リ金五圓未滿又ハ價格五圓未滿ノ物件寄附者ニ對スル表彰ハ其住所ノ屬報ニ掲載シ褒狀ニ代フル件)中追加 (告)臺第六十九號(三) 八六一

〔金錢〕

○陸軍院寄附金錢物件取扱手續改正 (告)陸第七號(四) 五八九

○艦隊部隊金錢出納規程中改正 (達)海第五號(八) 五

〔銀行〕  
○日本勸業銀行法中改正 (法)第十五號(四) 二二

○農工銀行法中改正 (法)第十六號(四) 二三

○北海道拓殖銀行法中改正 (法)第十七號(四) 二四

○同上施行期日 (勅)第八十號(四) 一九九

○銀行令 (制)第五號(二〇) 一一



- 同上 (告) 遞第七百三十三號(七) 二四七二
- 同上 (告) 遞第七百二十八號(七) 二四八八
- 同上 (告) 遞第四號(八) 五五
- 同上 (告) 遞第六十五號(八) 八七
- 同上 (告) 遞第三百八十三號(二) 五二五
- 同上 (告) 遞第三百四十四號(九) 二二六
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社東京府農工銀行發行農工債券ノ元利金支拂ヲ取扱フ (告) 遞第六百二十六號(六) 三四五
- 愛知、岐阜、三重三縣下ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社尾三農工銀行發行第十一回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第六百八十號(七) 二四六四
- 山口縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社防長農工銀行發行第七回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第六百九十號(七) 二四六七
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社神奈川縣農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第七百七號(七) 二四七六
- 滋賀縣内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社滋賀縣農工銀行發行債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百十六號(九) 二五〇〇
- 同上申追加 (告) 遞第五百一十一號(二) 二六四
- 奈良、和歌山、徳島高知、滋賀ノ各縣及大阪、京都ノ二府内ニ在ル各郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社奈良縣農工銀行發行第四回農工債券ノ募集事務ヲ取扱フ (告) 遞第三百八十三號(二) 五二五
- 株式會社日本勸業銀行發行第四十三回勸業債券ハ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ買受人ノ請求ニ依リ賣渡ヲ取扱フ (告) 遞第四百五十四號(二) 五五〇
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社京都府農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百八十六號(二) 六〇五
- 郵便振替貯金事務ヲ取扱フ郵便局ニ於テ郵便振替貯金ニ依ル債券募集、元利金支拂貸付事務特別取扱規則ニ依リ株式會社尾三農工銀行發行農工債券ノ元利金ノ支拂ヲ取扱フ (告) 遞第四百八十七號(二) 六〇五
- 郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ指定スル銀行名 (告) 遞第四十二號(二) 六四五
- 大正元年告示第四十二號(郵便振替貯金小切手拂込規則ニ依リ指定スル銀行名)申追加 (告) 遞第六十二號(二) 八五七
- 禁錮交付金査定委員會官制 (勅) 第三百八十八號(五) 二四三
- 禁錮公債規程 (省) 大第八號(二) 一八一

〔禁錮〕

○關東州民政署令及關東都督府令ニ規定セル禁錮罰金拘留及料料ニ關スル件 (府) 關第四號(九) 五二

〔禁制品〕

○戰時禁制品ト看做スヘキ物品ニシテ土耳其、希臘、モンテネグロ及勃爾牙利ニ宛ツヘキモノヲ包有スル小包郵便物ハ當分ノ内地地利ヨリ海路ニ依リ轉送スルコトヲ得サル旨萬國郵便聯合總理事局ヨリ通知 (告) 遞第五百五十四號(三) 七七四

〔勤務〕

- 防備隊職員勤務令中改正 (達) 海第三十號(一〇) 五三
- 陸上勤務者居住規則 (達) 海第六十二號(六) 一五六
- 明治四十五年勅令第二十二號施行ノ際官房、内務部、度支部ニ勤務スル判任官以下ニシテ別ニ辭令書ヲ交付セラレサル者勤務局課ノ件 (訓) 朝第四十二號(四) 一六二

ユノ部

〔輸入、輸出、輸送〕 ○シノ部ニ據ス

〔讓渡〕

- 郵便爲替證書線引讓渡規則中改正 (省) 遞第十三號(一〇) 七五

メノ部

〔名簿〕

- 醫藥劑師名簿編成並加除訂正規程廢止 (省) 內第二號(八) 三
- 辯護士名簿登錄規則中改正 (省) 司第七號(七) 一八四
- 關東都督府通信局發行郵便振替貯金加入者名簿一部賣渡價格 (告) 關第八十五號(七) 一五二八

〔明治〕

- 明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年ト爲ス (詔) 七月三十日(七) 九

〔命令〕

- 市制第六十九條及町村制第四百九條ニ依ル命令ノ件制定明治三十三年勅令第二百二十三號(市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件)廢止 (勅) 第十八號(八) 二〇
- 水利組合法第八十條ニ依ル命令ノ件(勅) 第五十號(二) 六一

〔命課〕

- 獸醫部下士命課取扱方 (達) 陸第三十二號(三) 一〇五

〔命名〕

- 軍備補充費ヲ以テ製造スヘキ千五百噸汽船外一隻命名 (達) 海第四十八號(四) 一二五
- 英國ニ於テ製造ノ伊號裝甲巡洋艦命名 (達) 海第五十八號(五) 一五二



○ 佐世保海軍工廠ニ於テ製造ノ七百八十五噸砲艦ヲ暹 峨ト命名 (達)海第二十四號(九) 三八	○ 面長協議會規程 (訓)朝第十四號(二) 二二七
○ 横須賀海軍工廠ニ於テ製造ノ卯號巡洋艦ヲ比叻ト 命名 (達)海第五十二號(二) 八四	○ 明治四十三年省令第六號(明治四十三年勅令第二 十九號(廣務部外品)ノ免許手数料等ニ關スル件)第二 條ノ規定ニ關スル件)中改正 (省)農第七號(一〇) 六五
○ 多嘉王殿下ノ王男子御命名 (告)宮第十四號(一〇) 三〇三	○ 臺灣獄醫免許規則中改正 (府)警第十一號(二) 四六
○ 博恭王殿下ノ王男子御命名 (告)宮第十五號(一〇) 三〇三	○ 見本
○ 鳩彦王殿下ノ王男子御命名 (告)宮第十五號(一〇) 三〇三	○ 大日本帝國政府鐵道證券見本配置 (告)大第三十一號(三) 三八二
○ [メチールアルコール] メチールアルコール(木精)取締規則中清酒及葡萄酒 ノ類並酒精燒酎ブランデー及ウイスキーノ類ニ於ケ ルメチールアルコール試驗方法 (訓)内第七號(六) 二九三	○ 大日本帝國政府五分利公債證書利札見本配置 (告)大第四十一號(二) 四九九
○ [メチールアルコール] メチールアルコール(木精)取締規則 (省)内第八號(五) 一一二	○ 見取圖
○ 同上 (府)朝第二百一十一號(六) 四八五	○ 課稅地見取圖作成ノ件 (府)朝第二十號(三) 六二
○ [墨西哥] 墨西哥國ハ當分ノ内通常及小包郵便ニ依リ各種ノ兵 器及軍需品ノ輸入ヲ許ササル旨當該郵政廳ヨリ通牒 ノ件設定明治四十四年告示第千二十五號(墨西哥國 ニ於テ向フ六月間通常及小包郵便ニ依リ各種ノ軍器 及軍需品ノ輸入ヲ許ササル旨當該郵政廳ヨリ通牒 ノ件)廢止 (告)遞第四百一號(四) 六五	○ 朝鮮人ノ試補及見習ニ關スル件 (勅)第五號(八) 六
○ 臺灣メチールアルコール(木精)取締規則 (府)警第六號(八) 一九	○ 試補及見習ニ關スル件設定明治四十四年府令第四百 十二號(文官採用ニ關スル件)廢止 (府)朝第三百三號(五) 三七八
○ [墨西哥] 墨西哥國ハ當分ノ内通常及小包郵便ニ依リ各種ノ兵 器及軍需品ノ輸入ヲ許ササル旨當該郵政廳ヨリ通牒 ノ件設定明治四十四年告示第千二十五號(墨西哥國 ニ於テ向フ六月間通常及小包郵便ニ依リ各種ノ軍器 及軍需品ノ輸入ヲ許ササル旨當該郵政廳ヨリ通牒 ノ件)廢止 (告)遞第四百一號(四) 六五	○ 同上中改正 (府)朝第十六號(一〇) 五五
○ 同上施行期日 (府)警第七十二號(七) 五七二	○ 朝鮮總督府見習及履員銓衡委員規程 (訓)朝第五十九號(五) 二八九

○ 神道禊教管長缺職ニ付キ後任管長就職マテ管長事務 取扱設置 (訓)内第八號(七) 三三一	○ 同上施行期日 (府)警第七十二號(七) 五七二
○ [水先] 基隆港水先規則 (府)警第五十號(六) 五〇一	○ 廳長ヲシテ民事訴訟調停等ヲ取扱ハシムル律令施行 細則中改正並ニ民事訴訟調停費用規則及明治三十七 年府令第五十四號(郵便ニ依リ民事訴訟調停ニ關ス ル書類送達方)廢止 (府)警第一號(七) 六一四
○ [南滿洲] 明治三十九年陸軍省令第十六號ニ依リ關東州、南滿 州及其附近ニ於ケル大正二年度徵兵身體検査ニ關ス ル件 (府)關第九號(二) 二六三	○ 遞信管理局ハ其司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ 代表スル件設定明治四十一年省令第十二號(同件)廢 止 (省)遞第三十二號(六) 一五四
○ [未墾地] ○ トノ部土地ノ項ニ載ス	○ 民事訴訟法第百三十六條ニ依リ郵便ヲ以テ訴訟書類 ノ送達ヲ爲ストキ送達手数料納付方 (府)朝第七十五號(四) 三一九
○ [民事] 朝鮮民事令制定統監府裁判所司法事務取扱令、明治 四十二年勅令第二百三十八號(韓國人ニ係ル司法ニ 關スル件)、手形條例、民事訴訟規則、民事訴訟期限規 則、民事訴訟費用規則、隆熙三年法律第十五號、非訟事 件手續規則廢止 (制)第七號(三) 一一	○ 關東洲民政署令及關東都督府令ニ規定セル禁錮罰金 拘留及料料ニ關スル件 (府)關第四號(九) 五二
○ 朝鮮民事訴訟印紙令制定民事訴訟手数料規則廢止 (訓)朝第十七號(四) 九五	○ シノ部
○ 民事訴訟調停ニ關スル件中改正 (制)第八號(三) 二四	○ [市、市町村] 市町村廢入出豫算外四件調製方 (省)內第十八號(二) 一三三
○ 明治三十七年律令第三號(廳長ヲシテ民事訴訟調停 等ヲ取扱ハシムル件)中改正 (律)第二號(七) 三	



○市町村長、助役ノ除服及旅行ニ關シ 監督官廳ノ認可ヲ受ケシムルノ規定ヲ廢クヘキ件 (訓)内第十五號(二) 一〇七

○明治四十四年省令第十七號ノ規定ニ依リ市町村吏員事務引繼ノ際調製スヘキ書類帳簿物件又ハ財産ノ目錄ニ關スル件 (訓)内第十九號(二) 一〇八

○明治二十八年訓令第四號(市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準)、同三十六年同第十三號(市區ニ於ケル出生死亡死産數等報告方ノ件)、同三十九年同第十八號(北海道移住民ニ關スル規程)廢止 (訓)内第二十八號(二) 一一三

○市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則中改正 (省)選第三十七號(七) 一九一

○同上 (省)選第二十七號(三) 二六六

○明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官廳ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長月長及之ニ準スヘキ者指定)中追加 (省)選第十九號(四) 一〇九

○同上削除 (省)選第二十五號(三) 二六五

〔市場〕

○家畜市場法中改正 (法)第二十號(四) 四三

○家畜市場法施行規則中改正 (省)農第二十三號(一) 二二四

○大連重要物產取引市場規則施行期日 (府)關第七號(三) 一五〇

〔市街〕

○家屋税法第一條第三項ノ規定ニ依リ同條第一項ノ市街地指定 (府)朝第二十三號(一〇) 六一

○同上中追加 (府)朝第三十六號(三) 一四五

○地方ニ於テ樞要ナル市街地ノ市區改正又ハ擴張ヲ爲サントスルトキ認可申請方 (訓)朝第九號(一〇) 九五

〔市區〕

○明治四十二年省令第五十三號(所得税法ニ依リ特ニ所得調査委員會ヲ置クヘキ市區指定)中追加 (省)大第三號(二) 二

○明治二十八年訓令第四號(市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準)、同三十六年同第十三號(市區ニ於ケル出生死亡死産數等報告方ノ件)、同三十九年同第十八號(北海道移住民ニ關スル規程)廢止 (訓)内第二十八號(二) 一一三

○地方ニ於テ樞要ナル市街地ノ市區改正又ハ擴張ヲ爲サントスルトキ認可申請方 (訓)朝第九號(一〇) 九五

○京城市區改修標準計畫路線表 (告)朝第七十八號(二) 六五

〔市制〕

○市制第六十九條及町制第四百九十九條ニ依ル命令ノ件制定明治三十三年勅令第四百二十三號(市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ權限ヲ府縣知事ニ委任ノ件)廢止 (勅)第十八號(八) 二〇

○市制第七十五條町制第五百五十五條直接稅及間接稅ノ種類 (告)内第四十三號(五) 九四四

○明治二十一年告示第九十五號(市制第三百三十一條町制第三百三十六條直接稅間接稅ノ類別)廢止 (告)大第七十六號(五) 九七〇

〔任拂〕

○委任仕拂命令官代理規程中改正 (達)海第四十五號(四) 二二四

○明治三十六年達第百三十四號(海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕拂命令官、歳入徵收官、收入官吏ニ關スル件)廢止 (達)海第六號(八) 五

〔司法〕

○司法警察事務並令狀執行ニ關スル件 (制)第二十六號(七) 八七

○司法警察官執務規程 (訓)朝第四十六號(四) 一七三

○司法警察事務報告ニ關スル件 (訓)朝第四號(九) 七八

○明治四十四年訓令第三十六號(司法警察事務報告ニ關スル件)中改正 (訓)朝第十四號(四) 八六

○朝鮮民事令制定統監府裁判所司法事務取扱令、明治四十二年勅令第二百三十八號(韓國人ニ係ル司法ニ關スル件)、手形條例、民刑訴訟規則、民事訴訟期限規則、民事訴訟費用規則、隆熙三年法律第十五號、非訟事件手續規則廢止 (制)第七號(三) 一三

○明治三十二年訓令第五號(司法省管理ニ關スル事項ノ登錄稅及手数料ノ件)中改正 (訓)司第一號(三) 三三

〔司令〕

○明治四十二年告示第四號(監隊區司令部警備隊司令官部及警備隊司令部位置)中改正 (告)陸第五號(三) 三九〇

〔司稅〕

○國務分掌ノタメ朝鮮總督府司稅局出張所設置 (府)朝第六十號(四) 三〇五

〔死亡〕

○江華專賣ニ關スル事務分掌ノタメ朝鮮總督府司稅局出張所設置 (府)朝第五十八號(四) 三〇四

○行旅死亡人ヲ火葬スル件 (勅)第三十四號(一〇) 四二

○明治二十八年訓令第四號(市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準)、同三十六年同第十三號(市區ニ於ケル出生死亡死産數等報告方ノ件)、同三十九年同第十八號(北海道移住民ニ關スル規程)廢止 (訓)内第二十八號(二) 一一三

〔死歿〕

○陸軍軍人軍屬雇員傭人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告)陸第六號(四) 五六九

○海軍軍人軍屬雇員傭人等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告)海第六號(四) 五七三

〔死體〕

○明治三十七年告示第四百八十八號(託送手荷物、小荷物、死體貴重品、小動物ノ運賃、保管料及其ノ取扱手續)中改正 (告)鐵第三十九號(四) 五五九

〔死産〕

○明治二十八年訓令第四號(市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準)、同三十六年同第十三號(市區ニ於ケル出生死亡死産數等報告方ノ件)、同三十九年同第十八號(北海道移住民ニ關スル規程)廢止 (訓)内第二十八號(二) 一一三



○ 理事理事試補及陸軍監獄長服制中改正 (勅)第十二號(三) 一一二	○ 朝鮮人ノ試補及見習ニ關スル件 (勅)第五號(八) 六	○ 試補及見習ニ關スル件設定明治四十四年府令第四百十二號(文官採用ニ關スル件)廢止 (府)朝第百三號(五) 三七八	○ 同上中改正 (府)朝第百十六號(二〇) 五五	○ 朝鮮總督府中央試驗所官制制定朝鮮總督府工業講習所官制廢止 (勅)第三十六號(三) 一五五	○ 臨時海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦型試驗所海軍工廠海軍經理部並ニ臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手設置 (勅)第十七號(三) 一三三	○ メチールアルコホル(木糖)取締規則中清酒及葡萄酒ノ類並酒精燒酎ブランデー及ウイスキーノ類ニ於ケル「メチールアルコホル」試驗方法 (訓)內第七號(六) 二九三	○ 社寺境内模倣營竝ニ社寺廢合跡建物處分ノ件、產婆行政處分ノ件、毒藥試驗問題試驗成績及職員任免ノ件、北海道移住民汽車貨汽車船賃割引券受拂表及同下附表報告ニ及ハス (訓)內第一號(二) 九七	○ 兵器造修試驗檢査規則中改正 (達)海第五號(一) 一六	○ 同上 (達)海第三十一號(三) 七一	○ 同上 (達)海第五十二號(四) 一二五	○ 同上 (達)海第二十號(九) 三六	○ 同上 (達)海第五十四號(二) 八四	○ 艦船造修試驗檢査規則中改正 (達)海第三號(一) 三	○ 同上 (達)海第二十一號(三) 三九	○ 同上 (達)海第五十號(四) 一二五	○ 同上 (達)海第十九號(九) 三六	○ 海軍造船材料試驗規格中改正 (達)海第六號(二) 一八	○ 同上 (達)海第五十一號(四) 一二五	○ 同上 (達)海第五十八號(二) 八五	○ 同上 (省)司第六號(七) 一八三	○ 判事檢事登用試驗規則中改正 (省)文第五號(三) 七六	○ 醫術開業前期試驗ヲ明治四十五年限トスル等 (省)文第十號(一〇) 七〇	○ 産業試驗費講習費國庫補助法施行規則中改正 (省)農第十號(一〇) 七一	○ 府縣水産試驗場規程及府縣水産講習所規程中削除 (省)農第十一號(一〇) 七一	○ 地方農事試驗場及地方農事講習所規程中削除 (省)農第十二號(一〇) 七一	○ 府縣都市工業試驗場及府縣都市工業講習所規程中追加 (省)農第十六號(五) 一三三	○ 同上削除 (省)農第十四號(一〇) 七二	○ 新聞電報規則、郵便切手額及收入印紙賣捌規則、郵便規則、電報事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、警備電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補試驗規則中改正 (府)朝第八十六號(四) 三三五
---------------------------------------	---------------------------------	--	-----------------------------	---	---	---	---	----------------------------------	-------------------------	--------------------------	------------------------	-------------------------	---------------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	----------------------------------	--------------------------	-------------------------	------------------------	----------------------------------	--	--	---	---	---	---------------------------	--

○ 標準事務分掌ノタメ朝鮮總督府稅關出納所設置說明治四十四年告示第二十六號(朝鮮總督府度支部釀造試驗所及煙草試驗場名稱、位置)廢止 (府)朝第五十九號(四) 三〇五	○ 關東都督府通信書記補特別任用ニ關スル試驗規則中改正 (府)朝第六號(二〇) 二二三	○ 臺灣總督府通信手續試驗規則中削除 (府)臺第二十一號(三) 一四一	○ 臺灣總督府民政部殖產局附屬檢糖所分析檢證試驗出願規則 (府)臺第十三號(八) 二九	○ 砲兵工長候補者召募試驗開始期日 (告)陸第一號(八) 一一	○ 海軍機關學校生徒志願者身體檢査日割及學術試驗開始期日 (告)海第四號(四) 五七二	○ 明治三十六年告示第三十號(教員無試驗檢定ニ關スル指定ノ件)中追加 (告)文第四百十號(四) 五八五	○ 明治四十四年告示第三百三十四號(教員試驗檢定受檢者資格指定)中追加 (告)文第三百三十九號(四) 五八四	○ 明治四十四年告示第五百一十一號(教員試驗檢定受檢者資格指定ノ件)中追加 (告)文第三百九十九號(二) 四六三	○ 同改正 (告)文第四百十號(二) 四六三	○ 明治四十四年告示第二百四十二號(明治三十二年文部省令第二十五號第一條ニ依リ同年七月以後卒業者ニ對シ無試驗檢定ノ取扱ヲ許可シタル公立私立學校及檢定學科目等)中追加 (告)文第四十八號(三) 三九二	○ 明治四十四年告示第二百四十二號(明治三十二年省令第二十五號第一條ニ依リ同年七月以後卒業者ニ對シ無試驗檢定ノ取扱ヲ許可シタル公立私立學校及檢定學科目等)中廢止認可 (告)文第八號(八) 一五	○ 明治四十五年各高等學校ニ入學セシムル生徒數及選拔試驗ニ關スル事項 (告)文第四百一十一號(四) 五八五	○ 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行ニ付キ受験者願書差出方 (告)文第五十九號(三) 三九三	○ 本年施行ノ臨時醫術開業後期實地試驗ニ落第シ更ニ東京ニ於テ實地試驗ヲ受ケントスル者願書提出方 (告)文第十九號(二) 五八	○ 明治四十五年第二回定期醫術開業試驗施行地及期日 (告)文第七十一號(三) 二五七	○ 明治四十五年第二回藥劑師試驗同上 (告)文第七十二號(六) 二五八	○ 明治四十五年告示第七十二號(明治四十五年第二回藥劑師試驗施行地及期日等)中改正 (告)文第七號(八) 一五	○ 東京ニ於テ臨時醫術開業後期實地試驗執行ニ付キ受験者願書差出方 (告)文第三十八號(二) 四六二	○ 大正二年第一回定期醫術開業試驗施行地及期日等 (告)文第五十一號(二) 七三九	○ 大正二年第一回藥劑師試驗同上 (告)文第五十二號(二) 七四〇	○ 農事試驗場ニ於テ大正元年度配付スル(キ果樹苗木)希望者出願方 (告)農第十三號(八) 三三	○ 第四十六回歐陽、第三十六回歸鐵工各免許試驗舉行地及期日 (告)農第三號(二) 六〇	○ メチールアルコホル(木糖)取締規則中清酒及葡萄酒ノ類並酒精燒酎ブランデー及ウイスキーノ類ニ於ケル「メチールアルコホル」試驗方法 (告)朝第二百六十號(六) 三五四
---	--	--	--	------------------------------------	--	--	---	---	---------------------------	--	---	--	---	---	---	--	--	--	--	--------------------------------------	--	--	--



- 師範學校高等女學校教員試驗檢定施行ニ付キ受驗者願書差出方 (告) 關第三十六號(四) 六九三
- 〔鹽、食鹽〕
- 專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則中改正 (勅) 第四百一十一號(七) 二七六
- 同上 (勅) 第四百一十二號(二) 四八
- 鹽賣規則中改正 (省) 大第十五號(六) 一四〇
- 明治四十五年七月一日以降引續キ鹽元賣割人ニ指定セラレントスル者申請書提出方 (省) 大第八號(四) 九六
- 明治三十八年勅令第五百五十七號ニ依ル鹽、鹽藏魚類及製成醬油ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方中改正 (訓) 大第二號(二) 一一四
- 明治三十八年告示第五百八十二號(鹽ノ包裝ニ依リ使用スル件)中削除 (告) 大第九十五號(六) 二三五
- 明治四十三年告示第六十八號(鹽及鹹水製造禁止區域)及同四十四年同第五十號(同上)中追加 (告) 大第六十一號(三) 七三三
- 鹽受拂ニ關スル事務取扱手續設定隆熙三年度支部訓令第三十五號鹽受拂ニ關スル事務取扱節次廢止 (訓) 朝第六十四號(六) 三〇〇
- 明治四十二年府令第九十四號(食鹽專賣事務ヲ取扱フ臺灣總督府專賣局及支局名稱、位置、管轄區域)中改正 (府) 臺第三十二號(二) 一一三
- 鹽販賣官署名稱及區域設定明治四十二年告示第四十四號(同件)廢止 (告) 大第四十四號(三) 三八六
- 明治四十五年告示第四十四號(鹽販賣官署名稱及區域)中改正 (告) 大第十八號(九) 一九九
- 明治四十一年告示第百號(政府ノ賣渡ス鹽ノ百斤當價格)中改正 (告) 大第二十號(三) 一四〇
- 同上 (告) 大第四十一號(三) 三八五
- 同上 (告) 大第五十五號(四) 五六六
- 同上 (告) 大第九十六號(六) 二二六
- 同上 (告) 大第三十八號(二) 四四八
- 明治四十四年告示第五百二十二號(明治四十五年申收納スル鹽ノ百斤當價格表)中改正 (告) 大第九十四號(六) 二二三
- 鹽專賣法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當價格 (告) 大第六十二號(三) 七三三
- 食鹽賣割定價改正 (告) 臺第六十三號(四) 六九一
- 〔西伯利〕
- 加奈太及西伯利經由世界周遊旅客運送規則中追加 (告) 鐵第四十號(二) 四四七
- 〔兒童〕
- 臺灣小學校兒童身體檢查規程中改正 (府) 臺第四十二號(五) 三八六
- 同上 (府) 臺第四十九號(三) 二五二
- 〔質屋〕
- 質屋ノ取締ニ關スル條件設定典當舖規則廢止 (訓) 第三號(三) 七
- 質屋取締ニ關スル制令施行規則 (府) 朝第二十三號(三) 七一

- 〔鹿〕
- 秋田縣男鹿半島鹿捕獲禁止期間 (告) 農第八十三號(三) 四一九
- 〔視學〕
- 視學規程 (訓) 朝第六十一號(五) 二九二
- 〔賜與〕
- 金銀木杯金圓賜與手續ニ依リ金五圓未滿又ハ價格五圓未滿ノ物件寄附者ニ對スル表彰ハ其住所ノ廳報ニ掲載シ褒狀ニ代フ (告) 臺第四號(二) 一一三
- 〔賜金〕
- 明治二十七八年戰役又ハ同三十三年清國事變ニ從事シ公務ノタメ死歿シ若クハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者ニ對シ賜與スヘキ特別賜金ノ給與廢止並ニ明治二十八年省令第二十號(明治二十七八年ノ戰役ニ從事シ死歿及傷疾疾病ノ者ニ係ル特別賜金取扱方)及同三十三年同第二十八號(清國事變ニ從事シ公務ノタメ死歿シ又ハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者特別賜金取扱方)廢止 (省) 陸第十號(六) 一五二
- 明治二十七八年戰役又ハ同三十三年清國事變ニ從事シ公務ノタメ死歿シ若クハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者ニ對シ賜與スヘキ特別賜金ノ給與廢止並ニ明治二十八年省令第四號(明治二十七八年ノ戰役ニ從事シ死歿及傷疾疾病ノ者ニ係ル特別賜金取扱方)及同三十三年同第二十一號(清國事變ニ從事シ公務ノタメ死歿シ又ハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者特別賜金取扱方)廢止 (省) 海第四號(六) 一五三
- 明治三十七八年戰役ニ從事シ死歿シタル陸軍軍人軍屬軍員備人等ノ遺族ニ對シ賜與スヘキ特別賜金支給出願期日 (告) 陸第十一號(六) 二二七
- 〔敍位、敍勳〕
- 海軍兵曹長、同相當官、准士官、下士敍位、敍勳具申手續 (達) 海第六十三號(二) 八七
- 〔所有權〕
- 工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條) 第一號(二) 一
- 同上實施期日 (告) 外第一號(二) 四九〇
- 清國ニ於ケル工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條) 第二號(二) 四
- 同上實施期日 (告) 外第二號(二) 四九〇
- 證明官吏土地所有權ノ保存又ハ移轉ノ證明ヲ爲シタルトキ府尹又ハ郡守ニ通知方 (府) 朝第七十二號(四) 三二七
- 〔所得稅〕
- ソノ部租稅ノ項ニ載ス
- 〔處罰〕
- 租稅ニ關シ事犯アリタルトキノ處罰ニ關スル件 (制) 第四號(八) 八
- 大正元年制令第四號(租稅ニ關シ事犯アリタルトキノ處罰ニ關スル件)第二條ノ間接國稅 (府) 朝第八號(八) 一三
- 警察犯處罰規則 (府) 朝第四十號(四) 二六一



○ 國際紛爭平和的處理條約	(條) 第一號(一)	一
○ 官國幣社處務規則中改正	(訓) 內第十三號(一)	一〇六
○ 內務省土木出張所處務規程中改正	(訓) 內第二十六號(一)	一一三
○ 海軍造兵廠處務細則中改正	(達) 海第三十五號(四)	一一三
○ 要港部處務規程改正	(達) 海第二十九號(一〇)	四九
○ 海軍人事部處務規程中改正	(達) 海第六十四號(六)	一五六
○ 朝鮮總督府裁判所及檢事局處務規程中改正	(訓) 朝第二十一號(一)	一一三
○ 間接國稅犯則者處分法等ヲ太ニ施行	(勅) 第十二號(八)	一三
○ 間接國稅犯則者處分法施行規則中改正	(勅) 第十三號(八)	一四
○ 驛屯土特別處分令	(勅) 第三十九號(一〇)	四五
○ 朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令	(勅) 第六號(八)	七
○ 朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令ニ依ル森林ノ緣故者及木材業者ノ資格	(府) 朝第十號(九)	四三
○ 社寺境内模倣營社寺廢合跡建物處分ノ件、產婆行政處分ノ件、產婆試驗問題試驗成績及職員任免ノ件、北海道移住民汽車貨汽船賃割引券受拂表及同下附表	(訓) 內第一號(一)	九七
○ 朝鮮總督府書記官及事務官ノ特別任用ニ關スル件	(勅) 第四十八號(二)	五八
○ 朝鮮總督府裁判所書記課處務規程	(訓) 朝第二十九號(四)	一一八
○ 明治四十五年制令第四號施行ノ際裁判所ニ勤務ノ書記、通譯生ニシテ別ニ辭令書ヲ交付セラレサル者補職ノ件	(訓) 朝第四十三號(四)	一六二
○ 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙密測規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、留備電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補試驗規則中改正	(府) 朝第八十六號(四)	三三五
○ 關東都督府通信書記補特別任用ニ關スル試驗規則中改正	(府) 關第六號(一〇)	一一三
○ 陸軍將校乘馬令施行規則中改正	(達) 陸第六號(九)	一一
○ 海軍軍人軍國鐵道乘車物品輸送手續中改正	(告) 海第一號(八)	一一
○ 陸軍軍人軍國乘船手續	(告) 陸第九號(五)	九七二
○ 海軍下士卒旅行證票規則廢止	(省) 海第一號(二)	二六
○ 稅關官吏證票	(府) 朝第五十四號(四)	二九九
○ 藥種商、製業者行政處分ノ件及赤痢、腸窒扶私、バラチフス、痘瘡五日報告ニ及ハス	(訓) 內第二號(一)	九七
○ 公有水面ノ埋立及使用ニ關スル處分報告ニ及ハス	(訓) 內第二十三號(一)	一〇九
○ 內務大臣ノ認可ヲ受ケ處分スヘキ河川、道路、港灣等ニ關スル事項	(訓) 內第二十五號(一)	一一〇
○ 驛屯土特別處分令施行規則	(府) 朝第四十號(三)	一六四
○ 臺灣間接國稅犯則者處分規則施行規則中改正	(府) 達第二號(七)	六六
○ 明治四十四年省令第十七號ノ規定ニ依リ市町村吏員事務引續ノ際調製スヘキ書類帳簿物件又ハ財産ノ目錄ニ關スル件	(訓) 內第十九號(一)	一〇八
○ 鑛山監督署長鑛業、砂鑛業出願書類受理ノ場合等ニ關スル件	(訓) 內第三十三號(鑛業砂鑛採取業出願ニ關シ事實不判明ノ廢報告ノ件)	同三十八年同第十五號(鑛山監督署長鑛業ニ關スル圖書受理ノ場合地方長官ニ通知ノ件)、同四十二年同第二十九號(明治三十八年農商務省訓令第十五號ヲ砂鑛業出願地ニ關シ地用ノ件)廢止
○ 朝鮮總督府裁判所及檢事官書類保存規程	(訓) 朝第三號(一)	七
○ 朝鮮總督府稅關書記及監視特別任用令	(勅) 第五十三號(三)	一七四

○ 帝國鐵道會計法ニ依リ發行スル證券ノ名稱及額面種類	(省) 大第六號(三)	五八
○ 大藏省證券發行	(告) 大第三號(一)	三三
○ 同上	(告) 大第五號(一)	三四
○ 同上	(告) 大第十五號(三)	一三八
○ 同上	(告) 大第十七號(三)	一三九
○ 同上	(告) 大第二十二號(二)	一四一
○ 同上	(告) 大第二十七號(三)	一八〇
○ 同上	(告) 大第三十二號(三)	一八二
○ 同上	(告) 大第五十三號(四)	五六四
○ 同上	(告) 大第五十九號(四)	五六七
○ 同上	(告) 大第六十二號(四)	五六八
○ 同上	(告) 大第八十八號(六)	一一二
○ 同上	(告) 大第四百四號(七)	二二七
○ 同上	(告) 大第六號(八)	九
○ 同上	(告) 大第七號(八)	九
○ 同上	(告) 大第三十號(一〇)	三二
○ 同上	(告) 大第四十三號(一)	四五九
○ 同上	(告) 大第四十五號(一)	四六〇
○ 同上	(告) 大第五十七號(二)	七二〇
○ 明治四十五年三月以降割引ノ方法ヲ以テ發行スヘキ大藏省證券ノ様式改正	(告) 大第二十五號(三)	三八〇



- 大日本帝國政府鐵道證券發行 (告)大第三十三號(三) 三八二
- 同上 (告)大第六十號(四) 五六七
- 大日本帝國政府鐵道證券見本配置 (告)大第三十一號(三) 三八二
- 國債證券買入抽却 (告)大第七號(二) 一三五
- 同上 (告)大第二十六號(三) 三八〇
- 同上 (告)大第四十六號(三) 三八九
- 同上 (告)大第六十一號(四) 五六七
- 同上 (告)大第六十七號(五) 九四六
- 同上 (告)大第八十七號(六) 二二三
- 同上 (告)大第五號(八) 八
- 同上 (告)大第十三號(九) 一九六
- 同上 (告)大第二十六號(二〇) 三〇八
- 同上 (告)大第三十六號(二一) 四五四
- 同上 (告)大第四十九號(二二) 六九六
- 同上 (告)大第五十八號(二三) 七二二
- 明治四十四年十二月日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第二號(一) 三三
- 明治四十五年一月日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第十號(二) 一三六
- 明治四十五年二月甲種國債登錄簿ニ登錄シ又ハ日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第二十九號(三) 三八二
- 明治四十五年三月日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第五十四號(四) 五六四
- 明治四十五年四月日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第六十六號(五) 九四六
- 明治四十五年五月甲種國債登錄簿ニ登錄シ及日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第八十三號(六) 二二一
- 明治四十五年六月一日ヨリ大正元年七月三十一日マテニ日本銀行ニ交付シタル國債證券ノ額面高 (告)大第四號(八) 八
- 明治三十九年告示第七百二十八號(國債ノ種別及國債證券ノ名稱)中改正 (告)大第五十四號(二) 六九六
- 減失紛失ニ因リ失効ノ記名國債證券 (告)大第三十四號(三) 三八二
- 同上 (告)大第十四號(九) 一九七
- 紛失ニ因リ失効ノ記名國債證券 (告)大第十一號(三) 一三六
- 同上 (告)大第二十八號(三) 三八一
- 同上 (告)大第四十五號(三) 三八八
- 同上 (告)大第七十二號(五) 九六七
- 同上 (告)大第八十號(五) 九七二
- 同上 (告)大第八十九號(六) 二二三
- 同上 (告)大第九十八號(七) 二四五
- 同上 (告)大第一百號(七) 二四七
- 紛失無記名國債證券ニ對シ元利金仕拂 (告)大第十二號(二) 一三六
- 同上 (告)大第三十五號(三) 三八二
- 同上 (告)大第七十三號(五) 九六八

- 同上 (告)大第九十號(六) 二二三
- 同上 (告)大第九十九號(七) 二四五
- 同上 (告)大第十五號(九) 一九七
- 同上 (告)大第二十二號(二〇) 三〇七
- 同上 (告)大第三十四號(二〇) 三三四
- 減失紛失ニ因リ失効ノ記名國債證券ノ利札 (告)大第十三號(二) 一三七
- 同上 (告)大第七十四號(五) 九六九
- 同上 (告)大第九號(七) 一四一六
- 紛失ニ因リ失効ノ記名國債證券ノ利札 (告)大第三十六號(三) 三八四
- 同上 (告)大第九十二號(六) 二二四
- 同上 (告)大第十六號(九) 一九八
- 同上 (告)大第二十三號(二〇) 三〇七
- 紛失無記名國債證券ノ利札ニ對シ利金仕拂 (告)大第十四號(二) 一三八
- 同上 (告)大第七十五號(五) 九六九
- 同上 (告)大第九十一號(六) 二二四
- 同上 (告)大第一百一號(七) 二四一六
- 同上 (告)大第十七號(九) 一九九
- 同上 (告)大第二十四號(二〇) 三〇八
- 明治四十一年告示第六百六十三號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入保管又ハ賣却ニ關スル料金)中改正 (告)大第五十七號(五) 一〇八六
- 明治四十三年告示第四十四號(郵便貯金規則ニ依リ郵便官署ニ於テ取扱フ證券ノ購入保管又ハ賣却ニ關スル料金)中改正 (告)大第二百四十三號(六) 二三五
- 朝鮮不動産證明令 (制)第十五號(四) 四一
- 朝鮮不動産證明令施行規則 (府)朝第三十七號(四) 二四八
- 朝鮮不動産證明令施行規則中改正 (府)朝第二百二十二號(六) 四八七
- 朝鮮總督府所管ニ係ル不動産證明又ハ登記ノ囑託ニ關スル件 (府)朝第四十四號(二) 一七四
- 朝鮮登錄稅令ニ依リ選定シタル評價人ノ手當及旅費支給方並證明申請人ノ負擔スル費用 (府)朝第三十一號(二) 一三〇
- 租稅徵收額證明規程書式中改正 (達)會第一號(二) 九六
- 民事令、刑事令、不動産登記令、不動産證明令並ニ其施行上必要ノ規定發布ニ付キ趣旨貫徹方 (訓)朝第十七號(四) 九五
- 黃海道安岳郡廳備付ノ土地、建物證明簿全部燒失ニ付キ再證明申請方 (告)朝第二百二十二號(三) 八三一
- 大赦令ニ依ル赦免ヲ得ヘキ罪ニ付キ刑ノ普渡ヲ受ケ既ニ其執行ヲ終リ若クハ執行ノ免除ヲ得タル者又ハ其遺族ニシテ赦免ヲ得タル旨ノ證明ヲ受ケントスルトキ申出方 (告)朝第四十六號(二〇) 四二〇
- 同上 (告)朝第二十九號(二〇) 四三〇



○同上 (告) 關第二十九號(一〇) 四三五

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル條規

○同上 (省) 遞第三十三號(六) 一五四

○同上 (府) 朝第百二十五號(七) 五六一

○同上 (府) 釜第六十五號(七) 五六七

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル效力

○同上 (告) 遞第五百七十號(六) 一三三

○同上 (告) 朝第百六十九號(七) 一四九〇

○同上 (告) 登第九十六號(七) 一五二一

○同上 (告) 關第七十六號(七) 一五二七

○郵便爲替證書發行手續中改正

○同上 (省) 遞第十三號(一〇) 七五

○學術卒業證書等授與式施行手續中改正

○同上 (達) 海第六十七號(六) 一五七

〔職員〕

○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル (法) 第十一號(三) 一三三

○明治四十五年法律第十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退職料及遺族扶助料ニ關スル)施行ニ關スル件 (勅) 第七十號(三) 一九〇

○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件 (勅) 第七十一號(三) 一九一

○明治四十五年勅令第七十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件) 第二條及第三條ニ依リ納ムヘキ金員取扱方 (訓) 朝第六十三號(六) 三〇〇

○朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ヨリ國庫ニ納付スル收入金取扱方 (訓) 朝第七十一號(六) 三三八

○皇太后宮職員ノ任用ニ關スル件 (皇) 第七號(七) 六五

○帝室林野管理局臨時職員官制中改正 (皇) 第二十一號(二) 一七

○宮内職員ノ懲戒免除ニ關スル件 (皇) 第十六號(一〇) 二二

○防疫職員官制制定明治三十三年勅令第九十七號(廳府縣ニ臨時防疫官設置) 同三十六年同第二號(警視廳ニ臨時防疫職員設置) 同第百七十八號(神奈川縣同上) 同三十八年同第百四十三號(大阪府及兵庫縣同上) 同第百八十二號(山口縣同上) 廢止 (勅) 第百二號(四) 二二三

○明治三十九年勅令第八十七號(神宮司廳職員ト神部聖職員トノ間ノ轉任ニ關スル件)中改正 (勅) 第八十九號(四) 二二〇

○朝鮮總督府及其所屬官署職員ノ特別任用ニ關スル件 (勅) 第五十號(三) 一七一

○朝鮮總督府通信官署職員特別任用令及明治四十三年勅令第三百八十一號(朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件)中改正 (勅) 第五十一號(三) 一七二

○朝鮮總督府臨時土地調查局職員特別任用令中改正 (勅) 第五十二號(三) 一七三

○建築土木及官有財産調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅) 第二十三號(三) 一三九

○礦區臨検、水産試験及灌溉事業調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅) 第二十四號(三) 一四〇

○明治四十四年勅令第八十二號(礦床、林野及國有未墾地調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置)中改正 (勅) 第二十五號(三) 一四一

○臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正 (勅) 第三十一號(五) 二五五

○營業獎勵ニ關スル事務ニ從事セシムルタメ臺灣總督府ニ臨時職員設置 (勅) 第百十二號(五) 二三八

○明治三十六年勅令第百四十五號(臨時臺灣總督府ノ防疫事務ニ從事スル職員ノ件)中改正 (勅) 第百十三號(五) 二三九

○交通至難ノ場所ニ在動シ無線電信業務ニ從事スル臺灣總督府郵便局職員ニ手當給與ノ件 (勅) 第二十號(九) 二四

○明治三十九年勅令第八十七號(關稅率調査ニ關スル職員ノ件)中改正 (勅) 第六十一號(三) 一八一

○陸軍省臨時職員増置 (勅) 第十五號(三) 一三三

○文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅) 第百三十號(五) 二五四

○明治四十四年勅令第百號(農商務省ニ臨時職員設置)中改正 (勅) 第七十七號(四) 一九六

○臘虎臘獸保護ニ關スル事務ヲ掌理セシムルタメ農商務省ニ臨時職員設置 (勅) 第百四號(五) 二二七

○明治四十一年勅令第二百二十八號(農務局ノ事務ニ從事セシムルタメ農商務省ニ臨時職員設置)中改正 (勅) 第七十三號(四) 一九三

○明治三十九年勅令第五十八號(山林事務ニ從事セシムルタメ農商務省及林區署ニ臨時職員設置)中改正 (勅) 第百三十四號(六) 二五九

○船積職員法準用ノ件 (勅) 第三十一號(一〇) 三九

○朝鮮總督府裁判所職員定員令中改正 (勅) 第四十四號(三) 一六四

○明治四十三年勅令第三百二十二號(舊韓國在外指定學校職員ノ名稱待遇及任用解職ニ關スル件)廢止 (勅) 第四十八號(三) 一六九

○明治四十三年勅令第三百八十八號(交通至難ノ場所ニ在動スル朝鮮總督府通信官署職員ノ手當ニ關スル件) 同第百八號(朝鮮總督府通信官署ノ取扱ニ係ル歳入歳出金及歳入歳出外現金ノ交互振替及繰替ニ關スル件) 及同第百九號(朝鮮總督府ノ指定スル官署ノ經費渡切ニ關スル件)中改正 (勅) 第四十九號(三) 一七〇



○ 蕃地ニ於ケル討伐搜索及警戒ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スル件制定明治三十八年勅令第二百八十七號(蕃地警察事務ニ從事スル臺灣總督府職員又ハ其遺族ニ一時金ヲ給スル件)廢止 (勅)第三十二號(一〇) 四〇	○ 關東都督府臨時防疫部官制及明治四十四年勅令第十三號(關東都督府臨時職員増置)廢止 (勅)第七十二號(三) 一九二	○ 船舶内ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅)第七十五號(四) 一九四	○ 交通至難ノ場所ニ設置シタル無線電信局ニ在勤スル關東都督府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅)第七十六號(四) 一九五	○ 儀殿及伏見桃山陵ノ祭事ヲ掌ラシムルタメ臨時職員設置 (省)宮第十號(二) 七九	○ 判任待遇等外宮内職員職制中改正 (省)宮第三號(三) 五二	○ 同上 (省)宮第五號(七) 一五五	○ 同上 (省)宮第三號(八) 二	○ 同上 (省)宮第九號(二) 七九	○ 神宮神部署職員俸給規則 (省)内第一號(八) 二	○ 明治三十三年省令第十四號(府縣郡ヨリ給料給與ヲ受クル吏員職員ノ退職料退職給與金遺族扶助料支給ニ關スル規定ノ件)中改正 (省)内第十九號(三) 一七五	○ 社寺境内模範菩提社寺聯合社跡建物處分ノ件、產婆行政處分ノ件、產婆試験問題試験成績及職員任免ノ件、北海道移住民汽車貨汽船賃割引券及拂與及同下附表報告ニ及ハス (訓)内第一號(二) 九七	○ 防備隊職員勤務令中改正 (達)海第三十號(一〇) 五三	○ 明治三十八年達第百七十八號(海軍參謀官タル職員ノ件)中改正 (達)海第二十二號(九) 三七	○ 船舶職員法施行細則中改正 (省)遞第六號(八) 三六	○ 同上削除 (省)遞第十號(一〇) 七四	○ 同上改正 (省)遞第二十三號(三) 二六四	○ 委任及判任待遇朝鮮總督府監獄職員中改正 (府)朝第六十二號(四) 三〇六	○ 朝鮮公立小學校職員定員規程 (府)朝第六十七號(四) 三二三	○ 朝鮮公立高等女學校職員定員規程 (府)朝第六十八號(四) 三二三	○ 朝鮮公立實業專修學校及朝鮮公立簡易實業專修學校職員定員規程 (府)朝第六十九號(四) 三二四	○ 公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則 (府)朝第八十二號(四) 三三八	○ 公立學校職員恩給審查規程 (府)朝第八十三號(四) 三三四	○ 朝鮮總督府及所屬官署職員宿舎料支給規則中改正 (府)朝第八十四號(四) 三三四	○ 各道憲惠醫院職員定員 (訓)朝第五十號(四) 二七四	○ 公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則中改正 (府)朝第二十一號(一〇) 六〇	○ 公立學校職員退職料及遺族扶助料支給規則ニ依リ調製スヘキ年額計算書式 (訓)朝第四十八號(四) 二〇六	○ 明治四十四年府令第六十九號(朝鮮總督府及其所屬官署職員標準ノ件)中改正 (府)朝第七十八號(四) 三三四
---	---	--	--	--	------------------------------------	------------------------	----------------------	-----------------------	-------------------------------	---	--	----------------------------------	--	---------------------------------	--------------------------	----------------------------	---	-------------------------------------	---------------------------------------	---	---	------------------------------------	--	---------------------------------	--	---	---

○ 明治四十四年府令第三十三號(朝鮮總督府鐵道局職員ノ現業從事者略服ノ件)中改正 (府)朝第二百二十七號(七) 五六二	○ 臺灣總督府鐵道部職員救濟組合規則中改正 (府)臺第十號(八) 二七	○ 臺灣總督府作業所職員徵章佩用規則制定明治四十三年府令第四十八號(作業所職員徵章佩用規程)廢止 (府)臺第三號(七) 六七	○ 漢口明治小學校ヲ在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)文第十五號(九) 二〇一	○ 南滿洲鐵道株式會社設立木溪湖尋常高等小學校及橋頭、鶴冠山兩尋常小學校在外指定 學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)關第三十七號(四) 六九四	○ 南滿洲鐵道株式會社設立鐵嶺尋常高等小學校在外指定學校職員退職料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)關第八十六號(七) 一五二八	○ 地方方法院支廳所在地ニ在勤ノ朝鮮總督府警視、警部其地方方法院支廳檢事ノ職務取扱方 (訓)朝第十三號(四) 八五	○ 市制第六十九條及町村制第四百九十九條ニ依ル命令ノ件制定明治三十三年勅令第三百二十三號(市町村行政ニ關シ主務大臣許可ノ職權ヲ府縣知事ニ委任ノ件)廢止 (勅)第十八號(八) 二〇	○ 明治三十四年達第百十九號(海軍工作廳以外ノ工場ニ於テ常時使役スル職工、人夫ノ給與ニ關スル件)中追加 (達)海第六十八號(三) 一〇七	○ 海軍各廳所屬雇員傭人及職工等ノ間ニ於テ相互ノ便宜ヲ計リ若クハ福利ヲ増進スル目的ヲ以テ團體ヲ組織シ又ハ病院等ノ設備ヲ爲スニ當リ當該官廳ノ職員ヲ其役員又ハ會員ニ推薦シ若クハ現金出納診療其他ノ事務取扱ノ依頼ヲ爲サントスルトキ各廳長ノ承認ヲ受クヘキ件 (達)海第五十七號(五) 一五一	○ 官役職工人夫扶助令施行細則中改正 (府)臺第六十四號(七) 五六六	○ 判任待遇等外宮内職員職制中改正 (省)宮第三號(三) 五二	○ 同上 (省)宮第五號(七) 一五五	○ 同上 (省)宮第三號(八) 二	○ 同上 (省)宮第九號(二) 七九	○ 軍人軍屬宿直ニ晝夜交替又ハ晝夜勤務ヲ命セラレタルトキ食料支給方制定明治四十年達第十八號(判任官以下宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)同四十四年同第八十一號(東京各廳在勤ノ高等官判任官ニシテ宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)廢止 (達)海第八號(八) 六
--	--	---	--	--	--	--	--	---	---	--	------------------------------------	------------------------	----------------------	-----------------------	---

大正十五年 索引 (職務) (職權) (職制) (食卓、食料) 三一八



- 間島、羅春、安東縣地方へ出張ノ者ニ日常、客舎料及食卓料支給方 (訓) 朝第五號(一〇) 八六
- 外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正 (法) 第七號(三) 八
- 明治三十五年省令第十號(不動産ノ登記ノ囑託ニ就キ官吏指定ノ件) 中追加 (省) 大第一號(八) 三
- 農商務省所管不動産登記ノ囑託ニ關シ農商務大臣ノ代理官指定明治四十年省令第十四號(同件) 廢止 (省) 農第六號(九) 五三
- 朝鮮總督府所管ニ係ル不動産證明又ハ登記ノ囑託ニ關スル件 (府) 朝第四十四號(三) 一七四
- 囑託員、雇員、傭人ニシテ大正元年七月三十日前ノ所爲ニ付キ懲戒ノ處分ヲ受ケタル者懲戒免除 (告) 關第四十號(一〇) 四三六
- 市町村長、助役ノ除服及旅行ニ關シ監督官廳ノ認可ヲ受ケシムルノ規定ヲ設クヘキ件 (訓) 內第十五號(二) 一〇七
- 臺灣總督府助産婦講習生規程ニ依リ臺北醫院ニ於テ助産婦講習開始ニ付キ志願者出願方 (告) 臺第十一號(三) 二二三

- 職課委員、軍法會議判士長、判士ノ命免等ノ辭令ニシテ海軍省ヨリ發スルモノハ辭令書ヲ交付セス官報又ハ海軍公報ニ登載ス (達) 海第十二號(二) 二五
- 實用新案法施行規則中改正 (省) 農第七號(三) 三八
- 明治四十二年省令第五十二號(特許意匠商標ニ關スル請求書申請書手數料及實用新案ニ關シ差出ス請求書ニ要スル手數料) 中改正 (省) 農第八號(三) 四〇
- 司法警察官執務規程 (訓) 朝第四十六號(四) 一七三
- 支那宛小包郵便物ハ甘肅省宛ノモノモ遞送シ得ルニ明治四十五年告示第二百三十四號(甘肅省宛ノモノヲ除キ清國宛小包郵便物總テ遞送シ得ル件) 廢止 (告) 遞第六百三十三號(六) 二四七
- 陸軍衛生部及獸醫部士官學生、依託學生、依託生徒規則中改正 (達) 陸第六號(三) 三三
- 獸醫部下士官課取扱方 (達) 陸第二十二號(三) 一〇五
- 臺灣總督府助産婦講習生規程中改正 (府) 臺第十一號(三) 四六
- 第四十六回獸醫、第三十六回歸鐵工各免許試驗舉行地及期日 (告) 農第三號(二) 六〇

- 獸疫豫防法施行細則中改正 (省) 農第十八號(二) 二二
- 朝鮮總督府臨時獸疫豫防委員部規則 (訓) 朝第五十八號(五) 二八八
- 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件 (勅) 第七十一號(三) 一九一
- 明治四十五年勅令第七十一號(朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ國庫納金ノ收入ニ關スル件) 第二條及第三條ニ依リ納ムヘキ金員取扱方 (訓) 朝第六十三號(六) 三〇〇
- 朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ノ支給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ヨリ國庫ニ納付スル收入金取扱方 (訓) 朝第七十一號(六) 三三八
- 公共團體ニ於テ使用料手數料等徵收上便宜ノため收入證紙ヲ發行スルモ經伺ニ及ハス (訓) 內第十七號(二) 一〇七
- 明治三十六年達第百三十四號(海軍省所管收入及經費ニ係ル支出收入區分及委任仕拂命令官、歳入徵收官、收入官吏ニ關スル件) 廢止 (達) 海第六號(八) 五
- 收入印紙實捌規則中改正 (省) 遞第十二號(一〇) 七五
- 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙實捌規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、貯蓄電話規則、私設電信電話規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滞納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補試驗規則中改正 (府) 朝第八十六號(四) 三三五

- 郵便切手類及收入印紙實下賣捌規則設定明治三十八年府令第三十四號(臺灣總督府郵便切手類實下賣捌規則) 同第五十號(收入印紙實下賣捌規則) 廢止 (府) 臺第五十三號(六) 五二
- 明治三十七年府令第七十二號(收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手數料種目) 中追加 (府) 臺第五十八號(六) 五四七
- 同上 (府) 臺第十四號(六) 三三
- 同上 (府) 臺第四十四號(三) 二四二
- 郵便切手類及收入印紙實下賣捌規則中改正 (府) 臺第五十六號(三) 二五九
- 明治三十三年訓令第九號(土地收用法ニ關スル件) 中削除 (訓) 內第二十四號(二) 一〇九
- 土地收用令ヲ平安南道平壤府ニ施行 (府) 朝第六十五號(四) 三〇八
- 土地收用令ヲ黃海道海州郡ニ施行 (府) 朝第八十八號(四) 三三六
- 土地收用令ヲ咸鏡南道元山府及安邊郡ニ施行 (府) 朝第九十九號(五) 三七五
- 土地收用令ヲ忠清南道公州郡ニ施行 (府) 朝第四號(八) 四
- 土地收用令ヲ江原道鐵原郡ニ施行 (府) 朝第十七號(一〇) 五五
- 土地收用令ヲ咸鏡北道咸津郡ニ施行 (府) 朝第三十五號(二) 一四五



- 臺灣土地收用規則ヲ新竹廳竹南一堡斗換坪庄ニ施行 (府) 臺第二十五號(三) 一四四
- 〔收容〕
  - 朝鮮關稅令施行規則ニ依ル手續料及收容貨物敷料 (府) 朝第五十二號(四) 二九六
  - 明治四十年告示第四百九十九號(浮浪者收容所名稱位置) 中追加 (告) 臺第六十號(四) 六九〇
- 〔收納〕
  - 地方費賦課金收納郵便振替貯金特別取扱規則 (府) 朝第二號(八) 二
- 〔修理〕
  - 度量衡器修理特許者住所氏名 (告) 朝第六十二號(四) 六六二
  - 同上 (告) 朝第二百六十三號(六) 一三五
- 〔修繕〕
  - 道路維持修繕規程 (訓) 朝第二十五號(三) 一四四
- 〔狩獵〕
  - 狩獵法施行規則中改正 (省) 農第十四號(五) 一三三
  - 狩獵規則中改正 (府) 朝第十九號(一〇) 五九
- 〔囚人〕
  - 囚人及刑事被告人押送規則中改正 (府) 關第二號(二) 一五
  - 七月三十日附勅令第二號ヲ以テ廢朝中八囚人ノ服役ヲ特免シ死刑及管刑ノ執行致款舞音曲ヲ停止シ大正元年七月三十一日ヨリ施行スル旨公布セラル (告) 朝號外(七) 六一七
- 〔志願〕
  - 陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體検査規則中改正 (省) 陸第三號(三) 二五
  - 憲兵隊就職志願者タル豫備役後備役憲兵下士上等兵採用規程 (省) 陸第四號(三) 六一
  - 大正二年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 (告) 陸第五號(一〇) 三二六
  - 海軍兵學校生徒志願者身體検査日制 (告) 海第七號(五) 九八一
  - 海軍經理學校生徒志願者身體検査日制 (告) 海第三號(二) 一四二
  - 海軍機關學校生徒志願者身體検査日制及學術試驗開始期日 (告) 海第四號(四) 五七二
  - 海軍中少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付志願者出願方 (告) 海第九號(七) 一四一八
  - 海軍中少主計採用ニ付志願者出願方 (告) 海第八號(六) 一三三八
- 〔砂防〕
  - 砂防法ニ依リ砂防工事施行ノ區域 (告) 內第二十七號(四) 五六一
  - 砂防法ニ依リ明治四十五年度以降砂防工事ヲ施行スル土地區域 (告) 內第三十五號(五) 九三九
  - 砂防設備ヲ要スル指定土地中地番更正 (告) 內第八號(一) 三
  - 砂防工事施行地中同上 (告) 內第九號(二) 三

- 治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止制限スヘキ土地指定 (告) 內第七號(一) 三〇
- 同上 (告) 內第十五號(三) 二四四
- 同上 (告) 內第十六號(三) 二六一
- 同上 (告) 內第十七號(三) 二七六
- 同上 (告) 內第十八號(三) 二九一
- 同上 (告) 內第十九號(三) 三〇九
- 同上 (告) 內第二十號(三) 三二七
- 同上 (告) 內第二十一號(三) 三四五
- 同上 (告) 內第二十二號(三) 三六二
- 同上 (告) 內第二十四號(三) 三七九
- 同上 (告) 內第二十九號(四) 五六三
- 同上 (告) 內第三十號(四) 五八三
- 同上 (告) 內第三十二號(五) 九二八
- 同上 (告) 內第三十六號(五) 九三九
- 同上 (告) 內第四十號(五) 九四三
- 砂防法ニ依リ治水上砂防ノタメ一定ノ行爲ヲ禁止若クハ制限スヘキ土地指定區域中解除 (告) 內第三十號(一〇) 三〇四
- 砂防設備ヲ要スル土地指定 (告) 內第六號(一) 三〇
- 同上 (告) 內第十二號(二) 一三〇
- 同上 (告) 內第十三號(二) 一三四
- 同上 (告) 內第二十三號(三) 三七六
- 同上 (告) 內第二十六號(四) 五六一
- 同上 (告) 內第二十八號(四) 五六一
- 同上 (告) 內第三十四號(五) 九三八
- 砂防法ニ依リ砂防設備ヲ要スル土地指定區域中解除 (告) 內第二十九號(一〇) 三〇四
- 〔砂鑛〕
  - 樺太ニ於ケル砂鑛業ノ登録ニ關スル件 (勅) 第百三十九號(六) 二六五
  - 樺太ニ於ケル鑛業又ハ砂鑛業ニ關スル手續料ノ件 (勅) 第四百四十六號(六) 二六五
  - 砂鑛法施行規則中改正 (省) 農第二十號(二) 一一七
  - 嶺山監督署長鑛業、砂鑛業出願書類受理ノ場合等ニ關スル件設定明治三十二年訓令第十三號(鑛業砂鑛採取業出願ニ關シ事實不判明ノ廢報告ノ件) 同三十八年同第十五號(嶺山監督署長鑛業ニ關スル願書受理ノ場合地方長官ニ通知ノ件) 同四十二年同第二十九號(明治三十八年農商務省訓令第十五號ヲ砂鑛業出願地ニ關シ準用ノ件) 廢止 (訓) 農第一號(八) 四
- 〔暹羅〕
  - 伊太利國ハ國際無線電信條約批准、暹羅國ハ同條約ニ加入 (告) 遞第六百四十三號(七) 一四五〇
- 〔商法〕
  - 明治四十四年省令第二十四號(商法第五百三十四條ノ二ノ規定ニ依リ手形交換所指定ノ件) 中追加 (省) 司第二號(八) 五



○ 同上改正	(省)司第六號(一〇)	六四
○ 商標法施行細則中改正	(省)農第五號(三)	三五
○ 明治四十二年勅令第二百九十六號商標ノ登録ニ關スル件施行規則中改正	(省)農第六號(三)	三八
○ 明治四十二年省令第五十二號(特許意匠商標ニ關スル請求書申請書手数料及費用新案ニ關シ差出ス請求書ニ要スル手数料)中改正	(省)農第八號(三)	四〇
○ 本島人、清國人又ハ本島人清國人ノミノ間ニ設立シタル團體ノ商標中ニ會社ノ文字ヲ用フルヲ得サル件	(府)第第十六號(三)	八三
○ 明治四十三年勅令第三百七號(商務官ノ給與及經費等ニ關スル件)中改正	(勅)第四百四十九號(七)	二七五
○ 商業登記取扱手續中改正	(省)司第四號(一〇)	六一
○ 商業會議所法施行規則中創除	(省)農第二十八號(三)	一九六
○ 商業登記取扱規則	(府)朝第三十號(四)	一六一
○ 商業教員養成所明治四十五年度生徒募集員數	(告)文第二十一號(二)	五八
○ 朝鮮總督府商品陳列館移轉	(告)朝第七十號(二)	六三
○ 開戦ノ際ニ於ケル敵ノ商船取扱ニ關スル條約	(條)第六號(二)	一一七
○ 商船ヲ軍艦ニ變更スルコトニ關スル條約	(條)第七號(二)	一二四
○ 上長官、士官、准士官		
○ 陸軍士官候補生徒其他陸軍志願者身體檢査規則中改正	(省)陸第三號(三)	一五
○ 陸軍衛生部及歐陽部士官學生、依託學生、依託生徒規則中改正	(達)陸第六號(三)	三三
○ 陸軍將校同相當官、准士官用背蓋、圍腰、水筒及飯盒制式設定明治三十四年陸達第七十一號(士官背蓋制式)廢止	(達)陸第九號(九)	一八
○ 海軍上長官士官任用進級取扱規則改正	(達)海第二十九號(三)	六三
○ 海軍准士官下士任用進級取扱規則	(達)海第五十三號(四)	二六
○ 海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則中改正	(達)海第四十四號(四)	一一三
○ 同上	(達)海第六十九號(六)	一九九
○ 同上刪除	(達)海第六十一號(二)	八六

○ 海軍兵曹長同相當官准士官配屬會課規則中改正	(達)海第二十二號(三)	三九
○ 海軍兵曹長、同相當官、准士官下士敘位、敘勳具申手續	(達)海第六十三號(二)	八七
○ 大正二年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得	(告)陸第五號(一〇)	三六
○ 陸軍將校馬具制中改正	(勅)第十一號(三)	二七
○ 朝鮮總督府通信官署職員特別任用令及明治四十三年勅令第三百八十一號(朝鮮總督府所屬官署職員ニ任セラレタル陸海軍現役將校同相當官ニ關スル件)中改正	(勅)第五十一號(三)	一七二
○ 陸軍將校乘馬令施行規則中改正	(達)陸第六號(九)	二二
○ 明治三十七年陸達第五百五十六號(戰時又ハ事變ニ際シ戰時職務ニ就キタル陸海軍現役將校同相當官以下ノ兵籍所管ノ件)廢止	(達)陸第二號(二)	三
○ 陸軍將校同相當官實役停年名簿及服役停年名簿編纂規則中改正	(達)陸第十四號(四)	七五
○ 陸軍將校同相當官准士官用背蓋、圍腰、水筒及飯盒制式設定明治三十四年陸達第七十一號(士官背蓋制式)廢止	(達)陸第九號(九)	一八
○ 臺灣警察官與規程中改正	(府)第第二十八號(一〇)	一一五
○ 賞與		
○ 明治四十五年度ニ於テ產牛獎勵規程ニ依ル賞金授與ノ申請ヲ爲サントスルモノ申請書差出方	(告)農第九十三號(四)	五八八
○ 遠洋漁業獎勵法施行細則中改正	(省)農第八號(一〇)	六六
○ 耕地整理及土地改良獎勵費規則中改正	(省)農第九號(一〇)	六九
○ 蠶絲業改良獎勵費交付規則中創除	(省)農第二十六號(三)	一九六
○ 土地改良獎勵補助費交付規程	(訓)朝第三十三號(四)	三九
○ 陸地棉ノ普及獎勵指導及改良要項	(訓)朝第八號(三)	四六
○ 臺灣蠶業獎勵規則	(府)第第二十一號(一〇)	一〇三
○ 臺灣糖業獎勵規則施行細則中改正	(府)第第六十七號(七)	五八八
○ 明治四十五年度ニ於テ產牛獎勵規程ニ依ル賞金授與ノ申請ヲ爲サントスルモノ申請書差出方	(告)農第九十三號(四)	五八八
○ 舊鐵道株式會社第二回社債ノ内償還額	(告)大第二十五號(一〇)	三〇八
○ 釀造		
○ 煙草事務分掌ノタメ朝鮮總督府司稅局出張所設置明治四十三年告示第二十六號(朝鮮總督府度支部釀造試驗所及煙草試作場名稱、位置)廢止	(府)朝第五十九號(四)	三〇五



娼妓取締規則中改正	(省) 內第十七號(三) 一三二	舊總武鐵道株式會社第二回社債ノ内償還	(告) 大第四十三號(三) 三八六
常備	(軍) 陸第七號(三) 一九	舊總武鐵道株式會社第二回社債ノ内償還續	(告) 大第二十五號(一〇) 三〇八
借地	(律) 第一號(二) 一	社寺	
臺灣永代借地權令	(府) 臺第十三號(二) 四八	明治十二年乙第三十一號達(社寺明細帳ニ關スル件) 中改正	(訓) 內第十號(二) 一〇四
臺灣永代借地權令施行規則	(府) 臺第十三號(二) 四八	社寺境内模範管轄社寺廢合跡建物處分ノ件、齋堂行政處分ノ件、齋堂試驗問題試驗成績及職員任免ノ件、北海道移住民汽車貨汽船貨物引券受拂表及同下附表報告ニ及ハス	(訓) 內第一號(二) 九七
永代借地及其ノ上ニ存スル建物登記規則	(府) 臺第十四號(二) 五〇	事務	
射擊		糖業改良事務局官制廢止	(勅) 第六十九號(三) 一八九
明治二十一年陸軍第十四號(射擊教範ニ掲クル射擊ノ實施細章) 同二十八年同第六號(戰時補助憲兵將校下士上等兵上及外委ノ服部徽章) 同二十九年同第六十五號(臺灣砲兵照準測測通信信章) 同三十一年同第三十九號(野砲砲兵照準信章) 同三十四年同第五十七號(工兵ノ年度射擊實施細章) 廢止	(達) 陸第二十五號(五) 一五〇	朝鮮總督府書記官及事務官ノ特別任用ニ關スル件	(勅) 第四十八號(二) 五八
野砲機砲及小銃銃射擊規則	(達) 海第四十二號(一〇) 六一	朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所規程	(府) 朝第九十八號(五) 三七〇
明治四十年達第六十七號(野砲小銃及拳銃射擊規則) 廢止	(達) 海第四十三號(一〇) 六九	朝鮮總督府臨時土地調查局事務員及技術員養成所生徒手當給與規程	(府) 朝第一百號(五) 三七五
艦隊編入中ノ軍艦驅逐艦ハ小銃教練射擊ノ外野砲小銃及拳銃射擊規則ニ依ル木教習年度ノ各種射擊ヲ施行セサルコトヲ得ル件	(達) 海第六十五號(六) 一五七	朝鮮總督府事務分掌規程改正	(訓) 朝第二十七號(四) 一〇八
社債		朝鮮總督府事務分掌規程中改正	(訓) 朝第十一號(二) 一二五
擔保附社債信託法中改正	(法) 第十四號(四) 三二	慈善	
		朝鮮總督府道憲醫院名稱及位置	(府) 朝第六十六號(五) 三八一
		各道憲醫院職員定員	(訓) 朝第五十號(四) 二七四

慈善救濟ノ資トシテ御下賜アラセラルタル金百萬圓 地方頒賜額	(告) 閣第五號(九) 一三五	道種畜場設置道種畜場補助費交付規程	(訓) 朝第三十四號(四) 一四一
嬰錫		道縣府種畜場規程中削除	(省) 農第十三號(一〇) 七二
故李義公世嗣李煥錫錫	(告) 宮第七號(九) 一八五	輸入、輸出、輸送	
敷料		關稅定率法輸入稅表中改正	(法) 第九號(三) 一一
朝鮮關稅令施行規則ニ依ル手敷料及收容貨物敷料	(府) 朝第五十二號(四) 二九六	明治三十九年勅令第二百六十五號(關稅定率法ニ依リ製造品ノ原料輸入稅排戻ニ關スル件) 中改正	(勅) 第六十號(三) 一八〇
同上中改正	(府) 朝第五號(八) 四	明治四十四年勅令第九十七號(關稅定率法ニ依ル製造品ノ原料輸入稅排戻ニ關スル件) 中改正	(勅) 第一百十六號(五) 二四一
資金		關稅定率法第六條ニ依ル米及粉ノ輸入稅率ニ關スル件	(勅) 第一百十九號(五) 二四四
學校及圖書館資金ノ一部所屬換等ニ關スル件	(法) 第四號(三) 四	明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出下戻金ニ關スル件) 中改正	(法) 第三號(八) 四
舊堂上華族保護資金令	(皇) 第三號(七) 二〇	明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出下戻金ニ關スル件) 施行規則中改正	(勅) 第十一號(八) 一二
同上中改正	(皇) 第十八號(一〇) 一三	明治三十九年省令第四十四號(關稅定率法ニ依リ輸入稅ヲ免除セラルヘキ輸出貨物ノ容器指定) 中追加	(省) 大第五號(三) 五八
種馬、種牝馬、種牝牛		輸出羽二重検査所規程中改正	(省) 農第十五號(一〇) 七三
種牡馬検査法施行規則改正	(省) 陸第二號(九) 四二		
種牡牛検査法施行規則中改正	(省) 農第十七號(二) 一一		
種牡牛貸付規程中改正	(省) 農第三號(八) 一七		
同上	(省) 農第十號(三) 八三		
高知種馬所(高知縣)設置	(告) 陸第三號(一〇) 三二四		
種苗			
臺灣造林用種苗下付及賣拂規則	(府) 臺第四十三號(五) 三九一		



- 明治三十八年勅令第五百五十七號ニ依ル鹽、鹽藏魚類及製成醬油ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方中改正 (訓)大第二號(二) 一一四
- 輸出羽二重検査規程中改正 (訓)農第七號(三) 一四一
- 朝鮮關稅定率令ニ依リ輸出貨物ノ容器ニ供スルタメ輸入スル物品ニ關スル件 (府)朝第七十四號(四) 三二八
- 朝鮮關稅定率令第七條第七號及第八條ノ規定ニ依リ輸入又ハ移入ヲ禁止スル物品指定 (府)朝第四十三號(三) 一七四
- 火藥類船舶輸送及貯藏規則 (府)朝第四十五號(三) 一七六
- 明治四十二年告示第千三百四號(小包郵便ニ依リ外國ニ輸入スルコトヲ得サル物品表)中削除 (告)遞第三十三號(二) 八九
- 同上追加 (告)遞第二百三十三號(三) 四五七
- 同上 (告)遞第四百四號(四) 六三三
- 同上中改正 (告)遞第四百五十九號(五) 一〇五二
- 同上 (告)遞第六百六號(六) 二二三
- 同上追加 (告)遞第六百八十六號(七) 二四六六
- 明治四十二年告示第六百六十四號(通常又ハ小包郵便ニ依リ清國ヨリ輸出シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物品表)中追加 (告)遞第七十七號(二) 一〇一
- 同上中改正 (告)遞第四百八十五號(五) 一〇七四
- 墨西哥國ハ當分ノ内通常及小包郵便ニ依リ各種ノ兵器及軍需品ノ輸入ヲ許ササル旨當該郵政廳ヨリ通牒ノ件設定明治四十四年告示第千二十五號(墨西哥國ニ於テ向フ六月間通常及小包郵便ニ依リ各種ノ兵器及軍需品ノ輸入ヲ許ササル旨當該郵政廳ヨリ通牒ノ件)廢止 (告)遞第四百一號(四) 六三五
- 明治四十三年告示第八十七號(通常又ハ小包郵便ニ依リ内地、臺灣及樺太ニ移入シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル物品)中改正 (告)朝第三十二號(三) 二二二
- 同上 (告)朝第一百九號(五) 二一四〇
- 明治四十四年告示第十一號(新義州稅關支署檢査開始)同第十三號(元山稅關船舶檢査開始)同第十八號(滿洲其他北滿地方ヲ「ベスト」流行地ト指定)同第二十一號(「ベスト」豫防ノタメ新義州稅關支署管内輸出入手續中止)同第二十二號(滿洲其他北滿地方ヨリ群山、木浦ニ來航ノ船舶檢査ノ上入港方)同第二十八號(「ベスト」豫防ノタメ嶺南浦稅關及仁川稅關管内各監視署ニ於ケル輸出入手續取扱停止及或克船入港禁止)同第七十三號(新義州稅關支署管内ニ於ケル輸出入手續開始出報所名)同第七十四號(「ベスト」豫防ノタメ嶺南浦稅關支署管内ニ於ケル輸出入手續開始出報所名) (告)朝第二百十二號(五) 二二三八
- 輸出入手續取扱廢止稅關監視署及稅關監所名 (告)朝第二百十三號(五) 二二三九
- 海軍軍人軍屬鐵道乘車竝物品輸送手續中改正 (告)海第一號(八) 一一

〔酒類、酒精〕

- 樺太酒類出港稅法 (法)第一號(八) 一
- 同上施行期日 (勅)第八號(八) 九
- 樺太酒類出港稅法施行規則 (勅)第九號(八) 一〇
- 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料稅法中改正 (法)第二號(八) 三
- 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料稅法施行規則中改正 (勅)第十號(八) 二一
- 明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出入下戻金ニ關スル件)中改正 (法)第三號(八) 四
- 明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出入下戻金ニ關スル件)施行規則中改正 (勅)第十一號(八) 二二
- 臺灣酒造稅規則施行規則中改正 (府)臺第五十七號(三) 二六〇
- 學術卒業證書等授與式施行手續中改正 (達)海第六十七號(六) 一五七
- 明治四十五年度ニ於テ產牛獎勵規程ニ依リ賞金授與ノ申請ヲ爲サントスルモノ申請書差出方 (告)農第九十三號(四) 五八八
- 出版物一種發賣頒布禁止 (告)內第一號(二) 二九
- 同上 (告)內第二號(二) 二九
- 同上 (告)內第三號(二) 二九
- 同上 (告)內第四號(二) 二九
- 同上 (告)內第五號(二) 二九
- 出版物二種同上 (告)內第十四號(二) 二三四
- 同上 (告)內第四號(八) 五
- 同上 (告)內第六號(八) 六
- 同上 (告)內第八號(八) 六
- 同上 (告)內第十二號(九) 一九三
- 同上 (告)內第十三號(九) 一九三
- 同上 (告)內第十四號(九) 一九三
- 同上 (告)內第十五號(九) 一九三
- 同上 (告)內第十六號(九) 一九四
- 同上 (告)內第十九號(九) 一九五
- 同上 (告)內第二十號(九) 一九五
- 出版物二種同上 (告)內第二十二號(〇) 三〇二
- 同上 (告)內第二十三號(〇) 三〇三
- 同上 (告)內第二十五號(〇) 三〇三
- 同上 (告)內第二十七號(〇) 三〇三
- 同上 (告)內第二十八號(〇) 三〇四
- 出版物五種同上 (告)內第三十一號(〇) 三〇五
- 同上 (告)內第三十二號(〇) 三〇五
- 同上 (告)內第三十四號(二) 四五一



○ 出版物二種同上	(告)内第三十六號(二) 四五二	○ 銃砲火藥類取締令	(制)第三號(八) 四
○ 出版物一種同上	(告)内第三十七號(二) 四五二	○ 同上施行期日	(府)朝第二十四號(一〇) 七三
○ 出版物四種同上	(告)内第三十八號(二) 四五二	○ 銃砲火藥類取締令施行規則	(府)朝第二十五號(一〇) 七三
○ 出版物一種同上	(告)内第四十號(二) 四五三	○ 陸軍軍用銃砲及火藥類拂下規則中改正	(省)陸第一號(八) 四
○ 同上	(告)内第四十一號(二) 四五三	○ 明治四十四年告示第十七號(銃砲販賣業者、火藥類販賣業者定員)中改正	(告)内第二十四號(一〇) 三〇三
○ 出版物二種同上	(告)内第四十二號(二) 四五三	○ 銃隊	
○ 出版物一種同上	(告)内第四十三號(二) 四五三	○ 海軍銃隊操式中改正	(達)海第十六號(三) 三六
○ 同上	(告)内第四十五號(三) 六九三	○ 銃獵取締規則中改正	(府)至第十九號(九) 四八
○ 出版物二種同上	(告)内第四十七號(三) 六九三	○ 銃獵取締規則	(府)關第七號(一〇) 一三四
○ 同上	(告)内第四十九號(三) 六九四	○ 衆議院議員選舉法改正調査會官制廢止	
○ 出版物二種同上	(告)内第五十號(三) 六九五	○ 衆議院議員選舉法施行期日	(勅)第五百十號(七) 二七六
○ 發刊日新報第四百三十九十二號同上	(告)至第十號(八) 二二八	○ 沖繩縣ニ於ケル衆議院議員選舉法施行	(勅)第五十八號(三) 一七八
○ 樺太酒類出港稅法	(法)第一號(八) 一	○ 沖繩縣ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿調製ニ關スル件	(勅)第五十九號(三) 一七九
○ 同上施行期日	(勅)第八號(八) 九	○ 衆議院議員選舉法第三十九條ニ依リ假ニ爲サシムル投票ノ封筒ニ印章捺捺記入方	(制)内第十八號(二) 一〇七
○ 樺太酒類出港稅法施行規則	(勅)第九號(八) 一〇		
○ 出生			
○ 明治二十八年訓令第四號(市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準)、同三十六年同第十三號(市區ニ於ケル出生死亡死産數等報告方)件、同三十九年同第十八號(北海道移住民ニ關スル規程)廢止	(訓)内第二十八號(二) 一一三		
○ 出港			
○ 樺太酒類出港稅法	(法)第一號(八) 一		
○ 同上施行期日	(勅)第八號(八) 九		
○ 樺太酒類出港稅法施行規則	(勅)第九號(八) 一〇		

○ 軍人軍屬宿直、一晝夜交替又ハ徹夜勤務ヲ命セラルタルトキ食料支給方設定明治四十年達第十八號(判任官以下宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)、同四十四年同第八十一號(東京各廳在勤ノ高等官判任官ニシテ宿直及其他ノ場合ニ於ケル食料支給方)廢止	(達)海第八號(八) 六	○ 大正二年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得	(告)陸第五號(一〇) 三六
○ 朝鮮總督府及所屬官署職員宿舍料支給規則中改正	(府)朝第八十四號(四) 三三四	○ 明治三十五年省令第一號(官國幣社主典及官掌ノ定員等ニ關スル件)中改正	(省)内第六號(二) 八四
○ 宿舎		○ 神宮神部署官制第二條ニ依ル主事主事補定員	(告)内第三十九號(五) 九四二
○ 朝鮮總督府及所屬官署職員宿舍料支給規則中改正	(府)朝第八十四號(四) 三三四	○ 受刑	
○ 休日ニ關スル件制定明治六年太政官布告第三百四十四號(年中祭日祝日ノ休暇日ヲ定ムル件)廢止	(勅)第十九號(九) 二三	○ 朝鮮、内地間ニ於テ明治四十四年勅令第二百六十八號ニ依リ受刑者及刑事被告人護送ノ場合ニ送致スヘキ地點ヲ定ム	(訓)朝第七十二號(六) 三三八
○ 主計		○ 艦務用品經理規程改正	(達)海第二十七號(九) 三八
○ 海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造船兵學生、主計學生條例中改正	(勅)第四百四十七號(七) 二七三	○ 兵隊司司釜山需品支庫廢止	(達)海第四十六號(二) 七一
○ 海軍軍醫學生、藥劑學生、造船學生、造船兵學生、主計學生規則中改正	(省)海第八號(七) 一八一	○ 公文書ニ用フル森林樹木ノ名稱記載方設定明治四十四年農商工部告示第九號廢止	(告)朝第十八號(九) 二六五
○ 海軍中主計海軍少主計候補生採用規則中改正	(省)海第五號(六) 一五三	○ 關東都督府巡捕服制	(府)關第十號(三) 二六五
○ 海軍中少主計採用ニ付キ志願者出願方	(告)海第八號(六) 一三八	○ 明治四十五年度請願巡査費及同巡捕費ノ件	(告)關第三十八號(四) 六九四
○ 海軍少主計候補生實務練習規則 (達)海第七十六號(七) 一六三			



〔巡査〕

- 巡査俸給支給規則 (省)内第十三號(一) 八七
- 巡査採用規則中改正 (訓)内第二十九號(一) 一一三
- 朝鮮總督府巡査、巡査補採用及給與令中改正 (府)朝第百二十八號七 五六二
- 朝鮮總督府巡査部長ニ關スル件 (訓)朝第六十七號六 三三五
- 關東都督府巡査採用規則中改正 (府)朝第四號(三) 五八
- 明治四十四年告示第三百三十一號(巡査派出所及巡査駐在所名稱、位置)中改正 (告)朝第三號(一) 一〇七
- 同上 (告)朝第百十六號(三) 五三三
- 同上 (告)朝第百三十五號(三) 五二七
- 同上 (告)朝第百二十八號(五) 一四三
- 同上 (告)朝第百四十一號(六) 三三九
- 同上 (告)朝第百四十九號(六) 三三五
- 同上 (告)朝第百八十七號(七) 二五〇
- 同上 (告)朝第百二十六號(九) 二七四
- 長野縣市町村立小學校教員警部補、巡査退隱料及遺族扶助料受領手續同縣知事ヨリ通知 (告)第百六十八號(五) 一四八
- 明治四十五年度請願巡査費及同巡捕費ノ件 (告)關第三十八號(四) 六九四

〔侍従〕

- 當分ノ内侍從長二人ヲ置クノ件 (島)第六號(七) 六四

○ 同上廢止

(皇)第八號(八) 五

〔指紋〕

- 指紋取扱規程 (訓)朝第四十七號(四) 二〇一

〔人員〕

- 明治三十五年訓第九二〇號(出納官吏年末人員等報告方ノ件)廢止 (訓)内第八號(二) 一〇四
- 大正二年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 (告)陸第五號(二〇) 三三六

〔人口〕

- 北海道區制第百十四條北海道一級町村制第百二十條ノ最終ノ人口ハ毎年十二月末日現在ニ依リ北海道廳長官ノ調査告示シタルモノニ依ル件設定明治三十年拓殖務省令第八號(北海道區制第百一條北海道一級町村制第百九條同二級町村制第百二條最終人口官報ヲ以テ告示方)廢止 (省)内第十二號(二) 八六
- 明治三十三年訓第一〇五一號(北海道區制及北海道一級町村制施行地ニ於ケル毎年未人口報告ノ件)廢止 (訓)内第十六號(二) 一〇七
- 明治四十四年十二月三十一日調査北海道區制及北海道一級町村制施行地現住人口 (告)内第四十六號(七) 四三三
- 沖繩縣ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿調製ニ關スル件 (勅)第百二十九號(三) 一七九

〔人事〕

- 海軍人事部處務規程中改正 (達)海第六十四號(六) 一五六
- 特許審判書類特別取扱郵便規則中改正 (省)遞第十號(二) 四九
- 美術審查委員會官制中改正 (勅)第百十一號(五) 二二七
- 朝鮮關稅廳審査委員會官制 (勅)第百十四號(四) 二〇四
- 朝鮮關稅廳審査委員會審査規程 (訓)朝第五十七號(五) 二八七
- 朝鮮貴族ニ關スル審査委員會規程 (府)朝第十七號(三) 六一
- 公立學校職員恩給審査規程 (府)朝第八十三號(四) 三三四
- 〔森林〕
- 朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令 (勅)第六號(八) 七
- 北海道廳森林監守規程中改正 (勅)第二十一號(九) 二五
- 國有森林山野保護規則 (府)朝第百五號(五) 三八一
- 朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令ニ依ル森林ノ緣故者及木材業者ノ資格 (府)朝第十號(九) 四三
- 森林山野及未墾地國有私行區分標準 (訓)朝第四號(三) 一七
- 森林山野ノ取締ニ關シ警察官吏タル者地方官ヲ補助シ其保護保育ニ努メシム (訓)朝第二十二號(三) 一四二
- 窪澤官有森林原野貸渡規則中改正 (府)第百二十八號(四) 三四五

○ 宜有森林原野產物實渡及官有森林原野貸渡規程中改正

(府)第百四十九號(六) 五〇〇

- 明治四十五年度歲入歳出及森林資金歳入歳出科目表 (訓)農第三號(四) 七九
- 同上 (訓)農第四號(四) 八五
- 同上 (訓)農第二號(八) 四
- 森林測候所練習生採用規程 (告)農第四十四號(三) 一七二
- 妙義森林測候所設置 (告)農第百十三號(四) 五九八
- 日光森林測候所(栃木縣)設置 (告)農第百三十一號(七) 四三八
- 國有森林山野保護規則ニ依リ森林保護區、森林保護區域及森林保護員駐在所指定 (告)朝第十六號(八) 二二二
- 公文書ニ用フル森林樹木ノ名稱記載方設定明治四十三年農商工部告示第九號廢止 (告)朝第十八號(九) 二六五

〔親王〕

- 親王ニ非サル皇族ニ家務監督ヲ附屬セシムルノ件 (省)宮第八號(七) 一七四

〔信號〕

- 船燈信號器、救命具取扱規則中改正 (省)遞第二十三號(四) 一一三
- 同上 (省)遞第五號(八) 三五
- 軍艦燈信號符字點附 (達)海第二十六號(九) 三八
- 驅逐艦信號符字點附 (達)海第七號(二) 一八
- 汽船若宮丸信號符字點附 (達)海第四十二號(四) 一三三







〔神職〕

- 官國幣社及神部署神職任用令中改正 (勅)第八十八號(四) 二〇八
- 府縣社以下神社神職任用規則中改正 (省)內第三號(一) 八〇
- 縣社以下神社神職任用規則中改正 (府)第五十九號(三) 二六二
- 官國幣社神職俸給規則中改正 (省)內第七號(二) 八四
- 神官神職服制改正 (勅)第五十三號(三) 六三

〔神社〕

- 官國幣社及神部署神職任用令中改正 (勅)第八十八號(四) 二〇八
- 府縣社以下神社神職任用規則中改正 (省)內第三號(一) 八〇
- 明治三十五年省令第一號(官國幣社主典及宮掌ノ定員等ニ關スル件)中改正 (省)內第六號(二) 八四
- 官國幣社會計規則中改正 (省)內第四號(二) 八二
- 明治四十一年省令第十二號(神社ノ財産登錄及管理並會計ニ關スル件)中改正 (省)內第八號(二) 八五
- 官國幣社神職俸給規則中改正 (省)內第七號(二) 八四
- 明治三十九年省令第二十號(府縣社神社村社ノ神饌幣帛料ニ關スル件)中追加 (省)內第十五號(二) 八八
- 官國幣社處務規則中改正 (訓)內第十三號(二) 一〇六
- 官國幣社營繕ニ關スル規程中改正 (訓)內第十四號(二) 一〇六

○縣社以下神社神職任用規則中改正

- (府)第五十九號(三) 二六二
- 明治三十二年遠第百九十號(增國神社例祭參拜等ニ關スル件)中改正 (達)海第六十六號(三) 二〇六
- 國幣小社伊和神社國幣中社ニ列セラル (告)內第四十四號(六) 二〇九
- 別格官幣社靖國神社例大祭日改定 (告)陸十二月四日(三) 七六

〔神饌〕

- 明治三十九年省令第二十號(府縣社神社村社ノ神饌幣帛料ニ關スル件)中追加 (省)內第十五號(二) 八八

〔新聞〕

- 新聞電報規則中改正 (省)遞第一號(八) 二八
- 新聞電報料金課納及後納規則中改正 (省)遞第二號(八) 三〇
- 豫約新聞電報規則中改正 (省)遞第三號(八) 三二
- 同上 (省)遞第四號(八) 三三
- 新聞電報規則中改正 (府)朝第十三號(九) 四四
- 新聞電報規則、郵便切手類及收入印紙賣捌規則、郵便規則、電氣事業取締規則、郵便爲替規則、郵便貯金規則、警備電話規則、私設電信規則、官廳用及私設電信電話ニ依ル公衆通信取扱規則、郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則、朝鮮總督府通信書記補試驗規則中改正 (府)朝第八十六號(四) 三三五

〔清國〕

- 清國事件費支辨ニ關スル件 (法)第一號(三) 一
- 清國駐節陸軍部隊給與令中改正 (勅)第一百號(四) 三三
- 清國駐節陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸第十九號(四) 一〇五
- 清國事變ニ關シ陸軍地方ニ派遣シタル海軍軍人軍醫ニ對スル増給ノ件 (勅)第五號(二) 一〇
- 明治二十七八年戰役又ハ同三十三年清國事變ニ從事シ公務ノタメ死歿シ若クハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者ニ對シ賜與スヘキ特別賜金ノ給與廢止並ニ明治二十八年省令第二十號(明治二十七八年ノ戰役ニ從事シ死歿及傷疾疾病ノ者ニ係ル特別賜金取扱方)及同三十三年同第二十八號(清國事變ニ從事シ公務ノタメ死亡シ又ハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者特別賜金取扱方)廢止 (省)陸第十號(六) 一五二
- 陸軍軍人軍醫軍醫員等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方 (告)陸第六號(四) 五九九
- 明治二十七八年戰役又ハ同三十三年清國事變ニ從事シ公務ノタメ死歿シ若クハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者ニ對シ賜與スヘキ特別賜金ノ給與廢止並ニ明治二十八年省令第四號(明治二十七八年ノ戰役ニ從事シ死歿及傷疾疾病ノ者ニ係ル特別賜金取扱方)及同三十三年同第二十一號(清國事變ニ從事シ公務ノタメ死亡シ又ハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者特別賜金取扱方)廢止 (省)海第四號(六) 一五三

○海軍軍人軍醫軍醫員等ニシテ清國擾亂ニ關シ公務ノタメ傷疾ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死歿シタル者ノ遺族ニ一時賜金賜與方

- (告)海第六號(四) 五七三
- 明治四十五年勅令第五號(清國事變ニ關シ陸軍地方ニ派遣シタル海軍軍人軍醫ニ對スル増給ノ件)ニ依リ支給スル増給支給方 (達)海第八號(二) 一八
- 清國ニ於ケル工業所有權相互保護ニ關スル日露條約 (條)第二號(二) 四
- 同上實施期日 (告)外第二號(二) 四五〇
- 日清郵便規則中削除 (省)遞第二十八號(五) 一三五
- 同上中改正 (省)遞第四十號(七) 一九二
- 清國內本邦郵便局所在地ニ於テ賣捌ク郵便切手及郵便票書ニ「支那」ノ二字ヲ符號トシテ印刷シ並ニ其使用方設定明治四十二年省令第六十一號(同件)廢止 (省)遞第六號(三) 四一
- 朝鮮ト内地臺灣、樺太及清國間郵便規則中改正 (府)朝第一號(五) 三七六
- 本島人、清國人又ハ本島人清國人ノミノ間ニ設立シタル團體ノ商號中ニ會社ノ文字ヲ用フルヲ得ケル件 (府)陸第十六號(三) 八三
- 明治四十二年告示第六百六十四號(通常又ハ小包郵便ニ依リ清國ヨリ輸出シ若ハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若ハ移入スルコトヲ得サル物品)中改正 (告)遞第四百八十五號(五) 二七四
- 支那宛小包郵便物ハ甘肅省宛ノモノモ遞送シ得並ニ明治四十五年告示第二百三十四號(甘肅省宛ノモノヲ除キ清國宛小包郵便物總テ遞送シ得ル件)廢止 (告)遞第六百三十三號(六) 二三四七



○明治四十三年告示第八十七號(通常又ハ小包郵便ニ依リ内地、臺灣及樺太ニ移入シ若クハ清國ニ輸入シ又ハ朝鮮ニ輸入若クハ移入スルコトヲ得サル旨)中改正 (告) 朝第二百十九號(五) 二四〇

〔進級〕

○海軍上長官士官任用進級取扱規則改正 (達) 海第二十九號(三) 六三  
○海軍准士官下士任用進級取扱規則 (達) 海第五十三號(四) 二二六  
○海軍卒進級規則改正(明治二十七年達第七十一號(海軍)後備後進級條例)廢止 (達) 海第五十四號(四) 一三三

〔紳章〕

○紳章再下付 (告) 警第三十一號(三) 五三三  
○紳章下付 (告) 警第三十一號(二) 四三二

ヒノ部

〔罪徒〕

○臺中地方法院管内ニ於ケル匪徒刑罰令ニ掲ケタル犯罪被告事件ヲ審判セシムルタメ臨時法院ヲ南投廳林圯埔ニ開設 (府) 警第三十號(四) 三四七  
○同上廢止 (府) 警第三十三號(四) 三四七  
○明治四十五年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件 (勅) 第九號(五) 二二〇

〔費用〕

○朝鮮民事令制定統監府裁判所司法事務取扱令、明治四十二年勅令第二百三十八號(韓國人ニ係ル司法ニ關スル件)、手形條例、民刑訴訟規則、民事訴訟期限規則、民事訴訟費用規則、陸軍三年法律第十五號、非訟事件手續規則廢止 (制) 第七號(三) 一三三  
○朝鮮刑事令制定刑法大全、鐵道事項犯罪人處罰例、刑事裁判費用規則廢止 (制) 第十一號(三) 三〇  
○團體ノ費用徴収及寄附金募集ニ關スル規則中改正 (府) 警第一號(一) 四  
○同上 (府) 警第四十八號(三) 二五〇

〔費用〕

○明治三十三年省令第七號(府縣制郡制ニ依ル費目適用並財源ニ關スル件)中改正 (省) 内第一號(三) 二五  
○同上 (省) 内第十一號(二) 八六

〔水雪〕

○水雪營業取締規則中改正 (省) 内第十四號(二) 八八

〔肥料〕

○肥料取締法施行規則中改正 (省) 農第一號(八) 一〇

〔日附印〕

○朝鮮總督府通信官署徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則中改正 (府) 朝第六十三號(四) 三〇七  
○山陰線鐵道開通紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告) 遞第四百九十三號(五) 二〇七六

○特殊取扱ニアラサル無封書狀及第二種以下ノ普通通信常郵便物ニ到著日附印ヲ押捺セス (告) 遞第七十八號(八) 九〇

○海軍大觀艦式紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告) 遞第四百三號(二) 五三四

○陸軍特別大演習紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告) 遞第四百二十四號(二) 五四二

○軍艦比叡進水式紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告) 遞第四百五十五號(二) 五五〇

○朝鮮總督府始政二周年紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告) 朝第三十二號(二) 二七六

○臺灣總督府始政第十七回紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告) 臺第八十二號(六) 三三六

○關東都督府始政六周年紀念ノタメ特殊通信日附印使用 (告) 關第十九號(二) 二九〇

〔雜形〕

○明治四十二年告示第四百七號(耕地整理法又ハ同法施行規則ニ掲ケタル土地原簿ノ様式及雜形)中改正 (告) 農第一百十八號(二) 四九四

○砂糖包裝ニ押捺スル檢印ノ雜形 (告) 警第三十八號(二) 四三四

〔埤圳〕

○官設埤圳后里圳ニ依リ水利ヲ受クヘキ土地ニ課スル水租ノ等級及租率 (府) 警第三十六號(五) 三八四  
○官設埤圳指定區域 (告) 警第二十號(三) 五二八

○同上 (告) 遞第二十一號(三) 五二〇

○官設埤圳后里圳灌溉區域 (告) 遞第四十六號(四) 六七九

○官設埤圳后里圳水利組合設置 (告) 遞第四十七號(四) 六八一

○官設埤圳后里圳水利組合管理者ノ件 (告) 警第四十八號(四) 六八一

○官設埤圳編入區域 (告) 警第四十九號(四) 六八一

○衛戍病院患者轉地療養規則附表中追加 (達) 陸第二十七號(六) 一五三

○衛戍病院看護卒派遣規則中改正 (達) 陸第五號(二) 九

○明治二十八年陸達第八十號(臺灣樺太其他海外派遣若クハ病院船乘組看護病人ノ給料支給方)廢止 (達) 陸第二號(八) 一

○明治四十三年陸達第四十二號(衛戍病院分院ノ名稱及位置)中追加 (達) 陸第四號(三) 二七

○同上 (達) 陸第二十六號(六) 一五三

○明治二十八年訓令第四號(市町村ニ設置スヘキ避病院設備標準)、同三十六年同第十三號(市町ニ於ケル出生死亡死産數等報告方ノ件)、同三十九年同第十八號(北海道移住民ニ關スル規程)廢止 (訓) 内第二十八號(二) 一一三

○朝鮮登錄稅令ニ依リ選定シタル評價人ノ手當及旅費支給方並證明申請人ノ負擔スヘキ費用 (府) 朝第三十一號(二) 一三〇

○同上 (府) 朝第三十一號(二) 一三〇



〔被服〕

- 陸軍監獄看守陸軍警守及陸軍傭人被服給與規則中改正 (達)陸達第十八號(二〇) 四八
- 禮儀、擊劍、調帶用被服制式改正 (達)陸達第八號(九) 一三
- 稅關監吏被服料支給規程中追加 (訓)朝第二號(二) 七
- 警察官署所屬船組員及定傭人被服給與規程 (訓)朝第二號(九) 二

〔被告〕

- 朝鮮、内地間ニ於テ明治四十四年勅令第二百六十八號ニ依リ受刑者及刑事被告人送送ノ場合ニ送致スルキ地點ヲ定ム (訓)朝第七十二號(六) 三三八
- 囚人及刑事被告人押送規則中改正 (府)關第二號(二) 一五

〔非訟事件〕

- 朝鮮民事令制定統監府裁判所司法事務取扱令、明治四十二年勅令第二百三十八號(韓國人ニ係ル司法ニ關スル件)、手形條例、民刑訴訟規則、民事訴訟期限規則、民事訴訟費用規則、隆熙三年法律第十五號、非訟事件手續規則廢止 (制)第七號(三) 一三

〔美術〕

- 美術審查委員會官制中改正 (勅)第百一十一號(五) 二二七
- 美術展覽會規程中改正 (告)文第百五十九號(五) 九八九
- 第六回美術展覽會期日、會場及出品出願期限等 (告)文第百六十五號(六) 二四二

- 英國及丁林國ニ於テ一九〇八年十一月十三日附文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ヲ批准シタル旨瑞西聯邦政府ヨリ通牒 (告)內第十一號(也) 一九〇
- 和蘭國政府ニ於テ一九〇八年十一月十三日ノ文學的及美術的著作物保護修正「ベルヌ」條約ニ加入ノ旨瑞西國政府ヨリ通牒 (告)內第四十八號(二) 六九四

モロツコ

- モロツコ國萬國電信條約ニ加入 (告)遞第四百四十三號(五) 一〇四六

〔模範〕

- 朝鮮總督府勸業模範場官制中改正 (勅)第三十五號(三) 一五四
- 勸業模範場事務分掌規程中改正 (訓)朝第三十號(四) 一二六
- 朝鮮總督府勸業模範場事務分掌規程中改正 (訓)朝第五十二號(四) 二七七

〔模造〕

- 朝鮮總督府通信官署徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則中改正 (府)朝第六十三號(四) 三〇七

〔戻稅〕

- 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法中改正 (法)第二號(八) 三
- 工業用酒精酒類其ノ他酒精含有飲料戻稅法施行規則中改正 (勅)第十號(八) 一一

〔木材〕

- 金銀木杯金圓賜與手續ニ依リ全五圓未滿又ハ價格五圓未滿ノ物件寄附者ニ對スル表彰ハ其住所ノ隱報ニ掲載シ褒狀ニ代フ (告)憲第四號(二) 一一三
- 同上中追加 (告)憲第六十九號(三) 一八六

〔木材〕

- 朝鮮國有森林未墾地及森林產物特別處分令ニ依ル森林ノ緣故者及木材業者ノ資格 (府)朝第十號(九) 四三

〔喪服〕

- 皇室喪服規程其ノ他別段ノ定アルモノヲ除クノ外大喪中ノ喪章 (閣)第二號(八) 一
- 同上中追加 (閣)第三號(九) 三
- 白耳義國皇帝陛下ノ皇母コンテナス、ド、フランデル殿下薨去ノタメ宮中喪八日間高等官有爵有位者參内ノ節喪服用方仰出サル (告)宮第二十號(二) 四五〇
- 西班牙國皇帝陛下ノ皇姊ドニヤ、マリヤ、テレサ内親王殿下薨去ノタメ宮中喪八日間高等官有爵有位者參内ノ節喪服用方仰出サル (告)宮第十一號(九) 一八六

〔喪章〕

- 皇室喪服規程其ノ他別段ノ定アルモノヲ除クノ外大喪中ノ喪章 (閣)第二號(八) 一
- 同上中追加 (閣)第三號(九) 三

〔糊〕

- 關稅定率法第六條ニ依ル米及糊ノ輸入稅率ニ關スル件 (勅)第百十九號(五) 二四四

〔文部〕

- 文部省直轄諸學校官制中改正 (勅)第六十六號(三) 一八七
- 文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第百三十號(五) 二五四
- 明治四十三年勅令第百五十四號(文部省直轄諸學校教官俸給ノ支給ニ關スル件)中改正 (勅)第六十八號(三) 一八八
- 明治二十三年訓令第六號(道廳府縣立諸學校外國人傭入傭給、解傭文部省ニ報告方)廢止 (訓)文第七號(七) 三四三
- 明治四十三年告示第百二十三號(文部省直轄諸學校入學ニ關スル件)中改正 (告)文第百五十四號(五) 九八八

セノ部

〔正本〕

- 刑事判決ノ正本、謄本及抄本ノ手数料 (府)朝第三號(八) 四

〔生徒〕

- 海軍造船生徒及造兵生徒條例中改正 (勅)第百四十八號(七) 二七四
- 海軍造船生徒規程中改正 (省)海第九號(七) 一八二
- 陸軍士官候補生徒其他陸軍志願者身體檢查規則中改正 (省)陸第三號(三) 二五
- 陸軍衛生部及獸醫部士官學生、依託學生、依託生徒規則中改正 (達)陸達第六號(二) 三三







- 宇都宮稅務監督局管内下館稅務署移轉 (告) 大第十一號(九) 一九六
- 長野稅務監督局管内柏崎稅務署移轉 (告) 大第十六號(三) 一三八
- 長野稅務監督局管内長岡稅務署移轉 (告) 大第三十七號(三) 三八四
- 名古屋稅務監督局管内沼津稅務署移轉 (告) 大第四十七號(三) 三八九
- 名古屋稅務監督局管内見付稅務署移轉 (告) 大第七十八號(五) 九七〇
- 名古屋稅務監督局管内高山稅務署移轉 (告) 大第二十一號(二〇) 三〇七
- 名古屋稅務監督局管内小牧稅務署移轉 (告) 大第六十號(三) 七三三
- 丸龜稅務監督局管内德島稅務署移轉 (告) 大第四十號(三) 三八五
- 丸龜稅務監督局管内卯之町稅務署移轉 (告) 大第五十七號(四) 五六六
- 熊本稅務監督局管内御船稅務署移轉 (告) 大第二十一號(三) 一四一
- 熊本稅務監督局管内甘木稅務署移轉 (告) 大第四十號(二) 四九九
- 鹿兒島稅務監督局管内高千穂稅務署移轉 (告) 大第三十八號(三) 三八四

〔稅區〕

- 北海道水產稅區令廢止 (勅) 第三十八號(一〇) 四四

- 朝鮮總督府稅關事務分掌規程改正 (訓) 朝第二十二號(四) 一〇二
- 朝鮮關稅令、朝鮮關稅令施行規則及朝鮮總督府稅關貨物取扱人ニ關スル制令施行細則ニ基キ稅關ノ保管スル供託受領證整理方 (訓) 朝第八號(一〇) 九二
- 明治四十五年二月中稅關ニ於テ外國貨幣ノ換算ニ適用スル内外貨幣比較表 (告) 大第一號(一) 三三
- 明治四十五年三月中同上 (告) 大第六號(三) 一三四
- 明治四十五年四月中同上 (告) 大第二十三號(三) 三七九
- 明治四十五年五月中同上 (告) 大第五十號(四) 五六四
- 明治四十五年六月中同上 (告) 大第六十四號(五) 九四四
- 明治四十五年七月中同上 (告) 大第八十一號(六) 一〇九
- 明治四十五年八月中同上 (告) 大第九十七號(七) 一四四
- 大正元年九月中同上 (告) 大第二號(八) 七
- 大正元年十月中同上 (告) 大第十號(九) 一九五
- 大正元年十一月中同上 (告) 大第十九號(一〇) 三〇六
- 大正元年十二月中同上 (告) 大第三十五號(一一) 四三三
- 大正二年一月中同上 (告) 大第四十七號(一二) 六九五
- 明治三十三年告示第十六號(橫濱、神戸、長崎及門司稅關假置場ノ地區指定) 中改正 (告) 大第四號(二) 三三
- 明治三十年告示第八十四號(稅關支署監視署及監所ノ標燈) 廢止 (告) 大第七十一號(五) 九六七
- 通常郵便ニ依リ諸外國へ發送スルヲ得サル物品名指定明治三十三年告示第六十四號(外國へ郵送シ得サル物品ノ件)、同三十六年同第四百十號(英國宛發送ノ小切手帳ハ信書トシテ差出スヲ要スル件) 同三十七年同第三百八號(露國稅關ニ於テ外國來信書中返送ニ關スル件) 廢止 (告) 第五百十四號(二) 六一四

〔稅關〕

- 稅關官制中改正 (勅) 第五百十三號(七) 二七八
- 朝鮮總督府稅關官制中改正 (勅) 第三十二號(三) 一五〇
- 朝鮮總督府稅關書記及監視特別任用令 (勅) 第五十三號(三) 一七四
- 明治三十二年勅令第六十九號(稅關支署ノ名稱位暨及管轄區域表) 中改正 (勅) 第四十號(二) 一四七
- 明治四十二年訓令第二號(稅關所屬土地建物使用料及稅關假置場使用料設定方) 中改正 (訓) 大第一號(八) 一
- 明治三十八年勅令第五百十七號ニ依ル鹽、鹽藏魚類及製成醬油ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方中改正 (訓) 大第二號(二) 一一四
- 朝鮮總督府稅關監吏ノ特別任用ニ關スル件 (府) 朝第十六號(三) 六一
- 稅關ノ徵收スル船稅ニ關スル件 (府) 朝第十八號(一〇) 五五
- 稅關官吏證書 (府) 朝第五十四號(四) 二九九
- 明治四十四年府令第八十五號(稅關監視署名稱位暨及管轄區域) 中改正 (府) 朝第二百二號(五) 三七七
- 釜山稅關棧橋使用規則 (府) 朝第三百十三號(六) 四七
- 明治四十三年府令第三十三號(巡邏船ニ常時乘組ノ監吏、旅客攜帶品検査ノタメ乘船ノ稅關官吏及管轄區域内ヲ巡回スル稅關監視署在勤ノ官吏ニ旅費支給方) 廢止 (府) 朝第九號(六) 三九九
- 關稅、噸稅及稅關雜收入取扱規程 (訓) 朝第三十九號(四) 一五二
- 稅關監吏被服料支給規程中追加 (訓) 朝第二號(二) 七

- 明治三十七年告示第二百八號(露西亞宛小包郵便物ニ添付スヘキ稅關告知書記置方) 中追加 (告) 第六百七十二號(七) 二四六一
- 大正元年府令第四十三號ニ依リ検査消毒ヲ行フヘキ稅關又ハ稅關支署名 (告) 朝第三百一十一號(二) 八三六
- 稅關休業日 (告) 朝第八十四號(二) 六三九
- 輸出入手續取扱廢止稅關監視署及稅關監所名 (告) 朝第二百十三號(五) 二二九九
- 明治四十四年告示第十一號(新義州稅關支署檢疫開始) 同第十三號(元山稅關船檢疫開始) 同第十八號(滿洲其他北清地方ヲ「ベスト」流行地ト指定) 同第二十一號(「ベスト」豫防ノタメ新義州稅關支署管内輸出入手續中止並ニ旅客上陸場所) 同第二十二號(滿洲其他北清地方ヨリ群山、木浦ニ來航ノ船舶檢疫ノ上入港方) 同第二十八號(「ベスト」豫防ノタメ鎮南浦稅關及仁川稅關管内各監視署ニ於ケル輸出入手續取扱停止及戎克船入港禁止) 同第七十三號(新義州稅關支署管内ニ於ケル輸出入手續開始出張所名並ニ上陸許可方) 廢止 (告) 朝第二百十二號(五) 二二三八
- 大連港碇泊艦船ノ晴雨計比較ニ供スルタメ關東都督府觀測所ニ於テ觀測ノ晴雨計示度ヲ萬國船檢法ニ依リ掲揚 (告) 朝第十一號(三) 二三八
- 製藥業 (製藥業)
- 藥種商、製藥者行政處分ノ件及赤痢、腸炎扶私、コバラチフス、痘瘡五日報報告ニ及ハス (訓) 內第二號(二) 九七



〔製鐵〕

○製鐵所亦谷出張所廢止 (告)農第十一號(一) 六四

〔製造〕

○海軍煉炭製造所條例改正 (勅)第六十四號(三) 一八四

○海軍煉炭製造所工務規則設定海軍煉炭製造所採炭及煉炭製造規程廢止 (達)海第三十九號(四) 二一九

○原蠶種製造所官制中改正 (勅)第九十七號(四) 三六

○明治三十九年勅令第二百六十五號(關稅定率法ニ依リ製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅)第六十號(三) 一八〇

○明治四十四年勅令第九十七號(關稅定率法ニ依ル製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅)第九十八號(三) 四〇九

○原蠶種製造所移轉 (告)農第五十八號(三) 四〇九

○福島縣廳内ニ設置ノ原蠶種製造所福島支所假事務所閉鎖 (告)農第一百十五號(四) 五九九

○原蠶種製造所前橋支所假事務所閉鎖 (告)農第四百十號(五) 一〇〇〇

○原蠶種製造所綾部支所假事務所(京都府)閉鎖 (告)農第六十七號(五) 一〇〇〇

○地方稅規則第二條特殊製造業種目 (告)關第四十七號(四) 六九五

〔製印〕

○明治四十一年勅令第二百六十九號(砲兵工廠製品代金延納ニ關スル件)中改正 (勅)第一百十號(五) 二二六

〔清潔〕

○陸軍傳染病豫防ニ關スル消毒方法設定明治三十九年陸軍第七十九號(陸軍傳染病豫防ニ關スル清潔方法及消毒方法)廢止 (達)陸軍第二十一號(五) 一三七

〔政府〕

○明治四十一年勅令第二百八十七號(政府ニ納ムヘキ保證金其他ノ擔保ニ充用スル國債ノ價格ニ關スル件)中改正 (勅)第三百三十六號(六) 二六〇

〔成績〕

○陸軍下士兵卒在隊間成績通報規程 (省)陸第九號(五) 二一九

〔瀬戸内海〕

○明治四十二年省令第五十六號(瀬戸内海ニ於ケル漁業禁止ノ件)中改正 (省)農第十六號(二) 一一〇

〔塞爾維〕

○塞爾維ノ國境ニ達スル土耳其古國電信線不通ト爲リタル旨電信聯合總理局ヨリ通報 (告)逓第二百九十五號(二〇) 四〇〇

〔消防〕

○警察官及消防官服制中改正 (勅)第三十三號(一〇) 四一

〔消毒〕

○學生傳染病豫防及消毒方法中改正 (省)文第二號(一) 一八

○陸軍傳染病豫防ニ關スル消毒方法設定明治三十九年陸軍第七十九號(陸軍傳染病豫防ニ關スル清潔方法及消毒方法)廢止 (達)陸軍第二十一號(五) 一三七

○大正元年府令第四十三號ニ依リ檢査消毒ヲ行フ(キ稅關又ハ稅關支署名 (告)朝第三百三十一號(二) 八三六

〔消費〕

○砂糖消費稅法施行規則中改正 (府)臺第五十九號(六) 五四七

○同上 (府)臺第十一號(八) 二七

○同上 (府)臺第三十七號(二) 一三六

〔召集〕

○陸軍召集規則中改正 (省)陸第七號(二) 八九

○砲兵工長候補者召集試驗開始期日 (告)陸第一號(八) 二二

〔召集〕

○海軍召集諸費支出規程中改正 (省)海第四號(一〇) 五八

〔抄本〕

○刑事判決ノ正本、謄本及抄本ノ手数料 (府)朝第三號(八) 四

○不動產其他ノ登記簿ノ謄本、抄本ノ請求等ニ關スル手数料及私署證書確定日附ノ手数料ニ關スル件 (府)朝第三十八號(四) 二六〇

○永代借地及永代借地ノ上ニ存スル建物ノ登記簿ノ謄本抄本ノ交付ノ請求又ハ登記簿若クハ其附屬書類ノ閱覽ノ請求ニ關スル手数料ノ件 (府)臺第十九號(三) 八九

〔銷却〕

○明治三十九年法律第三十四號(國債ニ關スル件)同四十二年同第八號(登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件)及同第九號(政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件)ヲ朝鮮、臺灣及樺太ニ施行スル件 (勅)第三十六號(一〇) 四三

○國債證券買入銷却 (告)大第七號(三) 一三五

○同上 (告)大第四十六號(三) 三八九

○同上 (告)大第六十一號(四) 五六七

○同上 (告)大第六十七號(五) 九四六

○同上 (告)大第八十七號(六) 二二三

○同上 (告)大第五號(八) 八

○同上 (告)大第十三號(九) 一九六

○同上 (告)大第二十六號(一〇) 三〇八

○同上 (告)大第三十六號(二) 四五四

○同上 (告)大第四十九號(三) 六九六

○同上 (告)大第五十八號(三) 七三二

○野砲機砲及小銃發射規則 (達)海第四十二號(一〇) 六一

○明治四十年達第六十七號(野砲小銃及拳銃發射規則)廢止 (達)海第四十三號(一〇) 六九

○海軍小銃射擊教範(附小銃保存取扱法)改定 (達)海第五十九號(二) 八五

○明治三十六年達第四十六號(海軍小銃射擊教範)廢止 (達)海第六十號(二) 八六

〔招魂社〕

○官祭招魂社並ニ官修墳墓ノ修繕及建物模範替其應限適宜處分セシム (訓)內第十一號(二) 一〇五

○明治二十三年訓令第九號(招魂社費招魂社營繕費取扱順序)中改正 (訓)內第十二號(二) 一〇五



○赤痢  
○藥種商、製藥者行政處分ノ件及赤痢、腸痿扶私、バラ  
チフス、痘瘡五日報報告ニ及ハス (訓)内第二號(一) 九七

○同上施行期日 (勅)第七十八號(四) 一九七  
○明治四十五年法律第十三號ニ依リ運送狀及運送狀ノ  
副狀ニ記載スヘキ事項等ニ關スル件 (勅)第七十九號(四) 一九七

○石炭  
○樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル件 (法)第二十三號(六) 四七

○船内ニ設置シタル無線電信局ニ在動スル關東都督  
府通信官署職員ニ手當給與ノ件 (勅)第七十五號(四) 一九四

○明治四十五年法律第二十三號ニ依リ樺太ニ於ケル石炭  
採掘ニ付キ採掘料ヲ徵收スヘキ區域 (閣)第二號(六) 三

○船舶職員法施行細則中改正 (勅)第三十一號(一〇) 三九

○明治四十五年法律第二十三號(樺太ニ於ケル石炭ノ  
採掘ニ關スル件)ニ依ル石炭採掘ノ許可ニ關スル件  
(勅)第三百三十七號(六) 二六一

○船舶檢査法施行細則中改正 (省)選第十九號(三) 二四九

○石花菜  
○明治四十一年告示第五十八號(臺灣總督府民政部殖  
産局附屬内地移出石花菜檢査所ノ名稱位置)中追加  
(告)選第一百十四號(七) 二五二

○船舶檢査規程中改正 (省)選第二十號(三) 二五三

○同上 (告)選第一百十五號(七) 二五二

○船檢職員法施行細則中改正 (省)選第六號(八) 三六

○同上 (省)選第二十五號(三) 二六五

○同上 (省)選第十號(一〇) 七四

○船員  
○明治三十二年省令第二十六號(船員法ニ依リ管海官  
認ノ事務ヲ行ハシムヘキ市町村長戸長及之ニ進スヘ  
キ者指定)中追加 (省)選第十九號(四) 一〇九

○同上 (府)選第六十五號(七) 五六七

○同上 (省)選第二十五號(三) 二六五

○同上 (府)選第十七號(七) 五七四

○船舶  
○鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡  
運送ニ關スル件 (法)第十三號(四) 一五

○火藥類船舶輸送及貯藏規則 (府)朝第四十五號(三) 一七六

○同上 (法)第十三號(四) 一五

○警察官署所屬船舶乘組員及定傭人衣服給與規程  
(訓)朝第二號(九) 一一

○岩代國耶麻郡山溝ヲ船舶檢査臨時執行地ニ指定  
(告)選第六百八十四號(七) 二四六

○甲斐國南都留郡大石村ヲ船舶檢査臨時執行地ニ指定  
(告)選第六十九號(八) 八八

○贛振國有珠郡壯管村ヲ船舶檢査臨時執行地ニ指定  
(告)選第五百五十四號(九) 二五六

○遠江國鷺津ヲ船舶檢査臨時執行地トス  
(告)選第二百九十號(一〇) 三九九

○明治四十三年告示第四百三十五號(鐵道列車内及船  
舶内ニ於ケル郵便現業事務ノ所掌郵便局線路區域及  
管轄選信管理局)中改正 (告)選第三百六十五號(四) 六〇二

○同上 (告)選第三百六十五號(四) 六〇二

○同上 (告)選第七十六號(七) 一五二

○同上 (告)選第五百二十二號(五) 二二三

○同上 (告)選第五百八十四號(六) 一三八

○同上 (告)選第六十號(八) 八〇

○靜岡縣志太郡機津町ヲ船舶檢査臨時執行地ニ指定  
(告)選第四百三十三號(一) 九二

○明治四十三年告示第千百十二號(外國無線電報ノ外  
國海岸料及船舶料金表)中改正 (告)選第三百六十八號(四) 六〇二

○羽後國酒田町ヲ臨時船舶檢査執行地ニ指定  
(告)選第一百十五號(三) 一九〇

○同上 (告)選第五百九十五號(六) 二三〇

○根室國根室郡根室町ヲ船舶檢査臨時執行地ニ指定  
(告)選第八十三號(三) 四四一

○同上 (告)選第四百十三號(二) 五三八

○越後國直江津ヲ船舶檢査臨時執行地トス  
(告)選第二百十九號(三) 四五二

○海軍所屬汽船若宮丸信號符字點附  
(告)選第三百八十九號(四) 六一九

○信濃國諏訪郡湊村ヲ船舶檢査臨時執行地トス  
(告)選第五百三十號(六) 二九三

○船舶信號符字點附  
(告)選第七十九號(二) 一〇一

○明治三十年陸軍第四十五號(陸軍軍人軍服日本郵船  
株式會社及大阪商船株式會社 船舶乘込命令書)並手  
續廢止 (達)陸軍第二十四號(五) 一五〇

○汽船若宮丸信號符字點附 (達)海軍第四十二號(四) 一三三

○軍備補充費ヲ以テ製造スヘキ千五百噸汽船外一隻命  
名 (達)海軍第四十八號(四) 一二五

○武藏國橫濱港沖ニ於ケル漁獵採藻及船舶ノ通航碇泊  
禁止期間及區域 (告)海軍第三號(一) 四六〇

○日蘭兩國間船舶積量測量證書互認ニ關スル效力  
(告)選第五百七十號(六) 一三三

○同上 (告)朝第二百六十九號(七) 一四九〇

○同上 (告)選第九十六號(七) 一五一

○同上 (告)選第三百六十五號(四) 六〇二

○同上 (告)選第七十六號(七) 一五二

○同上 (告)選第五百二十二號(五) 二二三

○船舶檢査執行地追加 (告)選第五百八十四號(六) 一三八

○同上 (告)選第六十號(八) 八〇

○明治四十三年告示第四百五十五號(船舶檢査執行地)  
中改正 (告)選第五百二十四號(二) 六二八

○同上 (告)選第二百五十五號(一〇) 三八六

○靜岡縣志太郡機津町ヲ船舶檢査臨時執行地ニ指定  
(告)選第四百三十三號(一) 九二

○同上 (告)選第三百六十八號(四) 六〇二

○羽後國酒田町ヲ臨時船舶檢査執行地ニ指定  
(告)選第一百十五號(三) 一九〇

○同上 (告)選第五百九十五號(六) 二三〇

○根室國根室郡根室町ヲ船舶檢査臨時執行地ニ指定  
(告)選第八十三號(三) 四四一

○同上 (告)選第四百十三號(二) 五三八

○越後國直江津ヲ船舶檢査臨時執行地トス  
(告)選第二百十九號(三) 四五二

○海軍所屬汽船若宮丸信號符字點附  
(告)選第三百八十九號(四) 六一九

○信濃國諏訪郡湊村ヲ船舶檢査臨時執行地トス  
(告)選第五百三十號(六) 二九三

○船舶信號符字點附  
(告)選第七十九號(二) 一〇一



- 同上 (告) 遞第百一十一號(三) 一八八
- 同上 (告) 遞第百七十八號(三) 四三九
- 同上 (告) 遞第百四十七號(三) 四六一
- 同上 (告) 遞第百四十九號(三) 四九四
- 同上 (告) 遞第百九十二號(四) 六二〇
- 同上 (告) 遞第百六十七號(五) 一〇五五
- 同上 (告) 遞第百八十三號(五) 一〇七〇
- 同上 (告) 遞第百九十九號(五) 一〇七八
- 同上 (告) 遞第百二十號(五) 一三三三
- 同上 (告) 遞第百六十二號(六) 三三三三
- 同上 (告) 遞第百六十六號(七) 四四九八
- 同上 (告) 遞第百六十八號(八) 五〇四
- 同上 (告) 遞第百六十二號(八) 八三
- 同上 (告) 遞第百十九號(九) 二二七
- 同上 (告) 遞第百八十九號(一〇) 三三三
- 同上 (告) 遞第百二十四號(一〇) 三三三
- 同上 (告) 遞第百四十六號(一〇) 四一五
- 同上 (告) 遞第百四十二號(一一) 五三三
- 同上 (告) 遞第百二十五號(一一) 六二八
- 同上 (告) 遞第百六十九號(一二) 八二〇
- 朝鮮ニ船籍港ヲ有スル船舶ニシテ明治四十三年四月一日以後交付シタル船舶國籍證書、假船舶國籍證書又ハ船籍札ヲ有スルモノ、英吉利國外六箇國ニ於テ取扱方 (告) 朝第百四十七號(一〇) 四二〇
- 全羅北道群山ニ於ケル本年度船舶検査執行期日 (告) 朝第百三十七號(一) 五〇六
- 船舶借號符字點附 (告) 朝第百三十三號(一) 一一〇
- 同上 (告) 朝第百二十九號(五) 一四三
- 同上 (告) 朝第百八十二號(七) 一四九
- 同上 (告) 朝第百六十九號(二) 六三三
- 明治四十四年告示第十一號(新義州稅關支署検査開始)、同第十三號(元山稅關船舶検査開始)、同第十八號(滿洲其他北滿地方ヲ「ベスト」流行地ト指定)、同第二十一號(「ベスト」豫防ノタメ新義州稅關支署管内輸出入手續中止、旅客上陸場所) 同第二十二號(滿洲其他北滿地方ヨリ群山、木浦ニ來航ノ船舶検査ノ上入港方)、同第二十八號(「ベスト」豫防ノタメ嶺南浦稅關及仁川稅關管内各監視署ニ於ケル輸出入手續取扱停止及喪失船入港禁止)、同第七十三號(新義州稅關支署管内ニ於ケル輸出入手續開始出張所名竝ニ上降許可方) 廢止 (告) 朝第百二十二號(五) 一三三
- 慶尙南道釜山港内波除堤築造工事開始ニ付附近航行ノ船舶注意方 (告) 朝第百二十四號(三) 二二〇
- 鴨綠江航路結冰ノタメ船舶ノ航行不能ト爲ルヲ以テ該航路ノ浮標全部撤去 (告) 朝第百七十六號(二) 六三四
- 明治四十三年告示第百六十三號(臺灣總督府土木部ニ於テ打狗港出入船舶ニ信號ヲ爲ストキ標旗掲揚方) 中改正 (告) 臺第百八十八號(九) 二八三
- 汽船榮丸信號符字點附 (告) 臺第百八十八號(八) 二二五
- 旅順水道船舶給水取扱方 (告) 關第百三十四號(四) 六九二

- 大連北火山通單頭ニ於ケル船舶給水料金 (告) 關第百六十三號(五) 一五三
- 大連埠頭ニ於ケル船舶及大連濱町株式會社川崎造船所大連出張所船渠ノ給水取扱方 (告) 關第百六十五號(三) 八六四
- 船舶借號符字點附 (告) 關第百六號(三) 三三八
- 同上 (告) 關第百三十一號(四) 六九二
- 同上 (告) 關第百五十七號(五) 一五三
- 汽船大連丸外一隻ニ借號符字點附 (告) 關第百七號(八) 二二八
- 汽船瑞昌丸信號符字點附 (告) 關第百十三號(八) 一二九
- 汽船東洋丸借號符字點附 (告) 關第百六十號(三) 八六四
- 香港ヲ離(ベスト)流行地ト認定シ同港ヨリ天津及秦皇島ヘ入港ノ船舶検査ヲ施行ノ旨在天津領事ヨリ電報 (告) 關第百六十八號(六) 一三六五
- 船燈、信號器、救命具取締規則中改正 (省) 遞第百二十三號(四) 一一三
- 同上 (省) 遞第百五號(八) 三五
- 船稅 (府) 朝第百十八號(一〇) 五五
- 稅關ノ徵收スル船稅ニ關スル件 (訓) 朝第百七號(一〇) 九〇
- 船稅取扱規程 (勅) 第五十七號(三) 一七八
- 專賣局官制中改正 (勅) 第五十七號(三) 一七八
- 朝鮮總督府取調局官制、朝鮮總督府專賣局官制及朝鮮總督府印刷局官制廢止 (勅) 第百二十六號(三) 一四二
- 臺灣總督府專賣局官制中改正 (勅) 第百二十二號(九) 二六
- 專賣局特別定價賣渡及交付金下付規則中改正 (勅) 第百五十一號(七) 二七六
- 同上 (勅) 第百四十二號(二) 四八
- 明治四十二年省令第十一號(專賣支局管轄區域專賣局ノ出張所、工場、試驗場、專賣支局ノ出張所、專賣局製造所ノ支所及專賣官吏出張所名稱位置) 中改正 (省) 大第百二號(二) 一
- 同上 (省) 大第百七號(三) 五八
- 同上 (省) 大第百十三號(五) 一六
- 同上 (省) 大第百六號(一〇) 五六
- 專賣局作業豫算經理規程中改正 (訓) 大第百十號(五) 二七九
- 紅蔘專賣ニ關スル事務分掌ノタメ朝鮮總督府稅關出張所設置 (府) 朝第百五十八號(四) 三〇四
- 臺灣煙草專賣規則施行規則中改正 (府) 臺第百二十七號(四) 三三九
- 同上 (府) 臺第百五十二號(六) 五三二
- 明治四十二年府令第九十四號(食糧專賣事務ヲ取扱フ臺灣總督府專賣局及支局名稱、位置、管轄區域) 中改正 (府) 臺第百三十二號(二) 一三三
- 煙草專賣法施行細行ニ依リ徵收スル葉煙草及製煙草ノ保管料竝ニ徵收方 (告) 大第百六十三號(四) 五六八
- 鹿兒島專賣支局管内ノ一部ニ於ケル明治四十六年煙草耕作種類廢別 (告) 大第百八十六號(六) 三二二



○熊本專賣支局管内ノ一部及鹿兒島專賣支局管内ノ一部ニ於ケル大正二年煙草耕作種類段別 (告)大第三十七號(一) 四五四

○東京市外十一專賣支局管内ニ於ケル大正二年煙草耕作種類段別 (告)大第五十五號(三) 六九九

○煙草專賣法ニ依リ大正二年七月一日ヨリ同三年六月三十日マテノ間ニ收納スル葉煙草ノ賠償價格 (告)大第六十三號(三) 七二四

○鹽專賣法ニ依リ大正二年中收納スル鹽ノ百斤當賠償價格 (告)大第六十二號(三) 七三三

○紅麥專賣法ニ依リ大正元年水麥收穫査定期日指定 (告)朝第十四號(八) 二二二

○臺灣總督府專賣局臺南出張所廢止 (告)臺第七十七號(六) 一三五八

○臺灣煙草專賣規則ニ依リ葉煙草收納期日及場所指定 (告)臺第八十九號(七) 一五〇七

〔銓衡〕

○朝鮮總督府見習及雇員銓衡委員規程 (訓)朝第五十九號(五) 二八九

〔善行〕

○陸軍善行證書附與規則中改正 (達)陸達第十五號(一〇) 四七

〔戰艦〕

○橫須賀海軍工廠ニ於テ製造ノ卯號巡洋戰艦ヲ比較ト命名 (達)海第五十二號(二) 八四

〔戰役〕

○明治二十七八年戰役又ハ同三十三年清國事變ニ從事シ公務ノタメ死歿シ若クハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者ニ對シ賜與スヘキ特別賜金ノ給與廢止並ニ明治二十八年省令第二十號(明治二十七八年ノ戰役ニ從事シ死歿及傷疾疾病ノ者ニ係ル特別賜金取扱方)及同三十三年同第二十八號(清國事變ニ從事シ公務ノタメ死亡シ又ハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者特別賜金取扱方)廢止 (省)陸第十號(六) 一五二

○明治二十七八年戰役又ハ同三十三年清國事變ニ從事シ公務ノタメ死歿シ若クハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者ニ對シ賜與スヘキ特別賜金ノ給與廢止並ニ明治二十八年省令第四號(明治二十七八年ノ戰役ニ從事シ死歿及傷疾疾病ノ者ニ係ル特別賜金取扱方)及同三十三年同第二十一號(清國事變ニ從事シ公務ノタメ死亡シ又ハ傷疾ヲ受ケ疾病ニ罹リタル者特別賜金取扱方)廢止 (省)海第四號(六) 一五二

○明治三十七八年戰役ニ從事シ死歿シタル陸軍軍人軍屬雇員傭人等ノ遺族ニ對シ賜與スヘキ特別賜金支給出願期日 (告)陸第十一號(六) 二二七

〔戰時〕

○戰時海軍方ヲ以テスル砲擊ニ關スル條約 (條)第九號(二) 一六七

○明治三十七年陸達第五百十六號(戰時又ハ事變ニ際シ戰時職務ニ就キタル陸軍現役將校同相當官以下ノ兵籍所管ノ件)廢止 (達)陸達第二號(二) 三

〔選舉〕

○衆議院議員選舉法改正調査會官制廢止 (勅)第五十號(七) 二七六

○沖繩縣ニ衆議院議員選舉法施行 (勅)第五十八號(三) 一七八

○沖繩縣ニ於ケル衆議院議員選舉人名簿調製ニ關スル件 (勅)第五十九號(三) 一七九

○衆議院議員選舉法第三十九條ニ依リ假ニ爲サシムル投票ノ封筒ニ印章捺捺記入方 (訓)丙第十八號(二) 一〇七

○服虔服職保護ニ關スル事務ヲ掌理セシムルタメ農商務省ニ臨時職員設置 (勅)第四四號(五) 二三七

○貴族院男爵議員補選選舉 (詔)二月三日(三) 三

○貴族院多額納稅者議員補選選舉 (詔)一月九日(二) 一

○貴族院多額納稅者議員(石川縣)補選選舉 (詔)五月三十一日(五) 七

○衆議院議員總選舉執行期日 (詔)四月十一日(四) 五

スノ部

〔水路〕

○明治四十三年陸第九十八號(水路部)海軍大學校ニ於テ附屬衛生上處理ヲ要スヘキ事項發生シタルトキ處置方)中改正 (達)海第四十一號(四) 一三三

〔水筒〕

○陸軍將校同相當官准士官用背囊圖樣、水筒及飯盒制式設定明治三十四年陸達第七十一號(士官背囊制式)廢止 (達)陸達第九號(九) 一八

〔水利〕

○水利組合法第八十條ニ依ル命令ノ件 (勅)第五十號(二) 六一

○明治四十一年省令第十三號(水利組合法ニ依ル豫算調製ノ式及費目流用其他財務ニ關スル件)中改正 (省)丙第十號(二) 八六

○官設埤圳后里圳ニ依リ水利ヲ受クヘキ土地ニ課スル水租ノ等級及租率 (府)臺第三十六號(五) 三八四

○官設埤圳后里圳水利組合設置 (告)臺第四十七號(四) 六八一

○官設埤圳后里圳水利組合管理者ノ件 (告)臺第四十八號(四) 六八一

〔水道〕

○臺北水道給水規則中改正 (府)臺第五十七號(六) 五四六

○同上 (府)臺第四號(七) 六八

○同上 (府)臺第三十五號(二) 一三三

○打狗水道ニ關スル事務ヲ臺灣總督府作業所打狗出張所ニ於テ取扱フ (告)臺第四十八號(二) 六四六

○旅順水道船舶給水取扱方 (告)關第三十四號(四) 六九二

〔水租〕

○官設埤圳后里圳ニ依リ水利ヲ受クヘキ土地ニ課スル水租ノ等級及租率 (府)臺第三十六號(五) 三八四

〔水難〕

○水難救護法取扱手續中改正 (訓)遞第三號(一〇) 八四

〔水雷〕

○自動觸發海底水雷ノ敷設ニ關スル條約(條)第八號(二) 一五一



○ 艦艇及水雷敷設隊現狀報告規則廢止 (達)海第五十六號(二)	八五	○ 保管金規則及明治三十三年法律第五十號(官設鐵道郵便、電信、郵便爲替及郵便貯金ニ關スル現金出納ニ關スル件)ヲ樺太ニ施行 (勅)第十四號(八)	一五
○ 魚形水雷失蹤亡失取扱規則中改正 (達)海第二十三號(九)	三七	○ 明治三十五年訓令第九二〇號(出納官吏年末人員等報告方ノ件)廢止 (訓)內第八號(二)	一〇四
○ 明治二十三年達第三百十三號(航泊日誌改定)、同三十年同第二十四號(水雷艇日誌及同摘要報告改定)廢止 (達)海第五十號(二)	七三	○ 朝鮮醫院及濟生院特別會計金庫出納事務規程 (訓)大第八號(四)	六五
○ 第四十七號水雷艇帝國水雷艇ヲリ除籍 (達)海第三十九號(〇)	六〇	○ 明治三十二年訓令第五十七號(關稅法及同施行規則ニ依ル供託受領證同出納簿書式)中刪除 (訓)大第二號(三)	一三
[水産] ○ 嶺區臨檢、水産試驗及灌溉事業調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置 (勅)第二十四號(三)	一四〇	○ 鐵關部隊金錢出納規程中改正 (達)海第五號(八)	五
○ 北海道水産稅稅區令廢止 (勅)第三十八號(〇)	四	○ 會計檢査院法第十六條ニ依リ委託ヲ受ケタル物品出納計算ノ檢査及責任解除ノ所掌ヲ定ム (達)海第七十一號(六)	一六〇
○ 府縣水産試驗場規程及府縣水産講習所規程中刪除 (省)農第十二號(〇)	七二	○ 朝鮮總督府通信官署出納規程中改正 (府)朝第六十四號(四)	三〇七
○ 水産組合規則 (府)朝第十三號(三)	二九	○ 朝鮮總督府通信官署物品出納規程中改正 (府)朝第二十五號(四)	一〇七
○ 關東州水産組合規則中改正 (府)關第十號(四)	三五〇	○ 朝鮮總督府鐵道局出納員現金取扱規則中改正 (府)朝百二十六號(七)	五六一
[水産] ○ 紅蔘專賣法ニ依リ大正元年水蔘收穫檢査定期日指定 (告)朝第十四號(八)	三三	○ 朝鮮總督府鐵道局出納官吏ニ於テ手續ニ保管シ得ルキ金額 (訓)朝第一號(八)	五
[水面] ○ 公有水面ノ埋立及使用ニ關スル處分報告ニ及ハス (訓)內第二十三號(二)	一〇九	○ 臺灣地方稅金出納上一時運用ニ關スル規則 (府)臺第三十八號(二)	一四〇
[出納] ○ 出納官吏辨償責任ノ免除ニ關スル件 (勅)第四十一號(二)	四七		

詔  
書



法令全書目錄

詔書

一月九日官報 貴族院多額納稅者議員(兵庫縣)補闕選舉  
 二月三日官報 貴族院男爵議員補闕選舉  
 四月十一日官報 衆議院議員總選舉執行期日  
 五月三十日官報 貴族院多額納稅者議員(石川縣)補闕選舉  
 七月三十日官報 明治四十五年七月三十日以後ヲ改メテ大正元年ト爲ス

三〇 三 一頁  
 二〇 三 一頁  
 一〇 三 一頁  
 七 七 九



皇室令



法令全書目錄

皇室令

- 第一號 學習院學制中改正
- 第二號 皇室會計令
- 第三號 舊堂上華族保護資金令

三三三 月

二〇三 一頁



法  
律



法令全書目錄

法律

第一號	清國事件費支辨ニ關スル件	三月	一頁
第二號	鐵道敷設法中改正	三月	一頁
第三號	帝國大學特別會計法中改正	三月	三頁
第四號	學校及圖書館資金ノ一部所屬換等ニ關スル件	三月	四頁
第五號	東京府神奈川縣境界變更ニ關スル件	三月	五頁
第六號	朝鮮醫院及濟生院特別會計法	三月	七頁
第七號	外國裁判所ノ囑託ニ因ル共助法中改正	三月	八頁
第八號	關稅定率法中改正	三月	一〇頁
第九號	關稅定率法輸入稅表中改正	三月	一一頁
第十號	陸軍作業會計法中改正	三月	一二頁
第十一號	朝鮮ニ於ケル學校職員ニシテ國庫ヨリ俸給ヲ受ケサル文官判任以上ノ者ノ退隱料及遺族扶助料ニ關スル件	三月	一三頁
第十二號	朝鮮總督府判事ノ恩給ニ關スル件	四月	一五頁
第十三號	鐵道又ハ船舶ト露國ノ鐵道又ハ船舶トノ貨物ノ聯絡運送ニ關スル件	四月	一五頁
第十四號	擔保附社債信託法中改正	四月	二二頁
第十五號	日本勸業銀行法中改正	四月	二二頁

明治四十五年 法律 目錄

勅令第七十八號  
勅令第八十號參看



同上

明治四十五年 法律 目錄

第十六號	農工銀行法中改正	(四)	二三
第十七號	北海道拓殖銀行法中改正	(四)	二四
第十八號	保險業法中改正	(四)	二六
第十九號	刑事訴訟法中改正	(四)	四〇
第二十號	家畜市場法中改正	(四)	四二
第二十一號	臘虎臘肭獸獵獲禁止ニ關スル件	(四)	四二
第二十二號	臘虎臘肭獸獵業者等ニ對スル交付金下付ニ關スル件	(四)	四四
第二十三號	樺太ニ於ケル石炭ノ採掘ニ關スル件	(六)	四七
第二十四號	假置場法	(七)	四九

豫  
算



法令全書目錄

豫算

三月一日官報	明治四十四年度歲入歲出總豫算追加	三	月	一	頁
同	同上	三		二	
同	明治四十四年度各特別會計歲入歲出豫算追加	三		六	
同	明治四十四年度歲入歲出總豫算追加	三		七	
同	明治四十四年度特別會計歲入歲出豫算追加	三		八	
三月十六日官報	明治四十五年度歲入歲出總豫算追加	三		九	
	歲入歲出豫算				
三月二十八日官報	明治四十四年度歲入歲出總豫算追加	三		一	三六
同	明治四十五年度各特別會計歲入歲出豫算追加	三		一	三七
三月二十九日官報	明治四十五年度歲入歲出總豫算追加	三		一	三九
同	同上	三		一	四一
同	明治四十五年度特別會計歲入歲出豫算追加	三		一	四六
同	同上	三		一	四七
同	明治四十五年度歲入歲出總豫算追加	三		一	四九



豫算外國庫ノ負擔  
トナルヘキ契約



法令全書目錄

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約

三月十六日官報 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件  
三月二十八日官報 同上

三三 月

二八 一頁



勅令



法令全書目錄

勅令

第一號	間接國稅ノ検査ニ從事スル官吏ノ服制ニ關スル件	二月	一頁
第二號	高等官官等俸給令中改正	二	九
第三號	廣軌鐵道改築準備委員會官制廢止	二	九
第四號	臨時治水調査會官制廢止	二	〇
第五號	清國事變ニ關シ騷亂地方ニ派遣シタル海軍軍人軍屬ニ對スル増給ノ件	二	〇
第六號	陸軍葬喪令制定陸軍會葬式及表喪式廢止	二	一
第七號	臺灣官有財産管理規則中改正	二	一
第八號	陸軍武官官等表中改正	二	一
第九號	陸軍獸醫學校條例中改正	二	一
第十號	陸軍服制改正陸軍軍服服制及明治三十九年勅令第七十二號(陸軍軍服服制中濃紺絨ヲ以テ茶褐絨ニ代用スル件)廢止	二	二
第十一號	陸軍將校馬具制中改正	二	一
第十二號	理事理事試補及陸軍監獄長服制中改正	二	一
第十三號	陸軍錄事、陸軍監獄看守長、陸軍監獄看守及陸軍警守服制中改正	二	一
第十四號	臨時軍用氣球研究會官制中改正	二	一
第十五號	陸軍省臨時職員増置	二	一



第十六號	陸軍六週間現役兵條例中改正	(三)	一三三
第十七號	臨時海軍艦政本部海軍造兵廠海軍艦型試驗所海軍工廠海軍經理部並 =臨時海軍建築部及支部ニ技師及技手設置	(三)	一三三
第十八號	海軍造船造兵事業員ノ共濟組合ニ關スル件	(三)	一三四
第十九號	日本大博覽會事務局官制廢止	(三)	一三五
第二十號	明治四十年勅令第百二號(日本大博覽會開設ノ件)廢止	(三)	一三五
第二十一號	法例ヲ朝鮮ニ施行	(三)	一三六
第二十二號	朝鮮總督府官制中改正	(三)	一三六
第二十三號	建築、土木及官有財産調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨 時職員設置	(三)	一三九
第二十四號	鑛區臨檢、水産試驗及灌漑事業調査ノ事務ニ從事セシムルタメ朝鮮 總督府ニ臨時職員設置	(三)	一四〇
第二十五號	明治四十四年勅令第八十二號(鑛床、林野及國有未墾地調査ノ事務ニ 從事セシムルタメ朝鮮總督府ニ臨時職員設置)中改正	(三)	一四一
第二十六號	朝鮮總督府取調局官制、朝鮮總督府專賣局官制及朝鮮總督府印刷局 官制廢止	(三)	一四二
第二十七號	朝鮮總督府中樞院官制中改正	(三)	一四二
第二十八號	朝鮮總督府警察官署官制中改正	(三)	一四三
第二十九號	朝鮮總督府鐵道局官制中改正	(三)	一四五

第三十號	朝鮮總督府遞信官署官制制定朝鮮總督府通信官署官制廢止	(三)	一四六
第三十一號	朝鮮總督府臨時土地調查局官制中改正	(三)	一四九
第三十二號	朝鮮總督府稅關官制中改正	(三)	一五〇
第三十三號	朝鮮總督府監獄官制中改正	(三)	一五二
第三十四號	朝鮮總督府平壤鑛業所官制中改正	(三)	一五三
第三十五號	朝鮮總督府勸業模範場官制中改正	(三)	一五四
第三十六號	朝鮮總督府中央試驗所官制制定朝鮮總督府工業傳習所官制廢止	(三)	一五五
第三十七號	朝鮮總督府地方官官制中改正	(三)	一五六
第三十八號	朝鮮總督府中學校官制中改正	(三)	一五八
第三十九號	朝鮮公立小學校官制	(三)	一五八
第四十號	朝鮮公立高等女學校官制	(三)	一五九
第四十一號	朝鮮公立實業專修學校官制	(三)	一六〇
第四十二號	官立仁川實業學校廢止	(三)	一六二
第四十三號	朝鮮總督府濟生院官制	(三)	一六二
第四十四號	朝鮮總督府裁判所職員定員令中改正	(三)	一六四
第四十五號	高等官官等俸給令中改正	(三)	一六四
第四十六號	朝鮮總督府判事及朝鮮總督府檢事官等給與令改正	(三)	一六六
第四十七號	判任官俸給令中改正	(三)	一六九
第四十八號	明治四十三年勅令第三百二十二號(舊韓國在外指定學校職員ノ名稱)	(三)	一六九